

博士論文：生活保護利用世帯における
大学等「就学機会」に関する研究

首都大学東京・人文科学研究科

社会行動学専攻・社会福祉学教室

三宅雄大

目次

序章	1
1. 問題提起	1
2. 先行研究の検討	5
3. 研究目的	22
4. 分析枠組み	22
5. 研究課題	29
6. 研究方法	30
7. 補論——調査地の概要	43
8. 論文構成	47
第1章 生活保護制度における大学等就学の「条件」	49
1. はじめに	49
2. 研究目的	50
3. 分析枠組み	50
4. 研究方法	54
5. 分析結果——「通知」の規定分析	54
6. 考察	60
第2章 利用世帯における若者の「進路希望」の形成過程	65
1. はじめに	65
2. 研究目的	65
3. 分析枠組み	65
4. 研究方法	66
5. 分析結果——「語り」の記述、分析	68
6. 考察	83
第3章 大学等就学に向けた「資源調達」の過程	87
1. はじめに	87
2. 研究目的	87
3. 分析枠組み	88
4. 研究方法	89
5. 分析結果(1) ——事例分析	95
6. 分析結果(2) ——事例間比較分析	114
7. 考察	118

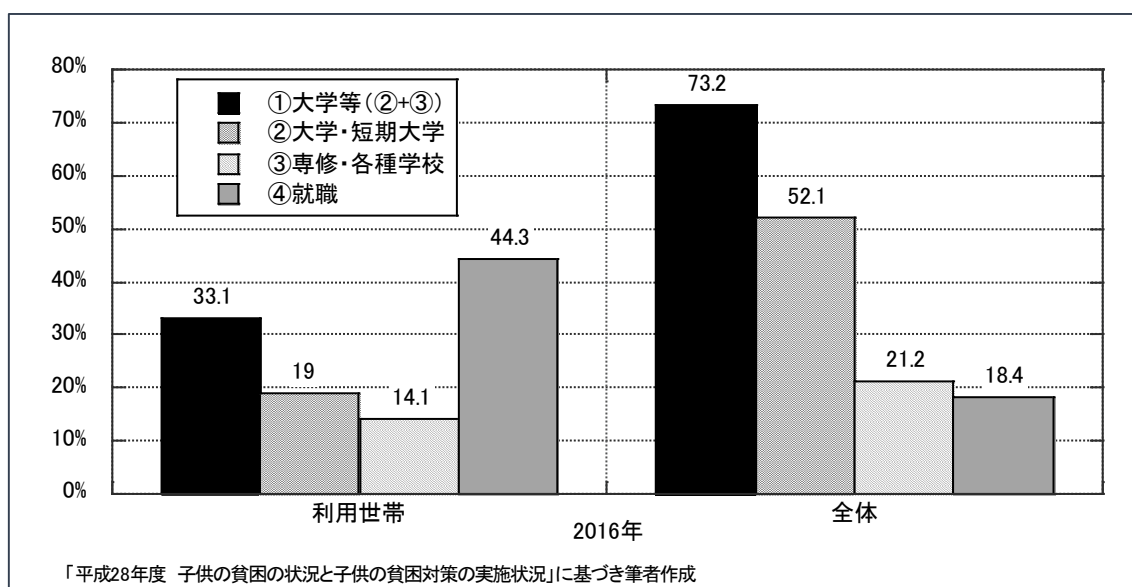
終章	121
1. はじめに	121
2. 分析結果・考察の整理	121
3. 全体考察	125
4. 残された課題＝限界	134
資料	137
1. 資料図表	139
2. 分析対象の成育歴――概要	141
3. イギリスにおける所得連動型奨学金／所得保障制度	152
参考文献	155

序章

1. 問題提起

現在の日本では、高等学校等卒業後の大学等進学率が 7 割を超えている。しかしながら他方で、「生活保護制度」（日本の公的扶助制度）を利用する世帯（以下、利用世帯）¹においては：①高等学校等卒業後の大学等進学率が 3 割弱にとどまる一方で；②就職率は日本全体に比して高くなっている（「平成 28 年度 子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」²；図序-1 参照）³。

図序-1. 高等学校等卒業後の進学率・就職率——全国／利用世帯



¹ 一般的には「生活保護受給世帯」、「受給者」という語句が用いられている。また、厚生労働省は「被保護世帯」（「被保護世帯調査」など）という語句を、生活保護法（第6条；第10章）は「被保護者」という語句を用いている。しかしながら、本研究では、人びとが他の制度同様に「生活保護」という「制度」を「利用している」という点を強調するために「生活保護利用世帯」、「利用者」という語句を用いる。

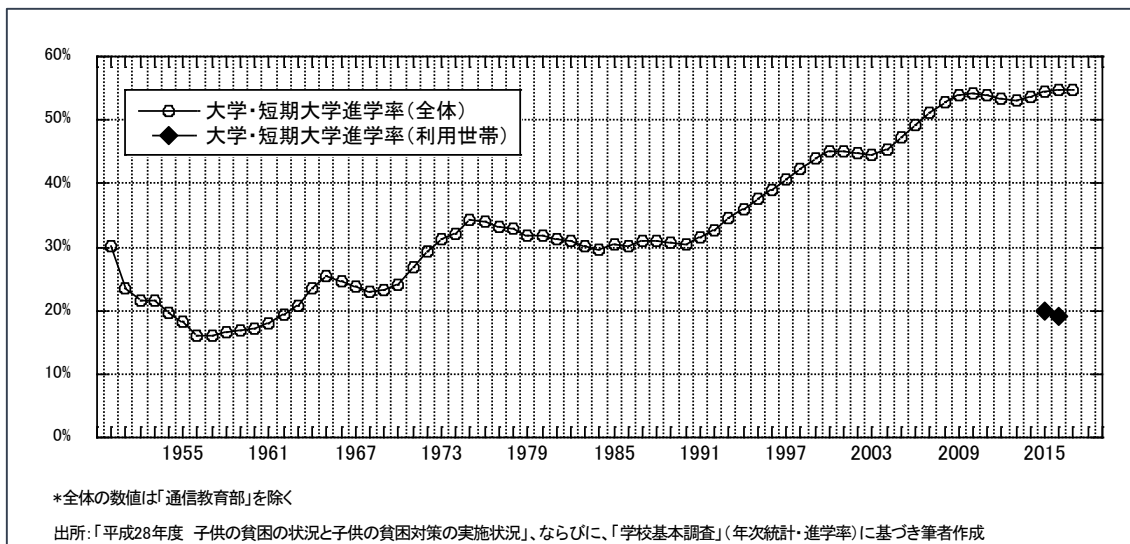
² 内閣府 HP (http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/pdf/h28_joukyo.pdf) 参照。

³ 「子供の貧困対策に関する大綱について」によれば：①進学率＝「高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中で卒業を認められた者を含む。）のうち、大学等（大学及び短期大学）、専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合」；②就職率＝「高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中で卒業を認められた者を含む。）のうち、就職した者の割合」である。

なお、日本全体の数値は、各年度の「学校基本調査」に基づき算出されており、利用世帯の数値は、厚生労働省社会・援護局保護課調べの数値である。

上図の数値のうち、利用世帯における大学・短期大学進学率（19%）は、日本全体における1960年代初頭の大学・短期大学進学率（通信教育学部を除く）——1962年=19.3%、1963年=20.9%——に等しい（図序-2）。つまり、利用世帯における大学・短期大学進学率は、50年以上前の日本全体の進学率と同水準にとどまっているのである。

図序-2. 大学・短期大学進学率——日本全体／利用世帯



以上のとおり、大学等は、少なくとも量的な側面に限っていえば——少数者にだけ開かれているのではなく——誰しもが接近可能な「教育の場」になりつつあると考えられる一方（cf. トロウ 1976）⁴、利用世帯の子ども⁵はこの潮流に取り残されていると言えよう。

ここまでの議論を踏まえると、利用世帯出身の子どもは、大学等⁶への「就学機会」（＝大

⁴ トロウ（1976）は、高等教育制度の発展段階を3つの「理念型」として整理している：①「エリート段階」（該当年齢人口に占める大学在学率：～15%）＝進学機会が少数者の「特権」であり、高等教育制度は支配階級出身のエリート養成機能を担う段階；②「マス段階」（同数値：15%～50%）＝進学機会が一定の人びとの「権利」となり、高等教育制度が専門分化した役割を果たすエリート養成を担う段階；③「ユニバーサル段階」（同数値：50%以上）＝進学が一種の「義務」と見なされ、多数の学生に高度産業社会で生きるための準備を提供する機能を担う段階。以上を本研究の文脈に援用するならば、利用世帯の子どもは、高等教育（大学等）就学が「義務」と見なされる時代（「ユニバーサル段階」）において、いまだ「マス段階」にとどめ置かれているのだと言えよう。

⁵ 本研究では、「児童福祉法第（4条）」における「児童」の定義にならって、「子ども」を「18歳未満の者」と定義する。ただし、分析を進めるうえでの便宜上、18歳以上の者であっても「高等学校等に就学中の者」（例えば、定時制高校、高等専門学校などに就学中の者）に関しては「子ども」と表記する。また、養育者（親）との関係の文脈で論じる際には、年齢を問わず「子ども」——「親」に対する「子ども」——と表記する。

⁶ 以下、本研究では、「保護の実施要領」（局長通知）に倣い「高等学校（定時制及び通信制を含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部専攻科、高等専門学校、専修学校又は各種学校」を「高等

学等に「就学するか否か」を選択する「機会」) に関して、何らかの不利を被っている——つまり、「就学機会」の不平等に直面している——可能性がある。

ところで、なぜ、本研究では、「生活保護制度」を利用する世帯を限定的にとりあげるのか。そしてまた、なぜ、大学等「就学機会」に焦点化するのか。第1に、その理由は、利用世帯が生活保護「制度」内で生活していることと関係している。そもそも、大学等進学率の格差は、利用世帯に限らず、貧困・低所得世帯や社会階層間においても見受けられる。

例えば、前掲の「子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」(2016年度版)によれば、児童養護施設の子どもの高等学校等卒業後の進学率が24%で、就職率が70.4%であること；ひとり親世帯における子どもの高等学校等卒業後の進学率が41.6%で、就職率が33.0%である⁷。この意味で、利用世帯「だけ」が問題なのではない。

しかしながら同時に、利用世帯は「生活保護制度を利用している」という事実から、「非利用世帯」とは異なる状況に置かれていると考えられる。仮に「生活保護」という制度の仕組みによって、子どもの「就学機会」が制約されているとすれば、他の世帯とは独立に取り上げられるべき課題であろう。

第2に、大学等への「就学機会」を問題化する視点としては、「目的論」と「義務論」が挙げられる⁸。はじめに、「目的論」的な視点である。この視点に依拠するならば、大学等への「就学機会」が不平等であることによって、「教育」によって生じる善——教養の修得といった自己実現、「商品化」された主体の産出、子どもの就労自立など——が阻害される可能性があるため「就学機会」の不平等は問題視される。

例えば、内閣府の公表した「子どもの貧困対策に関する大綱」の基本指針における：①「貧困の世代間連鎖を断ち切る」；②「我が国の将来を支える積極的な人材育成」といった文言、あるいは、進学率の向上によって「社会的損失」を縮減するという推計など (cf. 日本財団・子どもの貧困対策チーム 2016) は、「目的論」的な視点に立っていると見えよう⁹。

学校等」と略記する。また、同様に「夜間大学等 (大学夜間部、通信制各種学校)」と「大学・短期大学 (大学昼間部、短期大学、生業扶助の給付対象外である専修学校・各種学校)」を併せて「大学等」と略記する。なお、学校系統に関しては、巻末の資料図-1を参照。

⁷ 児童養護施設の子どものに関しては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ (2016年度)；ひとり親世帯の子どものに関しては、「全国母子世帯等調査 (特別集計)」(2011年度) から算出されている。

⁸ ここでいう「目的論」とは「正ないし不正は善と悪とによって決定されとする見解」である (Hirose, 2015=2016；p. 11)。例えば、「功利主義によれば、ある行為の正ないし不正はその行為が生じさせる善〔快楽、幸福——引用者〕の量によって決定される」(ibid.；p. 11)。これに対して、「義務論」とは「ある行為の正ないし不正は善および悪とは独立に決定されとする見解」である (Hirose, 2015=2016；p. 12)。例えば、ある行為がどれだけ多くの善を生み出すとしても、それが義務に反する行為の場合、その行為は不正だとされる (cf. Kant, 1785=2012)。

⁹ 「目的論」的な視点は、さらに「個人の論理」と「社会の論理」に分類可能である。第1に、「個人の論理」から「就学機会」の平等が要請される場合には、個人の欲望や主観的必要 (知的好奇心、教養の修得、社会的・職業的地位の獲得など) の充足が主目的となる。これに対して、第2に、「社会の論理」から「就学機会」の平等が要請される場合には、社会の欲望、必要 (有為な労働者の育成＝「商品化」、そ

これに対して、「義務論」的な視点を採る場合、大学等への「就学機会」の不平等は、国民の「教育を受けること／学習すること」に対する権利（＝日本国憲法第 26 条の「教育を受ける権利」）の侵害——政府の権利保障「義務」の不履行——として問題視される。

日本国憲法第 26 条に規定される「教育を受ける権利」には：①「学問・学習の自由」に由来する「自由権」的な側面（兼子 1971；pp. 115-116）；及び、②「教育」を受けるための「外的・経済的条件」¹⁰の整備、その前提である「生存権」の保障を求める「社会権」的な側面があると指摘されている（小川 1972；cf. 中村・永井 1972；山崎 1994）¹¹。この両面を保障することが、ここでいう政府の「義務」である。

また、法律レベルでは、「教育基本法」（第 4 条）に「教育機会の均等」が規定されている。その第 2 項は、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」としている¹²。

なお、国家による「教育を受ける権利」の保障対象は、義務教育に限られず、高等学校等や大学等、さらには、社会教育も含まれると考えられる（兼子 1971；有倉 1977；山崎 1994 など）。2012 年に日本政府が「国際人権規約（A 規約）」の第 13 条——中等教育、高等教育の「無償教育の漸進的な導入」——の留保を撤回していることを踏まえると、国家による「条件整備義務」の対象に大学等が含まれることは明らかだと言えよう。

れによる経済成長、社会保障費の削減など）の充足が主目的となる。後者の場合は、社会政策領域で展開されている「ワークフェア」（宮本 2013；仁平 2009；2015；田中 2011；2016；埋橋 2007）——「教育」（職業訓練含む）を「福祉」（所得保障）の条件、手段とする——と親和的である。

以上の議論と関連して、そもそも、教育への投資が貧困対策の「切り札」になりえないという指摘には留意が必要である（松本 2013；cf. 阿部 2013；戸室 2017；山野 2017；Esping-Andersen, 2009=2011；Oshio, Sano, Kobayashi, 2010）。

¹⁰ 「教育基本法」第 16 条を参照。宗像（1975）は、教育の「外的事項とは、教育施設の設置管理、教育財政などに関することであり、内的事項とは教育内容と教育方法、すなわち教育課程に関すること」（p. 284）だとしたうえで、国家の介入は「外的事項」の条件整備に限られるべきで、「内的事項」への介入は禁じられるべきだと論じている（cf. 山崎 1994）。本研究では、子どもの大学等への「就学機会」に関して、教育の「内的事項」には言及することはせず、「外的事項」との関連で論じるのみとする。

¹¹ 「教育福祉」の議論によれば、「福祉と教育の問題」は不離一体として捉える必要がある。そもそも「教育を受ける権利」を充足するためには、「生存権」が保障されていることが前提条件である。反対に、「教育を受ける権利」が保障されていなければ、「生存権」の実質的な保障——「生存権」を行使する主体の形成——は望みえない。

¹² 「教育基本法」第 4 条の規定は、以下のとおりである：

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

上記いずれの視点を採るにせよ、大学等への「就学機会」の不平等は、検討されてしかるべき課題だと考えられる。

それでは、「なぜ、生活保護利用世帯の子どもは、高等学校等卒業後に大学等へ就学しないのか／できないのか」、あるいは、「生活保護利用世帯の子どもは、大学等への就学機会に関して、どのような不利を被っているのか」。以上が本研究の起点となる「問い」である。

2. 先行研究の検討

以下では、上記の「問い」に関連する知見を整理し、先行研究から「何」が「明らかにされているのか／明らかにされていないのか」を検討する。その際、大別して以下2とおりの先行研究を検討する：(1)「生活保護制度」における「就学」の取扱いを検討している「制度研究」；(2) 貧困・低所得世帯（以下、利用世帯を含む）の子どもの「就学」に関する「調査研究」。

(1) 「生活保護制度」における「就学」の取扱い

ここでは、まず、「生活保護制度」において「学校教育」「就学」が「どのように」取扱われてきたのかを、「生活保護法」や「保護の実施要領」（厚生労働省発の通知）を検討している「制度研究」（鈴木 1967；小山 1975；白沢 1978；牧園 1999, 2006；横山 2001；小川 2007；阿部 2012；岡部 2013）の知見から整理する。

具体的には：(A) 義務教育就学；(B) 高等学校等就学；(C) 大学等就学の順に検討する。この作業を通じて、「生活保護制度」における大学等就学の取扱いの特徴を、他の学校段階と比較して析出する。

(A) 義務教育就学の取扱い

学校教育の就学費用を対象とした給付＝「教育扶助」は、1950年施行の生活保護法第13条においてはじめて創設された（cf. 小山 1975）¹³。その条文では、以下のとおり規定されている：

教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持できない者に対し、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

1. 義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品
2. 義務教育に伴って必要な通学用品
3. 学校給食その他義務教育に伴って必要なもの¹⁴

¹³ これより以前、救護法から旧生活保護法においては、教育に伴う費用は「生活扶助」に含みこまれていた（cf. 小山 1975；白沢 1978；小川 2007）。

¹⁴ 「教育扶助」の対象となるのは、原則的に公立の小中学校である。また、2016年度現在の「教育扶助」の内容は：基準額、学校給食費、通学費、教材費、ならびに、学習支援費（2009年創設）である。

以上に示されているとおり、「教育扶助」の給付対象は「義務教育」（小中学校）就学に伴う費用に限られている。

この点と関連して、生活保護法のコンメンタールを著した小山（1975）によれば、当初の厚生省当局の新法案には「但し、政令の定めるところにより、義務教育以外の学校教育についてもこれを行うことを妨げない」と但し書きが付されており、高等学校等就学に対する給付の可能性も残されていたという。

しかしながら、「この案は社会福祉ということだけを考えた場合には適当であろうが、社会保障という見地から考えた場合にはいささか行きすぎであり、最低生活保障法としての建前を乱す虞れありとの批判強く」、最終的には削除されている（*ibid.* p. 246）。

小山は、「教育扶助」の対象が「義務教育」に限定された理由を以下のとおり説明している：

教育扶助の適用範囲を義務教育に限定していることは、本法の目的が要保護世帯の自立助長にあることから考えると些か物足りない感があるが、本法の最低生活保障法たる建前と一般庶民世帯の教育水準とを考慮するとき、当分我が国民の最低限度の教育水準を義務教育以上の線に置くことは困難であろう。（*ibid.* p. 248）

つまり、生活保護法の施行当時は、義務教育以上への就学が「最低生活」を超え出るものとして考えられていたため——当時の高等学校等への進学率は40%台であった——、「教育扶助」の対象が義務教育に限定されたのである（以上の議論は、白沢1978も参照）。

この点に関して、小川（2007）は、「教育面での人たるに値するという意味での最低生活がいわゆる義務教育にとどまらなければならないという根拠は必ずしも存在しない」（p. 237）としたうえで；「教育に対する権利」という観点、ならびに、「自立助長」という生活保護法の趣旨目的という観点からしても「義務教育学校以外の教育も、それが健康で文化的なという意味での最低生活権に属すると考えられるときには当然、生活保護法による教育扶助でカバーすべきものと考えられる」（p. 238）と論じている。

ここまでの議論を整理すると以下のとおりである：①利用世帯から義務教育に就学することは、生活保護法施行当時から「教育扶助」によって、一定程度、経済的に保障されてきたこと；②ただし、「教育扶助」の対象が義務教育に限定される根拠はないと考えられること、以上である。

（B）高等学校等就学の取扱い

以上に検討したとおり、「生活保護制度」における「教育扶助」の給付対象は、義務教育に限定されている。それでは、利用世帯の子どもが義務教育修了後の就学をすることは、完全に不可能であったのか。結論の先取りになるが、政府は「保護の実施要領」の改正を通じ

て、利用世帯の子どもが高等学校等に就学することを可能にしてきた。以下、先行研究の知見から、その経緯を概観する。

そもそも、生活保護法では、「収入および支出、即ち、家計を一にする消費生活上の一単位」(小山 1975 ; p. 220) である「世帯」を単位として「保護の要否及び程度を定める」ことを規定している(生活保護法第 10 条)。また、同 10 条の但し書きには、世帯単位の原則によりがたいときには、「個人を単位として定めることができる」と付されている。

小山(1975)は、以上の「世帯単位の原則」に「よりがたい場合」の一例として、以下の場合を挙げている：

母と子供から成る世帯で、子供の中の一人が高等学校以上の学校に行くことがその世帯のために必要であってその世帯外からの援助とその子供の自力でその学校に行くことができる場合 (p. 224)

つまり、利用世帯の子どもが高等学校等、大学等に就学する場合には、当該就学者のみを世帯分離する——保護を廃止する——ことで、その就学を認めることが想定されていた。いわば、「事実は世帯であるものを世帯でないと擬制する」こと——「消極的擬制」——(小川 2007 ; p. 38) で、義務教育以上の就学への途を拓くということである。

実際に、「生活保護制度」下では、「保護の実施要領」の改正によって、利用世帯の子どもの高等学校等就学が可能となってきた。この点に関して、義務教育以上の就学が「保護の実施要領」において「どのように」取扱われてきたかを分析した牧園(1999)¹⁵は、以下の点を指摘している。すなわち、当初、優秀者対策であった高等学校等への「世帯分離就学」が、要件の緩和によって「世帯内就学」の容認にまで拡張されてきたことである。

具体的には、以下のような変遷を経ている：①1958年の「保護の実施要領」の改正では、日本育英会法の「特別貸与奨学金」(成績優秀者向け)を活用していることが高校への「世帯分離就学」の要件であったが；②1961年の改正では、「公的奨学金」を活用した高校教育への「世帯内就学」(保護を受けながらの就学)が認められ；③1970年の改正では、高校就学を原則的に「世帯内就学」とする方式が確立されている。

以上に加えて、高等学校等就学に関する大きな転換点として、2005年度の「保護の実施要領」の改正が挙げられる。この改正によって：①「生業扶助」に「高等学校等就学費」が創設され；②保護費のやりくりによる「預貯金」、「学資保険の保有」が認められている。

これにより、2005年度以降、利用世帯の子どもが高等学校等に就学する場合は；①保護を受けながらの「世帯内就学」が一般的に認められ；なおかつ、「就学費用」に関しては、②「学資保険」や「預貯金」の活用、ならびに；③「高等学校等就学費」(「生業扶助」)に

¹⁵ 鈴木(1967)、白沢(1978)も参照。

よる保護費の給付で賄うことが可能となった¹⁶。

なお、以上の改正の契機としては、2004年3月16日の中嶋訴訟の最高裁判決が挙げられる。中嶋訴訟とは「生活保護法による保護を受けている者が子の高等学校修学費用に充てる目的で加入した学資保険の満期保険金について収入の認定をして保護の額を減じた保護変更決定処分が違法であるとされた事例」¹⁷である。

同訴訟の最高裁判決では、「生活保護法の趣旨目的にかなった目的と態様で保護金品等を原資としてされた貯蓄等は、収入認定の対象とすべき資産には当たらない」としたうえで、以下のとおり論じている：

近時においては、ほとんどの者が高等学校に進学する状況であり、高等学校に進学することが自立のために有用であるとも考えられるところであって、生活保護の実務においても、前記のとおり、世帯内修学を認める運用がされるようになってきているというのであるから、被保護世帯において、最低限度の生活を維持しつつ、子弟の高等学校修学のための費用を蓄える努力をすることは、同法の趣旨目的に反するものではないというべきである¹⁸。

上記の中嶋訴訟の最高裁判決を受けて、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」（以下、「在り方委員会」）による報告書では、以下のとおり高等学校等就学に関する提言がなされている：

高校進学率の一般的な高まり、「貧困の再生産」の防止の観点から見れば、子供を自立・就労させていくためには高校就学が有効な手段となっているものと考えられる。このため、生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校への就学費用について、生活保護制度において対応することを検討すべきである。

（「在り方委員会」報告書）¹⁹

以上のとおり、「学資保険・預貯金保有の容認」と「高等学校等就学費の創設」は、「子どもの自立」、「世帯の自立」、ならびに、「貧困の再生産防止」という観点からなされたと言え

¹⁶ なお、2010年度には、他法・他施策ではあるが「公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度」が創設されている。この制度により、公立高校の授業料が無償化され、また、私立高校の就学費に対しては「高等学校等就学支援金」が給付されることとなった。ただし、上記制度は、2014年度に「高等学校等就学支援金制度」に改正されている。これにより、「市町村民税所得割額」が30万4,200円（年収910万円程度）以上の世帯は、授業料無償化、ならびに、高等学校等就学支援金の対象から除外された。

¹⁷ 裁判所 HP (http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=52270)

¹⁸ 裁判所 HP (http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/270/052270_hanrei.pdf)

¹⁹ 厚生労働省 HP (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/s1215-8a.html>)

よう。

ただし、ここまで検討してきた「高等学校等就学費」に関しては、以下 2 とおりの課題が指摘されている：①高等学校等就学費が「教育扶助」としてではなく「生業扶助」として給付されていること（就労に偏重していること）（阿部 2012；岡部 2013）；②ならびに、世帯内就学を認める要件として、高等学校等に「就学し卒業することが世帯の自立助長に効果的と認められる場合」と規定されていることである。

後者に関しては、本来「生活保護請求権も学習権もその主体は個人であるから、自立は権利主体たる児童本人について考えられなければ」ならず「世帯の自立はあくまでも副次的第二次的な効果に過ぎない」ことが指摘されている（阿部 2012；p. 153, cf. 横山 2001）。

以上、ここまでの議論を整理すると：①「高等学校等就学費」が「教育扶助」ではなく「生業扶助」に創設されたこと；ならびに、②子どもの就学が「世帯の自立」によって条件づけられているという限界がある一方で；③利用世帯における高等学校等就学は、一定程度、経済的に保障されつつある（「世帯内就学」＋「高等学校等就学費」）と言えよう。

（C）大学等就学の取扱い

上述の高等学校等就学の場合と同様に、政府は、「保護の実施要領」を改正することで利用世帯の子どもが大学等に就学する途を拓いてきた。重要な論点としては、以下 3 点が指摘できる（cf. 牧園 1999）。

第 1 に、限定的な「世帯分離就学」から、要件の緩和された「世帯分離就学」に移行していったことである。大学への「世帯分離就学」は、1961 年の「保護の実施要領」の改正においてはじめて正式に認められている。ただし、要件として「特別貸与奨学金の活用」（成績優秀者向け）が設定されていたため、その対象者は限られていた。

しかしながら、その後、段階的に「世帯分離就学」の要件は緩和されていった。具体的には、以下の要件を充たす場合に「世帯分離就学」が認められるに至っている：①保護開始時に現に大学に就学中の場合（1970 年改正）；②「生業扶助」の給付対象外である各種学校に就学する場合（1970 年改正；1973 年改正）；③「各種貸与金」を活用して大学に就学する場合（1974 年改正；1975 年改正）；④「生業扶助」の給付対象とならない専修学校に就学する場合（1995 年改正）。

これに対して第 2 に、1973 年の「保護の実施要領」改正によって、「余暇活用」としての「夜間大学等」への「世帯内就学」が認められたことである。以降、大学等就学に関して「世帯内就学」が認められているのは、上記の「夜間大学等」のみである。ただし、「夜間大学等」就学の場合であっても、「就学費用」に対する保護費の給付はない。

上記のとおり、利用世帯から大学等へ就学する場合には——「夜間大学等を除き」——「世帯分離就学」が前提とされている。このことは、就学する者が「生活扶助」等の対象から除外されることを意味する。この点に関して、岡部（2013）は、「世帯内就学」を認めていないことが「貧困の世代間継承（再生産）の解消を図る上では大きな障壁となる」（p. 37）と

指摘している。

第3に、上記2点と関連して、現行の「生活保護制度」では、「恵与金」や「各種貸与金」（「他法・他施策」）によって、大学等就学に伴う費用を賄うことが前提とされていることである（cf. 岡部 2013）。既に言及したとおり、大学等就学——「世帯分離／世帯内就学」を問わず——に対する保護費の給付はない。それゆえ、利用世帯の子どもは、「生活保護制度」以外の「資源」に頼らざるを得ない。

ここまでの議論を整理すると以下のとおりである：①利用世帯の子どもが大学等へ就学することは、「世帯分離」をする場合にのみ認められていること（但し、夜間大学等を除く）；以上と関連して、②「学費等」や「世帯分離」後の「生活費等」に対する経済的保障はなされていないこと；それゆえに、③「恵与金」や「他法・他施策」の活用が前提とされていること、以上である。

小括——得られた知見と課題

以下、ここまでの先行研究から得られた知見と課題を整理する。

まず、先行研究から得られた知見としては、以下3点が指摘できる。第1に、「生活保護制度」において「教育扶助」の給付対象は、義務教育に限定されていることである。そのため、義務教育修了後の高等学校等、大学等への就学は対象外とされている。この理由としては、義務教育以上の学校が「最低生活」を超え出ることが挙げられている。

第2に、高等学校等に関しては：①「保護の実施要領」の改正を繰り返すなかで「世帯内就学」が認められてきたこと；ならびに、②2005年改正により、「生業扶助」（「高等学校等就学費」）、「学資保険」や「預貯金」の保有による一定程度の経済的保障を得られるに至ったことである。ただし、「高等学校等就学費」には：①「生業扶助」に位置づけられていることから「就労」に偏重しているという課題；ならびに、②「世帯の自立助長」という要件が付されているという課題が残されている。

第3に、大学等に関しては、就学の対象・要件は緩和されてきたものの、「夜間大学等」を除いて「世帯分離就学」しか認められていないことである。そのため、「学費等」や「世帯分離」後の「生活費等」に対する保護費の給付はなく、「各種貸与金」や「恵与金」の活用に関わらずに頼らざるを得ない状況にある。したがって、利用世帯の子どもが大学等へ就学する場合には、義務教育や高等学校等の場合に比して、より大きな経済的障壁があると考えられる。

上記の知見が得られた一方で、先行研究には、以下2点の課題が残されている。第1に、利用世帯から大学等に就学する場合に、「何」を「なしうるのか／なしえないのか」が部分的にしか明らかにされていないことである。「保護の実施要領」では、「世帯認定」——「世帯分離就学／世帯内就学」——以外にも、「収入認定」、「資産の活用」、「他法・他施策」などに関する規定がある。

以上に加えて第2に、「保護の実施要領」における大学等就学に関する「要件」の分析が不十分だということである。すでに言及したように、高等学校等の「世帯内就学」の「要件」

には「世帯の自立助長に効果的と認められる場合」と規定されており、子どもの就学が「世帯の自立助長」の「手段」として位置づけられていた。大学等就学に関する「要件」の規定にも、以上のような問題が含まれている可能性がある。

以上を踏まえると、「生活保護制度」における大学等への「就学機会」を明らかにするためには、より体系的に「保護の実施要領」の規定を検討する必要があるだろう。

(2) 貧困・低所得世帯の子どもの「大学等就学」に関する調査研究

以上に見てきたとおり、「生活保護制度」では、子どもが大学等へ就学することが——無条件ではないものの——認められている。それにも関わらず、多くの利用世帯の子どもが、大学等に「就学していない」のは「なぜ」なのか。

以下では、利用世帯における大学等就学の実態に関する調査研究を検討する。但し、論点の先取りになるが、「利用世帯」に焦点化して、なおかつ、「大学等就学」をとりあげた先行研究は管見の限りほとんどない。

そこで、以下では、利用世帯を含む「経済的困難を経験している世帯」（以下、「貧困・低所得世帯」²⁰と略記）を対象とした調査研究を検討することで知見の整理を行う。また、必要に応じて、社会階層研究、若者の移行に関する研究にも参照して、上記の知見を補完する。

(A) 大学等からの「選別」

フランスの社会学者の Bourdieu, Passeron (1964=1997) によれば：①フランスの労働者階級の子どもが大学へ進学する「客観的な可能性」（100人に2人）は、上級管理職の子どもの進学可能性（2人に1人）を大きく下回っており；②同様に、労働者階級の子どもは、身近に大学進学者がいないため、大学進学への「主観的期待度」が低いという (ibid. p.14)。つまり、下層階級の子どもは、大学進学から「客観的に」選別されており、そしてまた、「主観的に」自己選別をしていると考えられている (cf. 宮島 2017；pp. 58-62)。

それでは、日本の利用世帯に関しては、どのような知見が得られているのか。第1に、利用世帯の子どもが、義務教育修了時、ならびに、高等学校等卒業時に「上級学校への進学」ではなく「就職」や「その他」²¹の進路へと「選別」されている可能性が指摘できる。先に言及したとおり、利用世帯における大学等進学率（33.2%）は、日本全体の大学等進学率（73.2%）に比して低位であった。

以上に加えて、利用世帯においては、高等学校等進学率が相対的に低く、高等学校等中途退学率が相対的に高いことが指摘されている。例えば、内閣府の公表する「平成27年度 子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」によれば：①利用世帯における高等学校等進

²⁰ ここで、「貧困・低所得世帯」とは、個々の調査研究において設定された基準に基づき「貧困」、「低所得」として定義、分類された世帯を指す。そのため、必ずしも一貫した基準があるわけではないことに留意されたい。主としてとりあげる調査研究の調査対象の概要は、巻末の資料表-1を参照。

²¹ ここで「その他」の進路としては、フリーター、無職、家族介護、療養などを想定している。

学率は、90.8%（2013年）、92.8%（2015年）で、全世帯の数値98.8%（2015年）に比して6～8ポイント低く；②また、利用世帯の高等学校等中退率は、5.3%（2013年）、4.3%（2015年）で、全世帯の数値1.5%（2015年）に比して3.8～2.8ポイント高くなっている（類似の知見は、高山1981；林2016参照）。

また、第2に、中学生という早期の段階で、利用世帯と一般世帯との間に「進学期待／進学希望」²²の格差が生じていることが指摘できる。（青木2003；田中2013；前馬2014；林2016）。具体的には、利用世帯の中学生が：①「進学希望」として「高校」まで、ならびに「専門学校」までを挙げる割合が一般世帯に比して高いこと；②反対に「大学」、「短大」を挙げる割合が一般世帯に比して低いことが析出されている（林2016；田中2013）。また、利用世帯における親の子に対する「進学期待」としては、「最低限」「高校」までは卒業してほしいとする割合の高いことが指摘されている（青木2003；前馬2014）。

なお、利用世帯に限らず、広く「貧困層（相対的貧困）」を対象とした調査研究（藤原2012）からは：①「貧困層」の親が、「進学期待」として「中学・高校」までを挙げる割合が「非貧困層」に比して高く；②反対に「大学・院」までを挙げる割合が低かったことが析出されている。子ども自身の「進学希望」に関しても同様の傾向が析出されている。

以上の知見を踏まえると、利用世帯の子どもには、自ら「大学等就学」を「諦める」、あるいは、何らかの理由から「希望しない」という「主観的」な「選別」が生じていると考えられる²³。

ここまでの議論を整理すると：①利用世帯の子どもは、一般世帯に比して、大学等就学に至るより以前の段階で「学校教育」から離れている可能性が高く；②また、早い時期から大学等就学を「諦めている」、あるいは、「希望していない」状況にあり；③大学等就学から二重に「選別」されていると考えられる。

それでは、「なぜ」、「どのようにして」、利用世帯の子どもは、大学等就学を「諦め」、あるいは、「希望することなく」、大学等就学から「選別」されていくのであろうか。以下では、「貧困・低所得世帯」を対象とした調査研究から上記の問いに関連する知見を整理する。

(B)「経済的障壁」による「選別」——大学等就学に伴う「経済的負担」

上記のような「客観的」な「選別」が生じる理由として、先行研究からは、大学等就学

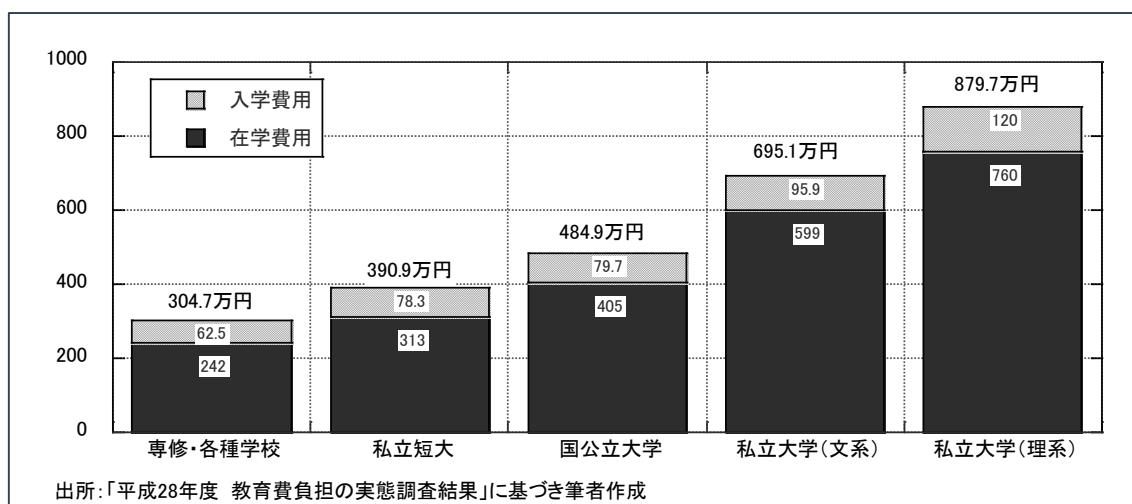
²² ここでは：①養育者が子どもに対して望む「最終学歴」を「進学期待」；②子ども自身が自らに望む「最終学歴」を「進学希望」と表記する。

²³ なお、「世帯構造」の相違によっても「学歴達成」や「進学希望」の格差が生じていることが明らかにされている。例えば、稲葉（2011）は、「2005年SSM調査」の結果を分析して、以下3点を指摘している：①「父不在家庭」の者が、「父存在家庭」の者に比して、「高等教育」（短大以上）進学に際して不利を被っていること；なおかつ、②上記の不利が「経済的問題」（15歳時の暮らし向き）に還元できないこと；また、③「父不在家庭」の者の「中学3年時」の「成績」が相対的に低位であり、「短大以上への進学」を希望する者の割合が低いこと。これらの指摘は、ひとり親世帯において「関係的な資源」（親子間の相互作用など）に関する不利が生じている可能性を示すものと考えられる（cf. 山田2016）。

伴う「経済的負担」（「就学費用」＝「学費等＋生活費等」）の問題が析出されている。先行研究（青木 2007；小林 2008；矢野 2015）によれば、日本では、子どもが大学等に就学する場合に、「家族（親）」が「経済的負担」（「学費等」、「生活費等」）を引き受けることが前提とされているという。

この指摘と関連して、OECD 諸国の統計データからは、以下 2 点が指摘できる（以下、OECD, 2016；ならびに、青木 2007；小林 2008；中澤 2015；大内 2017 参照）。第 1 に、日本では、高等教育²⁴に対する「公財政」の支出割合が低く（35%）、「私費負担」の割合（家計 51%；その他の私的部門 14%）が高いことである。日本における「公財政」の支出割合は、OECD 諸国の中でも最低水準に位置している。例えば、OECD 諸国平均では「公財政」70%、「私費負担」30%（「家計」21%、「その他の私的部門」9%）であり、日本における「公私負担割合」の構成と反転している。

図序-3. 大学等就学に伴う費用



第 2 に、日本においては、高等教育（国公立）における平均授業料が高く、なおかつ、学生支援体制が整備されていないことである。日本の高等教育機関では、私立のみならず国公立の授業料も高騰してきており、OECD 諸国の中でもアメリカに次ぐ高水準である。

例えば、日本政策金融公庫の実施する「平成 28 年度 教育費負担の実態調査結果」によ

²⁴ ここでいう「高等教育」は、「国際標準教育分類（International Standard Classification of Education；ISCED）」による。ISCED によれば「高等教育は、中等教育を基盤として、専攻分野での高度に複雑な学習活動を提供する。高等教育の中には、理論中心の教育と一般に理解されているものだけでなく、高度な職業教育または専門教育も含まれる。」具体的には：短期高等教育（ISCED5）；学士課程または同等レベル（ISCED6）；修士課程または同等レベル（ISCED7）；博士課程または同等レベル（ISCED8）が含まれている。

れば、大学等就学に伴う費用負担（「入学費用」＋「在学費用」）²⁵は、図序-3のとおりである。具体的には、最も費用負担の軽い「高等専門学校・専修・各種学校」では「304.7万円（2年間）」、最も費用負担の重い「私立大学（理系）」では「879.7万円（4年間）」の費用負担が生じている。

これに対して、日本における奨学金制度に関しては：①独立行政法人・日本学生支援機構の「貸与型」（ローン）が中心であり；②なおかつ、「貸与型」（ローン）の返済軽減・免除の措置がほとんどとられていないことが指摘されている²⁶。

以上のように、日本では、高等教育に要する経済的負担の多くを「私費」（とりわけ、家計）に依存している。そして、先行研究では、このような費用負担のあり方が、『家族依存型』教育システム」（青木 2007；p.215）、「無理する家計」（小林 2008；p.81）、「親負担主義」（矢野 2015；p.253）として析出されている。

上記のような、大学等就学に伴う「経済的負担」を「私費」（「家族（親）」）に依存している日本においては、出身世帯に頼ることが困難／不可能である貧困・低所得世帯（含む利用世帯）の子どもは、大学等進学にあたって不利な位置に置かれると考えられる（青木 2007）。

この点に関して、乾（2006）の指摘は示唆的である。乾は、公立高校を卒業した若者の「移行」過程を調査したうえで（cf. 乾・東京都立大学 2006）、以下のとおり指摘する：

極度に狭められた「就職」にかわる選択肢として進学を選べるか否かは、ほとんど直接、学費を用意できるか否かにかかっている。これまで家庭階層の差は「経済資本」ばかりではなく「文化資本」のもつ影響力、すなわち「学力」の差として間接的に現れていたとすれば、現状は、私たちが対象にしたような中位以下の高校の生徒たちにとっては、よりむき出しの経済力の差として現れている。（p. 257）

²⁵ 「教育費負担の実態調査結果」において、「入学費用」とは：「受験料」（受験したすべての学校、学部にかかった受験料、受験のための交通費・宿泊費）、「学校納付金」（入学金、寄付金、学校債など、入学時に学校に支払った費用）、「入学しなかった学校への納付金」の総額である。また、「在学費用」とは：「学校教育費」（授業料、通学費、教科書・教材費、学用品の購入費、施設設備費など）、「家庭教育費」（学習塾・家庭教師の月謝、通信教育費、参考書・問題集の購入費など、おけいごとの費用）の総額である。なお、図に示した就学に伴う費用負担は、「入学費用」に「在学費用」（年間平均額×在学年数）を足した数値である。

²⁶ なお、2017年度から日本学生支援機構に「給付型奨学金」が創設され先行実施されている（本実施は、2018年度）。但し、給付対象は：住民税非課税世帯；生活保護利用世帯；社会的養護を要する者に限定されており、その給付額も月額3万円（国公立・自宅外）～4万円（私立・自宅外）と低水準である。

また、以上に加えて、「貸与型奨学金」の返還方式に「所得連動返還型無利子奨学金制度」が創設されている。この方式では、前年の所得収入額に応じて返還月額を決定する。そのため、返還月額が一律に決定されている「定額返還方式」に比べて、利用者の返済負担が軽減されることが期待される。しかしながら、当該方式の適用対象は、「第1種 無利子奨学金」の利用者に限定されている。

上級学校への進学可能性が、出身世帯の「経済力」如何によって左右されているというのである (cf. 耳塚 2002)。

上記の知見は、「貧困・低所得世帯」を対象とした調査研究からも支持される。例えば、小西 (2003) によれば、「貧困・低所得世帯」の高校生には、具体的な将来展望を抱いており、なおかつ、上級学校への進学を希望しながらも「経済的な問題」が理由でその実現が難しい者がいたという。

同様に、西田 (2012) は、経済的困難が語られた「困難層」出身の「若者」(すべてフリーター状況) が、主として経済的理由(親の経済状況、奨学金返済に対する不安など) から、高校卒業後に大学等へ進学することを諦めていたと指摘している (cf. 妻木 2005)。

また、大澤 (2008) によれば、「困難層」(利用世帯、児童扶養手当受給世帯、低所得世帯) 出身の「若者」(すべて高校卒業) には、高校卒業後に大学等へ進学することを断念した者がいたという。そして、かれらが、進学を断念した理由としては「奨学金制度を利用することで過大な借金を背負うことに対する忌避感や、高等教育を受けた後の就職可能性への不安から奨学金利用をためらうこと」(p. 10) が語られていたという。

以上のとおり、「貧困・低所得世帯」の子どもは、大学等就学に伴う「経済的負担」の重さ (i.e. 「私費負担」の高さ、奨学金制度の不十分) によって、大学等就学から「選別」されていると考えられる。また、ここで留意すべきは、「経済的負担」の重さによる「選別」が、子ども自身の「諦め」= 「自己選別」へと変換されていることである。

(C) 大学等就学を可能にした要因

以上のように、「貧困・低所得世帯」の子どもは、「経済的負担」によって、大学等就学に至ることなく「選別」されていた。しかしながら、以上のような「選別」が働くなかであっても、「貧困・低所得世帯」から大学等へ就学する者は一定数いる (例えば、利用世帯においても大学等進学率は約 3 割ある)。

そこで、以下では、視点を反転させて、「貧困・低所得世帯」の子どもが「いかにして」大学等就学を達成しているのかに着目した先行研究を検討する (長瀬 2011; 樋口 2014; 林 2016)。例えば、長瀬 (2011) は、児童養護施設出身者 (大学等卒業者) へのインタビュー調査から、大学等就学が可能となった条件として、以下 3 点を析出している: ①「複合的な条件」(信頼できる他者との出会い、具体的な職業像との出会いなど) に恵まれたため、当人が『進学は可能である』というイメージを持つことができた (p. 129) ということ; ②学費、生活費を賄うために、当人が「人並み以上の頑張り」をしていたこと; ③身近な援助者 (施設職員、地域住民など) を介して「偶然」、「たまたま」各種「資源」(奨学金、児童養護施設独自の支援など) を活用できたこと。

また、樋口 (2014) は、「生活困難層 (母子・父子家庭、傷病・障害者家族、引揚者家族)」出身者へのインタビュー調査から、大学等就学が可能となった条件として、以下 2 点を析出している: ①学費等を準備するために「家族一丸となって働く」という「がんばり」があ

ったこと (p. 139) ; ②この「がんばり」が、前もって計画的に行われていたことである。

阿部 (2013) は、大学等就学者のいる母子・寡婦世帯 (貧困・低所得世帯含む) の母親に対するインタビュー調査から、以下 3 点を析出している : ①母子・寡婦世帯では、母親の「自己犠牲」に基づき ; ②大学等就学に伴う「入学金」を家計内のやり繰り (「学資保険」、「預貯金」など) によって ; また、③入学後の「授業料」を家計外からの複数の「奨学金等」借入れによって賄っていたことである。

最後に、林 (2016) は、既述の利用世帯の高校生に対して実施したインタビュー調査から、かれらの大学等就学が可能となった条件として、以下 3 点を析出している : ①学校・勉強中心の高校生活を送っていたこと ; ②親との距離をとることを可能にする「家庭以外」の「居場所」を有していたこと——つまり、「家族への準拠」を緩和することが可能であったこと ; ③養育者以外に経済的支援をしてくれる「他者」がいたこと、以上である。

なお、「貧困・低所得世帯」の子どもが、過重な「経済的負担」を負って大学等就学を果たしていることに関しては、大阪府堺市と大阪市立大学が実施した「堺市生活保護世帯の大学生等に対する生活実態調査」 (以下、堺市調査)²⁷が示唆的である。

堺市調査では : ①堺市内の利用世帯に同居する者で ; なおかつ、②「世帯分離」によって大学等に就学している者 (2016 年 10 月 1 日現在) を対象にアンケート調査 (経済状況、アルバイトの就労状況など) を実施している。以下、堺市調査から得られる知見を、独立行政法人・日本学生支援機構が実施した「学生生活調査」 (2014 年) と対比しながら整理する。

第 1 に、利用世帯における「奨学金」 (日本学生支援機構の貸与型奨学金) の利用率が高いことである。利用世帯における利用率は 86.6% であり、他方で、「学生生活調査」における同「奨学金」利用率は 51.3% である。なお、「奨学金」は「必要ない」と回答した割合に関しては、利用世帯では 5.2%、「学生生活調査」では 41.7% である (図序-4)。

また、この点と関連して第 2 に、利用世帯においては : ①年間収入に占める「家庭からの給付」の割合が低く (6.5%) ; ②他方で、「奨学金」の割合が高くなっている (70.6%) ことである。反対に、「学生生活調査」では、「家庭からの給付」の割合が高く、「奨学金」の割合は低い (図序-5)。なお、「堺市調査」独自の調査項目によれば、「奨学金」利用者のうち「借入総額 (見込み) が「300 万円以上」の者が 73%、同数値が「400 万円以上」の者が 55% である。

第 3 に、利用世帯の学生は : ①アルバイト従事者の割合が、「学生生活調査」 (73.2%) に比して、高く (82.5%) ; ②なおかつ、アルバイト従事日数が「週 3 日以上」である割合が「授業期間中」 (65.9%) も「長期休暇中」 (67.4%) も高い (図序-6)。総じて、利用世帯出身の者のほうが、長時間のアルバイト就労をしている傾向にある。

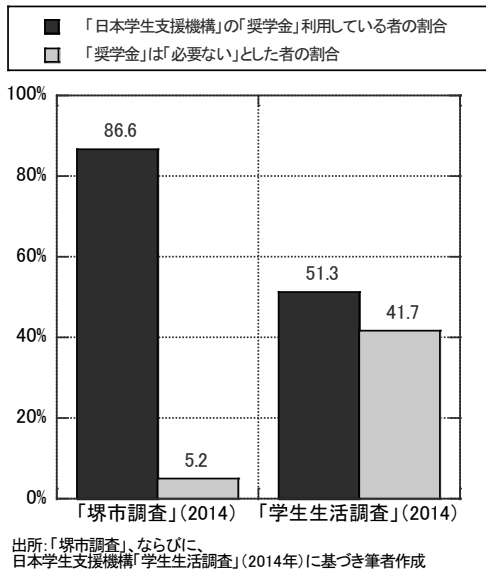
第 4 に、利用世帯出身の者のうち「経済的に勉強を続けることが難しい」と考えている者

²⁷ 詳細は、堺市 HP の「堺市生活保護世帯の大学生等に対する生活実態調査 結果の概要」

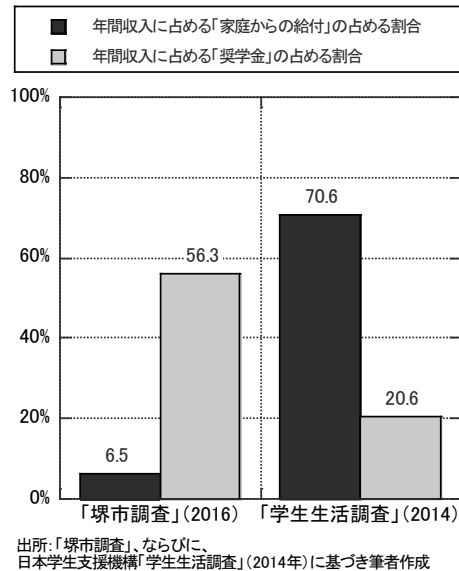
(http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/seikatsuhogo/switch_research_result.files/result.pdf)、
ならびに「生活困窮者の支援の在り方研究会 (Switch)」の記事 (Facebook 掲載) を参照。

(「大いにある＋少しある」と回答した者)が52.8%を超えている。他方で、「学生生活調査」では、17.3%と2割を切っている(図序-7)。

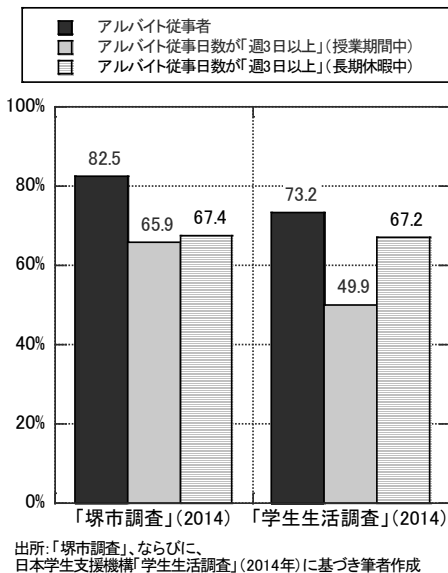
図序-4. 「奨学金」利用状況



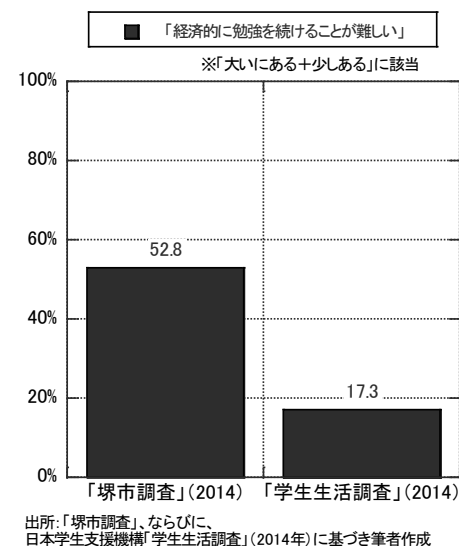
図序-5. 年間収入の構成(一部抜粋)



図序-6. アルバイト従事者の割合



図序-7. 就学継続が困難な者の割合



ここまでの議論を整理するならば:①「貧困・低所得世帯」の子どもは、偶発的な要因(信頼できる他者や職業モデルとの出会い、居場所の獲得、制度資源へのアクセス);②ならびに、就学者自身や家族による過重な「経済的負担」(長時間のアルバイト、親の自己犠牲、

多額の奨学金の借り入れなど)によって、大学等に――将来の見通しの不透明さを伴いながらも――就学しているのだと言えよう。

(D)「学校教育」を通じた成功から「降りる」子ども

以上に検討してきた先行研究では、大学等就学を希望した場合の「経済的負担」(学費等)が議論の焦点であった。しかしながら、利用世帯の子どもを、大学等就学から「選別」する要因は、「経済的負担」にのみ還元することはできない。

第1に、先行研究からは、「貧困・低所得世帯」の子どもが、自ら「学校教育を通じての地位達成」という論理から「降りて」いることが析出されている。

例えば、長谷川(1993)は、「学校<不適應>」(不登校、高校不進学、高校中途退学)――つまり、高校卒業以前の「学校教育」からの離脱――が「生活困難層(ひとり親世帯、傷病・障害者家族、引揚者家族)」に集中して生じていると指摘する。

そして、長谷川によれば、「学校<不適應>」を経験している者の間には、大きな迷いもなく自ら「学校での競争を通じての地位獲得という論理」(p. 141)から離れていくという「学校へのこだわりの希薄さ」(p. 134)が共通して見られたという。

それでは、なぜ、かれらは、「学校での競争を通じての地位獲得という論理」から「降りて」いくのだろうか。この点に関しては、以下の先行研究から示唆的な知見を得られる。まず、利用世帯の中学生に対して参与観察を実施した盛満(2011)によれば、利用世帯の中学生の多くが「就職」以外に「将来の夢や進路を自由に描くことができていない様子」(p. 283)であったという。そして、上記の理由として、子どもが接近しうる「職業モデルの偏りや狭さ」、ならびに、利用世帯で育つがゆえに「就職を強く意識」せざるをえないことが析出されている(pp. 282-283)。

また、既述の大澤(2008)の調査研究によれば、「困難層」出身の「若者」の多くが、自らの所属する「集団」(経済的に困窮している家庭、中卒、高卒で働くきょうだい、高校卒業後すぐに働く同級生など)に準拠して進路選択を行っていたことが析出されている。つまり、「困難層」の若者には、「所属集団」以外に準拠する集団がないため、限られた選択肢の中から進路選択(就職)をしていたと考えられるのである。

以上の知見に対して、より「文化」的な要因に着目した研究としては、Willis(1977=1996)によるイギリスでの調査研究がある。Willisは、労働者階級出身の「<野郎ども>Lads」が、「反学校文化」(教師への反抗、からかい、飲酒、喫煙など)の実践をとおして、自ら進んで筋肉労働――そこでは、「反学校文化」に親和的な「労働者階級の文化」「職場文化」がある――に参入していく過程を描出している。つまり、「<野郎ども>」は、労働者階級の「文化」に依拠することで、学校生活、ひいては、進路選択を規定しているのだと言えよう。

Willisと類似した日本の調査研究としては、知念(2012)が挙げられる。知念は、公立高校(進路多様校)の「<ヤンチャな子ら>」(喫煙や飲酒、ケンカを繰り返す男子生徒；利用世帯出身の者も含む)を対象にフィールドワーク調査を実施している。知念によれば、「<

ヤンチャな子ら>」の「家庭の文化」(バイク、パチンコなどの趣味、家族に高校中退が多いことなど)が、学校文化と葛藤を生じさせているという。この点は、Willisの指摘と重なりがある。

しかしながら他方で、「<ヤンチャな子ら>」は、自らの将来を親の人生と重ね合わせようとはしておらず、そのほとんどが「親たちのような人生は歩みたくないと考えていた」という(p.81)。それゆえに、知念は、「<ヤンチャな子ら>」を「<野郎ども>のように学校文化を積極的に異化していく存在」ではなく、むしろ、「学校文化への異化と同化のジレンマにおかれた存在」(p.81)として解釈している。

以上の議論を整理すると、「貧困・低所得世帯」の子どもは：①「職業モデル」や「準抛集団」の偏り；②あるいは、「家庭の文化」(「階級分化」)の影響を受けて、「学校教育」ではなく「就職」等への進路を選び取っていると考えられる。但し、ここで留意すべきは、知念の指摘にあるように、「文化」的な要因のみから子どもの「自己選別」を説明することはできないことである。

(E)「学校教育」を通じた成功から「降りざるをえない」子ども

第2に、先行研究からは、「貧困・低所得世帯」の子どもが、「貧困・低所得」ゆえに「学校教育を通じての地位達成」という論理から「降りざるをえない」状況に置かれていたことが析出されている。

例えば、先に言及した盛満(2011)の調査によれば、利用世帯の中学生(1~3年生)の一部に、日常の生活基盤が整っていない(生活習慣が身についていない、幼いきょうだいの世話を見なければならぬ等)ことによる「不登校」がみられたという。また、調査対象者の多くが、過去の不登校経験、学習資源(眼鏡、文房具等)の不足といった要因から「低学力」に陥っていたことが指摘されている。

また、以上の論点を端的に析出している研究としては、小西(2003)の研究がある。小西は、「生活保護・低所得世帯」(利用世帯、児童扶養手当受給、親類の援助で生活する世帯)に育つ高校生(中途退学者含む)が、経済的困窮の経験、複数回の転居(転校)などを背景に「早期からの低学力」に陥っていることを指摘している。

そして、かれらは、経済的な問題、学力・学歴の低さにより「選び取れる将来」が「相対的に狭くなり、目標を見つけること、そしてそれを実現する」ことが困難な状況に置かれているのだという(p.105)。

以上は、要するに「貧困・低所得」と関連する諸困難の経験、それらを背景とした「低学力」、ならびに、経済的困窮そのものが、子どもが「学校教育を通じての地位達成」という論理に乗ることを制約していることを示している²⁸。

²⁸ なお、以上の指摘に関しては、先行研究から、類似の知見が得られている。すなわち、「貧困・低所得世帯」の子どもは：①出身世帯における「複合的な困難」(経済的困窮、両親の不仲、親との離・死別、世帯構成員の傷・障害、複数回の転居など)を経験している可能性が高いこと(青木2003；妻木2005、

(F) 「学校教育」を通じた成功から「降りる」論理

第3に、先行研究からは、「貧困・低所得」ゆえに「学校教育を通じての地位達成」という論理から「降りざるをえない」状況に置かれた際に、子どもが別の論理に回収されることが析出されている。

例えば、西田(2012)は、経済的「困難層」出身の「若者」(15~24歳;すべてフリーター状態)には、以下3とおりの共通する特徴があると指摘している:①出身世帯に困難な事情(親の離・死別、親の不安定就労など)があったこと;②早期から「勉強がわからない」状態にあったこと;③義務教育段階での不登校経験者が多くみられたこと(cf. 妻木2005)。

ここで留意すべきは、上記の勉強が「わからなくなった時期」、「面白くなくなった時期」と同じ頃に、「困難層」の若者の多くが『遊び』への参入 = 「学校や家庭での生活を圧倒する形で『遊びまくる経験』」(p.81)をしていたことである。西田の分析によれば、このような『遊び』への参入は:①「困難層」の若者の多くに「リスク感覚」(勉強しなかったら大変なことになる)が不在であったこと;②「親」や「教師」による『遊び』への参入の「引き止め」が機能していなかったことによって生じていたという。

西田の提示する知見に対して、荻谷(2001)による「インセンティブ・ディバイド」の議論は示唆的である。荻谷によれば:①「社会階層(親の学歴・職業)」の低い高校生は「学校での成功をあきらめ、現在の生活を楽しもう」と意識の転換をはかることで、自己の有能感を高めている一方;②社会階層の高い高校生は「学校での成功」に対する「意欲」を維持しているため(p.220)、社会階層間での「意欲」の格差が生じていると指摘する。

つまり、出身世帯の社会階層が低い子どもは、「学校での成功」から「降りる」と同時に、「遊び」(「現在の生活を楽しもう」)の論理に乗ることで「自己の有能感」を得ていると考えられるのである。

以上に対して、林(2016)は、利用世帯に育つ高校生に対するインタビュー調査の結果から以下の知見を析出している:①かれらの多くが、幼少期から高校入試までの期間に「家庭生活の変容」(親の離婚、借金、世帯構成員の増減、世帯構成員の障害、介護など)を経験

2011;石田2011;西田2012);②「学習環境」に関する不利(勉強部屋、勉強机、文房具等の欠如、学習塾・習い事に通う経験の欠如など)を被っている割合が高いこと(高山1983;石田2011;盛満2011;田中2013;林2016);以上を背景として、③「学力」——学校での学業成績、学業成績の自己評価、授業理解度など——が低位に偏っていること(籠山1984;高山1983;石田2011;盛満2011;田中2013;林2016;cf. 耳塚2007;平沢・古田・藤原2013)。

この他、近年では、地方自治体独自の実態調査が実施されつつあり、子どもの置かれている生活実態が明らかにされてきている。例えば、神奈川県『すべての子どもに夢と希望をかなえる力を』(平成26年3月)(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f152/p1062265.html>);東京都足立区『平成28年度報告書 第2回子どもの健康・生活実態調査』(<https://www.city.adachi.tokyo.jp/kokoro/fukushi-kenko/kenko/kodomo-kenko-chosa.html>);大阪府・大阪府立大学『子どもの生活に関する実態調査』(平成29年3月)(<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/28281/00000000/01jittaityosahoukokousyo.pdf>)など。

していたこと；②同時期に学校生活での変化（授業中の落書き、いじめ、不登校、部活動の退部など）、ひいては、学校生活での周辺化を経験していたこと；③学校生活で周辺化された子どもたちが、「家庭生活の変容」に対応するために引き受けた「家庭生活での役割」（家事、家計管理など）を通じて自己肯定感、自己効力感、アイデンティティを獲得していたこと；そして、④かれらが、「家庭への準拠」を強めていった結果、相対的に低位な進路（中学卒業後非進学、通信制／定時制高校進学など）に至っていたことである²⁹。

以上の議論をまとめると：①貧困・低所得世帯の子どもが、貧困・低所得と関連する家庭での諸困難を経験していること；②また、それらを背景に、かれらが「低学力」や「学校生活での周辺化」を経験していること；③最終的に、かれらが「学校での成功」ではなく、「遊び」や「家庭での役割」という論理に回収されて低位な進路に至っていたことが指摘できる。

小括——得られた知見・残された課題

以下、先行研究の検討から得られた知見と課題を整理する。まず、先行研究から得られた知見としては、以下6点が指摘できる。第1に、利用世帯の子どもが、大学等就学から「客観的」、「主観的」に「選別」されていることである。先行研究によれば、利用世帯では、大学等進学率の相対的な低さに加えて、それ以前の段階で「学校教育」から離れていく者、あるいは、大学等就学を「諦める／望まない」者が一定数いることが明らかにされていた。

第2に、大学等就学に伴う「経済的負担」の高さゆえに、上記のような「選別」が生じていたことである。日本の高等教育費は、「私費負担」（親、家族）に依存しているため、出身世帯の経済状況が不安定である「貧困・低所得世帯」は、学費等を準備する段階で不利を被っていると考えられる。実際に、「貧困・低所得世帯」を対象とする調査研究によれば、学費等の高さ、奨学金を活用することへの不安から進学をあきらめる者が析出されている。

第3に、「貧困・低所得世帯」の子どもが：①偶発的な要因（信頼できる他者や職業モデルとの出会い、居場所の獲得、制度資源へのアクセス）；②ならびに、就学者自身や家族による過重な「経済的負担」（長時間のアルバイト、多額の奨学金の借り入れなど）によって、大学等就学を達成していたことが指摘されていた。

第4に、「貧困・低所得世帯」の子どもが、自ら「学校教育」を通じての成功から「降りて」いたことである。その理由としては、「職業モデル」、「準拠集団」、あるいは、「家庭の文化」といった要因が指摘されていた。

第5に、そもそも、「貧困・低所得世帯」の子どもが、「学校教育」を通じての成功から「降りざるをえない」状況に置かれていたことである。「貧困・低所得世帯」の子どもは、出身世帯での諸困難などを背景にした「早期からの低学力」、ならびに、経済的困窮そのものによって、採りうる進路が制約されていた。

²⁹ なお、子ども——特に女性——の「家庭での役割」が、「移行」、「成績」や「理想学歴」に影響を及ぼしていることは、宮島（2013）、稲葉（2012）によっても指摘されている。

第6に、上記の知見と関連して、「貧困・低所得世帯」の子どもが、「学校教育」を通じての成功から「降りざるをえなくなる」とともに、別の論理（「遊び」、「家庭での役割」）に回収されていたことである。

上記の知見が得られた一方で、先行研究には、以下2点の課題が残されていると考えられる。第1に、先行研究においては、利用世帯の子どものみを対象として、なおかつ、「生活保護制度」の大学等就学に対する影響をとりあげた調査がほとんどないことである。各調査研究で部分的に言及されることはあれども、制度の仕組みが、「進路選択」の過程に「どのような」影響を及ぼしているのかは、体系的に追究されていない。

第2に、上記と関連して、当事者（子ども、養育者）が、「生活保護制度」の仕組みをどのように理解、解釈しているのかが検討されていないことである。「制度研究」の検討の際に指摘したように、利用世帯から大学等に就学するためには、「世帯分離」の手続きが不可避であり、なおかつ、「就学費用」を別途準備する必要がある。しかし、これらの手続きがどのように行われているのか、また、この過程のなかで「選別」が働く可能性はないのかといった論点は究明されていない³⁰。

3. 研究目的

以上の議論を踏まえて、本研究の目的を以下のとおり設定する。すなわち：生活保護利用世帯の子どもが、高等学校等卒業後に「どのようにして」大学等「就学／非就学」に至るのか、その過程を検討することである。以上の作業をとおして、特に「生活保護制度」の及ぼす影響に焦点をあてながら、利用世帯における大学等「就学機会」が「拡張／縮減」される条件を明らかにする。

4. 分析枠組み

本研究では、上記の研究目的を追究するにあたり、以下のとおり分析枠組みを設定することで分析焦点を限定する。

(1) 「就学機会」への焦点化——「選択」の擬制

まず、ここまでの議論で繰り返し言及してきたように、本研究では、大学等への「就学機会」に着目して分析を行う。それでは、「就学機会」に着目することは何を意味するのか。

³⁰ なお、鳥山（2003）が、利用世帯（母子世帯）を対象に行った調査研究は——対象が中学生のいる利用世帯に限定されているものの——示唆的である。鳥山は、利用世帯における家計管理に関して以下3点を指摘している：①給付されている保護費の水準では「預貯金」が「できない」状況にあったこと；②そもそも、「保護費のやり繰りによる預貯金」が正式に認められる（2005年度）以前であったために、「預貯金」を「してはいけない」状況にあったこと；③それゆえ、子どもの進学を意図した家計管理をすることができていなかったこと。以上の知見は、「生活保護制度」によって「利用者」の「なしうること／なしえないこと」が左右されることを示していると言えよう。

以下、順に説明する。

そもそも、就学「機会」に着目することは、「就学する可能性」も「就学しない可能性」もともに認めたいうえで、当事者がそれらの「選択肢」——より広く、「就職」やその他の「選択肢」を含む——から何かしらの「選択肢」を「合理的」に³¹「選択する／しない」ことを想定している。したがって、本論の分析では、現実には生じた「結果」としての「移行」³²のみをとりあげるものではないことに留意が必要である。

また、「就学機会」＝「選択」の観点を採用することは、文字通り「主体」(＝「子ども」)が「進路」を「選択した／しなかった」という擬制³³(以下、「選択の擬制」)を引き受けることを含意する。それでは、「なぜ」、「就学機会」＝「選択の擬制」を採用するのか。その理由は、以下のとおりである。

第1に、「選択すること」そのものに価値があると考えられることである。子どもの「進路」——例えば、大学等就学、あるいは、「就職」——が、当人の選択の余地もなく決定されるとすれば、それは望ましいこととは言えないであろう³⁴。

ただし、ここで留意すべきは、「選択の擬制」は、個人の「選択」を強調することによって、「自己責任論」——自己決定／自己選択の結果に対しては、その人自身が責任を取らなければならないという観念——を招来しようということである。つまり、当人が「選んだ」進路であれば、その結果は(それが悪い結果であれ)その人自身が引き受けるべきだと。

しかしながら、そもそも、人びとは「選択」するにあたって多様な状況——情報、資産、所得、人間関係などに関する不平等な状況——に置かれていると考えられる。そのため、現実的には、個人が「完全に理想的状況下」で「選択する」ことは想定しがたく、それに応じ

³¹ ここでは、「最小合理性 Minimal Rationality」を想定して「合理的」という用語を用いている。Cherniak (1986=2009)によれば、人間は「有限性の苦境」(有限の記憶力・時間)に立たされているため、「理想的一般合理性条件」(「もし私が特定の信念・欲求集合を持っているならば、Aは一見して適切な行為のすべてを、かつそれらだけを企てるだろう」p. 10)を充たすことができないという。そこでかれは、「最小一般合理性条件」を提起する。曰く「もしAが特定の信念・欲求集合を持っているならば、Aは、一见して適切な行為の必ずしもすべてではないが、そのいくつかを企てるだろう」(p. 13)というものである。つまり、「弱すぎる合理性」(合理性を一切求めない)でも「強すぎる合理性」(あらゆる可能性を推論して実行する完全な合理性)でもなく、みずからの「信念・欲求集合」の一部を——限られた記憶力や時間の中で——推論して実行するような「合理性」である。

³² 本研究では、「移行」を以下の意味で用いる：特定の「位置」(例えば、高校生)から、別の「位置」(例えば、労働者、大学生)へと移ること。

³³ ここでいう「擬制 fiction」とは「われわれがものを考えたり、いったりするとき、本当は実在しないのに思考の便宜上実在するかのようにあらわされるもの」を指す(思想の科学研究会『新版 哲学・論理用語辞典』三一書房；「フィクション」pp. 334-335)。

³⁴ 大学等就学を希望し選択する者がいる一方で、大学等就学「以外」の進路を希望し選択する者がいること自体が問題なのではない。問題なのは、例えば、高等学校等卒業後(あるいは中学卒業後)に就職した者が、その後の生活で極端な不利を被ること——ひいては生活が保障されなくなること——である(cf. 立岩 2013；第8章を参照)。

て全面的な「自己責任」も生じえないと考えられる。

以上の議論より、第2の理由が導出される。すなわち、「選択の擬制」を採ることで、現実生じた「選択」——あるいは、その困難や、究極的には「選択肢」の不在——をもたらす状況や過程を逆照射できることである。これにより、当人の責任とは言い難い条件、つまり、社会政策によって改善可能な条件を析出できると考えられる。

(2) 「選択」の諸側面

上記の「選択の擬制」を設定したうえで、本研究では、子どもの「就学機会」を検討するにあたって、以下3つの側面に分析焦点をあてる。

(A) 「客観的な選択肢」——「生活保護制度」の定める「選択肢」への着目

第1に、「生活保護制度」が、利用世帯から大学等へ就学する場合に「なしうること（可能性）／なしえないこと（制約）」を「どのように」規定しているのかに焦点化する。

既述のとおり、本研究では、「就学機会」——現実の「移行」のみならず、「移行」に至るまでに「どのような」「選択肢」を採りえたのか——に照準している。それゆえ、本研究では：①子どもが選びとった「選択肢」のみならず；②選びえた「選択肢」をも析出する必要がある（cf. Berlin, 1969=1971）³⁵。

ところで、「生活保護制度」の「利用者」は、「生活保護制度」を利用する限りにおいて「利用者」たりうる。そして、この意味で「利用者」（利用世帯の子ども、養育者）にとって「生活保護制度」は、予め与えられた「構造」³⁶であると考えられる。また、この「構造」としての「生活保護制度」は、「利用者」に対して一定の「可能性（なしうること）」を提供し、また同時に、一定の「制約（なしえないこと）」を課すものと考えられる。

したがって、「生活保護制度」は、利用世帯の子どもの「主観」からは独立に、大学等就学に際して「なしうること／なしえないこと」を「客観的」に定めていると言えよう。本研究では、以上のように行為主体の「主観」から独立に制度が定める「選択肢」を「客観的な

³⁵ ここでの議論は、以下の Berlin (1969=1971) による「消極的自由」の説明に依拠している：「私が述べている自由は、行動それ自体というよりは行動のための機会である。開いたドアを通過して歩く権利をもってはいるが、もし私がそうせずに坐ってじっとしていたいと思うなら、じっとしていたとしても、私がそれだけ自由でなくなるということではない。(p. 63)」以上の「ドア」(扉)の比喩を援用するならば、ここでの分析焦点は：①子どもが実際に通過した「扉」だけではなく；②子どもが通過することはなかったが、開かれていた「扉」——潜在的には通過可能であった「扉」——を検討することにある。

³⁶ ここでの「構造」に関する議論は、Danermark, Ekström, Jakobsen, Karlsson (2002=2015) による。Danermark, et al.は、「構造」のことを「一組の内的に連関しあう諸対象」として定義している (p. 74；傍点ママ)。なお、ここでいう「内的な関係」とは、「BがAと現にあるように関係していない場合にAが本質的にAでなくなるようなAとBの関係を指している (p. 73；傍点ママ)。ただし、「人びとの行為は、ある特定の構造によって〔一義的に〕決定されることは決してない。人びとは、構造によってただ条件づけられるだけ」なのだということには留意が必要である (p. 89)。

選択肢」と呼ぶ。

以上の議論を踏まえると、利用世帯の子どもは、「非利用世帯」（貧困・低所得世帯等）とは異なり、「生活保護制度」＝「構造」の下で高等学校等卒業後の進路「選択」を経験すると言えよう。したがって、利用世帯における大学等への「就学機会」を分析するにあたっては、「生活保護制度」＝「構造」が、いかに「客観的な選択肢」＝「なしうること／なしえないこと」を規定しているのかを明らかにする必要がある。

(B) 「主観的な選択肢」——「進路希望」の形成過程への着目

先に述べた「客観的な選択肢」は、「生活保護制度」という「構造」によって規定されている。そして、この「客観的な選択肢」は、子ども（個人）の「主観」からは独立に存在する。このことは、裏を返せば、子ども自身が「客観的な選択肢」を認識、理解していない場合、これらの「選択肢」は「主観的」には存在しないに等しいことを示している。

そこで、第2に、本研究では、子どもの「主観」に焦点をあてる。具体的には、利用世帯の子どもが、「なぜ」、「どのような経緯で」、「大学等就学／非就学」という「進路」を望むに至ったのかという「進路希望」の「形成過程」に焦点化する。これにより、「生活保護制度」——制度の定める「客観的な選択肢」——と「利用世帯の子ども」という構造化された関係性のなかで「進路希望」が形作られる過程を析出できると考える。

なお、一時点での「進路希望」ではなく、その「形成過程」に焦点をあてる理由は以下のとおりである。すなわち、「進路希望」の形成が、その者の置かれている状況（それまでの生活史を含めて）によって影響されると考えられることである。例えば、困難な状況下（継続的な貧困、差別など）で生活続けることにより、人びとが自身の選好を「現実的」な水準に切り下げる——「適応的な選好 adaptive preference」を形成する——可能性は十分に考えられるだろう（cf. Nussbaum, 2000=2005）。

(C) 「資源」の有無／活用可能性——養育者とSWの果たす役割

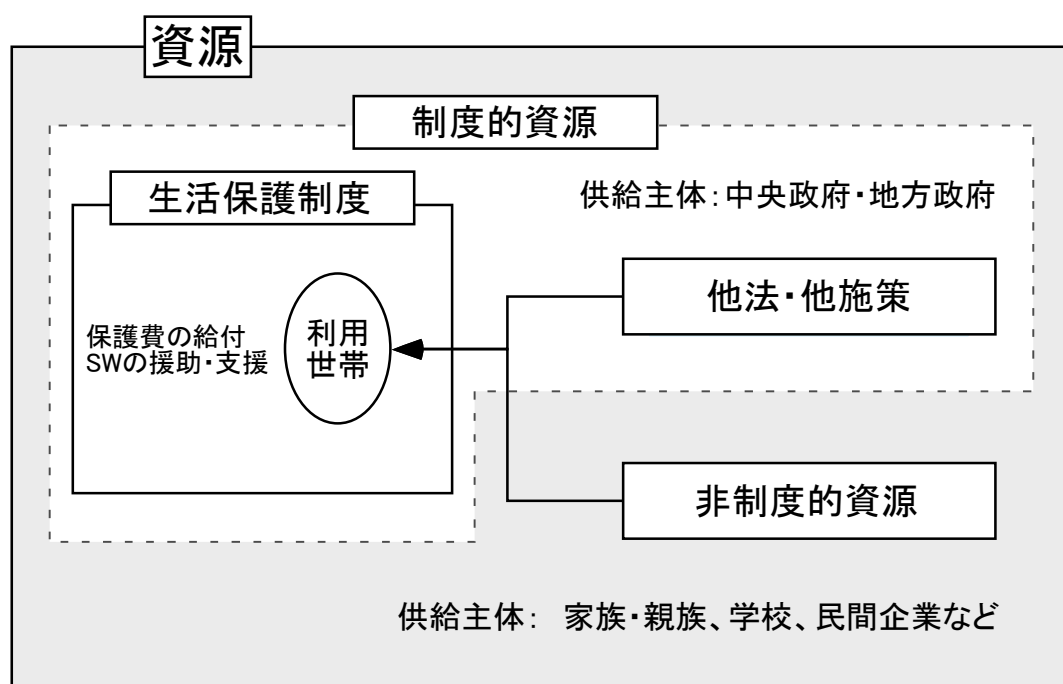
第3に、利用世帯の子どもが、「進路選択」を行うにあたって活用しうる「資源」に焦点化する。ここでいう「資源」とは、「望ましい状態」を達成するために「欠けている何か」のことを指している（武川 2009）。より具体的には、下記の3条件を充たす「モノ、カネ、サービス」といった「客体」のことである³⁷：①その「客体が現に必要とされている」；②「必

³⁷ 武川（2009）は、ここでいう「資源」（「客体」）は、「有機体であっても無機物であっても構わないし、モノであってもサービスであっても構わない。また、モノやサービスを購入するための貨幣であっても構わない」と指摘している（p. 21）。また、岩田（1991）は、「資源」を「ニードを充足するために役立てられるもの」であり、「政策計画とのからみで、計画に動員されうる『モノ、ヒト、カネ』の総体を社会資源と称することが多い」のだと論じている（p. 59）。そのうえで、これら「資源」には「制度そのものや制度の作り出した施設など」や「地域社会の理解度や人間関係などの簡単には把握されないような部分まで含むことさえある」と指摘している（pp. 59-60）。

要を充たすうえで確かに効果がある」；③「希少性を備えている」(ibid. ; pp. 21-22)。

また、これらの「資源」は、「供給主体」によって以下2とおりに大別できると考えられる(図序-8 参照)：①「中央政府・地方政府(公式部門)」が供給する制度化された「資源」＝「制度的資源」；②以上を除く「家族・親族(非公式部門)」、ならびに「民間営利部門／非営利部門」が供給する「非制度的資源」である(cf. 武川 2009；坪 2011)³⁸。

図序-8. 「資源」の分類——「制度的／非制度的」



既に見たとおり、利用世帯から大学等に就学する場合には、「就学費用」³⁹——大学等就学に必要な「学費等」(入学金、授業料等)；ならびに、「世帯分離後」の「生活費等」(食費、保健衛生費等)——を賄うために「資源」を準備しなければならない(以下、「資源調達」)。

この点を踏まえると、仮に「客観的な選択肢」が存在しており、なおかつ、子ども自身が

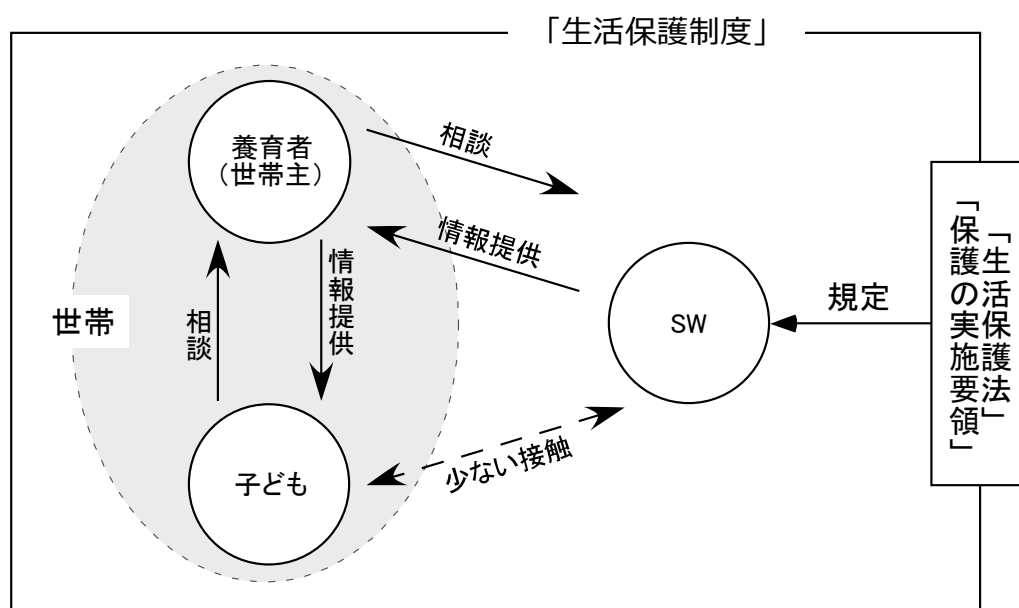
³⁸ なお、Esping-Andersen (1990=2001) は、「福祉国家レジーム」を論じる際に、われわれの「福祉」が：①「家族」；②「市場」；③「国家」の組み合わせ(「福祉ミックス」)から成り立っていると指摘している。

³⁹ 「学費等」と「生活費等」の分類は、日本学生支援機構の「学生生活調査」を参考にした。「学生生活調査」では、「学生生活費」＝「学費」(授業料、その他の学校納付金、修学費、課外活動費、通学費の合計)＋「生活費」(食費、住居・光熱費、保健衛生費、娯楽・嗜好費、その他の日常費(通信費を含む)の合計)と規定されている。ただし、本研究の焦点は「就学機会」(入口)が問題となっているため、上記の分類と厳密に一致するものではない。

その「選択肢」を選び取ることを希望していたとしても、それを達成する「資源」が配置されていなければ——または、不十分であれば——その「選択肢」は選べないと考えられる。

あるいはまた、仮に一定の「資源」が配置されていたとしても、何らかの理由——情報の欠如、誤解、妨害など——でその「資源調達」ができなければ、「資源」が欠如している場合と同様、その「選択肢」を選択することは難しく——場合によっては不可能に——なるであろう（cf. Sen, 1985=1988；1992=1999；1999=2000；2009=2011 など）。

図序-9. 養育者と SW による「2重の媒介」



ここで留意すべきは、利用世帯の子どもの場合、かれらが大学等就学に向けて活用しうる「資源」が：①養育者と；②「生活保護制度」の運用を担うソーシャルワーカー（以下、SW）に少なからず依存していると考えられることである（図序-9）。なお、ここでいう、SWとは、「社会福祉法」（第15条）に定められている「保護の実施機関」＝「福祉事務所」の「現業を行う所員」（いわゆるケースワーカー）を指している。

まず、①に関して：一般的に、有子世帯における「家計管理」（保護費の受け取り、支出の配分・やりくりなど）を担うのは、養育者であると考えられる。そのため、子どもの「就学費用」（「学費等」＋「生活費等」）を賄うための「資源調達」においては、養育者の果たす役割が大きくなると考えられる⁴⁰。

⁴⁰ ここで養育者に着目するという発想は、Lareau（2011）による質的調査研究から得た。Lareauによれば、インタビュー調査・参与観察を実施したワーキングクラス及び公的扶助受給層の子どもは、同様に調査を行ったミドルクラスの子どもに比して、「高等教育 Higher Education」にほとんど進学しなかったという。そして、その背後に以下のような階層間相違が見られたと指摘する：①ミドルクラスの養育者

また、有子世帯の場合、SW と接触する役割——行政に対する「世帯の窓口」としての役割——は、主として養育者（特に世帯主）が担っていると想定される。そしてまた、利用世帯の子どもが、SW と接触することは必ずしも一般的ではないと想定される。以上を踏まえると利用世帯では、養育者が SW と子どもをつなぐ主たる「媒介」と考えられる。

次いで、②に関して：「生活保護制度」の「利用者」は、主として SW を介して「生活保護制度」の運用を理解すると考えられる。「生活保護制度」は、「生活保護法」に根拠をもつ制度である。しかしながら、その実際の運用は、「第一線職員」⁴¹である SW を拘束する「保護の実施要領」（厚生労働省発の「通知」）によって規定されている。

そして、SW は、上記の「通知」に準じながら：①「保護の要否判定」（市民からの相談・申請、資力調査に基づく保護の決定）；②「最低生活保障・自立助長」（保護費の計算・給付、援助・支援）を行う⁴²。このうち、特に後者（②「最低生活保障・自立助長」）の段階で、「利用者」は、SW から制度運用（制度上「なしうること／なしえないこと」）に関する「教示」⁴³（以下、情報提供）を受けると考えられる。それゆえ、SW は、「生活保護制度」の運用情報と「利用者」（利用世帯）とをつなぐ主たる「媒介」と考えられる。

ここまでの議論を踏まえると、利用世帯の子どもは、「生活保護制度—SW—養育者—子ども」というように、「2重の媒介」を経て、「生活保護制度」の運用（その情報）に接近しうると考えられる⁴⁴。したがって、かれらが、どのような「資源」配置の状況下にいるのか、

は、「高等教育」、「大学受験 College Application」に関する経験、知識（受験手続、奨学金などに関する知識）に富んでおり、積極的に子どもの「大学受験」に関与（情報収集、助言など）をしていた一方で；②ワーキングクラス・公的扶助受給層の養育者は、「高等教育」や「大学受験」に関する経験、知識に乏しく、受験に関しては「学校」（教員、カウンセラーなど）に依存していたという。

⁴¹ 畠山（1989）は「第一線職員」を「職務の恒常的・日常的要素として、社会的分業によって行政機関が担当することを期待された特定市民（行政客体もしくは顧客層）との何らかの意味での（多くは多面的な）接触を仕事とする人々」（p. 55）と規定している。また、Lipsky（1980=1989）は、「ストリートレベル官僚」を「仕事を通して市民と直接相互作用し、職務の遂行について実質上の裁量を任されている行政サービス従事者」（p. 17）と規定している。なお、ここでいう「裁量」としては：①多様な対象者に対してどのように規定を適用するかを判断する「法適用の裁量」；②限られた時間とエネルギーを多様な業務にどの程度割り振るかを判断する「エネルギー振り分けの裁量」が考えられる（西尾 2001；p. 208）。

⁴² ここでの議論は、岡部（2014）に依拠している。岡部は、「生活保護制度」において SW が行う「相談援助活動」の流れを「受付段階」（インテーク）、「申請段階」（アセスメント）、「受給段階」（プランニング、インターベンション、モニタリング、エバリュエーション）、「廃止段階」（ターミネーション）に大別している。本研究では、このうち「生活保護」の要否判定がなされたのち「受給」（利用）開始後の「受給段階」が論点となる。

⁴³ ここでいう「教示」は：①SW が利用者に対して「生活保護制度」に関わる説明をすることだけでなく；②この説明が、当人（利用者）に理解、同意されていることを確認することまでを含意する。

⁴⁴ ここでの想定は、畠山（1989）による以下の議論に依拠している。畠山によれば、「第一線職員」は「上昇的かつ下降的情報の結節点にあり、情報を媒介しにして両者（組織と市民）をつなぐゲートキーパー」として、「つまり第一線機関に対しては取り扱う市民がどういうタイプのクライアントかを知らせ、市民に対しては組織が与えるサービス〔現金、現物といった便益、付与される資格・地位——引用者〕

そしてまた、実際にそれらを活用しうるか否かは、SW と養育者に依るところが大きいと考えられる（図序-9）⁴⁵。

このことは、勿論、子どもが「資源調達」において「いかなる役割も果たしていない」ということは意味しない。子どもが、「生活保護制度」（その「運用」）の情報収集、あるいは、実際の「資源調達」において積極的な役割を果たすことは十分に考えられる。

また、ここで留意すべきは、上記の図序-9 が、あくまでも想定される主たる情報伝達の「経路」を示すものであって、下記のいずれの可能性も否定するものではないということである。例えば、養育者や子どもが、何らかの方法（e.g. 書籍、インターネットなど）で直接に「生活保護制度」の運用情報に接近することや、子どもが養育者を介さずに SW と接触する可能性が考えられる。あるいはまた、子どもが、養育者、SW 以外の「媒介」（e.g. 学校の教員、近隣住人、NPO スタッフなど）から制度情報に接近する可能性も考えられる。

5. 研究課題

以上の分析枠組みを踏まえて、本研究では、以下 3 とおりの研究課題を設定する。以下の研究課題を検討することをおして既述の研究目的を追究する。

「研究課題 1」

第 1 に、「生活保護制度」における「大学等就学」の取扱い——利用世帯の子どもが大学等に就学する場合に、何が「認められており／認められていないのか」（i.e. 制度的な「なしうること（可能性）」、「なしえないこと（制約）」）を行政資料（「通知」）から検討する。これによって、「就学機会」に関する「客観的な選択肢」を析出できると考える。

「研究課題 2」

第 2 に、利用世帯の子どもが、「どのようにして」特定の「進路」を希望するに至ったのか——「進路希望」の形成過程——を析出することである。ここでは：①子どもの主観に着目し、かれらが、「生活保護制度」や個々の置かれた状況を「どのように」受け取っているのか；また、②それを踏まえて「どのような経緯」から「大学等就学／非就学」を希望するに至ったのか——あるいは、そもそも当人がこの「選択肢」を認識していたのか否か——を検討する。これにより、「就学機会」に関する「主観的な選択肢」を析出できると考える。

「研究課題 3」

最後に、利用世帯の養育者、SW が、大学等就学を左右する「資源調達」（学費等の準備）

がどういふものかを伝える立場にある」（p. 92）

⁴⁵ 子どもの「資源」の活用可能性が、他者（養育者、SW）に依存しているという考えは、「新共和主義 neo-republicanism」による「恣意的な支配からの自由 freedom as non-domination」の議論から着想を得た（Pettit, 2011 ; 2012 ; Lovett, 2010 ; cf. Fitzpatrick, 2011）。

の過程において「どのような」役割を果たしているのか(果たしていないのか)を検討する。これにより、子どもが大学等就学に向けて活用しえた「資源」を析出できると考える。

6. 研究方法

6-1. 「通知」分析

「研究課題 1」を検討するにあたっては、厚生労働省発の「保護の実施要領」(=「通知」)を分析に用いる。「生活保護制度」の根拠法は「生活保護法」にある。そして、この「生活保護法」によって制度の原理、原則などの枠組みが設定されている。しかしながら、上記の枠組みにおける現実の制度運用は、年度毎に改正される「保護の実施要領」に依拠している。したがって、「生活保護制度」の「運用」を把握するためには、通知レベルまで把握する必要がある。

(1) データ

(A) 「保護の実施要領」

上記のとおり、本論の分析では「保護の実施要領」を分析する。具体的には、「生活保護関連法令通知集 平成 28 年度版」(中央法規)に掲載されている：①「次官通知」(「生活保護法による保護の実施要領について」昭和 36 年 4 月 1 日 厚生省発社第 123 号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生事務次官通知)；②「局長通知」(「生活保護法による保護の実施要領について」昭和 38 年 4 月 1 日 社発第 246 号 各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省社会局長通知)；③「課長通知」(「生活保護法による保護の実施要領の取り扱いについて」昭和 38 年 4 月 1 日 社保第 34 号 各都道府県・各指定都市民生主管部(局長宛 厚生省社会局保護課長通知)、以上である。

(B) 補完資料

以上に加えて、本論では「保護の実施要領」を補完することを目的として、下記の資料を参考としている(以下、すべて 2016 年度版)：①「生活保護手帳」(中央法規)；②「生活保護手帳 別冊問答集」(中央法規)；③「生活と福祉」(全国社会福祉協議会)；④「社会保障の手引き」(中央法規)、以上である。

(2) 分析項目

「保護の実施要領」を分析するにあたっては、大学等就学と関連する項目に焦点化する。具体的には：①「世帯の認定」；②「資産の活用」；③「他法・他施策の活用」；④「最低生活費の認定」；⑤「収入の認定」、以上 5 項目が挙げられる。

ただし、「先行研究」で指摘されていたとおり、大学等就学に対する「保護費」の給付—義務教育に対する「教育扶助」、高等学校等に対する「生業扶助」に相当—は存在して

いない。そのため、「最低生活費の認定」は分析対象から除外する。また、「他法・他施策の活用」に関しては、「世帯の認定」、「資産の活用」、「収入認定」上記3点の規定に含み込まれているため独立に検討することはしない。

6-2. インタビュー調査

「研究課題2～3」を検討する際には、首都圏に位置するA県B市C福祉事務所所管の地域で実施したインタビュー調査の結果を分析に用いる。以下では：(1) A県B市で実施したインタビュー調査（以下、「B市調査」）の概要；ならびに、(2) 「B市調査」の協力者世帯に属する若者に対して実施したインタビュー調査（以下、「若者調査」）の概要を説明したうえで；(3) 両調査に共通する倫理的配慮、表記上の留意点を説明する。

(1) 「B市調査」の概要

(A) 「B市調査」の目的・実施主体

「B市調査」は、生活保護利用世帯において子どもの進路選択が「どのように」なされているのかを究明するべく「生活保護受給世帯における子どもの進路選択に関する研究」（代表研究者：岡部卓）の一環として実施されている⁴⁶。

研究事業の実施主体は、下記から構成される研究グループである：代表研究者＝岡部卓（首都大学東京）；分担研究者＝小林理（東海大学）、西村貴之（北翔大学）、鈴木忠義（長野大学）、西村貴直（関東学院大学）、松本一郎（大正大学）；研究協力者＝三浦元（首都大学東京講師）、三宅雄大（首都大学東京大学院；調査事務局）、東景子（首都大学東京大学院）。

また、「B市調査」（後述の「若者調査」含む）の実施にあたっては、B市C福祉事務所の全面的な協力を得ている。「B市調査」の実施前には、C福祉事務所所長から調査協力（協力者の抽出、情報提供）への「同意書」を得ている。

(B) 「B市調査」の実施期間

調査の実施期間は：①2014年8月～2015年2月（以下、2014年度調査）；②2015年7月～12月（以下、2015年度調査）である。

(C) 調査対象と協力者の抽出過程

「B市調査」の対象は：(1) 生活保護を利用する有子世帯（0～18歳未満、あるいは、高等学校等就学年齢までの子どもと同居）の養育者（親）；ならびに、(2) 子ども（中学生、高等学校等就学中の者）である。

実際の協力者は、A県B市C福祉事務所所管地域で生活保護を利用する有子世帯から抽

⁴⁶ 「B市調査」と並行して、D県郡部（町村部）においても同様の調査を実施している。ただし、本研究では、筆者が調査事務局、調査員として全面的に参加した「B市調査」のみをとりあげることにする。

出している。協力者候補の抽出にあたっては、以下の手続きを踏んでいる：①研究グループ（岡部、三宅）から抽出条件を提示；②C福祉事務所（所長、担当職員）と研究グループとで、抽出条件を協議；③担当職員が条件に該当する候補者を抽出。

表序-1. 「B市調査」の全体像――概要

実施主体	・研究グループ（JSPS:26285132）：代表研究者・岡部卓（首都大学東京）*；分担研究者・小林理（東海大学）、西村貴之（北翔大学）、鈴木忠義（長野大学）、西村貴直（関東学院大学）、松本一郎（大正大学）；研究協力者・三浦元（首都大学東京非常勤講師）*、東景子（首都大学東京大学院）*、三宅雄大（首都大学東京大学院）*	
調査時期	・2014年度調査：2014年8月～2015年2月；2015年度調査：2015年7月～12月	
調査協力者	・母子世帯：No. 1、2、3*、4、5、6*、7　・父子世帯：No. 8* ・ふたり親世帯：No. 9*、10（父）、12（父母）**、13（母）**、14（父母）** ・その他世帯（祖母と同居）：No. 11（父）	
協力者の抽出過程	調査準備	・B市C福祉事務所に調査協力（協力者の選定、協力者の紹介）を依頼 →書面での同意（福祉事務所所長の署名） ・代表研究者、調査事務局、福祉事務所所長、担当職員で選定条件を協議 ※調査に応じることが可能な状態であること、少なくとも1名の中学生あるいは高校生と同居していること、可能な限り2年生・3年生の子どもがいる世帯を優先すること、可能な限り世帯構造に偏りを生じさせないことなど
	2014年度調査	・上記の選定条件を踏まえて、担当職員が候補者を選定 →担当ソーシャルワーカー経由で候補者に協力を依頼（口頭） ・養育者から口頭での同意が得られた場合 →「世帯主の氏名・世帯構成・連絡先」の情報を調査事務局に提供 ・調査事務局が、候補者に直接電話連絡を行い調査日時・場所を調整 ※ただし、必要に応じて担当職員が日時・場所の調整まで行うこともあった ・調査当日に、書面にもとづく調査説明、ならびに疑問点・不安な点がないかを確認 →そのうえで、書面での同意を得られた場合に限り調査を実施 ※同時に、翌年度も調査依頼を行うことに対する同意も得ている
	2015年度調査	・調査事務局が、2014年度調査の協力者に対して直接調査協力を依頼 →口頭での同意を得られた場合には、2014年度と同様の手続きで調査を実施 ※なお、4名が「辞退」（No. 3、6、8、9） ・C福祉事務所に新規協力者（父子世帯、ふたり親世帯、その他世帯）の紹介を依頼（2015年7月）→2014年度と同様の手続で3世帯（5名）への調査実施
調査方法	・半構造化インタビュー （あらかじめ準備した調査項目にもとづき、協力者の自由な語りを重視） 調査項目：世帯構成、世帯構成員の所属・健康状態、養育者と子どもの成育歴、子どもの学校生活、子どもの進路希望、養育者が子どもに期待する進路や学歴、生活保護の利用に至った経緯、福祉事務所（ソーシャルワーカー）との関係性、 <u>生活保護制度のイメージ、制度利用を権利と考えるか、悩み、将来展望、制度への要望</u> など	
調査時間	・2014年度調査：120～180分を目安；2015年度調査：約90～120分を目安	
調査会場	・公的施設の会議室（個室）、協力者宅 ※例外的に、特別な事情（候補者からの要望など）が生じた場合に限りB福祉事務所の一室で調査を実施（No. 8、9）	
調査倫理綱領	・首都大学東京・研究安全倫理委員会からの承認（H26-33、H27-8）： ①調査実施前に調査説明（書面、口頭）を行うこと ※調査目的・方法、参加は任意であること、個人情報の取扱いなどの説明 ②調査協力への「書面での同意書」（署名）を得ること ③調査協力に対する謝金を支払うこと（全額収入認定除外）	
「実施主体」欄の*＝B市調査の調査員　「調査対象」欄の*＝2015年度調査辞退者、**＝2015年度調査の新規協力者 「調査方法」欄の下線＝2015年度調査から追加		

なお、抽出の前提条件として以下 2 点を設定している：①インタビュー調査に応じることが可能であること（健康状態、日本語での応答が可能）；②中学生以上の子どもと同居する世帯であること。以上に加えて、可能な限りで：③世帯構造（母子／父子／ふたり親／その他）に偏りが生じないようにすること；④養育者の最終学歴に偏りが生じないようにすること；⑤子どもの性別に偏りが生じないようにすること、以上に配慮している。

また、抽出するにあたっては：①子どもの学年（2年生、3年生＞1年生）；②子どもの人数（複数名＞1人）に関して優先順位を設定している。前者の優先順位を設定した理由は、以下のとおりである：「フォローアップ調査」の性質上、調査期間中（1～2年の間）に学校卒業と移行を経験する可能性が高いと考えられること。

実際の抽出結果、ならびに、調査を実施できた協力者は以下のとおりである。まず、2014年度調査では、C福祉事務所から 14 世帯（母子世帯 9；父子世帯 2；ふたり親世帯 2；その他世帯 1）の協力者候補に関する情報提供を受けている。しかし、3 世帯（母子世帯 2；父子世帯 1）は、調査日時調整の段階で辞退している。

上記 3 世帯の辞退理由は以下のとおりである：「障害のある子どもの面倒を見なければならぬため」（母子世帯）、「就労開始により時間が取れないため」（母子世帯）、複数回の電話でも連絡がつかなかったため（父子世帯）。

最終的に、「書面での同意」をえたうえで調査を実施できたのは、11 世帯（母子世帯 7；父子世帯 1；ふたり親世帯 2；その他世帯 1）である。

次いで、2015 年度調査は、2014 年度調査の協力者全員を対象とした。しかしながら、このうち 4 世帯——母子世帯（No. 3、6）、父子世帯（No. 8）、ふたり親世帯（No. 9）——の辞退があった。これらの世帯の辞退理由は、以下のとおりである：複数回の電話でも連絡がつかなかったため（No. 3、6）；これ以上の調査は【遠慮したい】ため（No. 8）；病気の影響でちゃんと【声が出ない】状態になったため（No. 9）。

以上 4 世帯の辞退により、協力者のうち母子世帯以外の世帯構造が 2 世帯のみになってしまったため、C福祉事務所に追加での抽出を依頼している。抽出の条件、手続きは 2014 年度調査と同様であるが、世帯構造に関して「父子世帯」、「ふたり親世帯」、「その他世帯」に限定して抽出するように依頼した。なお、担当職員によれば、前年度に打診をしていない世帯のうち、前提条件①、②に該当する候補として：父子世帯 2 世帯、ふたり親世帯 7 世帯があったという。以上のうち、同様の手続きを踏んだうえで、ふたり親世帯 3 世帯（No. 12、13、14）の協力を得られた。

最終的には、2014 年度調査の協力者（7 世帯 7 名）と新規協力者（3 世帯 5 名）の計 10 世帯 12 名に対してインタビュー調査を実施した。また、2015 年度調査では、中学 2 年生（No. 4 長男）、高校 3 年生（No. 11 長女）にも、養育者同席のもとインタビュー調査を実施している。

(D) 調査実施までの流れ

候補者の抽出後、調査実施までの流れは以下のとおりである。

第 1 に、C 福祉事務所の職員が——担当 SW を介して——抽出された候補者に調査協力を打診している。具体的には、担当 SW が、候補者に対して、調査概要の説明、調査協力・情報提供の依頼を行っている（すべて口頭）。この段階で、候補者から「口頭での同意」を得られた場合に、候補者に関する情報（氏名、世帯構成、連絡先）を調査事務局に提供してもらっている。

次いで、第 2 に、調査事務局が、上記の情報提供に基づいて候補者に対して調査協力の依頼を行っている。あらためて調査協力への「口頭での同意」を得られた場合に限り、調査の日時、会場を調整している。なお、候補者の予定と調査会場の調整が難しい場合（調査事務局を介在させる時間がない場合）には、例外的に、C 福祉事務所の職員が、日時・会場の設定まで行っている。

第 3 に、調査当日には、調査開始前に、調査員の自己紹介、調査概要の説明を行っている。そのうえで、①調査協力（含 IC レコーダーでの録音）の同意書；②翌年度以降の調査協力の同意書；③謝礼に係る書類への記入をお願いしている。また、子ども（未成年）が参加する場合には、子ども自身の同意書に加えて、養育者からの同意書も得ている。

(E) 調査方法

調査方法としては、あらかじめ設定した調査項目に基づきながら協力者の自由な語りを引き出す「半構造化インタビュー」を採用している。

なお、具体的な調査項目は、以下のとおりである：世帯構成、世帯構成員の基本的情報（年齢、所属、障がい・傷病等）、就労状況、子どもの学校生活（登校状況、部活動、行事への参加等）、学業成績（テストの点数、通知表の評価等）、塾・習い事、中学卒業後／高等学校等卒業後の進路希望、実際の進路選択の過程、子どもに望む学歴、養育者・子どもの出身・成育歴、生活保護利用の経緯、福祉事務所・SW との関係、制度・政策への要望、悩みごと、将来展望など。

2015 年度調査では、上記の調査項目に関して前年度調査からの変化したことがないかを中心にインタビューを行っている。また、2015 年度調査からは、「生活保護制度」のイメージ、「生活保護制度」の権利性に関する調査項目を追加している。

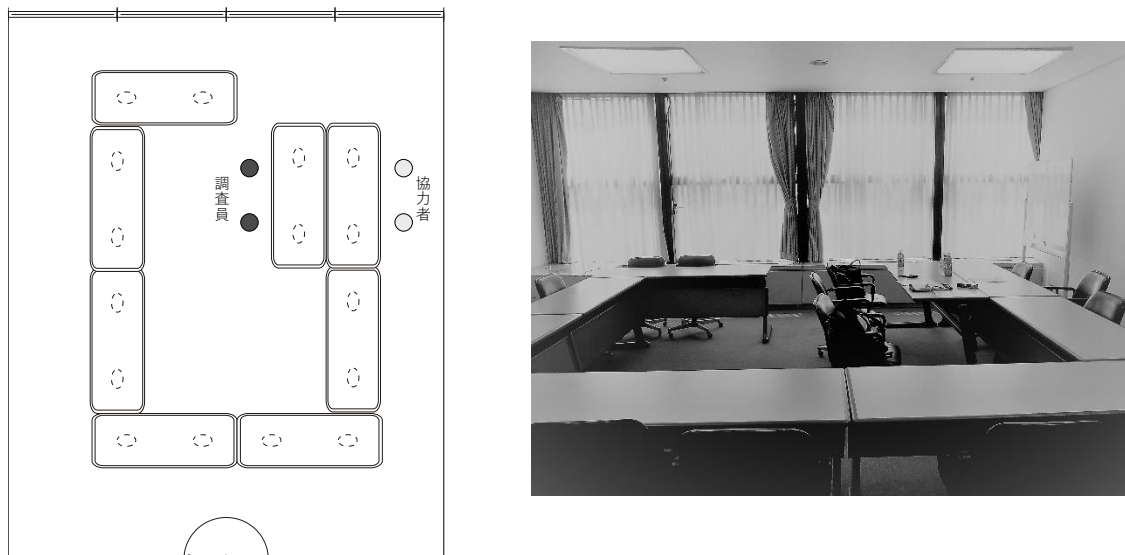
実際の調査は：120～180 分（2014 年度調査）、あるいは、90 分～120 分（2015 年度調査）を目安に実施されている。ただし、協力者の健康状態、あるいは、調査会場と協力者の予定との兼ね合いで、調査時間の長短にはばらつきが生じている。そのため、必ずしもすべての協力者から、上記すべての調査項目に関する語りを得られているわけではない。

(F) 調査会場

調査の実施会場としては、プライバシー保護の観点から：①「協力者の自宅」；②「公共

施設（市営の会議室）」の2か所を設定している。なお、②「公共施設」としては、B市立「Aセンター」と「Bホール」を利用している。いずれの施設においても、個室の会議室（定員10名～20名程度）を予約して借りている（図序-10参照）。

図序-10. 調査会場の例示——（左＝俯瞰図；右＝写真、筆者撮影）



ただし、2014年度調査では、例外的に2つの調査をC福祉事務所の「面接室」にて実施している。No.9調査では、父親が、以下の理由からC福祉事務所内での調査を実施している：①近年の【生活保護バッシングへの不安】があること；②調査の導入（調査員との顔合わせ、調査概要の説明、同意書の記入）段階まで、担当SWに同席してほしいこと。また、No.8調査では、協力者（父親）のスケジュールと調査会場（「公共施設」）との調整がつかなくなったため、急遽、C福祉事務所の「面接室」を利用することとなった。

以上いずれの調査においても、協力者からは「福祉事務所内で調査すること」に対する了承を得ている。しかし、いずれにせよ、協力者にとっては「施設内に利害関係者（SW）がいる」状況下での調査であったため、かれらの語りが抑制的になっている可能性は否定できない。特に福祉事務所や担当SW、「生活保護制度」に関する語りを解釈するにあたっては留意が必要である。

また、2015年度調査では、1世帯（No.14）のみ「協力者の自宅」で調査を実施した。その他の9世帯に関しては、すべて「公共施設」で調査を実施した。

(G) 「B市調査」の協力者に関する留意点

本調査の協力者は、総じて、調査依頼に応じて「語ることができる者」——そしてまた「語ろうとしてくれた者」——に限られていると考えられる。そのため、本調査の協力者には、以下に示すような偏りがあると考えられる。

第1に、本調査の協力者は、福祉事務所（担当 SW）との関係性が良好である者に限られていると考えられる。そもそも、SW と利用者との間に一定の信頼関係がなければ、利用者が調査依頼に応じるとは考え難い。そのため、本調査の協力者には、SW が接触することが困難であるような世帯は含まれていないものと考えられる。

第2に、本調査の協力者には、調査に応じられる健康状態にない者や日本語でのコミュニケーションが難しい者（外国籍の者など）が含まれていないことである。この点は、あらかじめ抽出の前提条件として設定してあったことである。

第3に、本調査の協力者には、ケア労働、就労（複数のパート就労など）によって調査に応じることができない者が含まれていないと考えられる。実際に、調査のアポイントメントの過程で、「調査には協力したい」が、「障がいのある子どものケア」や「仕事」のため日時の調整が難しいと「辞退」した者がいた。

いずれにせよ、何らかの理由で「語るができない者」は——あるいは、その世帯に属する子どもは——本調査のデータからは析出できないような困難に直面している可能性がある。この点に関しては、別途、調査を設計して実態究明に努める必要があるだろう。

(2) 「若者調査」

(A) 「若者調査」の目的・実施主体

「若者調査」は、生活保護を利用する有子世帯で育った若者が「どのようにして」高等学校卒業後の進路希望を形成してきたのかを究明するべく、「生活保護利用世帯における大学等就学に関する研究——進路希望に着目して」（代表研究者：三宅雄大、受け入れ研究者：岡部卓）の一環として実施されている。実施主体は、筆者である。

(B) 「若者調査」の実施期間

「若者調査」は、2016年8月～10月にかけて実施している。

(C) 調査対象と協力者の抽出過程

「若者調査」の対象は、「B市調査」（2015年度調査）の協力者世帯に所属する若者である。ここでは、若者を「高等学校等を卒業した者」として定義している。この定義を採った理由は、以下のとおりである：進路選択の途中にいる「高等学校等就学中の者」よりも、現実に高等学校等から特定の進路（就学／就職など）への移行を——少なくとも一度は——終了している「卒業生」の方が、進路希望の形成過程を把握するのに適切であると考えたこと。

2015年度調査から得られた情報によれば、上記の条件に該当する若者がいる世帯は10世帯のうち4世帯（No.1長女、5長男・長女・次男、7長男、11長女）あった。これらの候補者への調査協力の依頼は、養育者（2015年度調査の協力者）を介して行った。その結果、2世帯4名（No.5長男・長女・次男、7長男）からは協力を得られなかったが、残りの2世

帯 2 名 (No.1 長女 ; No. 11 長女) から協力を得ることができた。また、両世帯の養育者 (No. 1 母親 ; No. 11 父親) から短時間ではあるが、語りを得ることができた。

表序-2. 「若者調査」の全体像——概要

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 代表研究者 (JSPS : 16J01607) : 三宅雄大 (首都大学東京大学院) = 調査員 受け入れ研究者・岡部卓 (首都大学東京)
調査時期	<ul style="list-style-type: none"> 2014年度調査 : 2016年8月~10月
調査協力者	<ul style="list-style-type: none"> 母子世帯 : No. 1 (長女、母) その他世帯 (祖母と同居) : No. 11 (長女、父)
協力者の抽出過程	調査候補 <ul style="list-style-type: none"> 若者調査の候補者 : B市調査 (2015年度調査) の協力者世帯に所属する若者 ※若者 = 「高等学校等を卒業した者」 上記の条件に該当 = 4世帯6名 (No. 1長女、5長男・長女・次男、7長男、11長女)
	2016年度調査 <ul style="list-style-type: none"> 調査事務局から候補者 (養育者) に電話連絡 → 養育者、ならびに、養育者経由で若者からの調査協力への「口頭での同意」を得られた場合に限り、調査の日時、場所を調整 ※2世帯4名が辞退 (No. 5長男・長女・次男、7長男) 調査当日 : 若者、養育者同席のもとで、調査員の自己紹介、調査説明 → 調査協力 (含ICレコーダーでの録音) の同意書 ; 謝礼に関する書類への記入 ※若者が未成年である場合 : 自身の同意書 + 養育者からの同意書 養育者も調査に同席する場合 : 上記と同様の手続き ※養育者が同席することによって、若者に「語りがたさ」が生じる可能性があるため、養育者には調査開始後30~40分程度で退席してもらっている
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 半構造化インタビュー (あらかじめ準備した調査項目にもとづき、協力者の自由な語りを重視) 調査項目 : 現在の所属、経済状況、移行の経緯、進路を考える際のモデル、就職や大学等に抱いていたイメージ、移行に伴う費用に関する理解・準備方法、生活保護制度の影響、制度・政策への要望、悩みごと、将来展望など
調査時間	<ul style="list-style-type: none"> 120~180分を目安 (ただし、調査時間の長短にはばらつきあり)
調査会場	<ul style="list-style-type: none"> 公的施設の会議室 (個室)、協力者宅
調査倫理綱領	<ul style="list-style-type: none"> 首都大学東京・研究安全倫理委員会からの承認 (H28-6) : ① 調査実施前に調査説明 (書面、口頭) を行うこと ※ 調査目的・方法、参加は任意であること、個人情報の取扱いなどの説明 ② 調査協力への「書面での同意書」 (署名) を得ること ③ 調査協力に対する謝金を支払うこと (金額収入認定除外)

(D) 調査実施までの流れ

候補者の抽出後、調査実施までの流れは以下のとおりである。

第1に、調査事務局から候補者 (養育者) に電話連絡をしている。この際に、養育者、ならびに、養育者経由で若者からの調査協力への「口頭での同意」を得られた場合に限り、調査の日時、場所を調整している。

第2に、調査当日には、若者ととも養育者にも調査会場まで来てもらっている。そのうえで、調査開始前に、調査員の自己紹介、調査説明を行っている。そのうえで、①調査協力 (含ICレコーダーでの録音) の同意書 ; ②謝礼に関する書類への記入をお願いしている。また、若者が未成年である場合には、自身の同意書に加えて、養育者からの同意書も得ている。

なお、養育者も調査に同席する場合には、上記と同様の手続きを踏んでいる。ただし、養育者が同席することによって、若者に「語りがたさ」が生じる可能性があるため、養育者に

は調査開始後 30～40 分程度で退席してもらっている。

(E) 調査方法

調査方法は「B 市調査」同様に、「半構造化インタビュー」を採用している。具体的な調査項目は、以下のとおりである：現在の所属、経済状況、移行の経緯、進路を考える際のモデル、就職や大学等に抱いていたイメージ、移行に伴う費用に関する理解・準備方法、「生活保護制度」の影響、制度・政策への要望、悩みごと、将来展望など。

実際の調査は：120～180 分を目安に実施されている。ただし、調査時間の長短にはばらつきが生じているため、必ずしも上記すべての調査項目に関する語りを得られているわけではない。

(F) 調査会場

調査の実施会場は、「B 市調査」同様の理由から：①「協力者の自宅」；②「公共施設（市営の会議室）」——B 市立「A センター」と「B ホール」——を設定している。

(G) 「若者調査」の協力者に関する留意点

「若者調査」の協力者に関しては、以下の 2 点に留意が必要である。

第 1 に、協力者 2 名ともに「女性」だということである。本調査では、「男性」の協力者を得ることができなかった。そのため、本調査のデータからは、「進路希望」の形成過程において「女性」／「男性」——それに応じたジェンダー規範——の間に類似／相違があるのか否かを比較検討することはできない。

第 2 に、議論の先取りになるが、上記の協力者 2 名が、ともに高等学校等卒業後の就学を「希望していた」ことである。したがって、就学することを「度外視」していた事例は含まれていない。つまり、本調査のデータからは、「なぜ」若者が「就学を希望することがなかったのか」を検討することはできない。

(3) 「B 市調査」と「若者調査」の共通事項

(A) 倫理的配慮

上記いずれの調査ともに、プライバシーに踏み込んだ調査項目（生活保護利用までの経緯、養育者・子どもの生育歴等）が含まれている。そのため、調査実施にあたっては、協力者に不利益をもたらさないように最大限の注意を払った。

特に、調査開始前の手続きに関しては、あらかじめ倫理要綱を策定し、首都大学東京の研究安全倫理委員会から承認を得ている（「2014 年度調査」、「2015 年度調査」、2016 年度「若者調査」）。具体的には、調査開始前に以下の説明を徹底して行った：①調査の目的、方法（メモを取ること、同意を得られた場合に限り IC レコーダーで録音すること）；②個人情報の取扱い（調査内容を発表する際には匿名化すること、各種データを厳重に保管すること等）；

③協力者の権利（無理に答える必要はないこと、協力するか否かは任意であること等）；④調査参加の利益・不利益（謝礼を支払うこと、調査中の発言によって不利益を被ることはないこと等）。

また、本論での分析では：①固有名詞をすべて匿名化しており；②プライバシーに関連する情報には、不整合が生じない範囲で修正を加えてある。

（B）表記上の留意点

本論では、協力者の「語り」を引用するにあたって、以下のとおり表記上の工夫をしている：①本文中で「語り」を引用する場合＝【】；②筆者による加筆＝〔〕；③参加者の笑い声＝（笑）；④沈黙（3秒以上）＝・・・；⑤会話の割り込み（重なり）＝]；⑥一部省略＝（…）

（C）調査協力者の概要

「B市調査」、ならびに、「若者調査」の調査協力者の概要を整理すると表序-3のとおりである。なお、第3章、ならびに、第4章では、全14世帯の一部の事例だけを分析する。①第3章・第4章で分析する対象世帯は、世帯No.を「ゴシック（太字）」＋「下線」で表記しており；②第4章でのみ分析する世帯は、「ゴシック（太字）」で表記してある。なお、抽出過程の詳細は、各章の「研究方法」にて後述する。

表序-3. 調査協力者概要 (1)

	B市調査		B市 若者調査
	2014年度調査	2015年度調査	2016年度
No. 1	母親Fさん (40代後半) うつ病	母親Fさん (40代後半) うつ病	母親Fさん (40代後半) うつ病
	長女Pさん (A高2) **	長女Pさん (A高3) **	長女Pさん (専門学校1) **
	長男 (小2)	長男 (小3)	長男 (小4)
No. 2	母親 (30代後半) *	母親 (30代後半) *	対象外
	長女 (中3)	長女 (G高1)	
	次女 (中2)	次女 (中3)	
No. 3	母親Aさん (40代前半) 股関節炎	辞退	
	長男 (C工業・定時制4) **		
	長女Zさん (D工業2) ADDなど		
	次男 (小6)		
No. 4	母親 (30代前半) うつ病	母親 (30代前半) うつ病	対象外
	長男 (中1)	長男 (中2)	
	次男 (小2)	次男 (小3)	
No. 5	母親Hさん (40代後半) *	母親Hさん (40代後半) *	母親Hさん (40代後半)
	(長男Jさん・専門4) **	(長男Jさん・23転出就労)	(長男Jさん・24就労) 辞退
	(長女・21転出就労)	(長女・22就労)	(長女・23結婚・出産) 辞退
	次男Sさん (F商業2) **	次男Sさん (F商業3) **	(次男Sさん・専門1) 辞退
	次女 (中2)	次女 (中3)	次女 (定時制1)
No. 6	母親 (40代後半)	辞退	
	(長女・26転出就労→結婚) **		
	長男 (20世帯内パート就労) *		
	次男 (中2)		
No. 7	母親 (30代後半) 動悸など*	母親 (30代後半) 動悸など*	母親 (30代後半) 動悸など
	長男 (C工業3) **	(長男・19就労)	(長男・20就労) 辞退
	次男 (中2)	次男 (中3)	次男 (C工業1)
	三男 (小2)	三男 (小3)	三男 (小4) *

ゴシック (太字) = 調査回答者 * = 調査時に就労あり ** = 在学中のアルバイトあり
 丸括弧 (世帯構成員) = 利用世帯から転出、あるいは、世帯分離中
 2016年度の情報に関して、No. 5、7は、調査のアポイントメントの過程で得られた情報による。

表序-3. 調査協力者概要 (2)

	B市調査		B市 若者調査 2016年度
	2014年度調査	2015年度調査	
No. 8	父親 (40代後半) *		辞退
	長女 (中1)		
	次女 (小4)		
	三女 (小3)		
	四女 (小1)		
	五女 (小1)		
No. 9	父親 (60代前半) 悪性腫瘍など		辞退
	母親 (40代後半) 背部血腫など		
	長女 (18世帯内就労)		
	次男 (中3)		
	次女 (小4)		
No. 10	父親Wさん (50代前半) 動脈系疾患	父親Wさん (50代前半) 動脈系疾患	対象外
	母親 (40代前半) *	母親 (40代前半) *	
	長男Gさん (K高1)	長男Gさん (K高2)	
No. 11	父親Cさん (60代前半) ストーマ*	父親Cさん (60代前半) ストーマ*	父親 (60代前半) ストーマ*
	母親 (40代前半) *	母親 (40代前半) *	母親 (40代前半) *
	母方の祖母 (70代後半)	祖母 (70代後半)	祖母 (70代後半)
	長女Rさん (A高2) **	長女Rさん (A高3) **	長女Rさん (19) *日々雇用
No. 12		父親 (40代前半) *	対象外
		母親 (40代前半) うつ病	
		長男 (中2)	
No. 13		母親 (40代前半) 胃摘出*	対象外
		父親 (40代後半) 糖尿病	
		長女 (中2) 支援級	
		次女 (小6) 支援級	
No. 14		父親 (60代後半) 足の痺れ	対象外
		母親 (40代後半) *	
		長男 (J高1)	
ゴシック (太字) = 調査回答者 * = 調査時に就労あり ** = 在学中のアルバイトあり 丸括弧 (世帯構成員) = 利用世帯から転出、あるいは、世帯分離中			

(4) 「語り」に関する留意点

ここまでに見てきたとおり、本研究では、調査協力者の「語り」を分析に用いる。本研究では、「語り手」(=調査協力者)の「語る」という行為——「過去の体験」の解釈、再構成を含意する——によって「語られたこと」を「語り」と表記する (cf. 野家 2005) ⁴⁷。

上記のとおり、「語り」には、「語り手」による屈折や解釈が介在している。そしてまた、「語り」には「語り手とインタビュアーとの相互行為を通して構築される」側面があるため、語り手が「何を語ったのか」ではなく「いかに語ったのか」(語られ方)に注意を払うべきだとする指摘もある (桜井 2002 ; Holstein, Gubrium. 1995=2004)。

上記の指摘を認めながらも、本論の分析では、あくまでも「語り手」が「何を語ったのか」に焦点化し、なおかつ、それらの「語り」を「現実と関連するもの」として取扱う。それというのも、インタビュー調査を行う「コミュニケーションの場」において、「聴き手」(調査者)は、「語り」の内容の「真理値を空白にすることなく、それは真実のもの、いいかえれば、世界になんらかの指示物をもっているものとして、その言葉に向かって」いる (岸 2015 ; p. 282) と考えられるからである。

したがって：

「語りを正当にあつかうということは、おそらく通常の統計データや文書資料などと同じようにそれをあつかうということである。なぜなら、言葉というものが話されるときわれわれは、鍵括弧を外して引用文から地の文へと転換することで、その真理値に『コミット』しているからである。」 (ibid ; p. 283)

もちろん、他の「語り手」による「語り」、関係資料を検討することで、「語り」の内容に整合性があるか否かを検討することは可能であり、なおかつ必要な作業である。本論でもこの作業は行う。

しかしながら同時に、上記の引用文にあるように、「統計データ」(質問紙の回答)を現実として受け取り分析するのと同様、インタビュー調査による「語り」を事実として受け取り分析することは正当なことだと言えよう⁴⁸。

⁴⁷ 野家は、「語られたこと」=「名詞的・静態的な実体概念」を「物語」と呼び、「語る行為」=「動詞的・能動的な機能概念」を「物語り」、あるいは「物語り行為」と呼んで整理している (ibid. p. 300)。そのうえで、「経験を語る」ことを、過去の「知覚的体験」をありのままに描写、記述することではなく、過去の「知覚的体験」を想起しながら——つまり、「今現在」思い出しながら——「解釈学的変形」ないしは「解釈学的再構成」の操作を加えることである (ibid. p. 18 ; p. 115) と規定している。

⁴⁸ 岸 (2015) は、桜井の方法論を「語りを『現実と関係しているもの』ではなく『語られたもの』としてだけ」、つまり「つねに『引用文』としてだけ取り扱うべき」だとする主張だとして批判している (p. 277)。そのうえで、「語り」を「引用文」(相互作用によって構築された「語り」)としてのみ取扱うのではなく、「鍵括弧」を外すことで「現実と関連するもの」として取扱うべきことを論じている (2015 ; 2016a ; 2016b)。

また、本研究は、「インタビュー調査」による「語り」をデータとして用いることからわかるように、「どれだけの」という問いに応じる「量的一般化」を意図するものではない。あくまでも、「生活保護制度」下において、「なぜ」、「どのようにして」、子どもの大学等「就学機会」が「縮減／拡張」されるのかという「理由」や「過程」に関する知見——その端緒——を探索することがねらいである。

7. 補論——調査地の概要

以下では、調査地である A 県 B 市の特徴を素描する。B 市の特徴を描出するにあたっては、B 市が独自に集計している統計資料（2015 年版）、ならびに、総務省「国勢調査」（2015 年版、2010 年版）を参照している。ただし、B 市の具体的な統計数値は、当該地域の特定を避けるために、不整合が生じない程度に修正を加えてある。

(1) 地理条件

調査地である B 市は、首都圏 A 県の中でも北部に位置しており、その一部が隣県と接している。また、B 市は、おおまかにではあるが：①「北部」；②「南部」に分けることができる。このうち、B 市「北部」には工場が多くある一方で、「南部」には商業施設や住宅街が広がっている。

なお、本研究でインタビュー調査を実施したのは、C 福祉事務所が所管する地域（B 市「南部」の一部）である。そのため、調査の協力者には、C 福祉事務所所管外——B 市「北部」、所管外「南部」——で生活保護を利用する世帯は含まれていない。

また、B 市では、公共交通機関（電車、バス）が整備されており、市内での移動、ならびに、市外への移動は容易である。そのため、居所が B 市「南部」にあるとしても、住民の就職先や就学先が、市内「南部」に限定されるわけではない。この点と関連して、B 市内には、複数の駅があり、その周辺には商店街がある。

筆者は、「南部」にある 2 か所の商店街を訪れたことがあるが、いずれも買い物客が多く行き交っており活気があった。また、B 市から中心街（大型百貨店や歓楽街のある市街地）までは、公共交通機関を利用して行くことが可能である。

(2) 人口・世帯（2015）

B 市の人口は、全国的に見ても多い（政令指定都市・中核市の規模）。B 市の人口の約 8 割が「0 歳～64 歳」——このうち 6 割強が「稼働年齢層（14 歳～64 歳）」——で、約 2 割が「65 歳以上」である。上記の割合は、全国規模の統計と同様の傾向にあり、B 市でも高齢化が進んでいると考えられる。

B 市の総世帯数に占める「核家族世帯」の割合は、約 45% である。また、「夫婦のみ世帯」約 15%、「夫婦と子どもから成る世帯」（ふたり親世帯）約 20%、「男親と子どもから成る世帯」（父子世帯）約 1%、「女親と子世帯」（母子世帯）約 6%、「その他の親族世帯」約 3%

である。また、また、「核家族世帯」以外に関しては、「非親族世帯」約 1%、「単独世帯」（世帯人員 1 人）約 50%である。

なお、B 市においては、日本全国の数値（2015 年版「国勢調査」）に比して：①「ふたり親世帯」（夫婦と子どもから成る世帯）の占める割合が低く；②他方で、「単独世帯」の占める割合が際立って高いという特徴がある。

（3）就業状況（2010）

B 市の「15 歳以上人口」に占める「労働力人口」（就業者＋完全失業者）は、約 55%である。「労働力人口」のうち約 94%が「就業者」であり、約 6%が「完全失業者」である。他方で「非労働力人口」は、約 30%である⁴⁹。なお、B 市の「完全失業率」約 6%という数値は、日本全国の「完全失業率」が 5.1%（2010 年平均）⁵⁰に比して高い水準にある。

B 市では、就業者のうち、約 7 割が「第三次産業」に就業しており、約 3 割が「第二次産業」に就業している。就業者数の割合が最も高いのは「卸売業・小売業」で、次に「製造業」、各種「サービス業」が続いている。なお、日本全体の「有効求人倍率（新規学卒者除く）」は 1.20（2015 年平均）⁵¹であり、A 県 B 市の「有効求人倍率」はこの数値と近接している。

（4）生活保護（2015）

上記と関連して、B 市は、A 県内でも生活保護を利用する世帯の割合が高い地域である。B 市の保護率（人口千対／世帯千対）⁵²は、日本全国の保護率の数値（人口千対 17‰；世帯千対 32‰）を大幅に上回っている（図序-11）。なお、この点に関しては、調査協力者からも「周囲に利用世帯が多い」、「経済的に裕福ではない世帯が多い」といった「語り」が得られている。

⁴⁹ 「就業者」とは「調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人」と「休業者」を意味する。「完全失業者」とは「調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人」を意味する。「非労働力人口」は「調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人」を意味する。

⁵⁰ 総務省「2016 年度 労働力調査」を参照。

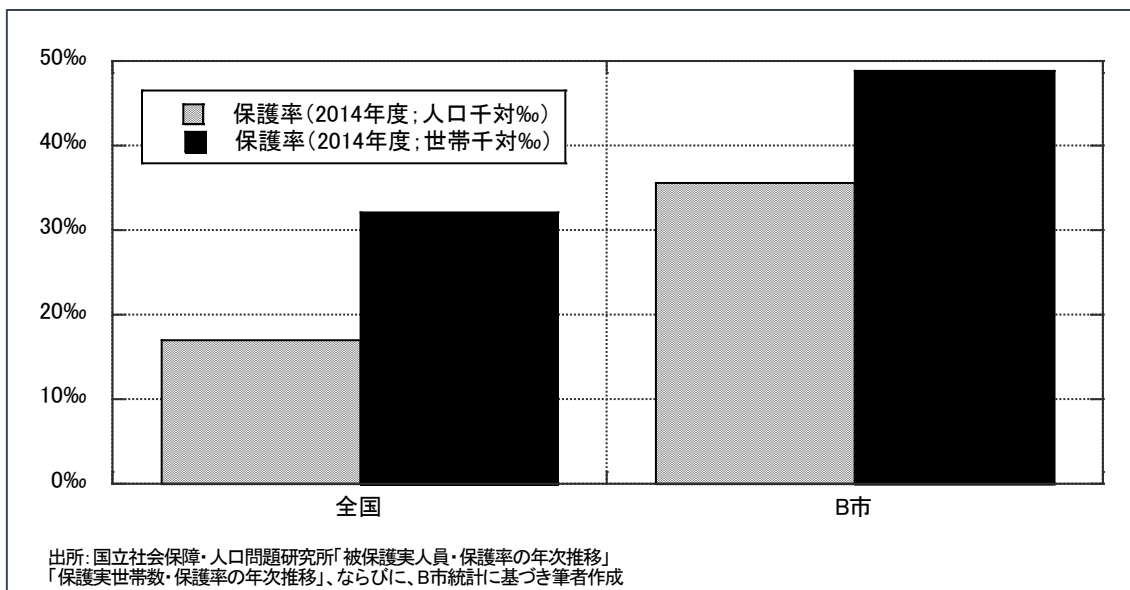
(<http://www.stat.go.jp/data/roudou/report/2010/pdf/summary1.pdf>)

⁵¹ 総務省「e-Stat」の「一般職業紹介状況」を参照。

(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001192383>)

⁵² 日本全国の保護率のデータは、国立社会保障・人口問題研究所の『「生活保護」に関する公的統計データ一覧』の「」による。なお、「保護率の算出は、被保護世帯数（1 カ月平均）を「国民生活基礎調査」の総世帯数（世帯千対）で除したもの」、ならびに、「1 か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表による各年 10 月 1 日現在の推計人口で除したものである。」である。

図序-11. 保護率（‰）——全国／B市



(5) 学校教育——義務教育

教育に関しては、B市「南部」だけでも複数の公立小学校、公立中学校が点在している。そのため、調査中に耳にした学校名にもばらつきがあった。

また、B市の公立中学校の卒業生は、ほとんどすべてが高等学校等に進学しており（約98%）、中学卒業後に就職する者はわずかである（2016年度）。

(6) 学校教育——高等学校等

B市内には、公立・私立合わせて10校以上の高校がある（2016年度現在）。また、以上の市内の高校に加えて、隣接する市にも複数の高校がある。公共交通機関が整備されていることを踏まえると、当該地域の子どもたちには、形式上は市内外の複数の進学先（選択肢）があると考えられる。

B市内の高校は、入試難易度の観点からして、大別して3つに分類可能である：①入試難易度が「易しい」高校；②入試難易度が「普通」の高校；③入試難易度が「難しい」高校。市内の私立高校のほとんどが、上記③に分類される。なお、公立高校で③に該当する高校は1校だけである。他方で、市内の公立高校のほとんどが、上記①（あるいは、①寄りの②）に位置している。総じてB市では、私立高校＝入試難易度の「難しい」進学校；公立高校＝入試難易度の「易しい」高校という傾向がある。

なお、調査協力世帯の子ども・若者（高等学校等就学中の者、または、卒業した者）の「就学している／就学していた」高校は、一部の例外を除き、ほぼすべてが「B市内／外」の「公立」で、なおかつ、「入試難易度」の「易しい」（①、あるいは、①寄りの②）高校であった（以上、表序-4参照）。

表序-4. 調査協力世帯の子どもの就学先高校／卒業高校

高校	所在地	入試 難易度	該当数	該当事例
公立A高校（普通）	市内	①	4	No. 1 6-1 6-2 11
公立C工業高校	市内	①	3	No. 3-1 5-1 7-1
公立G高校（普通）	市内	①	1	No. 2
公立J高校（普通）	市内	①	1	No. 14
公立D工業高校	市外	①	1	No. 3-2
公立F商業高校	市外	①	2	No. 5-2 5-3
私立I高校（普通）	市外	①	1	No. 9
公立K高校（普通）*	市外	③	1	No. 10
合計			14	

*=入試難易度の「難しい」進学校

同一世帯に高校生が複数名いる場合の表記 = No. n-n

B市における高校卒業後の大学等（大学・短大・専修学校専門課程）進学率は8割弱である一方で、就職率は1割を切っている（以上、2015年度、2016年度）。したがって、B市における大学等進学率は――厳密な比較ではないことに留意が必要だが――日本全国に比して高い水準になっている。なお、男性の就職率が女性の就職率よりも高く、反対に、女性の進学率が男性の進学率よりも高い傾向にある。

(7) 大学等

B市内や近隣地域（他市、他県）には、公立・私立の4年制大学、短大、専修・各種学校が複数ある。そのため、高等学校等と同様、当該地域の子どもたちには、形式的には――学校の有無という水準では――複数の進学先があると考えられる。

(8) 小括

以上に見てきたとおり、インタビュー調査を実施した「B市」は、いわゆる「大都市部」である。また、B市では、公共交通機関が整備されており（i.e. 市外への移動が容易であること）、なおかつ、「有効求人倍率」が高かった。他方で、B市内、あるいは、近隣の地域には、大学等が複数設置されており、なおかつ、B市内での大学等進学率は高かった。

以上を踏まえると、「B市調査」の対象である利用世帯の子どもは、高等学校等卒業後に「就職」／「進学」という「選択肢」のいずれを採ることも――少なくとも形式的には――可能であると考えられる。

なお、ここで留意すべきは、B市では――有効求人倍率が高いにもかかわらず――「完全

失業率」が相対的に高く、なおかつ、保護率が際立って高水準であった。したがって、B市において、「失業」や「生活保護制度」は——あくまでも相対的にはあるが——地域住民にとって身近なものだと考えられる。

本研究の分析（第2章、3章）では、上記のような地域＝状況下において、利用世帯の子ども・養育者が、「どのようにして」、「大学等就学／非就学」に至るのかを検討する。

8. 論文構成

本研究は、5章——序章、1章、2章、3章、終章——から構成される。序章以降の概要は以下のとおりである。

第1章では、「生活保護制度」における「大学等就学」の取扱いを検討する（「研究課題1」に対応）。ここでは、「生活保護制度」下で利用世帯の子どもが、大学等へ就学する場合に採りうる「客観的な選択肢」——ならびに、その選択にあたって要請される「条件」——を行政資料（「保護の実施要領」など）の分析をとおして明らかにする。

第2章では、利用世帯の子どもの「進路希望」の形成過程を検討する（「研究課題2」に対応）。ここでは、利用世帯の子どもが、「生活保護制度」という仕組みの中で「どのような」過程を経て「大学等就学／非就学」を希望するに至ったのかを、「若者調査」（利用世帯出身の若者へのインタビュー調査）を通じて検討する。この作業によって、大学等「就学機会」に関する「主観的な選択肢」を析出する。

第3章では、利用世帯の子どもが「大学等就学／非就学」を「選択」するにあたって、養育者、ならびに、SWが果たす役割を検討する（「研究課題3」に対応）。ここでは、養育者、SWが、大学等就学に伴う「資源調達」において「どのような」役割を果たしているのか（果たしていないのか）を、養育者に対するインタビュー調査（「2014年度調査」、「2015年度調査」、「2016年度調査」の養育者の「語り」）から析出する。

終章では、上記3章の分析結果を踏まえて本研究を総括する。具体的には、分析結果・考察の整理、全体考察、政策への示唆、残された課題を提示する。

第1章 生活保護制度における大学等就学の「条件」¹

1. はじめに

既に言及したように、生活保護制度における「学校教育」就学の取扱いは以下のとおりである。①「義務教育」就学に対しては、「教育扶助」による保護費の給付があり；②「高等学校等」就学に対しては、「生業扶助（高等学校等就学費）」による給付がある。また、上記いずれの場合も、就学者は利用世帯内からの就学（＝世帯内就学）が認められている。

これに対して、③「大学等」就学は、夜間大学等を除き、就学者の保護廃止（世帯分離）が必須であり、就学に伴う費用（学費等、世帯分離後の生活費等）に対する保護費の給付もない。

以上に示したとおり、生活保護制度における就学の取扱いは、就学先——義務教育、高等学校等、大学等——によって相違している。以上の相違のうち、特に「義務教育」（「教育扶助」）と「高等学校等」（「生業扶助」）の相違は、生活保護制度の目的である「最低生活保障」と「自立助長」（生活保護法第1条）のいずれに力点を置いているかによる。

現に「教育扶助」を規定する生活保護法第13条では「自立助長」に対する言及が見られない一方で、「生業扶助」を規定する同法第17条では「これによって、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込みのある場合に限る」という給付条件が設定されている。

また、2005年度に高等学校等就学費が創設される契機のひとつ²となった「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」の報告書³では：高等学校等就学が、①「子どもの自立・就労」；②「有子世帯の自立」にとって「有効な手段」として位置付けられて議論されている。

同様に、2005年度の改正により加えられた「保護の実施要領」の規定によれば、「高等学校等」へ「就学し卒業することが世帯の自立助長に効果的と認められる」場合に限り「世帯内就学」は認められる。この点に関して、先行研究は、学習権の権利主体であるべき子どもが、「世帯の自立」＝「経済的自立（保護の廃止）」を達成するための「手段」として位置づけられていると指摘している（横山2001；阿部2012）。

それでは、利用世帯の子どもが大学等に就学する場合——「世帯内就学」が認められておらず、なおかつ、保護費による給付もない場合——に、かれらは「生活保護制度」下で「何」を「なしうるのか／なしえないのか」。そしてまた、かれらが「なしうる／なしえないこと」は、制度上「どのように」「条件」づけられているのか

¹ 本章は、三宅（2015）を大幅に加筆・修正したものである。

² もう一つの重要な契機として「中嶋訴訟」の最高裁判所判決（平成16年3月16日）が指摘できる。詳細は、序章 pp. 7-8 を参照。

³ 「社会保障審議会福祉部会・生活保護制度の在り方に関する専門委員会 報告書；(3) 教育支援の在り方」（<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/s1215-8a.html>）より。

2. 研究目的

以上の「問い」を踏まえて、本章では、以下2点の研究目的を設定する。第1に、「生活保護制度」が、利用世帯の子どもが大学等就学にあたって「なしうること（可能性）／なしえないこと（制約）」を「どのように」規定しているのかを析出することである。第2に、「生活保護制度」が、上記の「なしうること／なしえないこと」を「どのように」「条件」づけているのかを析出することである。

以上の目的を究明することにより、「生活保護制度」＝「構造」が定める大学等就学に関する「客観的な選択肢」——利用世帯の子どもが大学等に就学する際に「なしうること」と「なしえないこと」——の析出を試みる。

3. 分析枠組み

以上の研究目的を追究するにあたり、本章では、生活保護制度の運用方針を定める厚生労働省発の「保護の実施要領」（以下、「通知」）を分析資料として用いる。

また、本章では、「通知」を分析するにあたり、以下の分析枠組みを設定することで分析焦点を限定する。第1に、「通知」に規定されている「条件」において「自立助長」が言及されているのか否かに焦点化する。第2に、「条件」において「自立助長」が言及されている場合に、それが「どのような」「自立」なのかに焦点化する。「どのような」「自立」なのかを解釈するにあたって、本章では、以下に説明する3つの対立軸を設定する。

(1) 「自立の意味」——「狭義／広義」

まず、「条件」で言及されている「自立」が「どのような自立」なのかを析出すべく「自立の意味」に関する対立軸を設定する。すなわち：①「経済的自立（＝保護の廃止）」、「保護の廃止」に至る場合もある「就労自立」⁴をもって「自立」と捉える観点（＝「狭義の自立」）；②「狭義の自立」とは無関係に——「内容的可能性の発見・助長・育成」や「日常生活・社会生活自立」によって——多様な観点から「自立」を捉える観点（＝「広義の自立」）である。

従来、「自立助長」や「自立」をいかに解釈するかは議論の分かれてきたところである。先行研究（仲村 1968；cf. 笹沼 2008）に依拠するならば、従来の「自立助長」の解釈は大きく分けて以下2通りに整理できる。第1に、「惰民養成の排除」を目的とする「消極的自立」である（e.g. 木村 1958）。

第2に、小山（1975）の解釈論に依拠する「積極的自立」である。小山は「最低生活保障」に加えて「自立助長」を生活保護制度の目的に含めた理由を以下の通り説明している：

⁴ ここで留意すべきは、必ずしも「就労自立（経済的自立）」＝「保護の廃止」を意味しないことである。それというのも、「就労自立（経済的自立）」が「保護の廃止」に直結する場合もある一方で、「保護の廃止」を伴わない「就労自立（経済的自立）」も考えられるからである。

「凡そ人はすべてその中に何等かの自主独立の意味において可能性を包蔵している。この内容的可能性を発見し、これを助長育成し、而して、その人をしてその能力に相応しい状態において社会生活に適応させることこそ、真実の意味において生存権を保障する所以である」(p. 92)

以上のように、小山の論じる「自立助長」では、「惰民養成の排除」とは無関係に、各人の「内容的可能性の発見・助長育成」することに主眼が置かれている。

以上2とおりの「自立」に加えて、仲村は「新しい自立論」の展開を指摘している。具体的には、①「生活保護を利用して自立する」という考えと、②障がい者運動の中から展開した「自己実現に向けて主体的に生活することをもって自立とする」考えである。

また、これら「新しい自立論」の流れを受けて、「在り方委員会」の報告書では「自立」概念の捉え直しが行われている。具体的には、「自立」概念には、「就労自立（経済的自立）」のみならず、より広く「日常生活自立（健康・生活管理等）」や「社会生活自立（社会とのつながりを回復・維持）」が含まれるものだとしている（岡部 2009）⁵。

以上に概観してきた先行する議論を踏まえて、本章では、「自立の意味」を「狭義の自立」と「広義の自立」とに分類することとした。

(2) 「自立の単位」——「個人／世帯」

次いで、「条件」で言及されている「自立」が「誰の自立」なのかを析出すべく「自立の単位」に関する対立軸を設定する。すなわち：①「自立の単位」を「個人（子ども）」とする観点；②「自立の単位」を「世帯」とする観点である⁶。

ここで「自立の単位」を「個人／世帯」と設定した理由は以下の通りである。すなわち、生活保護制度において「保護の要否・程度」の判定が原則的に「世帯単位」で行われている（法第10条）一方で、「自立助長」の単位は確定されておらず、「個人」と「世帯」のいずれでもありうるということである。

なお、ここで留意すべきは、「自立の単位」が「個人」であるか「世帯」であるかによって、そこで問われている「自立の意味」——「狭義の自立」か「広義の自立」か——にも変化が生じるということである。

それというのも、「個人」単位の「自立」には「狭義の自立」(e.g. 「子どもの就労自立」)と「広義の自立」(e.g. 「子どもの内容的可能性の発見・助長育成」、「子どもの日常生活・

⁵ ただし、この後に展開された「自立支援プログラム」は、「就労自立」を志向していることが指摘されている（堅田・山森 2006；岩永 2009）。

⁶ ここでは「世帯」を「収入及び支出、即ち、家計を一にする消費生活上の単単位」（小山 1975；p. 220）と定義する。ここで留意すべき点として、小山が「世帯」は「一人でもよい」と論じていることを指摘できる。しかし、本研究では「世帯」が「子ども1人」の場合は例外として考慮せず、「世帯=子ども自身+n人」と限定する。

社会生活自立) いずれをも含みうるが、「世帯」単位には「広義の自立」は含みえないからである。

仮に「世帯」を有機的な「一個の行為主体」として捉えるならば、「世帯の日常生活・社会生活自立」や「世帯の有する『内容的可能性の発見・助長育成』」という表現は意味をなすであろうが、「世帯」とは「消費生活上の一単位」に過ぎない。以上を踏まえると、「世帯」が「自立」しうるのは「世帯の経済的自立」という「狭義の自立」のみだと考えられる。

(3) 「教育」の位置づけ——「目的／手段」

以上に示した2つの対立軸は、「条件」において言及されている「自立の単位」と「自立の意味」を析出することを目的としていた。本章ではさらに、第3の対立軸を設定することで、「通知」において「大学等に就学すること」——以下、「教育」⁷——がどのように位置づけられているのかを析出する。

第1に、「教育」を「別の目的」——人格の形成、教養の修得、労働力の形成等——を達成するための「手段」とみなす「目的論」的な観点（以下、「教育＝手段」）である。例えば「教育基本法」の第1条では、「教育の目的」として「人格の完成」や「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」が言及されている。また、社会政策領域における「ワークフェア」（宮本 2013；仁平 2009；2015；田中 2011；2016；埋橋 2007 など）の議論では、「教育」（職業訓練含む）が「福祉」（所得保障）の「条件」＝「手段」として位置づけられている。

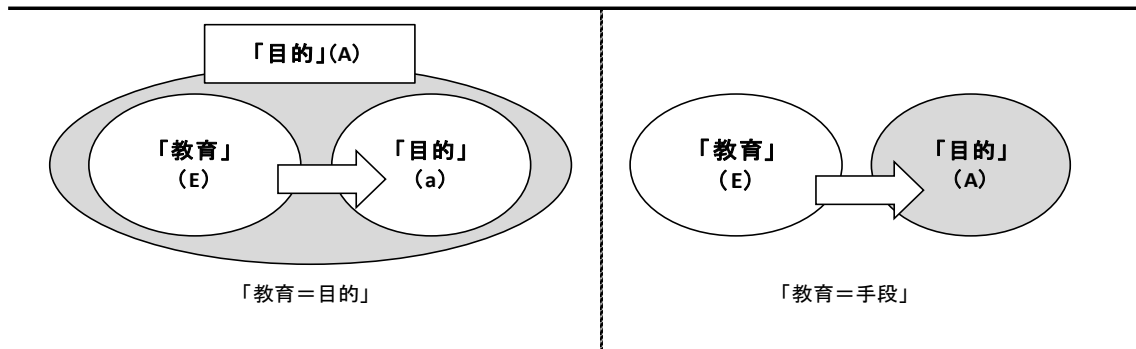
他方で第2に、「教育を受ける権利」の保障自体を「目的」とみなす「義務論」的な観点（以下、「教育＝目的」）である。例えば、日本国憲法の「教育を受ける権利」（26条）では、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定されている。ここでは、国民が「教育を受けること」、あるいは、「学習すること」⁸そのものを保障することが目的とされている。

確かに、以上に示した「教育＝目的」の観点を採る場合でも、「教育」は「何らか」の「外在的目的」——人格の形成、教養の修得、労働力の形成等——のために権利として保障されていると考えられるであろう。この意味で、「教育＝目的」と「教育＝手段」は循環する関係にあると考えられる。

⁷ そもそも「教育」の含意は多岐にわたり、広辞苑（第6版）では「教えること。望ましい知識・技能・規範などの学習を促進する意図的な働きかけの諸活動」と定義づけられている。ただし、以下では、「教育」を「大学等の学校教育」に限定する。そのため「学校教育」以外の教育（e.g. 家庭教育、家庭教師・通塾等）は分析対象から除外する。

⁸ 「学習権」の議論を参照。ここでいう「学習権」とは「国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利」を意味している（「旭川学力テスト事件」（最高裁判所 大法廷判決・昭和 51 年 5 月 21 日・刑集第 30 巻第 5 号 615 項））。

図 1-1. 「教育＝目的」と「教育＝手段」の相違点

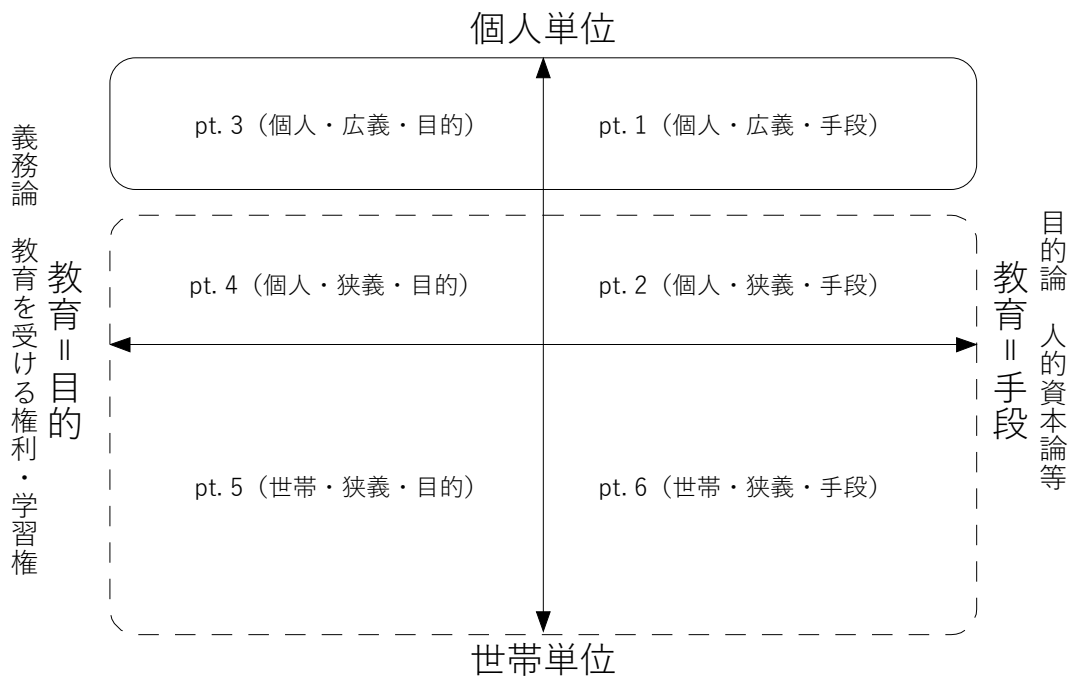


注: グレースケール=主たる「目的」を示す。矢印=(E)が(A/a)のために行われていることを示す。

しかしながら、ここで重要なのは以下に示す相違である。すなわち：①「教育＝目的」の観点では、「外在的目的」(a)とは無関係に、「教育を受けること」の保障自体が主たる「目的」(A)である一方で；②「教育＝手段」の観点では、「外在的目的」(e.g. 人格の形成、教養の修得、労働力の形成など)が主たる「目的」(A)で「教育」(E)は、それを達成する「手段」として位置付けられているという相違である(図 1-1 参照)。

以上の議論を踏まえ、本論の分析では、先に言及した「自立の単位」や「自立の意味」と関連付けながら、「通知」において「教育＝目的」の観点が採られているのか、あるいは「教育＝手段」の観点が採られているのかを析出する。

図 1-2. 分析枠組みの全体像



(4) 分析枠組みの全体像

ここまでに説明してきた理論的枠組み(3つの対立軸)を整理すると図1-2の通りである。図1-2に示してある通り、「自立の単位」(縦軸)、「自立の意味」(実線・破線囲い)、「教育」の位置づけ(横軸)の組み合わせによって、理論上は「pt1～pt6」までの計6類型が想定される。本論では、「通知」の「条件」設定において「自立助長」が言及されている場合に、それがどの類型に該当するのかを分析していく。

最後に、以上に示した対立軸が、いずれも分析を行うための「観点」だということに留意が必要である。現実的には、一方(「個人の自立」、「広義の自立」、「教育を受ける権利」)の追求によって、他方(「世帯の自立」、「狭義の自立」、「労働市場での利益」等)が生じる可能性は十分に考えられる(逆も然り)。しかしながら、本研究では、以上のような因果関係は問題としない。

4. 研究方法

以下では、本論の分析で用いる資料、ならびに、分析手順を概説する。

まず、本章では、既述の研究目的を追究するにあたって、厚生労働省発の「通知」(2016年度版の「保護の実施要領」)を分析対象としてとりあげる――なお、資料の詳細に関しては、序章「研究方法」を参照。

次いで、分析対象としては、以下の3項目をとりあげる：①「世帯認定」；②「収入認定」；③「資産活用」⁹。また、分析の手順としては、上記の各項目における規定から：①利用世帯の子どもが大学等就学にあたって「何」を「なしうるのか／なしえないのか」を析出する；そのうえで、②上記の「なしうる／なしえないこと」の「条件」を析出する。

5. 分析結果――「通知」の規定分析

(1) 「世帯認定」

(A) 夜間大学等¹⁰

第1に、夜間大学等に就学する者の「世帯認定」は以下のとおりである。夜間大学等に就学する場合は、「余暇活用」としての「世帯内就学」が認められており、高等学校等就学の場合と同様、各種保護費の給付(「生活扶助」、「医療扶助」等)を受けながら就学することが可能である。

⁹ なお、厚生労働省は、2018年度から利用世帯の子どもが大学等に就学した場合：一時金を給付すること；ならびに、子どもが「世帯分離就学」して、なおかつ、利用世帯内で同居を継続する場合に「住宅扶助」を減額しない取り扱いにすることを検討し始めている(時事通信；2017年7月20日)。

¹⁰ ここでいう「夜間大学等」の「等」には、「通信教育専修学校及び各種学校のほか、さらに私塾のようなものも考えられる」(別冊問答集 問1-54)。

夜間大学等への「世帯内就学」が認められる「条件」は以下のとおりである：

次の各要件のいずれにも該当するものについては、夜間大学等で就学しながら、保護を受けることができるものとして差し支えないこと。(1) その者の能力、経歴、健康状態、世帯の事情等を総合的に勘案の上、稼働能力を有する場合には十分それを活用していると認められること。(2) 就学が世帯の自立助長に効果的であること。

(局 1-4；以下、引用中の下線はすべて筆者)

以上の引用から、夜間大学等への「世帯内就学」の「条件」として以下2点が指摘できる。すなわち、①各種事情を勘案したうえで就学する者が「稼働能力」を十分に活用していること；ならびに、②「世帯の自立助長に効果的であること」、以上である。

(B) 大学等（夜間大学等除く）

第2に、大学等（夜間大学等除く）に就学する者の「世帯認定」は以下のとおりである。大学等¹¹への「世帯内就学」は認められておらず、夜間大学等就学の場合とは異なって、就学者は世帯分離されて各種保護費の給付対象から除外されなければならない：

次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差し支えないこと。

(中略)

(2) 次の貸与金を受けて大学で就学する場合。

ア 独立行政法人日本学生支援機構による貸与金。

イ 国の補助を受けて行われる就学資金貸与事業による貸与金であってアに準ずるもの。

ウ 地方公共団体が実施する就学資金貸与金事業による貸与金（イに該当するものを除く。）であってアに準ずるもの。

(3) 生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校で就学する場合であってその就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合。

(局 1-5)¹²

¹¹ なお、短期大学に関する直接的な規定はないが、4年制大学（昼間部）に準ずる扱いがされている。具体的には、「別冊問答集 問 1-53」において「短期大学に進学しようとする者は、高等学校の就学課程を修了し、卒業時において、すでに、一応有利な条件による職業選択の機会があるのであるから、世帯内就学は認められない。ただし、世帯分離により大学における就学が認められる場合もある」とされている。

¹² 2017年度の実施要領改正により、「給付型奨学金を受けている場合及び大学等による奨学金を受けている場合」に世帯分離就学を認めることが加筆されている（『生活と福祉』No. 734, 全国社会福祉協議会；p. 3）。この変更点は、日本学生支援機構による「給付型奨学金」の先行実施に合わせたものである。

なお、上記引用中の「アに準ずるもの」としては、「財団法人交通遺児育英会の奨学金、文部科学省の高等学校等進学奨励費補助を受けて行われる事業による奨学金、生活福祉資金の教育支援資金のうち特に必要と認められる場合に支給されるもの、母子福祉資金または寡婦福祉資金の修学資金のうち特別貸付けによるもの等」が挙げられている(課1-問6)。

以上のうち、(3) 生業扶助対象外の「専修学校又は各種学校」に就学する場合には、「世帯の自立助長に効果的」であることが就学の「条件」として設定されている。これに対して、(2)の「条件」は、「自立助長」とは無関係に、各種「貸与金を受けて大学で就学する」という「形式的」な「条件」が設定されているのみである。

(2) 「収入認定」

(A) 「他法・他施策」による「各種貸与金」・「恵与金」

第1に、高等学校等就学中の者の収入のうち、「他法・他施策」による「各種貸与金」、ならびに、「恵与金」は「収入認定除外」の対象となる：

次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

(申略)

ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額。

エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額。

(次 8-3-1-(3))

以上の引用にあるとおり、「各種貸与金」や「恵与金」が「収入認定除外」となる「条件」としては、これらの資金が「世帯の自立更生のために当てられる」ことが規定されている。

なお、夜間大学等に関しては、別の通知にて「当該経費が高等学校等、夜間大学又は技能修得費(高等学校等就学費を除く)の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額」(課8-問40)¹³を「収入認定除外」として規定されている。

(B) 高等学校等就学中の者の「就労収入(アルバイト収入)」

第2に、高等学校等就学中の者の「就労収入(アルバイト収入)」に関しては、下記のとおり「収入認定除外」の対象となる：

¹³ なお、「局8-2-(3)及び(4)」においても、「当該被保護世帯の自立更生」に充てられる場合に限り「収入認定除外」にする旨が規定されている。

次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

(中略)

ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの（ウからキまでに該当するものを除く）¹⁴。

(中略)

(イ) 当該保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額。

(次 8-3-1-(3))

以上のとおり、ここでは、「当該保護者の就労」（「就労自立」）、あるいは、「早期の保護脱却」に資することが「条件」とされている。

また、上記にいう「当該保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費」としては、大学等への就学費用（事前に必要となる入学料等）、ならびに、就学に伴う「転居」費用が挙げられている：

(前略) 次のいずれにも該当する場合には、次官通知第 8 の 3 の (3) のクの (イ) に該当するものとして、当該被保護者の就労や早期の生活保護からの脱却に資する経費を収入として認定しないこととし、また、経費の内容及び金額によって、一定期間同様の取扱いを必要とするときは、その取扱いを認めて差しつかえない。

(中略)¹⁵

¹⁴ ここでは、「就労収入」とは明記されていない。しかしながら、当該通知（次 8-3-1-(3)）に関する問い合わせに応じている「課 8-問 58-2」では、「高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者が就労することは、学業に支障のない範囲での就労にとどめるよう留意する必要があるが（後略）」と書かれている。それゆえ、「高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入」が、主として「就労収入」を想定したものだと考えられる。

また、同通知の（ア）では「生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）別表第 7 「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む）及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額」も「収入認定除外」の対象として規定されている。なお、「学習塾費等を含む」という注記は 2015 年度に加筆されている。

¹⁵ なお、ここでは、「収入として認定しない取扱いを行なうにあたっては、保護の実施機関は、当該被保護者や当該世帯の世帯主に対して、本取扱いにより生じた金銭について別に管理することにより、明らかにしておくよう指導するとともに、定期的に報告を求め、当該金銭が他の目的に使用されていないことを確認すること」、ならびに、「当該金銭を使用した場合は、保護の実施機関が承認した下記 2 の目的のために使用されたことを証する書類等により、使用内容を確認すること。保護の実施機関が承認した目的以外に使用していたときは、収入として認定しないこととした額に相当する額について費用返還を求めること。ただし、当初承認した目的以外であっても、その使用内容が下記 2 の目的の範囲であることが認められる場合にあっては、この限りではない」といったという SW に向けた規定がなされている。

1 高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められること。

2 次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。

(中略)

(2) 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学金等に限る。）

(3) 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用

(中略)

3 当該被保護者から提出のあった具体的な自立更生計画を、保護の実施機関が事前に承認しているとともに、本取扱いにより生じた金銭について別に管理すること及び定期的な報告を行うことが可能と認められる者であること。

(課 8-問 58-2)

以上の引用を踏まえると、高等学校等就学中の者の「就労収入」が「収入認定除外」となる「条件」として、以下4点が析出される：①「自立助長」——特に「就労自立」や「保護脱却」（経済的自立）——に資すること；②上記の「自立」に関する「本人の意思」が明らかであること；なおかつ、③「自立助長」に効果的であると認められる「生活態度等」にあること；④本人に「金銭管理能力」があり、なおかつ、「保護の実施機関」＝「福祉事務所」と連携可能であること。

(3)「資産活用」

(A)「学資保険」の保有・活用

第1に、下記の要件を充たす限りで、生活保護利用申請時に保有していた「学資保険」を継続保有・活用することが認められている。

当該学資保険が、次の条件を満たす場合には、保護適用後、満期保険金（一時金等を含む）又は解約返戻金を受領した時点で、開始時の解約返戻金相当額について法第63条を適用することを前提として、解約させないで保護を適用して差しつかえない。

1 同一世帯の構成員である子が15歳又は18歳時に、同一世帯員が満期保険金（一時金等を含む）を受け取るものであること¹⁶

2 満期保険金（一時金等を含む）又は満期前に解約した場合の返戻金の用途が世帯内

¹⁶ なお、2017年度の実施要領の改正により「学資保険の満期年齢が18歳未満であっても、就学費用に充てられる場合があり、学資に充てられることも想定されることから、実態に即してその保有を認めること」となっている（『生活と福祉』No.734, 全国社会福祉協議会；p.3）。

の子の就学に要する費用にあてることを目的としたものであること

3 開始時点の1世帯当たりの解約返戻金の額が50万円以下であること

(課3-問19)

以上のとおり、「学資保険」に関しては、「自立助長」への言及はなされていない。いずれも、「形式的」な制約——「満期保険金（一時金等を含む）」の受け取り時期、使途目的の限定、解約返戻金額の上限——が規定されているのみである。

(B)「保護費のやりくりによる預貯金」

第2に、現行の生活保護制度下では、利用者が「保護費のやり繰り」によって「預貯金」を保有することは、一定の「条件」——主として、手続きに関する「形式的」な「条件」——を充たす限りで認められている。すなわち、①「当該預貯金が保護開始時に保有していたものではないこと」；②「不正な手段（収入の未申告等）により蓄えられたものではないこと」；③当該「預貯金」の使用目的が「生活保護の趣旨目的¹⁷に反しないと認められる場合」であること；④そして、「当該預貯金等があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除のないものであること」である（課3-問18）。

なお、上記の「生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合」としては、大学等就学に際して「事前に」必要となる「入学金等」を賄うためことを目的とした「預貯金」が挙げられている：

次のいずれにも該当する場合、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等は、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められるものとして、保有を容認して差しつかえない。

なお、保護の実施機関は、当該預貯金等の使用前に預貯金等の額を確認するとともに、使用後は下記3の目的のために使用されたことを証する書類等により、使用内容を確認すること。

- 1 具体的な就労自立に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から卒業時の資格取得が見込めるなど特に自立助長に効果的であると認められること。
- 2 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学すること。
- 3 当該預貯金等の使用目的が、高等学校等卒業後、専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学金等に限る。）に充てるものであること。
- 4 やり繰りで生じる預貯金等に対応する経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっ

¹⁷ 生活保護制度の「趣旨目的」とは、生活保護法第1条に掲げられている「その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること」だと考えられる。

ているものであって、原則として、やり繰りを行う前に保護の実施機関の承認を得ていること¹⁸

(課3-問18-2)。

以上のとおり、大学等就学に向けて行う「保護費のやり繰りによる預貯金」が認められる「条件」としては：①就学することが「就労自立」に資すること；②上記の「自立」に関する「本人の意思」が明らかであること；③「預貯金」の「内容や金額」が具体的であり、なおかつ、「保護の実施機関」＝「福祉事務所」と連携すること、以上3点が析出される。

6. 考察

以上、本章では、「通知」の規定を分析することを通じて、利用世帯の子どもが大学等就学にあたって「なしうること／なしえないこと」、ならびに、その「条件」を検討してきた。

以下では、本章の分析結果の整理・考察を行う。

(1) 大学等就学にあたって「なしうること／なしえないこと」

まず、利用世帯の子どもが大学等に就学する場合に、生活保護制度において認められている「なしうること／なしえないこと」を整理すると表1-1のとおりである。

表1-1にあるとおり、現行の生活保護制度下において、大学等（夜間大学除く）への就学は、「世帯分離」する限りでのみ認められている。そして、就学に伴う学費等（入学金など）は：①「就労収入」の「収入認定除外」；ならびに、②「保護費のやり繰りによる預貯金」や「学資保険の保有・活用」によって；あるいは、③「他法・他施策」による「各種貸与金」の借入れ、「恵与金」の活用によって、調達することが認められている。

ここで留意すべきは、以下2点である。第1に、「通知」で規定されていた「他法・他施策」——制度化された「資源」——が、「各種貸与金」（日本学生支援機構の奨学金、生活福祉資金など）に限られていたことである。この点には、日本の「高等教育」に対する「公的支出」が乏しいこと、ならびに、「奨学金」制度が「貸与型」へ偏っていることが表出していると考えられる。

¹⁸ 「預貯金」に関する「保護の実施期間」による事前承認が必要だとされているが、これはあくまでも「原則として」である。「別冊問答集 問3-25-2」によれば、「事前の承認がなく、預貯金等が、高等学校等卒業後、専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費充てられたことがわかった場合」には、「被保護者に対して本来事前の承認が必要であったこと等について説明したうえ、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものでないこと、不正な手段（収入の未申告）により蓄えられたものでないことが確認され、また、その使用目的が『高等学校等卒業後、専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学金に限る。）に充てられたもの』であることが客観的に証明される場合は、生活保護の趣旨目的に反しないと認められるものとして、その経費を収入認定する必要はない」と柔軟な対応を認めている。

表 1-1. 「なしうること／なしえないこと」の概要

	夜間大学等	大学（昼間部） （短期大学含む）	専修・各種学校 （高等学校等卒業後）
世帯認定	・余暇活用による世帯内就学 【局1-4】〔問1-54〕	・世帯分離就学 【局1-5-(1)、(2)】 〔問1-53〕	・世帯分離就学 【局1-5-(3)】〔問1-51〕
収入認定	・他法・他施策による各種貸与金、恵与金の収入認定除外【次8-3-1-(3)-ウ、イ】【課8-問40】 ・高等学校等就学中の者の就労収入の収入認定除外【次8-3-1-(3)-ク-(イ)】【課8-問58-2】		
資産活用	・保護費のやり繰りによる預貯金【課3-問18-1、2】〔問3-25-2、3〕 ・学資保険の保有・活用【課3-問19、20】〔問3-26～33〕		
他法・他施策	・各種貸与金（独立行政法人日本学生支援機構による貸与金、財団法人交通遺児育英会の奨学金、文部科学省の高等学校等進学奨励費補助を受けて行われる事業による奨学金、生活福祉資金の教育支援資金、母子福祉資金または寡婦福祉資金の修学資金、地方公共団体が実施する就学資金貸与金事業による貸与金など）【局1-5-(2)】【課1-問6】		

第2に、「各種貸与金」以外の「資源調達」の方法が、「状況依存的」なものに限られていたことである。例えば、「就労収入」の「収入認定除外」、「保護費のやり繰りによる預貯金」の実行可能性は、各世帯・個人の状態・能力、置かれている状況（世帯構成、世帯構成員の健康状態、家計管理能力、就労可能性など）によって左右されると考えられる。また、「恵与金」、「地方政府」や「民間部門」（民間企業、学校）独自の「奨学金」などの活用可能性は、当人のコントロールの及ばない「偶発的」な要因に左右される。

(2) 「なしうること／なしえないこと」の「条件」(1) —— 「狭義の自立」助長

次いで、上記の「なしうること／なしえないこと」の「条件」を整理すると以下のとおりである（表1-2. 参照）。まず、「条件」において「自立助長」が言及されているか否かに関しては、大学等就学の「世帯認定」（表中の a-y）、ならびに、「学資保険」の規定（表中の d）を除くすべてにおいて「自立助長」が明確に言及されていた。

それでは、ここで言及されていた「自立助長」は、「どのような」「自立」を含意しているのか。第1に、「自立の単位」に関しては：①「世帯認定」（夜間大学等、専修・各種学校）、「各種貸与金」・「恵与金」の「収入認定除外」の「条件」（表中の a-x、a-z、b）では、「世帯」が「自立助長」の単位とされていた一方で；②「就労収入」の「収入認定除外」及び「預貯金」に関する「条件」（c、e）では、「個人（子ども）」が「自立助長」の単位とされていたことが指摘できる。

他方で、第2に、「自立の意味」としては：①「世帯の自立」＝「経済的自立」（表中の a-x、a-z、b）；あるいは、②「子どもの就労自立」（c、e）——いずれにせよ、「狭義の自立」——に限られていたことが指摘できる。

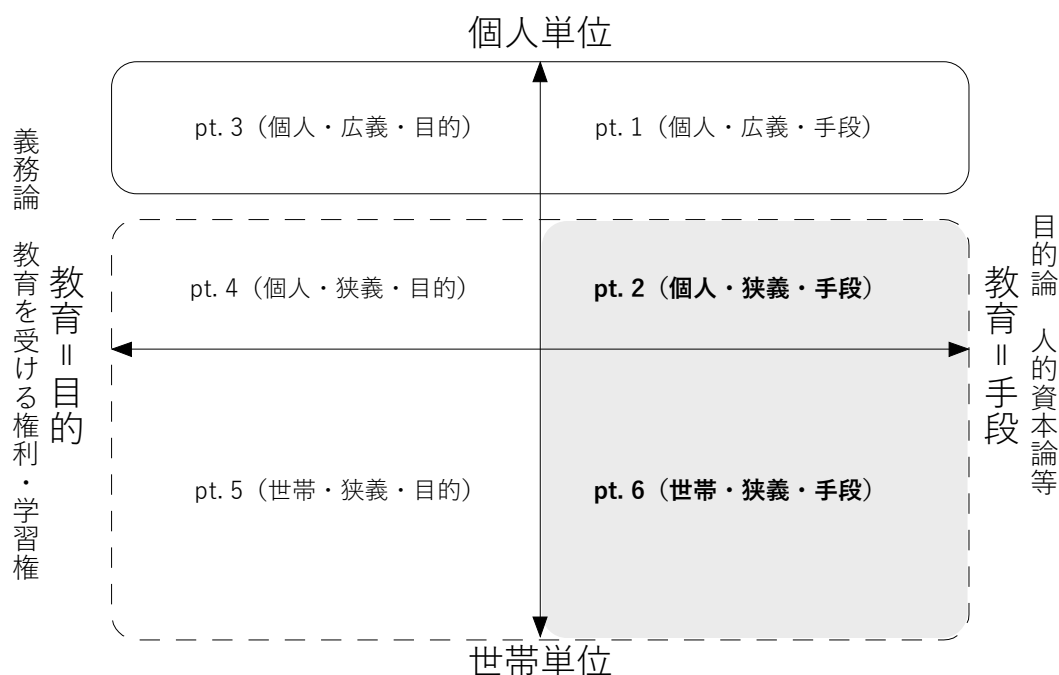
表 1-2. 「条件」の概要

	(x) 夜間大学等	(y) 大学（昼間部） （短期大学含む）	(z) 専修・各種学校 （高等学校等卒業後）
(a) 世帯認定	<p><稼働能力の活用> 「稼働能力を有する場合には十分それを活用していると認められること」</p> <p><世帯単位＝狭義の自立> 「就学が世帯の自立助長に効果的である」</p>	<p><各種貸与金の活用> →自立助長への言及無し</p>	<p><世帯単位＝狭義の自立> 「就学が特に世帯の自立助長に効果的である」</p>
収入認定	(b) 各種貸与金・恵与金の収入認定除外→<世帯単位＝狭義の自立> 「当該被保護世帯の自立更生のため」		
	(c) 就労収入の収入認定除外→<個人単位・狭義の自立> 「当該保護者の就労や早期の保護脱却に資する」 「高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的である」* 「就労に資する資格を取得することが可能な」学校に就学 「具体的な自立更生計画を、保護の実施機関が事前に承認しているとともに、本取扱いにより生じた金銭について別に管理すること及び定期的な報告を行うことが可能と認められる者である」*		
資産活用	(d) 学資保険→自立助長への言及無し		
	(e) 預貯金→<個人単位・狭義の自立> 「具体的な就労自立に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から卒業時の資格取得が見込めるなど特に自立助長に効果的である」* 「就労に資する資格を取得することが可能な」学校に就学 「経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっているものであって、原則として、やり繰りを行う前に保護の実施機関の承認を得ている」*		
注：*＝特定の「主体像」が言及されている			

また、ここで留意すべきは、「条件」において言及されていた「自立」が、子どもが「大学等就学」によって得られる「将来的に」（＝「未来」において）見込まれる「狭義の自立」（「世帯の自立」＝「経済的自立」、「就労自立」、「保護脱却」）に限られており、子どもが「現在」時点において自分の「進路」を自ら設定、管理するという「広義の自立」（「自律」、「自己決定」¹⁹）が度外視されていることである。このことは、「条件」において、子どもの「大学等就学」、ひいては、子ども自身が「手段化」されていることの証左と言えよう。

¹⁹ ここでは「自律」と「自己決定」を同義としたうえで、簡潔に「自分のことを自分で決める」ことを意味するものとする（立岩 2013；p. 27）。また、ここでいう「自己決定」は、自分のことが他者によって「決定」されることへの「抵抗」を、そしてまた、自分で「決定すること」を含めて生きることを可能にする「条件」を求めることを含意している（立岩 2013 を参照）。

図 1-3. 「条件」の全体像



以上を整理すると図 1-3 のとおりである。本章で分析した「条件」は、以下に示す 2 つの類型に分類される。すなわち、第 1 に、「教育」を「個人（子ども）」の「狭義の自立」（「就労自立」、「保護脱却」）の「手段」として位置づけている「pt. 2」（個人・狭義・手段）である。第 2 に、「教育」を「世帯の自立」＝「狭義の自立」（「世帯の経済的自立」）の「手段」として位置づけている「pt. 6」（世帯・狭義・手段）である。

ここまでの議論を踏まえると、子どもの大学等就学、あるいは、それに向けての「収入認定除外」や「保護費のやり繰りによる預貯金」などは、あくまでもそれらの行為が「狭義の自立」に資すると考えられる限りで認められているのである。

つまり、現在の生活保護制度においては：①子どもの大学等就学（＝「教育」）が「狭義の自立」の「手段」として位置付けられており；②反対に、「教育」を「目的」として位置づける「義務論」的な観点、ならびに、「自立」を「広義の自立」として捉える観点は不在であったと言えよう。

(3) 「なしうること／なしえないこと」の「条件」(2) ——求められる「主体像」

なお、以上の「自立助長」要件に加えて、本章の分析からは以下の知見が得られている。すなわち、子ども（就学希望者）が特定の「主体像」に合致する場合に限り、「就労収入」の「収入認定除外」や「保護費のやり繰りによる預貯金」が認められていたことである。

具体的には、子どもが：①「狭義の自立」に対する「強い意思」、「計画性」、「金銭管理能力」を有しており；②「保護の実施機関」（「福祉事務所」）と連携可能である限りで、上記

の取扱いが認められていた（表 1-2；*参照）。

以上を踏まえると、「通知」の規定には、特定の「主体像」に「該当する者」を「選別」する——つまり、「非該当者」を「排除」する——契機が含まれていると言えよう。

（4）小括

ここまでの議論を踏まえると、「構造」としての「生活保護制度」は、大学等就学を試みる利用世帯の子どもに対して、限定的かつ制約的な「客観的な選択肢」（「なしうること／なしえないこと」）しか提供していないと考えられる。

利用世帯の子どもは、重層的に設定された制約的な「条件」——大学等に就学することが「狭義の自立」に資すること、ならびに、子どもが特定の「主体像」に該当すること——を充たす限りで、特定の「資源調達」を実行すること、あるいは、大学等に就学することが認められる。

しかしながら、上記の「条件」を充たすことができた場合であっても、制度上認められている「資源調達」の方法は、「各種貸与金」と「状況依存的」な方法に偏向している。別言するならば、利用世帯の子どもは、限定的な「資源」配置のなかで大学等就学に向けた「資源調達」を行わなければならないのだと考えられる。

第2章 利用世帯における若者の「進路希望」の形成過程

1. はじめに

前章で見てきたとおり、利用世帯からの大学等就学は一定の「条件」を充たす限りで認められている。そしてまた、一定の「条件」を充たす場合に限り、大学等就学に向けた「資源調達」（「収入認定除外」、「保護費のやり繰りによる預貯金」など）を行うことができる。

ここで問題となるのが、利用世帯の子どもが「大学等就学」という「選択肢」をいかに捉えているのか、つまり、かれらの「主観」である。仮に、利用世帯から大学等へ就学することが認められていたとしても、「進路選択」を行う当人（子ども）が、それを認識していなければ、制度上認められている「選択肢」は（「主体」にとって）存在していないに等しい。

また、仮に利用世帯の子どもが、大学等就学に向けて「なしうること／なしえないこと」（「世帯分離」、「収入認定除外」、「保護費のやり繰りによる預貯金」など）を認識していなければ、「大学等就学」が実現可能な「選択肢」とみなされない可能性もある。

以上を踏まえると、次に取組むべき課題は、利用世帯の子ども＝「主体」が高等学校等卒業後の「進路」、「生活保護制度」の定める「客観的な選択肢」（＝「なしうること／なしえないこと」）をいかに認識、解釈しているのか——つまり、かれらにとっての「主観的な選択肢」——にあると言えよう。

2. 研究目的

そこで、本章では、以下のとおり研究目的を設定する。第1に、利用世帯の子どもが、「なぜ」、「どのようにして」、「大学等就学／非就学」を希望するに至ったのかを検討することである。以上に加えて第2に、上記の「形成過程」において、子ども自身が、「生活保護制度」が規定する「客観的な選択肢」をいかに認識、解釈していたのかを検討することである。

上記を追究することで、利用世帯の子どもが、「生活保護制度」によって「客観的な選択肢」が規定されているという状況下で、「いかにして」「主観的な選択肢」形成しているのかを析出する。

3. 分析枠組み

上記の目的を追究するにあたり、本研究では、利用世帯の子ども自身の「進路希望」に焦点をあてる（序章、「分析枠組み」参照）。以下では、この「進路希望」という鍵概念の意味するところを説明する。

(1) 「過程」としての「進路希望」

まず、本章では、「進路希望」を「子ども自身が、特定の『進路』を実現することに対し

て抱く願望」として定義する¹。子どもが特定の「進路を希望する」ということは、時間的な継続性を備えている。例えば、何かしらの理由から「進路希望」（「進学したい」、「就職したい」など）が生じた場合、その「進路希望」は、それが高校卒業時に実現されるか、あるいは、「望まれなくなる」——変更、断念される——まで継続すると考えられる。

勿論、上記の「進路希望」は、ひとつである必要はない。「進学したい」と「就職したい」という2つの「進路希望」が併存する可能性、あるいは、ひとつの「進路希望」が別の「進路希望」にとって代わられる可能性が考えられる。

以上の議論を踏まえて、本章では、「進路希望」が形作られ、継続／変更、実現／断念されていく「過程」を便宜的に「進路希望」の「形成過程」と呼ぶことにする。なお、以下では、議論を簡潔にするために、高等学校等卒業後に採りうる「進路」を「進学(大学等就学)」／「就職」／「その他」(病気療養など)²に大別する。

(2) 「生活保護制度」の影響

以上に加えて、本章では、「進路希望」の「形成過程」において、「生活保護制度」が果たす役割に着目する。より具体的には：①制度上認められている「客観的な選択肢」の存在；あるいは、②それらに対する子どもの認識、解釈（誤認を含む）が、かれらの「進路希望」に及ぼす影響を検討する。

4. 研究方法

(1) 分析に用いる資料

上記の研究目的を追究するにあたり、本章では、利用世帯出身の若者（高等学校等卒業以上）に対するインタビュー調査（＝「若者調査」）の結果（逐語起こし文書）を分析に用いる。また、以上に加えて、本章では：①「若者調査」実施時に得られた養育者の「語り」；②「2014年度調査」及び「2015年度調査」から得られた養育者、子どもによる「語り」を援用する。以上、各調査の詳細に関しては、序章「研究方法」を参照。

(2) 調査協力世帯・協力者概要

「若者調査」で調査協力を得られたのは、2世帯2名の若者、ならびに、2世帯2名の養育者である。協力世帯・協力者の概要は、「2014年度調査」、「2015年度調査」の協力者情報と併せて、表2-1に整理している。なお、各事例の養育者・子ども（若者）の成育歴は、

¹ 『広辞苑 第6版』において「希望」は：「①ある事を成就させようとねがい望むこと。また、その事柄。のぞみ。②将来によいことを期待する気持。」と定義されている。本章では、上記①に倣っている。

² 以下では、分析を単純化するために：①「学校種」（大学、短期大学、専修・各種学校）、「設置者」（国公私）、「専攻」、「入試難易度」等による「選択肢」の分岐；あるいは、②「正規雇用／非正規雇用」、「産業」、「企業」等による「選択肢」の分岐は捨象する。

巻末資料を参照。

表 2-1. 調査協力世帯・協力者の概要

	B市調査		B市 若者調査 2016年度
	2014年度調査	2015年度調査	
No. 1	母親Fさん (40代後半) うつ病	母親Fさん (40代後半) うつ病	母親Fさん (40代後半) うつ病
	長女Pさん (A高2) **	長女Pさん (A高3) **	長女Pさん (専門学校1) **
	長男 (小2)	長男 (小3)	長男 (小4)
No. 11	父親Cさん (60代前半) ストーマ*	父親Cさん (60代前半) ストーマ*	父親Cさん (60代前半) ストーマ*
	母親 (40代前半) *	母親 (40代前半) *	母親 (40代前半) *
	母方の祖母 (70代後半)	祖母 (70代後半)	祖母 (70代後半)
	長女Rさん (A高2) **	長女Rさん (A高3) **	長女Rさん (19) *日々雇用

注：太字＝調査協力者（語り手） *＝就労中 **＝在学中のアルバイト就労

(3) B市とA高校における卒業生の進路概要

以下、調査結果の分析を行う際の補助線を引くために：①B市が公表する「高等学校等卒業後の進路」に関する統計；ならびに、②A高校が公表している「卒業生の進路」に関する統計を対比しながら、2名の若者が卒業したA高校における「進路」の特徴を抽出する³。

まず、B市内における高等学校等卒業後の進路は以下のとおりである（2014年度～15年度）：大学・短期大学進学率＝7割弱で推移；専門学校（専修学校・専門課程、一般課程等）＝約2割で推移；就職率（アルバイトなどの臨時的な就労を含む）が1割未満で推移。

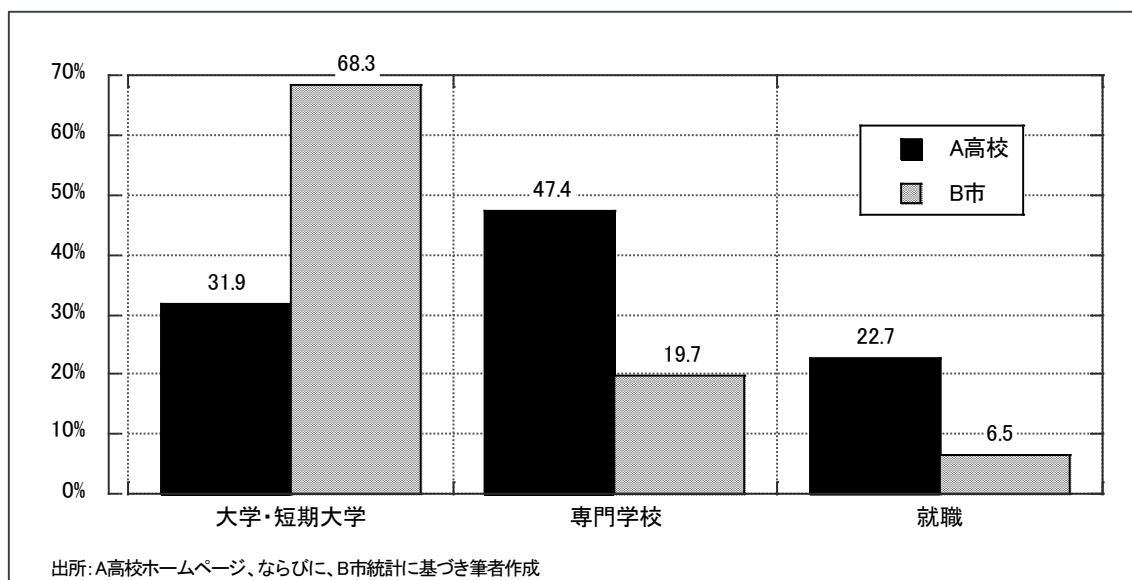
これに対して、A高校の卒業生の進路は以下のとおりである（2014年度～15年度）：大学・短期大学進学率＝3割前後で推移；専門学校（各種学校含む）進学率＝5割前後で推移；就職率＝約2割で推移。

以上を踏まえると、A高校における卒業後の進路傾向としては：①大学・短期大学への進学率が相対的に低く；②これに対して、就職する者の割合が高く；③とりわけ、専門学校進学率の高さが際立っていることが指摘できる（図2-1を参照）。なお、A高校における大学・短期大学進学率が低い理由としては、A高校がB市内において入試難易度が易しい学校群に属することが考えられる。なお、この点に関しては、若者による「語り」においても指摘されている。例えば、Pさんは、A高校では「専門学校進学者」が多い一方で、「大学進学

³ B市の統計からは：①大学等（大学・短期大学）；②専修学校（専門課程）；③専修学校（一般課程等）；④公共職業能力開発施設等；⑤就職者；⑥一時的な仕事に就いた者（パート就労、アルバイト就労など）に関する数値が得られる一方で、A高校に関しては：①大学；②短期大学；③専門学校（各種学校含む）；④就職者という大まかな情報しか得られない。以下では、B市の統計②+③+④を、A高校統計の③専門学校（各種学校含む）に対応させる。また、B市の統計⑤+⑥を、A高校統計の④就職者に対応させる。以上のとおり、以下に行う比較検討は、厳密な比較ではないことに留意されたい。

者」が【圧倒的に】少ないと語っていた。

図 2-1. A 高校／B 市における進路の概要



(4) 分析方法

本章では、インタビュー調査から得られた「語り」を用いて事例分析を行う。具体的には、それぞれの若者が語る「進路希望」の形成過程を時系列に沿って再構成、記述する。そのうえで、それぞれの「進路希望」が「なぜ」、「どのようにして」形成されてきたのかを養育者の「語り」にも参照しながら分析する。分析段階では、「生活保護制度」がどのような影響を及ぼしていたのか（あるいは、及ぼしていなかったのか）を検討する。

5. 分析結果——「語り」の記述、分析

以下、事例 No. 1、ならびに、事例 No. 11 における「進路希望」の形成過程を順に記述、分析していく。

(1) 事例 No.1

Pさんは、【高1の秋冬ぐらい】に「靴」に関して学べる「A 専門学校」（私立）の存在を知り、それ以降、一貫して A 専門学校への「進学」を希望するに至る。これに対して、高校卒業後すぐの「就職」という「選択肢」は【あんまり考えてなかった】という。

(A) 「進路希望」の「形成過程」——記述

(a) 中学時代～高校入試

Pさんは、【中学校ぐらいから】「靴」が好きになり、中学3年生の頃には【とりあえず、

靴関係の仕事に就きたい】と考えるようになっていた。この【靴関係の仕事に就きたい】という願望が、高校卒業後の「進路希望」を方向づける端緒となる。

しかしながら、Pさんは【靴関係の仕事に就きたい】と考えていた一方で、中学卒業後すぐに「就職」することは望んでおらず、高校進学を当然とみなしていた。なお、Pさんは、その理由を【まだ子どもだし、そんな深くは考えてなかった】と語っている。

その後、Pさんは、「靴」と関連する「デザイン」を学べるという理由から、公立B高校を受験している。しかしながら、B高校には不合格であったため、入試難易度の易しい公立A高校（普通科）を二次募集で受験、合格している⁴

(b) A 高校在学～卒業

A高校入学後もPさんの「靴」に対する関心の強さは、一貫して継続している。先に言及したとおり、【高1の秋冬ぐらい】には、「靴」関係のA専門学校があることを知り、それ以降、A専門学校への「進学」を希望するようになる。なお、A専門学校以外にも、類似のB専門学校の「パンフレット」を取り寄せていたが、学校説明会（オープンキャンパス）に参加することはなかったという。

それでは、Pさんは、自身の「進路」に関して誰かに相談したのか。Pさんによれば、「進路」に関して相談したのは【お母さんぐらい】だという。これに対して、高校の友人に関しては、【結構、高3のギリギリになってから、「やばい、どうしよう」って、焦り始める】者が多かったので相談相手にはならなかったという。また、高校の教員は、Pさんが【そんなに手がかかるような成績とかじゃなかった】ため、Pさんの「進路」に関与してくることはなかったという。

以上のA専門学校「進学」という「進路希望」は、Pさんが現実の「進路選択」（A専門学校「進学」）を行うまで一貫して維持される。また、反対にPさんが、高校卒業後の「就職」を現実的な「選択肢」として検討することはなかった。

最終的に、Pさんは、A専門学校のAO入試を受験して合格している。「若者調査」（2016年度）を実施したときには、専門学校の授業とアルバイトで多忙な日々を送っていた。

(B) 「進路希望」の「形成過程」——分析

以上のとおり、Pさんの「進路希望」は、【靴関係の仕事】に対する関心に沿って形成されていた。しかし、そうであるとすれば、「なぜ」、Pさんは、高校卒業後の「就職」ではなく「進学」を希望するに至ったのか。

⁴ なお、Pさんは、滑り止めとして私立高校を受験していない。この点に関して、母親のFさんは、「奨学金」（貸付金）を借りて高校に進学した場合【そうすると高校から先の進学っていうのは、本当に諦めなきゃいけないっちゃうのかなっていう気持ちもあって】、公立高校のみ受験させたのだという（2015年度）。以上に示されているように、Fさんは、Pさんの大学等「進学」をひとつの可能性として想定していたと考えられる（詳細は、後述）。

(a) 「なぜ」、専門学校「進学」なのか

以上の理由としては、Pさん自身が、大学等に「進学」すること——そのうえで「就職」すること——を「普通の流れ」⁵と見なしていたことが挙げられる。

Pさんによれば、A 専門学校の存在を知るより以前から、高校卒業後は【専門学校とか行くかな】と考えていたという。同様に、Pさんから以下のような「語り」が得られている：

P：まあ、大体、大学とか、専門学校とか行って、もうちょっと勉強してから、こう、そういう仕事とかに就くのかなと、なんとなく。

つまり、Pさんにとっては、【なんとなく】「大学等就学」を介してから「就職」することが「普通の流れ」だったのだと考えられる。

それでは、「なぜ」、Pさんは、「進学」＝「普通の流れ」と考えるに至ったのか。その理由としては、以下2点が指摘できる。第1に、Pさんが、「大学等卒業後に就職すること」を「高校卒業後に就職すること」に比して相対的に有利であるとみなしていたことである：

P：〔ニュースなどを見ていると〕今、結構働くのも大変だから、やっぱそう。別にそういう専門的なこと身につけてても、大変なのは大変ですけど。でも、やっぱり高校卒業して働くのって、大学とか、そういうとこ出て働くのとじゃ、やっぱり違うかなと思う。

換言するならば、Pさんは、「大学等就学」——そして、そこで習得できる【専門的なこと】——に対して、「手段的」な有用性を認めていたと考えられる。

以上に加えて第2に、母親のFさんが、大学等への「進学」に対して「肯定的」であったことが指摘できる。既述のとおり、Pさんが「進路」に関する相談をした相手は、唯一【お母さんぐらい】であり、そのFさんは、「進学」に対して「肯定的」だったという：

※お母さんから、〔進路に関して〕どんな助言をされたとかって、覚えてますか？

P：うーん。いや、でも、別にあんまり特になんか否定とか、「駄目」みたいな、そういうのとかも全然なくて。全然、「いいんじゃない」みたいな感じだったので。だから、もうあとは、もうお金のこと〔が問題だった〕。

⁵ この言葉は、Pさん自身からではなく、母親のFさんの「語り」から借用している：【〔長女は、中学・高校時代に〕大学行くのか専門行くのかはわからないけど。まあ、もう最悪は、靴の販売でも何でもいいとは言ってたんですけど。でも、たぶん進学の方の意識、意志の方が、普通の流れだったんだと思います。】(2016年度)

この点に関して、母親のFさん自身は：①Pさんの進路は、あくまでも【本人の意思】に基づくべきだと語っており；それゆえ、②Pさん本人が「就職」への【強い意思】をもっているのであれば、それはそれで構わないと語っていた（2016年度）。

しかしながら同時に、Fさんは、自身の専門学校就学の経験⁶に依拠しながら、大学等就学で得られる「時間」や「経験」の大切さを語っている：

F：「絶対、〔高卒後に〕学校行きなさい」とも言わないし、「私がお金出してあげるから」っていうあれでもないの、別にそれは本人の意思とは思うんですけど。ただ、いろんなこと勉強したりとか、友だち関係にしても、本当バカやったりとか（笑）いろいろ含めて、できる時期なので、その時間はやっぱり大切にしたいほうが（…）。

（2016年度）

そして、Fさんは、以上のような「進学」することの「望ましき」を【なんとなくは】Pさんに話して聞かせていたという。以上の分析結果は、母親の身体化した「文化資本」（Bourdieu, 1979=1986）——大学等就学で得られた経験、その「望ましき」——が、【なんとなく】のうちに、子どもに受け継がれていたと解釈できよう。

(b) なぜ、「就職」ではなかったのか

次に、以下では、視点を反転させて、「なぜ」、Pさんが別の「選択肢」＝「就職」を希望しなかったのかを検討する。

その理由としては、以下2点が指摘できる。第1に、Pさんが、高校卒業後すぐの「就職」に【実感】をもてなかったことである。先に見たとおり、Pさんの関心は、【靴関係の仕事】に絞られていた。しかしながら、Pさんによれば、身近に知ることのできる【靴関係の仕事】は限られていたという⁷：

⁶ 少し長くなるが、引用する：【自分は、どうなんでしょうね。まあ、うち、私は、兄も姉も大学、まあ（三宅：ああ）、結局中退はしてるんですけど、2人とも、大学出てるんですよ。でも、私はちょっと、いろいろあったんで、専門学校のほうでっていう形になっちゃったんですけど。ただ、専門学校に行ったりとか、そういう時期に、やっぱりすごい遊んだりとか、いろんな、いろんなこと、勉強できるっていうか、バカもできるし。楽しい、すごい一番楽しい時期でもあるし。いろんな、つらいところも二十歳の頃、本当、鬱になったりとかも、もちろんあるんですけど。でも、友だち付き合いとか、やっぱり大事なところを養う時間だったなっていう気持ちは、すごくするんですよ。その、社会人としての友だちの付き合い方と、学生のとときの、また、違うじゃないですか。で、また、高校生のときとか、中学校の、小学校って、また友だちの付き合い方って違ってきて。その中でやっぱり、専門学校行ったときの友だちとかは、割と影響を受けたっていうか。（…）】（2016年度）

⁷ Pさんの「就職」することへの【実感】のなさは、母親のFさんからも語られていた：Fさんから見て、Pさんは高校卒業後の「就職」も【考えてもいたみたいなんですけど。でも、（…）すぐになんか就職っていうのも、まだ、ピンとこないみたいですよ。】（2014年度）。また、Pさんは、「靴」以外の職

P：販売職とかだったら、こう、身近にじゃないですけど、あったけど。でも、結局、結構、デザインする人がいてとか、つくる人がいてとか、そう考えると、身近なのは販売しかなかったから、あんまり実感というか〔は、なかった〕。

第2に、Pさん自身が、早期の「就職」（就労自立）を強く意識していなかったことである。Pさんは、以下に示すとおり、自身を【親がいないと、なんもできない】【子ども】として規定している：

※生活保護に限らず、結構、「子どもが、親の面倒を見なさい」みたいな風潮があると思うんですよ。そういうのって、自分で思ったり。あるいは周囲から言われたことって、ありますか？

P：うーん。なんかあんまり……。うーん。あんまりそういうふうのは……。結局、親がいないと、なんもできないんで、子どもは。

この点に関して、母親のFさんは、Pさんは【別に切羽詰まって「自分が働いてなんとかしなきゃいけないんだ」っていう感覚】になっていないと語っていた（2016年度）。このように考えられる理由をFさんは、以下のように説明している：

F：「家、うち厳しいから、働いて」って、たぶん親が〔子どもが〕小っちゃいときから言ったり、すごいお金の面とか、大変な部分、親が、もう、夜まで、ねえ、ずっと働いてるっていう姿〔子どもが〕見て育ってたら、「じゃあ自分は働かなきゃ」ってたぶん思うと思うんですよ。

（2016年度）

しかしながら、Fさんによれば、自分（=Fさん）は療養中であるため家におり、なおかつ、生活保護制度によって最低限度ではあるが【余裕があるような雰囲気】で生活はできているという⁸。だからこそ、Pさんは【別に切羽詰まって「自分が働いてなんとかしなきゃいけないんだ」っていう感覚】にはなっていないのだという。

ここまでの分析を踏まえると、Pさんは：①「進学」することの「望ましさ」――おそら

業としては【学校の先生とか、保育園の先生とか】は自分が【お世話になってるから】【結構身近】に感じていたと語っていた。

⁸ ただし、母親自身、生活保護制度を利用していることに対しては、【肩身が狭い気持ち】や【罪悪感】を感じており、無条件的に現状を受け入れているわけではないことには留意が必要である（2015年度調査；cf. 三宅（2017））。また、このような生活をするために母親が工夫、苦心していることにも留意が必要である。

くは、母親から聞いた「望ましさ」——を認めていた一方で；②高校卒業後すぐに「就職」することに対する「動機」はもっていなかった。だからこそ、高校卒業後に「進学」して、それから働き始めることが「普通の流れ」と見なされていたのだと考えられる。

(c) 「生活保護制度」と「進路希望」

以上、ここまでは、Pさんの「進路希望」の「形成過程」を記述、分析してきた。それでは、以上のような「進路希望」の「形成過程」において、「生活保護制度」は「どのような」影響を及ぼしていたのだろうか。この点に関しては、以下2点が指摘できる。

第1に、Pさんが、「利用世帯から進学すること」には「経済的困難」が伴うと認識していたことが指摘できる：

※生活保護制度を使ってるから、この進路は、ちょっと大変かもなとかって、考えたりしたことはありますか？

P：うーん、でも、やっぱ専門〔学校〕とかお金かかるから。それは大変だなとは思ったりはしてました⁹。

ただし、別の文脈で【母子家庭なんで、あんまりお金はそんな。家から出るようなものじゃない】と語られていたことを踏まえると、ここでは「生活保護制度」そのものではなく、「お金がない」ことが問題だったのだと考えられる。つまり、「生活保護制度」は「お金がない」ことの象徴として語られていたと言えよう。

以上と関連して、第2に、Pさんが、制度の定める「客観的な選択肢」＝「なしうること／なしえないこと」を踏まえたうえで、自身の「進路希望」（「進学したい」）を形成していたわけではなかったことである。Pさんの「語り」によれば、「進路希望」（「進学したい」）が形成されてから後に「生活保護制度」が前景化していた。

具体的には、以下に示す2つの「契機」において、Pさんは「生活保護制度」——そして、制度の定める「なしうること／なしえないこと」——と関わりをもつに至っていた。

まず、「アルバイト収入」の「収入認定（除外）」という「契機」である。Pさんは、【学費を自分で貯めよう】と考えて、高校2年生になってから「食料品店」でアルバイトを始めている。ここに至ってはじめて、「生活保護制度」の定める「なしうること／なしえないこ

⁹ Pさんは、幼いころ【他のおうちは、ちゃんと稼いで、〔生活〕してるから。そういう意味では〔自分の家は〕違うなとは思ったり】していたという。しかしながら、上記の【他のおうち】とは【違う】という感覚は、高校進学後に薄らいでいく。Pさんによれば、学校の環境——ひとり親世帯の多さ——もあって、自身が「利用世帯である」こと（＝他とは【違う】）を気にしなくなっていったという：【高校生ときは、逆に、〔仲のいい友人に〕母子家庭、父子家庭、結構多くて。（…）だから、生活保護なしにしても、同じような環境っていうか、そういう子たちが多かったんで。結構、高校とかに入ると、あんまり、気にしないじゃないですけど】。

と」に直面する：

※：〔生活保護制度を〕利用してることで、大変だったこととかってあります？

P：(…) 自分もバイトして、その、なんていうんですか。〔収入認定によって〕お金の、もらっている額、減らされてみたいな、そういう意味では、なんか・・・こう、大変というか。

次いで、「C 福祉事務所」を訪問するという「契機」である。Pさんは、「進学」（それに向けた「資源調達」）に関してSWに相談するために、母親と一緒に「C 福祉事務所」を訪問している。この経験について、Pさんは以下のとおり語っている：

P：〔福祉事務所に行くことは〕小っちゃい〔幼かった〕ときは、まだ、あれだったんですけど。やっぱ、大きくなっちゃうと、結構、なんか、すごい嫌な感じというか。(…)

※：その「嫌な感じ」って、どんな感じ？

P：まあ、悪いのはこっちかもしれないけど¹⁰。やっぱ、〔職員の〕言い方がきついというか、なんか、そういうのは、ちょっと思ったり。(…) 雰囲気もあんまりよくないし。

以上のとおり、Pさんにとって「福祉事務所」訪問は、「望ましくない」（【嫌な感じ】の）経験だったようである。しかしながら、この「訪問」を介してはじめて、Pさんの「アルバイト収入」（6～7万）の一部（4万円）の「収入認定除外」と、「預貯金」（進学に向けた積み立て）が認められることになる¹¹。

また、以上に加えて、Pさんは、「C 福祉事務所」を訪問して「A 専門学校への進学希望」を伝えた際には、担当職員から【「専門行って、ちゃんと、働くんならいいけど」みたいな感じ】の態度をとられたという。この点に関しては、Fさんの「語り」でも言及されている：

F：「一応、専門学校へ行きたいって本人希望なんですけど」っていう話はして。「そういうのっていうのは可能なのか」っていう。お話ししたときとかも。〔担当職員は〕

¹⁰ Pさんは【悪いのはこっちかもしれないけど】と表現しており、生活保護制度の利用を「悪いこと」（少なくともSW側から見て「悪いこと」と見なしているようであった。

¹¹ Fさんは、次のように説明していた：【それは福祉事務所のほうで。ちょうど、専門学校の進路のこととかを相談しに行って、で、バイトの、これ、一番初めに、「まあ、ちょっと、バイトのお金で、これだけバイトしたんですけど」ったら、あって。そうしたら1万7000円ぐらいは、手元にあれだけど（残るけど）、その以降はあれだからって。一回目のときは、そういうふうと言われて。で、そのあとに、ちょうど同じぐらいの時期に、その進路の話もしてたので、そうしたらもう次のときに、〔担当SWが〕そのときから、引かないで〔収入認定しないで〕、じゃあ、これは積み立てにしましようっていう話にしてくれたので。】（2015年度）

「うーん」って感じで。「うーん、大丈夫は大丈夫だけど。で、どういった、専門学校に行くかとか、そういうので許可できない場合もあるし」っていう。就職とか、そうだった。将来的な、自立にあんまり関係ないような、あれですかね、専門学校とかだと。「上のほうと相談して、あの、許可できないとは思うんだけど」っていう話で。

(2015年度)

この点は、第2章の分析結果——「狭義の自立」に資する場合に限り「進学」や「収入認定除外」、「保護費のやり繰りによる預貯金」を認める——と符合している。なお、Pさんの「靴」関係のA専門学校への「進学」は、「就労自立」に資すると判断され「収入認定除外」による「預貯金」が認められている。

以上のように、Pさんは、いくつかの「契機」——それは、「嫌な」経験として語られていた——において、「生活保護制度」の定める「なしうること／なしえないこと」と関わりをもつに至っていた。ただし、Pさんの場合、これらの「契機」によって「進路希望」が変更されることはなかった。

(C) 小括

以上、No.1世帯・Pさんの「進路希望」の「形成過程」を記述、分析してきた。ここまで見えてきたとおり、Pさんは、【靴関係の仕事】への関心を軸として「進学」希望を形成し、なおかつ、一貫して維持していた。

以上のような「進路希望」の形成・維持は、Pさんが、「就職」に対する「動機」を有しておらず、それと同時に「進学」を「普通の流れ」と考えていたことによって成立していた。また、Pさんが「進学」を「普通の流れ」とみなしていたことの背後には、母親のFさんの「肯定的」な態度——ある種の「文化資本」の活用——がみられた。

ここで留意すべきは、Pさんの「進路希望」の形成が、「生活保護制度」の定める「なしうること／なしえないこと」の認識に先行していたことである。別言すると、Pさんは、「生活保護制度」の定める「なしうること／なしえないこと」を認識することなく、「進学したい」と希望するに至っていたのである。

それゆえ、Pさんは、「進学」に向けた「資源調達」を開始してから、はじめて「なしうること／なしえないこと」、あるいはまた、「進学」の「条件」（「狭義の自立」に資すること）に直面することになる。幸いにして、Pさんの事例では、いくつかの「契機」を経ても一貫して「進学」希望が維持されており（＝「強い意思」の「主体像」に合致しており）、なおかつ、「進学」先（＝A専門学校）が「就労自立」に資すると判断されたため、「進路希望」に変更がもたらされることはなかった。

しかし、仮に「進学」先が「狭義の自立」に資するという基準——その基準は、必ずしも明確ではないが——に合致しないと判断された場合、あるいは、いくつかの「契機」に際して「進路希望」に迷いが生じた場合（＝「強い意思」が崩れた場合）、「進路希望」は変更を

強いられる可能性がある。

(2) 事例 No. 11

次に、Rさんの「進路希望」の「形成過程」を検討する。Rさんは、A高校1年生の頃にE専門学校（私立）への「進学」に関心をもつようになる。他方で、4年生大学にも関心をもった時期があったという。しかしながら、高校3年生になってから「就職」を考えるようになっていく。

(A) 「進路希望」の「形成過程」——記述

(a) 中学時代～高校入試

Rさんは、中学生の頃に【高校には行きたい】と考えていたという。ただし、この時点では、将来の「就職」や「進学」を意識していなかったようである（「2015年度調査」）。高校入試の際には、公立校に限定していたため（i.e. 私立の併願ができなかったため）、当時の担任の教員から【本当に余裕のあるA高校にしときな】と言われて、A高校を受験、合格している。なお、Rさんと父親のCさんは、もう少し難易度の難しい高校にも行けたはずだと認識していた（以上、「2015年度調査」より）。

(b) A高校在学～卒業

Rさんは、高校1年生の頃から、美容師系のE専門学校（私立）への「進学」に関心をもっていた。そのきっかけとしては、「オープンキャンパス」での経験が挙げられていた：

※：オープンキャンパスで、きっかけ。

R：そうですね。友だち〔に〕誘われて、行って見て、結構興味あるし、楽しいって感じて、結構オープンキャンパス行って、〔専門学校に〕行きたくなったっていうのがありますね。

なお、Rさんは、高校2年生の頃に関して【逆に何も考えてなかったかもしれない】と語っており、「進路希望」に関する「情報」は得られていない。

また、一時期、【やりたいこと見つかるかなって思って】「大学」への「進学」も考えていたという。加えて、高校1年生の中頃から薬局でアルバイトをしていたこともあり、【薬剤師】に関心を持った時期もあったという。しかし、いずれにせよ、大学のオープンキャンパスに行くなどはしておらず、専門学校に比して「大学」は現実的な「選択肢」として考えられていなかったようである。

ところが、Rさんは、高校3年生になってから【専門か就職で】悩むようになる。この点と関連して、Rさんが「進路」に関して相談した相手は、主として両親だったようである。なお、この他にも【友だち】や高校の教員が挙げられていた。しかしながら、いずれの場合

も、具体的な助言を得られたわけではなかったようである。

最終的に Rさんは、就職活動を始めて「クリーニング店」の正社員として内定している。しかし、「若者調査」(2016年度)時点では、転職を経験した後、日々雇用をしながら求職活動をしていた。

(B)「進路希望」の「形成過程」——分析

以上のように、Rさんは、高校卒業後の「進学」希望を抱いていたが、最終的には「就職」に至っている。それでは、このような変更は「なぜ」生じたのか。

(a) なぜ、「進学」から「就職」に変更したのか

Rさんは、「進路」を「進学」から「就職」に変更した理由を以下のとおり説明している：

R：最初、〔E 専門学校で美容を〕やりたかったんですよ、やっぱり。で、〔学費等に充てる〕お金が、やっぱり足りない。足りないっていうか、その、奨学金とかめんどくさいなと思っちゃって。そんで、「あとで合わない」ってなって、〔専門学校を〕辞めるとかなっちゃうとお金の無駄だして言って。なんかそんな自信がなかったから、結局就職して、稼いで、〔学費等を〕貯めようかなって思って、就職にしたんですけど。

以上の引用からは、以下3つの理由付けが析出される。第1に、Rさんが、「奨学金」を「リスク」と見なして忌避していたことである。上記の引用でいう【奨学金とかめんどくさい】とは、「手続き上」の煩雑さではなく、「奨学金」の返済への不安を意味している：

R：あとから、また、お金稼いで、奨学金返していくっていうのも大変かなって思ってた。だったら、最初から貯めたほうがいいかなと思って、就職にいったんですけど。

なお、ここで留意すべきは、両親——少なくとも父親のCさん¹²——もまた「奨学金」借り入れに消極的だったことである。「2015年度調査」の際に、Cさんは、以下のとおりRさんに助言をしたと語っていた：

C：だから、「奨学金をもらって行くかな」とか言ってるけど。まあ、今時点で借金ないけど、それはのしかかってくるから、「働きながらやれよ」とは言ったんだけどね。

¹² パートナー(母親のEさん)が、Rさんの「進路」をどのように考えているのかを問うた際に、Cさんは【わからないでしょ(…)あの人は学校行ってねえから、わかんないでしょ】と答えている。したがって、Rさんの「進路選択」(とりわけ「進学」)に関しては、Cさんの役割が大きいようであった。なお、Cさんによれば、Eさんは、祖母(Eさんの母親)の影響で【きょうだい3人で暮らしてたみたい】で【経済的にも】【学校も行けねえような状態】だったという(「2014年度調査」による)。

いきなりに 200 万の借金背負っちゃったら、食えなくなるからね、本当に。だから、「やれる範囲でやればいいよ」つつったの。

(2015 年度)

第 2 に、R さんが、「奨学金」の借入れのみならず、中途退学してしまった場合に借り入れた「奨学金」が【無駄】になる可能性に不安を抱いていたことである。引用中にあるとおり、R さんは、専門学校を卒業する（中途退学しない）【自信がなかった】という¹³。

以上の「自信のなさ」に関しては、父親の C さんの影響があったと考えられる。C さんは、自身の経験を引き合いに出しつつ「美容系の専門学校への進学」に反対していた：

C：なるまでは給料安くて、こき使われてさ。で、今のバイト代より少ないかもしれない。いろいろ持ち出しが多いから。ま、職人ってみんなそうだけど。うーん、「それ〔美容系の進学〕は駄目だ」って。俺は苦労したから¹⁴（笑）「駄目だ」つつって。

(2015 年度)

以上に加えて C さんは、美容師が営業終了後にも練習をしている姿を見せるために R さんを連れだしたことがあるという¹⁵。なお、C さんは、「美容師」に反対していた一方で、【薬剤師】や【通訳】関係での「進学」には肯定的であったという。ただし、C さんの希望は、R さんの「進路希望」と部分的に一致した——R さん自身【薬剤師】に関心を持っていた時期があった——だけのようである。

いずれにせよ、R さんの「進学」への「動機」づけは、C さんの反対を押し切れるほどには強くなかったと考えられる。

第 3 に、R さんが、一度「就職」して「貯金」をしてから専門学校に通うことを視野に含めていたことである。この点は、2016 年度時点（求職活動中の時点）でも変わりなく語られていた。つまり、R さんの「進学」希望は、一時的に保留されただけだと考えられる。

なお、両親は、以上の方法——R さんが一度「就職」してから「大学等」に進むこと——

¹³ この理由付けは、薬学系の大学「進学」に関しても語られていた：【やっぱり勉強は絶対しないといけな
いから、ちょっ、不安だなって思って（笑）。（…）〔勉強は〕嫌いではなかったです。そんなに。（…）だ
けど、いや、その、薬剤師、大学行っちゃうと、なんか6年ぐらいって聞いたから。それやっていけるか
なって思ったら、ちょっと、わかんないってなって（笑）。】

¹⁴ C さんは、美容師として働いた経験はないが、過去に「調理関係」で就労していた期間がある。おそらく、このときの経験と重ねて「職人」的な仕事への不安を語っていたものと考えられる。

¹⁵ 以下、該当する C さんの「語り」である【〔美容師で成功した一握りの人たちではなく〕下見りゃわかるから。だから、実際、あの、車乗せて、夜遅くやってる美容師を見せたときに、「〔R さんが〕何やって
るの、あれ」とか言うから、「練習してんだよ」と。「あれだってちゃんと、次の日ちゃんと出てこなきゃ
いけないんだよ」って。「休みじゃないよ」つつって。（…）それで、違和感があったみたいなのね。

（…）自分、自分のイメージと、現実を見せると、やっぱりギャップがあるじゃない。】（2015 年度）

に関して「肯定的」だったようである：

※：その辺、お父さんも、お母さんも、どんな反応でした？（…）

R：「そのほうがいいんじゃない？」っていう。

※：就職して]から？

R：]助かるしみたい。こっちもって言われて。

ここまでの分析を踏まえると、Rさんの「進路希望」（「進学したい」）は、「奨学金」の借入れという「リスク」の回避を軸に変更されてきたのだと考えられる。そしてまた、「進学したい」という「進路希望」は、断念されたのではなく一時的に保留された（括弧に入れられた）だけだと考えられる。

(b) 「こだわり」の希薄な「進路希望」

ここまでの分析を踏まえると、Rさんは、仮に「奨学金」借入れの「リスク」が解消されたならば、専門学校への「進学」希望を維持していたと想定される。しかしながら、以下に引用するRさんの「語り」は、以上の想定を否定するものであった：

※：奨学金とかじゃなく行けたなら、本当は進学したかった？（長女：うーん。）そうでもないですか？

R：そうでもないですね。（…）就職でもいいかなと思って。

※：あっ、それは、どっちも本当に同じぐらい]ありの選択肢だった？

R：]うん、同じぐらいあり、うん。（※：ああ。そうなんだ。）そんなに進学したいっていうわけでもなかったの。

また、Rさんは、「就職」という「選択肢」を、「妥協策」としてではなく、それ自体として「望ましさ」を備えたものとして語っていた：

※就職に魅力を感じてた理由って、なんですかね？（…）高卒後に。

R：うーん・・・お金〔を稼げること〕もそうだし。大学行って働く人よりも、その、経験が多いから、有利かなって思ったしっていうのです。

以上に示した2つの引用を踏まえると、Rさんにとって「進学」という「選択肢」は、「就職」という「選択肢」を圧倒するほどに「望ましい」ものではなかったと言えよう。この意味で、Rさんの「進路希望」（「進学したい」）は、「こだわり」を欠くものであったと考えられる。この点と関連して、Rさんは、「アルバイト収入」を「貯金」してまで「進学」したかったわけではないと語っていた。

(c) なぜ、「こだわり」は希薄だったのか

それでは、Rさんの「進路希望」は、「なぜ」、「こだわり」を欠くものとなったのだろうか。その理由としては、以下2点が指摘できる。

第1に、Rさんに、「進路」に関する具体的な「情報」が欠けていたことである。例えば、高校時代のRさんには、身近に「大学等就学」を「経験している／経験した」者はいなかった。それゆえ、Rさんの語る大学等の印象は、専門学校＝【忙しそう】、大学＝【結構遊べそう】という漠然としたものであった。なお、以上のような漠とした大学等の印象は、市街地で見かける学生（らしき若者）から得たものだという：

R：普通に○○○駅あたり歩いてたりも、そうだけど。そのサークルの帰りとか見ると、なんか楽しそうだなみたいなの。(…) ああ、めっちゃ大学楽しそうじゃんみたいな(笑)。だから、そういうの見てなんか、大学が楽しいイメージあるみたいなの。

以上のような一面的な情報しか得られていないこともあり、Rさんからは、大学等における「学び」や将来的な「就職」との連関が語られることはなかった。

他方で第2に、Rさんが、「自発的な意思」を周囲から求められていたことが指摘できる。Rさんによれば、担任の教員は、Rさんに対して「就職」も「進学」(4年制大学含む)も成績上は【どっちでも行けるから】と伝えている一方で、最終的には、Rさんの「進路希望」が【「決まったら、教えて」】という姿勢だったという。

なお、この【「決まったら、教えて」】という姿勢は、両親も同じであったという。この点に関して、父親のCさんは、【(Rさんは) 困ったら来るから。だから、それまで突き放す。それは、小っちゃい頃からそう】してきたと語っている(「2015年度調査」)。また、Cさんは、Rさんが高校卒業後すぐに「奨学金」を借りて「進学」するか「就職」するかは本人が決めることだと語っていた：

〔Rさんの将来に関して〕 こっちからお金出すわけじゃないから、自分で、ねえ、出すお金に関しては、俺はなんも言えないし、本人が納得すればいいだけの話で。あとでぎゃあぎゃあ騒いだって、お前、お前が悪いだろってなっちゃうから。

(2015年度)

勿論、既に見てきたとおりCさんは、Rさんへの「助言」を行っており、不介入を徹底していたわけではない。実際に、Cさんは、Rさんが「就職」先を選定する際にも多くの助言(職場の社会保険、福利厚生の有無に関する助言)をしていた。しかしながら、それらは、あくまでもRさんの「意思決定」後の介入だったようである：

R：「自分で」って。で、あとで、[Rさんが] 決めたやつで討論みたいな。「これ、決めたんだけど」って言って、「ああ。じゃあ、こうしたほうがいいんじゃない？」って、そこからなります。とりあえず、決めてみてから]みたいな。

※：]決めたあとには、でも。

R：相談はしてます、絶対。

Rさんは、以上のような状況を【逆に、困るな】と語る一方で、自分から大人たちに助言を求めることはしていなかった：

※：そういうことは言ったことないんですか。先生とか親に、「もうちょっとなんかアドバイスくれない？」みたいな。

R：は、言ってないです。たぶん。

※：あっ、ああ、言わないですか。

R：うん、「好きなふうによれ」って言うてるんだったら、まあ、別に決めるしかないか、自分でみたいな感じなんで。

以上を踏まえると、Rさんは、限られた情報のなかで、そしてまた、確たる指針のないなかで「自発的な意思」を求められていたと考えられる。だからこそ、Rさんは、直面する状況に適応するように「進路希望」を形成／再形成してきた——せざるをえなかった——のだと考えられる。

(d) 「生活保護制度」と「進路希望」

それでは、「生活保護制度」は、以上に検討してきた「進路希望」の形成過程に対して「どのような」影響を及ぼしていたのだろうか。「語り」からは、以下2点が析出される。

第1に、Rさんが、出身世帯が「利用世帯」であることを理解したうえで「進路希望」を形成していたと考えられることである。そもそも、Rさんが、「生活保護制度」の利用を知ったのは、中学生から高校1年生にかけての頃だったという：

R：中学ぎりぎり知ってたかな。なんか言われてはいました、たぶん生活保護っていうのは。そんな詳しく、その、別に聞いてないけど、生活保護をしてるっていうのは聞いてました。あ、病院行ったりするときに聞いた気がするから、中学は知ってましたね。

しかしながら、Rさんにとって「生活保護制度」は【なんかよくわかんない】制度であって、「よいイメージ」も「悪いイメージ」もないという¹⁶。それゆえ、Rさんは、「生活保護制度

¹⁶ この点、父親のCさんは、Rさんが「生活保護制度」のことを「気にしている」と解釈していた：

を利用している」という事実だけを認識していたと言える。

以上に加えて第2に、Rさんは、「生活保護制度」下で「進学」に向けて「なしうること／なしえないこと」を認識、理解することなく「進路希望」を形成していたことである。Rさんは、「アルバイト収入」の取扱い（「収入認定（除外）」や「保護費のやり繰りによる預貯金」の取扱いに関してよく理解していなかった：

※：親からとか、アルバイトの収入がどう取り扱われますとか、貯金をする場合どうなりますみたいな説明とかっていうのは、あんまり聞いてない？

R：いや、聞いてないです。はい。詳しくは。

この点に関して、父親のCさん自身は、「アルバイト収入」の一部を「収入認定除外」として積み立てることができることを知っていたようである。しかし、Cさんは、Rさんには「貯金」は【できないと思ってたから】、このことをRさんに伝えてなかったという。

そのため、Rさんは、大学等就学に伴う費用を「保護費のやり繰りによる預貯金」によって部分的に賄えること——学費等の全額を「奨学金」のみで賄うわけではないこと——を理解しないままに「進学」を諦めていた。

なお、No.11世帯では、世帯主のCさんが、「生活保護制度」に関わる手続きを担っていた。そのため、Rさんは、「福祉事務所」を訪問したことがなく、前任の担当SWと一度会ったことがある——SWが家庭訪問に来た際に挨拶した——だけだという。それゆえ、RさんとSWが、「進路」に関する直接的な情報共有をすることはなかった。

以上を踏まえると、Rさんの「進路希望」（さらには、現実の「進路選択」）は、「生活保

C：周りの目が気になるっっちゃうの。

※：はい、はい、周りの目。

C：うん。普通、あの、働いていればさ、保護なんかはいいわけじゃない。で、「なんでうちは保護なの」というクエッションが来たんだけどさ、要は生活できないからだよって。まあ、それに甘えちゃう私も悪かったんだけど。うーん、で、それで言えば、それじゃあ、子どもがそう言うんだったら、そろそろ、気にしてんだったらやめたほうがいいなと。それか、ばあさん1人にしてもらおうかなと思って。

※：あ、それは最近の話なんですか、（男性：うん。）娘さんから。

C：なんか嫌みたいだよ（笑）。

(2015年度)

以上は「父親のCさん」の解釈である。Rさんの「語り」をそのままに捉えるならば、Rさんは、「生活保護制度」が【なんかよくわかんない】ものだったからこそ、父親に上記の【クエッション】を投げかけたのかもしれない。あるいは反対に、Rさんは、「若者調査」実施時に「生活保護制度」が【嫌】であることを伏せて語っていたのかもしれない。いずれにせよ、本調査のデータからは、いずれが「真」なのかは判然としない。ここでは、Rさん自身の「語り」に依拠して分析を進める。

護制度」の定める「客観的な選択肢」を認識することのないまま展開していたと言えよう。

(C) 小括

以上、No.11 世帯・Rさんの「進路希望」の「形成過程」を記述、分析してきた。以上に見てきたとおり、Rさんは、専門学校への「進学」希望を形成していたが、「奨学金」借入れという「リスク」を理由に「就職」という「選択肢」を採るに至っていた。ただし、当人は、「就職」後にあらためて「進学」することを望んでいた。したがって、Rさんの「進路希望」は変更されたというよりも、一時的な留保がつけられただけのようにみえる。

しかしながら、Rさんは、「就職」自体にも「望ましさ」を認めていた。それゆえ、Rさんにとっては、「就職」も「進学」も、それぞれに「望ましい」「選択肢」であったと言えよう。この点を踏まえると、Rさんには、特定の「進路」に対する強い「こだわり」が希薄であったようである。

以上の「こだわり」の希薄さの背後には、Rさんが「大学等」に関する具体的な情報を欠いていたことが指摘された。また、同時に、周囲の大人からは「自発的な意思」——自分で考えて、決定すること——を求められていた。

勿論、繰り返し指摘してきたとおり、父親のCさんは必要に応じてRさんに介入、助言をしていた。しかし、それらは、Rさんの意向が定まってから後になされることが原則であり、なおかつ、父親自身の経験に基づく「就職」と関連する助言が中心であった。

最後に、Rさんの「進路希望」の形成・変更が、「生活保護制度」の定める「なしうること／なしえないこと」とは無関係に展開していたことが指摘できる。Rさんは、「福祉事務所」、担当SWと関係することはなかった。加えて、父親も担当SWも、Rさんに対して「なしうること／なしえないこと」の情報をすべて伝えていなかったようである。そのため、Rさんは、「アルバイト収入」の「収入認定除外」や「保護費のやり繰りによる預貯金」が認められていることを知らぬままに、「進学」希望を形成し、また、変更していた。

6. 考察

本章では、利用世帯出身の若者2名の「進路希望」の形成過程を検討してきた。以下では、個々の事例分析の結果を対比させながら、分析結果の整理、考察を行う。

(1) 「進路希望」は「どのように」形成されていたのか

はじめに、「進路希望」を「形成過程」——「なぜ」、「どのようにして」、特定の「進路」実現に対する願望が生じたのか——に関しては、以下4点の知見が得られている。

第1に、本章でとりあげた2事例ともに、自身の興味関心を起点として「進学」希望が形成されていたことである。したがって、少なくともその起点においては、高校卒業後の「進学」という「選択肢」は排除されていなかったと言えよう。ただし、ここで留意すべきは、「進学」先として挙げられていたのが、「専門学校」に限られていたこと (i.e. 大学・短期

大学が、「選択肢」に含まれていなかったこと)である。この点は、A 高校における「進路」が「専門学校進学」に偏っていたことと合致する。

第2に、いずれの事例においても、若者が「就職」や「就労自立」を強く意識していなかったことである。いずれの若者からも、自身が早く「就職」、「就労自立」しなければならないという「語り」は得られていない。この点は、「生活保護制度」、そしてまた、養育者の工夫によって、かれらが一定の安定した生活を得られていたためだと考えられる。

しかしながら、それにもかかわらず2名の若者の「進路希望」は、最終的に「進学」と「就職」とに分岐していた。このような分岐が生じた理由の一つとして、第3に、事例間で「進学」と「就職」に対する「望ましき」の重みづけの相違がみられたことである。事例 No. 1 の P さんは、高校卒業後の「進学」は「普通の流れ」であり、他方で「就職」は「実感」のない「選択肢」としてみなしていた。そして、以上の「進学」=「普通の流れ」が生じた背後には、専門学校への就学経験のある母親が、大学等就学で得られる「望ましき」を子どもに話して聞かせていたことが析出された。

これに対して、事例 No. 11 の P さんは、特定の「進路」に対する「こだわり」が希薄であり、「進学」も「就職」も同等に「望ましい」「選択肢」と見なしていた。このような状況下で R さんが「就職」希望に至ったことは、一見すると自身の合理的な「選択」であるかのように見える。しかしながら、その背後には：①「進路」に関する情報を欠いたまま、周囲の大人から「自発的な意思」を求められていたこと；②ならびに、父親が、自身の職業上の経験を踏まえて、子どもの「美容系」専門学校の「進学」に反対していたことが析出された。

以上と関連して、第4に、「奨学金」の借入を「リスク」として忌避するか否かの相違が指摘できる。事例 No. 11 では、養育者・子どもともに「奨学金」の借入を忌避すべき「リスク」と見なしていた。これに対して、事例 No. 1 では、「奨学金」への忌避感は語られていなかった。

3点目の指摘を踏まえると、事例 No. 11 では「就職」が現実的な「選択肢」であったため「奨学金」は忌避可能な「リスク」たりえたのに対して、事例 No. 1 では「進学」が「普通の流れ」であったため「奨学金」が所与の前提となっていたものと考えられる。それゆえに、「奨学金」に対する「リスク」感覚——その「語り」——に違いが生じたと考えられる。

(2)「生活保護制度」の定める「客観的な選択肢」と「主観的な選択肢」

次に、以上の「進路希望」形成の過程における「生活保護制度」の果たす役割に関しては、以下の知見が析出された。すなわち、利用世帯の若者が、「生活保護制度」の定める「なしうること／なしえないこと」を認識するより先に／認識することなく「進路希望」を形成していたことである。したがって、少なくとも「進路希望」形成の端緒においては、「生活保護制度」を利用していることが前景化することはなかった。

この知見は、一見すると、若者が「生活保護制度」の規定から自由に「進路希望」を形成できているような印象を与える。実際、かれらは、「生活保護制度」の「限定」と「制約」、

「早期の就労自立」を意識することなく「進路希望」を形成したと語っていた。

しかしながら、以上のように、「なしうること／なしえないこと」を認識しないままに「進路希望」（「進学したい」）が形成されてしまう場合：①制度上「なしうること（可能性）」が「主観的な選択肢」に含まれない（除外されてしまう）可能性；あるいは、②「なしえないこと（制約）」が「主観的な選択肢」に含まれてしまう可能性が考えられる。

上記の可能性が含意する問題点を以下に説明する。第1に、「生活保護制度」の定める「なしうること／なしえないこと」を認識していないがために、本来は「なしうること（可能性）」を知らぬままに「進路希望」を形成、変更してしまう可能性が考えられることである。事例分析で見たとおり、事例 No. 11 の R さんは、「アルバイト収入」の「収入認定除外」による「預貯金」が可能であることを知らぬままに「進学」を保留して「就職」に至っていた。

勿論、仮に R さんが上記の情報を理解していたとしても、「進学」希望が維持された確証はない。しかしながら、本来、若者自身が知っていて然るべき情報——「進学」にむけて「なしうること／なしえないこと」の情報——が提供されぬままに、「進路希望」が形成・変更されていることは問題であろう。

第2に、先行して形成された「進路希望」が、後になって「選別」される可能性である。本章でとりあげた事例 No. 1 の P さんは：①「福祉事務所」や担当 SW との関わりのなかで「なしうること／なしえないこと」を認識しており；なおかつ、②「福祉事務所」や SW との連携の過程を経ても「進路希望」を変更することはなく維持していた。また、③P さんの望む A 専門学校への「進学」は、「就労自立」に資するものとして「福祉事務所」によって判断されていた。

しかしながら、以上の P さんの事例は、裏返してみると以下の可能性を示している：①仮に「福祉事務所」や SW との連携が機能しなかった場合；②上記の関わりのなかで「進路希望」が持続不可能になった場合；③あるいは、希望する「進学」先が「狭義の自立」に資すると判断されなかった場合、かれらの「進路希望」が変更を強いられる可能性である。

以上のように、「なしうること／なしえないこと」を認識しないままに「進路希望」（「進学したい」）が形成された場合、一度形成された「進路希望」を、「生活保護制度」の定める「なしうること／なしえないこと」＝「客観的な選択肢」に適合するよう「調整」する必要が生じるかもしれない。

(3) 小括

ここまでの議論を踏まえると、利用世帯における子どもの「進路希望」の「形成過程」では：①従来の研究で指摘されてきた要因（「就学費用」、「奨学金」、「文化資本」、「ロールモデル」の欠如など）に加えて；②「生活保護制度」が「利用者」に課す「客観的な選択肢」、ならびに、その「運用」が、直接的／間接的に当人の「主観的な選択肢」に影響を及ぼしている可能性が指摘できる。

一見すると、本章でとりあげた2つの事例の若者は、「生活保護制度」を強く意識するこ

となく、自身の興味関心に基づきながら「進路希望」を形成しており、また、現実に「進路」を「選択」し「移行」を果たしているようであった。

しかしながら、本章の分析結果からは、かれらの「進路希望」が、「経済的要因」（「就学費用」の準備、「奨学金」借入れの「リスク」）、「文化的要因」（養育者の「文化資本」、「進路」に関する情報）によって、一定の方向付けをされたなかで形成されていたことが析出されている。

また、上記に加えて、かれらの「進路希望」が、「生活保護制度」の定める「客観的な選択肢」を「認識するより先に／認識することなく」形成されていたことが析出されている。この点を踏まえると、利用世帯の若者の「進路希望」が誤って形成される可能性、あるいは、後になって「変更」を強いられる可能性が考えられる。

つまり、本章でとりあげた利用世帯の若者は――表面的には「自由」に「進路希望」を形成しているようであるものの――①「経済的要因」；②「文化的要因」；さらには、③「構造」としての「生活保護制度」の定める「客観的な選択肢」、ならびに、その「運用」によって、「主観的な選択肢」を枠づけられていたと考えられるのである。

第3章 大学等就学に向けた「資源調達」の過程¹

1. はじめに

既にみたとおり、利用世帯の子どもが大学等に就学する場合、就学者(=子ども)は「世帯分離」(保護廃止)しなければならなかった(但し、夜間大学等除く)。また、「生活保護制度」においては大学等就学に対する保護費による給付はない。

この点に関連して、現行の「生活保護制度」=「構造」では、大学等就学に向けて「なしうること/なしえないこと」——限定的であり、かなおつ、一定の「条件」が課されるもの——を規定している。例えば、第2章で析出したように、他法・他施策による「各種貸与金」の活用、「就労収入(アルバイト収入)」の「収入認定除外」、それにもとづく「預貯金」などの方法によって「資源調達」を行うことが認められていた。

以上に論じてきた事実は、利用世帯からの大学等就学を実現するためには、制度上認められた何らかの方法で「就学費用」——①大学等就学に必要な「学費等」(入学金、授業料等); ならびに、②「世帯分離後」の「生活費等」(食費、保健衛生費等)——を準備する必要があることを示している。

しかしながら、上記の制度上「なしうること/なしえないこと」は、特定の条件が充たされた場合に「自動的に」発動するものではない。例えば、「各種貸与金」(「日本学生支援機構」の「奨学金」、「生活福祉資金」など)は、利用者側からの「申請」が必要である。また、「アルバイト収入」の「収入認定除外」の取扱いも「実施機関」(福祉事務所、ひいては、SW)による承認が不可避である。

以上を踏まえると、仮に一定の「資源」が制度によって配置されていたとしても——別言するならば、「生活保護制度」によって「なしうること/なしえないこと」が定められていたとしても——、当人たちが現実に活用できなければ、それらの「資源」は大学等就学の実現に資することはないと考えられる。

2. 研究目的

以上の議論を踏まえると、大学等就学に伴う「就学費用」を賄うための「資源調達」をいかに「行うのか/行いうるのか」が、子どもの「就学機会」にとって重要な位置を占められていると考えられる。

そこで本章では、以下3点を明らかにすることを試みる:①利用世帯の子ども・養育者が、大学等就学に向けて「どのような」資源を「活用しているのか/していないのか»; ならびに、②かれらが「どのような経緯」から特定の「資源」を「活用したのか(できたのか)/しなかったのか(できなかったのか)」を明らかにすること; さらに、③その際に養育者、SWが「どのような」役割を果たしていたのかを明らかにすること。

¹ 本章は、三宅(2014)の着想、分析枠組みに基づき執筆している。

以上の3点を明らかにすることで、利用世帯における「資源調達」の過程が、子どもの大学等「就学機会」に及ぼす影響を析出できると考える。

3. 分析枠組み

以上の研究目的を達成するにあたり、本稿では Sen (1992=1999 など) の「実質的な自由 (substantive freedom)」²に関する議論を援用することで分析の焦点を限定する。以下、「実質的な自由」の概要と、その援用方法を説明する。

(1) 「実質的な自由」

Sen によれば、「実質的な自由」とは、諸個人が達成しうる「機能」(「～である・～する」) 集合のことであり、換言するならば諸個人が実質的に選択しうる「選択の幅」を意味している。例えば、「大学等」に「就学する／就学しない」という「選択肢」のいずれをも自由に達成できる場合に、子どもの「実質的な自由」は保障されていると言える。

また、Sen は「実質的な自由」の議論を展開するにあたって以下に提示する2つの問題を批判的に吟味している。第1に、「適応的選好」の問題である。「適応的選好」とは、固定化された困難な状況 (e.g. 隷従的な地位, 継続的な困窮等) に適応することによって、選好が切り下げられてしまうことを意味する。例えば、「大学等就学」という「進路希望」さえも形成しえない状況 (e.g. ロールモデルの欠如等) にある場合、子どもの「実質的な自由」は保障されていないと言える。

第2に、「変換能力」³の相違という問題である。ここでいう「変換能力」とは、特定の資源 (e.g. 所得) を特定の「機能」 (e.g. 就学) に変換する能力を意味する。この「変換能力」には「人間の多様性」 (e.g. 個人の基本属性, 社会保障制度, 慣習等) によって個人差があり、この差により個人が達成しうる「実質的な自由」にも差が生じる。例えば「大学等」への就学に必要な「資源」を「就学する」という「機能」に変換できなければ、子どもの「実質的な自由」は保障されていないと言える。

(2) 「資源」の「変換能力」への着目

以上の「実質的な自由」、「適応的選好」や「変換能力」に関する議論を援用することで、

² 一般的には「ケイパビリティ (capability)」という語が用いられるが、本章では「自由」という観点を強調し、用語による混乱を避けるために一貫して「実質的自由」を用いる。なお、以下の議論は、Sen による功利主義批判及びロールズ批判に多くを負っている (Sen 1980=1989 ; 1985=1988 ; 1992=1999 ; 1999=2000)。

³ 正確には、Sen は「変換能力」という用語は用いていない。例えば「所得を福祉や自由に変換する能力」 (Sen, 1992=1999 ; p. 37) は、原著で「converting income into well-being and freedom」 (p. 29) である。ただし、そもそも「Capability」という単語自体が「the power or ability to do something」; 「the extent of someone's or something's ability」 (OED, 3rd ed. ; p. 257) と定義されていることを踏まえ、ここでは「変換能力」という用語を用いる。

本章では以下2つの分析枠組みを設定する。第1に、子どもの「大学等」への就学機会を「実質的な自由」という観点から分析していく。これにより、子どもが、「大学等に就学する」という「選択肢」を実質的に選択可能であったのか否かを明らかにする。

第2に、本章では、以上の「実質的な自由」の構成要素として：①「就学費用」を賄うための「資源」；②子どもの「選好」（「進路希望」）；③「資源」の「変換能力」の3点に着目する。そのうえで、「選好」（②）の影響を可能な限り統制して、「構造」によって定められている「資源」（①）を現実を活用する「変換」（③）に分析の焦点を限定する（限定の手順は「研究方法」で後述）。

ここでいう「選好」とは、子どもが「大学等就学」を他の「選択肢」よりも望ましいものとしており、その実現を望んでいることを意味する。また、「変換能力」とは、活用可能な「資源」（所得など）を「機能」（「状態、行為」）の実現に変換することを意味する。

ここで留意すべきは、本章では以上に示した「変換能力」が個人に所有されているとは想定していないことである。第1章で説明したとおり、本研究では、「生活保護制度」＝「構造」の下で、複数の行為主体——特に「養育者」、「SW」——が「大学等就学」に向けての「資源調達」に関わっていると想定している。それゆえ、「大学等就学」に向けた「資源調達」、ひいては、「資源」の「大学等就学」への「変換」は、以上のような複数の行為主体の「協働のなか」（関係性のなか）でなされると考えられる⁴。

以上の分析枠組みを設定することで、「生活保護制度」＝「構造」の下で、なおかつ、「選好」条件が充足されている状況下で、利用世帯における「資源調達」が「どのように」行われているのかを明らかにできると考える。

4. 研究方法

本章では、B市調査（「2015年度調査」及び「2015年度調査」）から得られた養育者の「語り」を分析に用いる。以下では、本章で分析に用いるデータの概要、分析方法、データの留意点を順に説明する

（1）分析対象・分析方法

既に言及したとおり、「大学等就学」に向けての「資源調達」が本章の焦点である。したがって、分析対象とする事例には、「大学等就学」と関わりのある子どもが含まれている必要がある。

そこで、本章の分析では、以下に示す選定条件を設定することで、B市調査の協力世帯（14世帯）のうち6事例（5世帯6名の子ども・若者）を分析対象として抽出している。第1に、子どもの「年齢」に関する条件である。具体的には、以下2とおりの選定条件を設

⁴ ただし、この「変換」の結果——「大学等就学／非就学」という帰結——を直接的に引き受けるのは「子ども」以外の誰でもない。

定した。すなわち：①一般的に「大学等」へ就学する年齢と考えられる「高等学校等卒業（相当の年齢）以上の若者を含む事例」、または、②至近の調査時点で「高等学校等の第2学年以上に在籍している子どもを含む事例」であること。

第2に、「選好」（「進路希望」）に関する条件である。そもそも、子どもが「大学等就学」を希望したことがなければ、就学費用を賄うための「資源調達」が問題になることはないだろう。そこで：③調査で得られた「語り」において「大学等就学への希望が言及されていた事例」という抽出条件を設定した（表3-1及び表3-2を参照）。

本章では、以上の手順で抽出された分析対象に基づき、第3章同様に事例分析を行う。具体的には、各事例の養育者の「語り」に依拠しながら大学等就学に向けての「資源調達」を時系列に沿って再構成、記述、分析する。

表3-1. 分析対象の抽出過程

世帯構造	ひとり親世帯		ふたり親世帯	その他世帯	計
	母子世帯	父子世帯			
2014年度調査	7 (1~7)	1 (8)	2 (9, 10)	1 (11)	11世帯
2015年度調査	5 (1, 2, 4, 5, 7)	0	4 (10, 12~14)	1 (11)	10世帯
若者調査	1 (1)	0	0	1 (11)	2世帯
選定条件					
条件① 高等学校等卒業以上	7 (1, 3-1, 5-1・2, 6-1・2, 7-1)	0	1 (9-1)	1 (11)	9事例
条件② 高校等2学年以上に在籍	2 (3-2, 5-3)	0	1 (10)	1 (11)	4事例
(①or②) and 条件③ 「進学」希望への言及	4 (1, 3-2, 5-1・3)	0	1 (10)	1 (11)	6事例

条件はすべて「至近の調査時」の情報に基づく

括弧内 = (世帯No.) 括弧内 (n-n) = 世帯No. -第n子 (e.g. 3-1 = 世帯No. 3の第1子)

(2) 事例の概要

本章の分析でとりあげる6事例の概要は、表3-3のとおりである。ここで留意すべきは、本章でとりあげる6事例には、他に比して際立った特徴のある事例——以下、「特異な事例」——が含まれていることである。第1に、事例No. 3のZさんである。Zさんは、唯一、「ADD（注意欠陥障がい）」などの診断を受けており、それに伴って「学業成績」に関して、もクラスで下の方であった。

表 3-2. 候補事例／分析対象事例の概要

	B市調査		B市 若者調査
	2014年度調査	2015年度調査	2016年度
1	母親Fさん (40代後半) うつ病	母親Fさん (40代後半) うつ病	母親Fさん (40代後半) うつ病
	長女Pさん (A高2)	長女Pさん (A高3)	<u>(長女Pさん 専門1)</u>
	長男 (小2)	長男 (小3)	長男 (小4)
3	母親Aさん (40代前半) 股関節炎	辞退	
	長男 (C工業・定時制4) **		
	<u>長女Zさん (D工業2) ADDなど</u>		
	次男 (小6)		
5	母親Hさん (40代後半) *	母親Hさん (40代後半) *	母親Hさん (40代後半) *
	(長男Jさん・専門4)	<u>(長男Jさん・23 転出就労) *</u>	(長男Jさん・24 就労) * <u>辞退</u>
	(長女・21 転出就労) *	(長女・22 就労) *	(長女・23 結婚・出産) <u>辞退</u>
	次男Sさん (F商業2) **	<u>次男Sさん (F商業3) **</u>	(次男Sさん・専門1) <u>辞退</u>
	次女 (中2)	次女 (中3)	次女 (定時制1)
6	母親 (40代後半)	辞退	
	(長女・26 転出就労→結婚) *		
	長男 (20 世帯内パート就労) *		
	次男 (中2)		
7	母親 (30代後半) 動悸など*	母親 (30代後半) 動悸など*	母親 (30代後半) 動悸など*
	長男 (C工業3) **	(長男・19 就労) *	(長男・20 就労) * <u>辞退</u>
	次男 (中2)	次男 (中3)	次男 (C工業1)
	三男 (小2)	三男 (小3)	三男 (小4) *
9	父親 (60代前半) 悪性腫瘍など	辞退	
	母親 (40代後半) 背部血腫など		
	長女 (18 世帯内就労) *		
	次男 (中3)		
	次女 (小4)		
10	父親Wさん (50代前半) 動脈系の疾患	父親Wさん (50代前半) 動脈系の疾患	対象外
	母親 (40代前半) *	母親 (40代前半) *	
	長男Gさん (K高1)	<u>長男Gさん (K高2)</u>	
11	父親Cさん (60代前半) ストーマ*	父親Cさん (60代前半) ストーマ*	父親Cさん (60代前半) ストーマ*
	母親 (40代前半) *	母親 (40代前半) *	母親 (40代前半) *
	母方の祖母 (70代後半)	祖母 (70代後半)	祖母 (70代後半)
	長女Rさん (A高2) **	<u>長女Rさん (A高3) **</u>	<u>長女Rさん (19 就労)</u> 日々雇用*

ゴシック=調査回答者 イタリック=条件①あるいは②に該当 アンダーライン=条件③に該当
丸括弧(世帯構成員) =利用世帯から転出、あるいは、世帯分離中 太線囲み=分析対象
* = 調査時に就労あり ** = 在学中のアルバイト就労

勿論、高校ごとの「入試難易度」の相違があるため、各事例の「学業成績」の厳密な比較はできない。しかしながら、Zさんの通うD工業高校は、入試難易度に関してみれば、A高校(No.1、11)、C工業高校(No.5-1)、F商業高校(No.5-3)と極端に異なっているわけではない——例外的なのは、K高校のみ。したがって、事例No.3は、他の事例に比して「学業成績」に関する課題が大きな事例だと考えられる。

表3-3. 分析対象事例の概要

対象	No. 1 Pさん	No. 3 Zさん	No. 5-1 Jさん	No. 5-3 Sさん	No. 10 Gさん	No. 11 Rさん
性別	女性	女性	男性	男性	男性	女性
年齢(調査年度)	19	17	23	18	17	19
傷病・障がい	—	ADDなど	—	—	—	—
在籍校・卒業校	A高校	D工業	C工業	F商業	K高校(進学校)	A高校
部活動	ダンス	バスケット ※マネージャー	—	バスケット	サッカー	バレーボール ※退部
学業成績	クラスで5番目 前後くらい	クラスで 下から2番目	学年で10番内	クラスで10番目 ～真ん中ぐらい	学年で10番内	クラスで10番内
アルバイト	食料品	—	—	コンビニ ドラッグストア	—	ドラッグストア
養育者学歴	高校 専門学校中退	専門学校	私立高校	大学/短大	高校/中学	
養育者 傷病・障がい	うつ病	股関節炎	— ※過去にバゼドウ氏病	母：なし 父：動脈系疾患	母：なし 父：ストーマ	
養育者就労	なし	なし	あり	母：あり 父：なし	母：あり 父：あり	
進学志望	専門(3年制)	短大・専門	専門(4年制)	専門(2年制)	国立大学	専門
高校卒業後	進学	N/A	進学	進学**	合格**	就職

塗りつぶし＝「特異な事例」 部活動、学業成績、アルバイト、進学志望＝すべて、高校在学時代の情報
表内のゴシック(太字)＝際立った差異が見られる情報
*＝調査実施時点での予定(未確定) **＝2015年度以降の調査依頼などで電話連絡(口頭)した際に得られた情報に基づく

第2に、事例No.10のGさんである。上記のとおり、本章でとりあげる事例の就学先は、概して「入試難易度」の易しい高校に偏っている。これに対して、Gさんが通うK高校は、いわゆる「進学校」(入試難易度が難しく大学進学を前提とした高校)である。

これに加えて、Gさん自身は、「国立4年制大学」への就学を希望していたことにも留意が必要である。また、以上に関連して、唯一、No.10において両親ともに最終学歴が「大学等」(4年制大学/短期大学)であったことも留意が必要である。以上を踏まえると、事例No.10は、他の事例に比して、「大学等就学」への傾きが強い事例だと考えられる。

第3に、事例No.5-1のJさんである。Jさんは、2010年度末に高等学校等を卒業、翌年度から専門学校に就学している。これに対して、No.5-1以外の事例では、2013年度以降に

高等学校等に入学しており、2015年度～2016年度に当該高等学校等を卒業している（予定含む）。したがって、No.5-1 とその他の事例とは、高等学校等を卒業した時期に相違がある（図 3-1 参照）。

図 3-1. 高等学校等の在学期間と「通知」の改正

	09'	10'	11'	12'	13'	14'	15'	16'	17'
No. 1									*
No. 3-2								*	
No. 5-1								*	*
No. 5-3								*	*
No. 10								*	*
No. 11								*	*
預貯金									
収入認定除外									

○「子どもの貧困推進に関する法律」（2014年1月17日施行）◎「子どもの貧困他策に関する大綱」（同8月29日閣議決定）
 縦線＝年度の境目（西暦、2000年代） *＝至近の調査結果に基づく予定
 塗りつぶし：薄い＝高校等在学 中濃＝大学等在学 濃い＝就職

図 3-2. 高等学校等在学期間と制度の利用期間

	8'	9'	10'	11'	12'	13'	14'	15'	16'
No. 1									18
No. 3								8	
No. 5-1								10	
No. 5-3								10	
No. 10								6	
No. 11								9	

塗りつぶし（ゴシック数字）＝至近調査実施時点での、おおよその生活保護制度利用年数
 縦線＝年度の境目（西暦、2000年代）太線囲み＝高等学校等在学期間（既卒・予定含む）

この相違点に留意すべき理由は、「大学等就学」に関する「通知」の改正が、2013年度以降に続いていたことにある。具体的には、以下2とおりの改正が行われている。第1に、大学等就学に伴う費用（事前に必要な入学金等）を賄うための「保護費のやり繰りによる預貯金」に関する規定（課3-問18-2）が、2013年度の改正で創設されている。また、第2に、高等学校等就学中の者の「就労収入」（アルバイト収入）の「収入認定除外」に関する規定（次8-3-1-(3)；課8-問58-2）が、2014年度の改正で創設されている。

すべての事例において「高等学校等の在学期間」と「生活保護制度の利用期間」が重なっ

ていること（図 3-2）を踏まえると：①No. 5-1（長男）は、「生活保護制度」＝「構造」において「大学等就学」に向けた「就労収入」の「収入認定除外」や「保護費のやり繰りによる預貯金」が認められていない時点で「資源調達」を経験している一方で；②それ以外の 5 事例では――遅くとも高校 2 年生時には――上記の「収入認定除外」と「保護費のやり繰りによる預貯金」が認められた状況下で「資源調達」をしていたと考えられる（図 3-1）。

最後に、事例 No. 11 の R さんは――上記の事例ほどには「特異な事例」ではないもの――調査から明らかになっている範囲で、唯一、「就職」に至った事例である。R さんの「進路希望」の形成過程に関しては第 3 章で分析したとおりであるが、本章では、「就職」に至る背後で「どのような」「資源調達」が行われていたかが焦点となる。

（3）養育者の最終学歴に関する留意点

なお、以上の手順で抽出された 6 事例には、以下の留意点がある。すなわち、分析対象の養育者の学歴に偏りがある可能性である。表 3-4 に示してあるように、B 市調査対象の養育者のうち「大学等に就学した経験がある者」は、5 名（4 世帯）である。

表 3-4. 養育者の最終学歴

No.	世帯構造	最終学歴	
No. 1	母子世帯	高校 ※専門学校中途退学	✓
No. 2	母子世帯	中学 ※高校中途退学	
No. 3	母子世帯	専門学校卒業	✓
No. 4	母子世帯	中学 ※高校中途退学	
No. 5	母子世帯	高校卒業（私立）	
No. 6	母子世帯	商業高校卒業	
No. 7	母子世帯	高校卒業	
No. 8	父子世帯	高校卒業	
No. 9	ふたり親世帯	父：中学卒業 母：中学 ※高校中途退学	
No. 10	ふたり親世帯	父：4年制大学卒業 母：短期大学卒業	✓
No. 11	その他世帯	父：高校卒業 母：中学卒業	
No. 12	ふたり親世帯	父：高校卒業 母：高校卒業	
No. 13	ふたり親世帯	父：高校 ※4年制大学中途退学 母：高校卒業	✓
No. 14	ふたり親世帯	父：高校卒業 母：高校卒業	

チェックマーク（✓）＝大学等就学経験のある者（中退含む）を含む世帯

塗りつぶし＝高校生を含む世帯

このうち、1 名（事例 No. 13）を除く 4 名（3 世帯）が、本章の分析対象に含まれている。なお、事例 No. 13 の子どもは、中学生（長女）と小学生（次女）であるため、本研究の分析対象外となっている。

以上に加えて、分析対象のうち残り2事例（No.5、11）においても、少なくとも1名の養育者が「高校卒業」であることも踏まえると、本章の分析対象には、養育者の最終学歴が「中学」のみである事例が含まれていないことを意味する⁵。

以上のように、本章で分析する事例における最終学歴は、「高校卒業」（大学等への就学経験あり）、「大学等」に偏っていると考えられる。この点は、本章の分析対象／結果が、「相対的に学歴の高い養育者を含む事例」に限定されるという制約を意味する。

しかしながら同時に、以上の偏りには、「大学等への就学経験」を有している養育者——その意味で、「進学」に関する知識の一定の優位さが想定される——が、「生活保護制度」＝「構造」の下で「どのような」「資源調達」をしているのかを分析できるという利点がある。

5. 分析結果（1）——事例分析

以下、6事例に関して、それぞれの事例を記述、分析する。

（1）事例 No. 1（2014年10月実施；2015年7月実施；2016年9月実施）

（A）「進路」と「資源調達」の概要——記述

事例 No. 1のPさん（第1子・長女）は、「若者調査」（2016年度）実施時には「A専門学校」の1年生であった。Pさんは、中学生の頃から「靴」に対して強い関心を持っていた。「公立A高校」に就学後も「靴」への関心は継続しており、高校1年生の頃には「A専門学校」への「進学」を希望するに至っている（「進路希望」の形成過程は、第3章参照）。

これに対して、母親のFさんも、Pさんが「大学等」に進むことを望んでいた：

F：18で仕事就いて、もちろんそれで自分で、お金貯めて、やりたいこと見つけてっていうのは、すごい理想なんでしょうけど。なかなかそういう子って、いないと思うんで。きっとたぶん、今仕事、自分がやりたいこともわからずに、仕事に就いても、結局、そのあと、だらだらになっちゃうんじゃないかなっていう気も。（…）〔Fさん自身の経験も踏まえて⁶〕靴やりたいっていうんだったら、勉強させてあげたいかなって。

（2014年度）

⁵ この点は、抽出条件③（「語り」において「大学等就学への希望が言及されていた事例」）に該当する事例が、「大学等に就学した経験」のある養育者、相対的に学歴の高い養育者に偏っていることを示している。このことから、子どもが「進学」希望を語るができる背後に、養育者の高学歴、あるいは、「大学等就学経験がある」という意味での「文化資本」の作用を読み取ることも可能であろう。

⁶ Fさんは、自分自身の成育歴において、必ずしも学びたいことや就きたい職業が明確にならないまま本日に至っているという：【私も、結局なんか、自分のほんとにやりたい仕事に就けていなくて。まあ、〔准〕看護師の資格〔高校で取得できたことは〕、結果的にはよかったですけど。なんか、こう、わだかまりがあるままで。ちょっときちゃってるんで】（2014年度）。だからこそ、Pさんには、本人の望む学びをしてほしいと考えるのだという。

それでは、事例 No.1 では、「どのようにして」「資源調達」が行われたのか。まず、「2014年度調査」実施時では、具体的な「資源調達」は何も行われていなかった。しかしながら、「2015年度調査」実施時には：①Pさん自身の「アルバイト収入」の「収入認定除外」による「預貯金」がなされており；②専門学校独自の「給付型奨学金」の活用が予定されていた。以上によって、「入学金」と前期分の「授業料等」を賄う予定だという。また、後期以降の見通しとしては：③「日本学生支援機構」の「奨学金」を借り入れる予定だという。

「若者調査」（2016年度）実施時に、Pさんは、以上すべての「資源」に加えて、④「母子・寡婦福祉資金」の借入金も活用しながら専門学校に就学していた。

(B)「資源調達」の過程——分析

それでは、「なぜ」、「2014年度調査」実施後に「資源調達」が進展したのか。その理由と経緯としては、Fさんの「語り」から以下3点が指摘できる。第1に、「2014年度調査」実施時、母親のFさんは、担当SWと、大学等就学に伴う【お金のどうのこうの】（＝「就学費用」と「資源調達」）に関する情報共有をしていなかったことである。そのため、「2014年度調査」実施時に「資源調達」の見通しはたっていないかった。

ただし、この時点で、Fさんは、担当SWに「Pさんが進学希望であること」は伝えていた。これに対して、担当SWは、以下3点を伝達してきたという：①就学に際して、Pさんの「世帯分離」が必要であること；②志望する専門学校に対して【オッケーが出るか、出ないかっていうのは】【上と相談してみないと】わからないということ；③それゆえ、あらためて【学校のパンフレットなりを】もって相談に来てもらいたいこと、以上である。

以上と関連して第2に、Pさんが、「2014年度調査」実施後（2014年末頃）に「アルバイト就労」を始めたことが契機となって、「資源調達」——「収入認定除外」による「預貯金」——が展開されたことである。

Fさんは、Pさんがアルバイトを始めてすぐに、担当SWに「アルバイト収入」について相談しており、【ちょうど同じぐらいの時期に、その進路の話もしてた】ため「収入認定除外」の取扱いが持ち上がってきたのだという⁷。なお、この【進路の話】をした面接の場には、Pさん自身も参加している（第3章参照）。

最終的には【バイトしてるんだったら、そのように積み立てて、その分〔積み立てた金額〕は、引いた分で、〔奨学金等を〕借りれば、少し、〔借入額が〕減るからということ】、「収入認定除外」の適用、ならびに、その積み立てが始められている。

具体的には、以下の取扱いがなされていた：

F：アルバイトのお金の中から、今、月4万ずつ、積み立てをして。（…）〔平均して〕

⁷ ここで留意すべきは、「収入認定除外」による「預貯金」が可能であるがゆえに、Pさんがアルバイトを始めたわけではないと考えられることである。あくまでも、「アルバイト開始」→「アルバイト収入」に関する相談→「収入認定除外」の取扱いという順に情報共有は展開していた。

6、7万近くお金も、バイトのお金ももらってるので。

※：ああ、結構頑張ってますね。

F：なので、毎月、4万ぐらい貯金して、あと2万は自分のお小遣いっていう形で、今、やってるんですけど。

(2015年度)

なお、この他の「日本学生支援機構」の「奨学金」や、「A 専門学校」独自の「給付型奨学金」に関する情報を「どのようにして」得たのかは明らかではない。

第3に、「2015年度調査」実施時に、Fさんが、「各種貸与金」（母子・寡婦福祉資金）に関する情報を欠いていたことである。Fさんによれば、担当SW（2015年度現在）は、Fさんからの働きかけ（相談、打診）があっちはじめて、情報提供をしてくれるという⁸。

しかしながら、「各種貸与金」（母子・寡婦福祉資金含む）に関しては、こちらから働きかけてもなかなか情報をえられなかったようである：

F：〔貸与金について〕「その辺ってわかりますか」って聞いてるんですけど、「わからない」って。えっ、どこに聞け。

※：ワーカーさんが]わからないって？

F：]わからないっていうか、なんかよく教えてくださらないんで、〔貸与金について〕どこに聞けば、え、学校に聞けばいいのか、どこに聞くのが一番いいのかなって、いつも思いながら（笑）。

(2015年度)

また、「2016年度調査」（「若者調査」）の際にも、担当SWから【奨学金】（＝「各種貸与

⁸ Fさんは、担当SWに対して「相談」することへの忌避感を語っていた。曰く、【別に悪いことしてるわけじゃないし。〔何かを〕ごまかしてるわけじゃないんですけど】、生活保護制度を利用していることに対して【なんかすごい罪悪感がある】という。それゆえ、「福祉事務所」は、できるだけ訪問したくない場所であり、できるだけSWにも会いたくないという。以下、少し長いがFさんの「語り」——Pさんの「進路」とSWへの「相談」に関する「語り」——を引いておく：

F：〔SWに相談を〕しなくて済むんだったら、あんまりしたくない部分はありますよね。まあ、お金の部分とかがあるので、しないといけないし、たぶん勝手には〔進学はできない〕（…）18歳で、普通だったら、就職しろって言われてしまえば、それまでの歳なので。その辺をこう、あえて、わがままっていうのかわかんないですけど、学校行きたいということに関しては、やっぱりちょっと（笑）。（…）何かちょっと、わがまま言ってる部分もあるのかなっていう気持ちにもなったりとかもするので。まあ、自分の中で済ませれるんだったら、それで済ませたい（笑）。

(2015年度)

金)に関する情報提供がなかったことが回顧的に語られていた：

F：まあ、向こう〔担当 SW〕としては話してるつもりなのかもしれないですけど。かなり、ちょっと、こっちが困ってる感を出さないと、あまり話の、奨学金とかに関しても、あまり向こうからすぐに提案っていう形でもなかったですし、あのときも(笑)。(…)「どうしたらいいの」(笑)みたいなところが、たまにある方だったんですけど。
(2016年度)

それでも、「若者調査」実施時には、「母子・寡婦福祉資金」の貸付金も活用していた⁹。最終的に、事例 No. 1 では、母親自身の「保護費のやり繰りによる預貯金」¹⁰と「恵与金」をのぞくすべての方法を活用して専門学校に就学していた。

(C) 小括

以上に検討してきたとおり、事例 No. 1 では：①Pさんの「アルバイト就労」開始の時期と「進路」に関する SW との情報共有の時期が重なったため；②2014 年末頃（Pさんが高校 2 年生の終わりの頃）から「収入認定除外」による「預貯金」が開始されていた。以上に加えて、③2015 年度時点では、「日本学生支援機構」の「奨学金」、専門学校独自の「給付型奨学金」の活用も予定されていた——そして、2016 年度には実際に活用されていた。ここで留意すべきは、事例 No. 1 では、概して F さんの働きかけ（相談、質問）を起点として、担当 SW の反応（情報提供）が生じていたと考えられることである。言い換えるならば、F さんの働きかけがない限り、SW からの情報提供もなされなかったと言えよう。

(2) 事例 No. 3 (2014 年 11 月実施)

(A) 「進路」と「資源調達」の概要——記述

事例 No. 3 の Z さん（第 2 子・長女）は、「公立 D 工業高校」の 2 年生である（2014 年度現在）。母親の A さんによれば、Z さんは、小学校 3 年生の頃に半年ほど「不登校」の期間があったという。また、A さんは、小学校 4 年生の頃に軽度の「ADD（注意欠陥障がい）」、ならびに、「自律神経失調症」、「起立性調節障がい」の診断を受けており¹¹、中学生の頃は

⁹ あくまでも推測の域を出ないが、インタビュー調査の実施——調査中の「母子・寡婦福祉資金」に関する質問、それと関連する情報提供——を「きっかけ」として、F さんが「母子・寡婦福祉資金」の利用につながった可能性がある。なお、情報提供としては：①あらためて担当 SW に相談すること；②ひとり親関係の「担当課」に問い合わせること、以上 2 点を伝えてある。

¹⁰ この点に関しては：①「預貯金」を「できなかったのか」；②「しなかったのか」は判然としない。「2014 年度調査」実施時に F さんは、「保護費」の【プール】（貯めること）は、【本当はいけないこと】だと語っていた。それゆえ、F さんは、一定程度の「保護費のやり繰りによる預貯金」が正式に認められていることを理解していなかった可能性も考えられる。

¹¹ 母親の A さんは、Z さんが不登校だった理由を【病気のせいだと思います、今、思えば】と語ってい

「特別支援学級」に週1回通級していたという。

Aさんによれば、Zさんは：①「ADD」の影響もあって、学校の授業を受けるだけでも【相当疲れる】状態であり；②それゆえ、高校入学後も【単位をとって上〔の学年〕にあがるということ自体が難しい】状況が続いており；③翌年度に「3年生」へ進級できるかも危うい状況なのだという¹²。

それでは、Zさんは、高校卒業後に「就職」をする予定なのか。Aさんによれば、Zさんは、「保育士」になるために、高校卒業後は「短大」か「専門学校」へ「進学」することを希望しているという。Zさんは、上記の「進学希望」を既に担任教員に相談しているようで、教員からは【Zさんも行けるようなところはあるよってというような話はしてくれてるみたい】だという。

以上のZさんの「進学」希望に対して、母親のAさんは、Zさんが「進学」すること自体には反対ではないという：

A：短期大学に行ったり、専門学校に行つて、別に経験、ねえ。それを、〔保育士〕免許をとる目的でもありますけど、経験的には別に、悪い経験ではないと思うので。そこを否定するつもりはないので。それは本人に任せ〔てい〕ますね。

(2014年度)

ただし、Aさんは、自身の経験（保育士資格あり、障害児施設で就労経験あり）を踏まえつつ、「ADD」のZさんが「保育士」として働くことは【なかなか難しいだろう】と考えていた。そのため、現在は、「保育士」として働くことの難しさを言い聞かせているという：

A：かといって、今の娘にね、夢とか希望を抱いているのに、すべてがすべて、「あん

た。ここで留意すべきは、事例 No. 3 では、父親の母親（Aさん）に対するDV（物理的・言葉の暴力）が原因で離婚しており、この離婚に伴って母親と子ども（長男、長女、次男）は、シェルターへの一時避難、転居を経験している。この離婚、転居（転校）を契機として、長男（小学5年生）が「不登校」になっており、Zさんは、これに続いて不登校になっている。以上のような背景を加味すると、Zさんの不登校の原因は【病気のせい】だけではなかったと推察される。

¹² Aさんは、Zさんの学業成績が低いことを以下のように語っていた：

A：〔クラスで〕一番最後ではないですけども、ぎりぎりです。で、そこを先生が補習したりとかしてくれて、なんとか上がってる感じです。（…）ただ、どうにもならないような成績になったときには、やっぱり連絡はあるみたいですけど。今のところはないですが。ただ、まあ、退学とかっていうふうに言われてもいいように、心の準備はしてますけど（笑）。

(2014年度)

同時に、Aさんは、この点に関して【〔Zさんは〕授業受けるのも大変ですから。もともと、成績を求めること自体（…）本当はしたらいけないこと】なのだと語っていた。

たには無理よ」って言えないので。今は「うんうん」って聞きながらも、「でも、こうだよ、ああだよ」って言い聞かせてる段階です。うん。「現実是这样なんだよ」とか。
(2014 年度)

以上に示したように Z さんが高校卒業後の「進学」を希望しており、なおかつ、母親の A さんもそれを否定していなかったにもかかわらず、事例 No. 3 では、「2014 年度調査」実施現在、「資源調達」はなされていなかった。

(B)「資源調達」の過程——分析

それでは、「なぜ」、事例 No. 3 において「資源調達」は行われていなかったのか。A さんの「語り」からは、以下 3 点が指摘できる。

第 1 に、「進学」の実現可能性が定かではなかったことである。先に見たとおり、そもそも Z さんが【3 年生になれるかが、まず、ちょっと難関】な状況にあった。つまり、「大学等就学」より以前に、「進級」できるか否かが喫緊の課題としてみなされていた。以上の状況を踏まえて、A さんは、大学等就学に関して担当 SW に相談するのは Z さんが【3 年生になってからでいい】と判断していた。

第 2 に、A さんが、限られた情報——過去に得た情報——に依拠して「資源調達」の見通しをたてていたことである。例えば、A さんは、【奨学金】(＝「母子・寡婦福祉資金」)を借り入れることを考えていた：

※：短大がってという話とかが出たときに、お母さんのほうでもなんか調べたりはしたんですか。学校とか、あるいは、生活保護制度の兼ね合いとかで。

A：ああ、それもたぶん一緒なので、奨学金〔母子・寡婦福祉資金〕を借りたりとか。まだ使ってなかったの、それを考えてます。

※：ああ、なるほど、なるほど。

A：もし使うとすれば。

(2014 年度)

なお、以上の引用にある【たぶん一緒なので】とは、「長男の高校受験」の際に得られた情報——「私立高校」就学には、【奨学金】(正確には「母子・寡婦福祉資金」)を活用する必要があること——に依拠している¹³。

¹³ A さんによれば、長男は、中学卒業後すぐに「就職」を希望していたという。これに対して A さん自身は、【いくら本人行きたくないと言っても、さすがにちょっと中卒】で「就職」させるのは望ましくないと考え、「私立高校」も含めて様々な「選択肢」を模索したという。その際に、A さんは、積極的に担当 SW——この SW 自身も熱心だったという——に相談していた：

また、以上に加えて、Aさんは、かつての経験から「保護費のやり繰りによる預貯金」が認められていることを認識していた：

A：そこは、自由で。昔は、なんか保護は、ねえ、貯金しちゃいけないとかっていうのがあったみたいですけど。今はそうじゃなく、〔SW から〕そう〔貯金〕してくださいって言われますね。(…) じゃないと、たとえば、この私立〔高校〕に行くってなったときに、困ったりとか。あとは、高校に行くっていったときに、生活保護の補助だけでは足りないんですよ、正直。制服代、教科書代、全部を含めると、足りないんですよ。だから、そういうときのために、あの、貯金をしとくようには言われました。

(2014 年度)

現に Aさんは、「2014 年度調査」実施時に「保護費のやり繰りによる預貯金」をしていた。しかしながら、この「預貯金」は、長男——2015 年度に転出予定——の転居資金に充てることが予定されていたため、Zさんの「大学等就学」に向けたものではなかった¹⁴。

第3に、調査時の担当 SW と Zさんの「進路」——「短期大学」や「専門学校」への「進学」——に関する情報共有をしていなかったことが指摘できる。Aさんは、担当 SW（過去の担当も含めて）と概して良好な関係性を保っていたようである——【うちはすごくケースワーカーの人がよかったので】。しかしながら、Zさんの「進路」に限ってみると、担当 SW からの働きかけはなされていなかった——そしてまた、既述のとおり、Aさんから SW への積極的な相談もなされていなかった。

(C) 小括

以上に検討してきたとおり、事例 No.3 では：①Zさんの「進級」問題が喫緊の課題として位置づけられており；なおかつ、②Aさんが「前例」に基づく部分的な情報に依拠して「資源調達」の見通しを立てていた。それゆえに、Aさんが、担当 SW に対して積極的な相談をすることは——少なくとも 2014 年度現在では——なかったものと考えられる。

※：私立を考えたときに、えっと、その時点でもう、生活保護は使われていて、ワーカーさんには何か相談したりは？

A：相談しました。

※：あ、相談して。

A：それで、奨学金制度〔=母子・寡婦福祉資金〕を、まあ、勧められました。

(2014 年度)

Aさんは、以上に示した長男の高校受験の際の情報を踏襲して、Zさんの「進学」あたっても【奨学金を借りたりとか】すればよいのだと認識していたと考えられる。

¹⁴ 2014 年度末には、長男の高校卒業、就職・転出が控えていた。このことが理由で、当該年度に Zさんの「進学」に向けた「資源調達」がなされていなかった可能性がある。

同時に、③担当 SW からの積極的な働きかけがされることもなかったため、A さんの部分的な制度理解——それに基づく「資源調達」の見通し——は修正されることのないままであったと考えられる。

以上を踏まえると、事例 No. 3 では：①「短期大学」、「専門学校」への就学には「世帯分離」が必要であること；②子どものアルバイト収入の「収入認定除外」による「預貯金」が可能であることが理解されぬままに、前例踏襲的な——「各種貸与金」の借入れをすればよい——「資源調達」の計画が立てられていたと考えられる。

以上のような理由から、Z さんの「進学」希望が明確であり、なおかつ、母親の A さんもそれに対して「肯定的」であったにもかかわらず、具体的な「資源調達」は実行されていなかったと考えられる。

(3) 事例 No. 5-1 (2014 年 12 月実施；2015 年 9 月実施)

(A) 「進路」と「資源調達」の概要——記述

事例 No. 5 の J さん (第 1 子・長男) は、「2014 年度調査」時点で「C 専門学校 (4 年制)」の 4 年生であった。また、「2015 年度調査」実施時には、「C 専門学校」を卒業して IT 関連の企業に就職していた。なお、就職後は、利用世帯を転出、一人暮らしをしていた長女 (第 2 子) と同居していた。

J さんは、中学卒業後に「公立 C 工業高校」に進学している¹⁵。なお、母親の H さんは、J さんが「C 工業高校」に進んだ経緯を以下のように説明していた：【普通科行っても、普通の大学に行かされるかどうかわかんないし。で、どうせだったら自分の向いてる分野のほうに仕事を就いてほしいっていう気持ちがあったので】そのような進路に進むように【仕向けた】のだと。

H さんによれば、J さんは、高校 3 年生になってから専門学校への「進学」希望を表明し

¹⁵ H さんによれば、通学可能圏にある工業高校は、「C 工業高校」と「E 工業高校」しかなかったという。しかし、E 工業高校は【偏差値 60 ぐらいまで行っちゃう】ため、【偏差値低い】「C 工業高校」にしに行けなかったという。普通科であれば、両校の間の中間の入試難易度の高校もあったようだが、あくまでも「工業高校」に限定されていた：

H：C 工業高校ってレベル低いんですよ。(…) もう学校の先生からも、「もったいない」って言われたんだけど。(※：ここに行くのが?) はい。偏差値低いから。(…) 「もっといいところ行けますよ」って。ただ、工業を狙うんだったら、その上に行っちゃうと、E 工業って行って、偏差値 60 ぐらいまで行っちゃうんですよ。(※：跳ね上がるんですか。) 跳ね上がっちゃうんですよ。で、家からも近いし。で、行って受けさしたら、一応、入試が、高校の先生が言うには、トップでって言ってましたね。

(2014 年度)

以上のような背景もあって、J さんの高校時代の学業成績は【常に 5 番、10 番以下は下がったことないんじゃない】という。

ており、3年生の夏頃には「C 専門学校」以外にも「D 専門学校」にも学校見学に行っていたという。他方で、高校卒業後に就職するという話は【出なかった】という。

なお、母親の H さんは、もともと子どもには【専門的なことをやってほしい、専門学校とかは行ってほしいなど】考えていたので——4年制であったことは想定外であったらしいが——J さんの「進学」に対しては肯定的であった¹⁶。

それでは、事例 No. 5-1 では、「どのようにして」「資源調達」を行っていたのか。H さんの「語り」によれば、入学金等は【奨学金】（「母子・寡婦福祉資金」）¹⁷、ならびに、H さんが【生活面切り詰めて】準備した（＝「保護費のやり繰りによる預貯金」をした）という。なお、入学後は J さん自身のアルバイト収入によるやり繰り、2年生以降には追加で【教育ローン】（有利子）¹⁸を借り入れて「就学費用」を工面してきたという。

(B) 「資源調達」の過程——分析

それでは、「なぜ」、事例 No. 5-1 では、「保護費のやり繰りによる預貯金」と「各種貸与金」の借り入れだけが行われたのか。

その理由としては、何よりもまず、J さんが「時代的な制約」を被っていたことが挙げられる。先に見たとおり、J さんが高校生であった頃には、大学等就学に向けての「アルバイト収入」の「収入認定除外」による「預貯金」は「通知」で認められていなかった。それゆえ、J さんの場合、「保護費のやり繰りによる預貯金」と「各種貸与金」の活用以外に、採りうる「資源調達」の方法がほとんどなかった¹⁹。

以上のように、採りうる「資源調達」の方法が限定的ではあったなかで、「どのようにして」H さんは、上記の「資源調達」を行うに至ったのか。この点に関しては、以下2点が指摘できる。第1に、母親の H さんが、J さんの大学等就学を希望していたことが指摘でき

¹⁶ 本章では詳細な分析ができなかったが、ここで H さんが語っていた「進学期待」——【専門学校とか行ってほしい】——には、「息子」と「娘」の間で差があった。長男、次男に対しては、専門学校等への「進学期待」を語る一方で、長女（第2子・高校卒業後、就職、転出）に対しては【別に進学云々とは思わなかった】という。その理由としては、そもそも F 商業高校で「就職」に役立つ「資格」を既に取得していたこと；ならびに、【やっぱ男の人と女の人。男の子と女の子と違いますよね。やっぱり女の子は、いずれは嫁に行っちゃうっていう部分があるから】と語っていた。前者に関しては「次男」（F 商業高校在籍）にも該当することから、「進学期待」の差は、後者の考えに根差していると考えられる。

¹⁷ 他の文脈での「語り」を踏まえると、ここでいう「奨学金」は、「母子・寡婦福祉資金」の貸与金を指していると考えられる。

¹⁸ なお、ここでいう【教育ローン】の貸し手（供給主体）としては、「日本政策金融公庫」や、民間の銀行などによる「教育ローン」が考えられる。H さんの「語り」からはいずれとも断定はできないものの、借り手が「J さん自身」であることから、「日本政策金融公庫」（借り手は、原則保護者）以外の貸し手だと考えられる。

¹⁹ この他には、親類などからの「恵与金」、学校／地方自治体／企業などの独自の「奨学金」の活用などが考えられる。また、「母子・寡婦福祉資金」以外の「各種貸与金」の活用も考えられる——この方法は、入学後「教育ローン」で実行されている。

る。そのため、Jさんが「C 専門学校」への「進学」を希望し始めた頃には、既に【奨学金制度があるっていうのを調べてた】という。

この点に関して、Hさんは、生活保護制度に関わる情報——「各種貸与金」に関する情報を含む——を【仕入れてくる】ことを自分の役割として引き受けていた。事例 No.5-3 との関りもあるため、少し長い以下に引用する：

H：情報は仕入れてくるよっていうスタンスではいます。たぶんそういうのは、関わってないじゃないですか、子どもたちって、今まで。ケースワーカーに。〔生活保護を〕受けてるっていうのも、一番下〔中学生の次女〕なんかはまだ、わかってない。その、宿題で税の問題があるって。で、「うちは税に助けられてんだよ」っていう話をして、ぴんと、こないんですよ。でも、その高校生の次男まで、次男より上はわかってるんですよね。もう、うちは税金で〔生活している〕っていうのはわかってる。だからそういう面で、その、1人親で、そういう奨学金とかどこまでっていうのは、子どもたちじゃ、ちょっと限界があるだろうから、私が調べて。

(2015 年度)

以上に加えて第 2 に、Hさんが、担当 SW と「進路」に関する情報共有を行っていたことである。Hさんの「語り」によれば、Hさんと担当 SW（過去の担当も含む）との関係性は、概して良好であったようである²⁰。そのため、Hさんは、子どもの「進路」や「資源調達」の方法に関して、担当 SW に積極的に相談していたという。

なお、担当 SW との情報共有は、Hさんが起点となって進むことが多いようだが、担当 SW（2015 年度現在）とは、子どもが【高校を受験する際とか、どこに行くか決まったら教えてくれとか、そういう話はお互いにしてる】という。

(C) 小括

以上に検討してきたとおり、事例 No.5-1 では：①Hさんが、Jさんの「大学等就学」に積極的であったため；②また、担当 SW との関係性が良好であったため；③「各種貸与金」（母子・寡婦福祉資金）に関する情報収集、活用が摩擦なく行われていたと考えられる。

しかしながら、ここで留意すべきは、採りうる「資源調達」の方法が、「各種貸与金」や「恵与金」の「収入認定除外」、養育者による「保護費のやり繰りによる預貯金」以外になかったことである。したがって、No.5-1 の場合は、そもそも「資源調達」の方法——ひいては、活用可能な「資源」——が限られていたため、情報収集に関する問題（誤った認識、情報の欠落など）が生じる余地が少なかったと考えられる。

²⁰ この点に関して、Hさんは、これまでの担当 SW には【話しやすいとか話しにくい】といった個人差はあったが、【関わりたくない、ワーカーさんっていうのはいなかった】と語っていた。

(4) No. 5-3 (2014年12月実施；2015年9月実施)

(A) 「進路」と「資源調達」の概要——記述

事例 No.5 の S さん (第 3 子・次男) は、「2015 年度調査」実施時に「公立 F 商業高校」の 2 年生であった。H さんによれば、「C 工業高校 (長男 J さんが卒業)」か「F 商業高校赤 (長女が卒業)」という【選択肢】ができあがっていた——「普通科」は除外されていた——なかで、S さんは「F 商業高校」就学を希望したという²¹。

H さんによれば、自分は【仕向ける部分があるみたい】で、S さんに対してもいくつかの「進路」の可能性を提示してきたという：

H：もうことあるごとに言うから。私は、だから、うーんと、公務員とかがいいんじゃないかなっていうのは。

※：いわゆる、役所とか。

H：役所とか、そういう。

H：本当に向いてるほうを模索しながらじゃないけど。最終的に決めんのは本人だけど、スーツ着るの嫌いだよねって。どうするみたいなの。だから、体動かすのが好きだから。(…) だから、体育の専門学校とかもあるんだよとか。

(2014 年度)

H：子どもを教える体操教室ってあるじゃないですか、ああいうとこの先生みたいなのも視野に入れればっていう話をずっとしてて。

(2015 年度)

以上のような背景もあり、S さんは、高校 2 年生の段階で【保育に行きたいって言い出し】おり、高校 3 年生の時点では、「L 専門学校」の「保育コース」か「スポーツコース」に進むかで迷っているという²²。

なお、「2015 年度調査」実施時 (2015 年 9 月現在)、S さんは、志望校の「学費等」の情報も正確には把握していないようであった。この点に関して、H さんは、S さんが長男 J さんに比して【危機感】がなく【のほほんとしてる】と不安を語っていた。しかしながら、そ

²¹ なお、S さんは、中学時代の通塾先の先生から【「F 商業じゃもったいない」って】言われていたという (2014 年度)。したがって、長男 J さん、次男 S さんともに、「商業」や「工業」にこだわった結果として、当人たちの学力に比して入試難易度が易しい高校に入学していると考えられる。

²² なお、H さんは、「4 年制大学」へ進むことに関しては、S さんを【ちょっと替した部分があります】 (2015 年度) と語っていた。具体的には、長男 J さんの経験を踏まえて、授業課題、アルバイト、4 年分の奨学金の返済が重なってくることを S さんに伝えたという。

れでも、Sさんが高校卒業後に「進学」することは【確定】しているという。

それでは、Sさんの場合、「資源調達」は「どのように」行われていたのか。この点に関して、「2015年度調査」実施時のHさんの「語り」からは、以下3とおりの「資源調達」（予定含む）が指摘できる：①Sさんの「アルバイト収入」（月額約5万円）の一部を「貯金」していたこと；②「奨学金」（おそらくは、長男の場合と同様に「母子・寡婦福祉資金」）の借入を予定していたこと；③事前に必要となる「入学金」などの経費を【お兄ちゃん、お姉ちゃんに】援助してもらう予定であること。

ただし、Sさんの「アルバイト収入」の「収入認定除外」は未適用であった。そのため、Sさんの「アルバイト収入」は一般的な控除（基礎控除、未成年者控除）を受けるのみで、それ以外は「通常収入認定」の取扱いになっているという。それゆえ、Hさんによれば、Sさん自身の「貯金」は【そんなに貯まんない】と語っていた。

その後、2016年度に「若者調査」の依頼をした際に——Sさんの調査参加は得られなかったものの——Hさんは、Sさんが無事に「専門学校」に進んだことを語っていた。

(B)「資源調達」の過程——分析

以上のとおり、Sさんの大学等就学に向けての「資源調達」は、長男Jさんの方法を踏襲しつつ、新たな方法（「アルバイト収入」の「預貯金」、「きょうだいの援助」）を加えたものであった。ここで問題になるのが、「なぜ」、Sさんの「アルバイト収入」の「収入認定除外」による「預貯金」が適用されていなかったのかである。

先に指摘しておくべきは、Hさんは、担当SWから「収入認定除外」による「預貯金」が可能であることを知らされていたことである：

※：今、厳しい状況で、貯金に関して、ワーカーさんに相談はしましたか、なんか。「次男の働いてる分から貯金をするんだけど」みたいな話は。

H：うん。っていうか、ワーカーさんのほうで、収入申告とかするときに、通帳とかも見せたりする機会があるじゃないですか。で、毎月、毎月コンスタントに貯めて、このお金を、たとえば、それこそ、入学金とかに充てたいんだって言うのと、控除とかになるっていう]ふうに。

※：]あっ、ちゃんと。

H：話は受けてるんですけども。

(2015年度)

それでは、SWからの説明があったにもかかわらず、「なぜ」、「収入認定除外」は適用されなかったのか。Hさんは、以下2とおりの理由を挙げていた。第1に、毎月一定額を【コンスタントに〔積み立て〕できるかなっていうところ】が不安だったことである。たしかに、「通知」上では、上記取扱いにより生じた金銭管理の状況を「定期的に報告」する必要が示

されている。

しかしながら、少なくとも「通知」上は、「収入認定除外」の金額（＝積み立てる金額）が毎月同額でなければならないこと、あるいは、途中での金額変更が認められていないことは規定されていない。したがって、この点は、C福祉事務所、さらには、担当SWの運用による部分が大きいと考えられる²³。

第2に、「収入認定除外」による「預貯金」の説明を受けた時点で、Sさんの志望校が【決まっていなかった】ため、「収入認定除外」を適用して【本当に大丈夫なのかな】と不安だったことである²⁴。Hさんの理解では、上記の方法で積み立てられた「預貯金」は【ほかに使ったらいけない】ものであった。

上記のHさんの理解は一面では正しい。ただし、当初の目的以外での「預貯金」の使用は、少なくとも「通知」の規定上、全面的に禁止されているわけではない：

(…) 保護の実施機関が承認した目的以外に使用していたときは、収入として認定しないこととした額に相当する額について費用返還を求めること。ただし、当初承認した目的以外であっても、その使用内容が下記2の目的〔自動車運転免許等の就労に資する技能を修得する経費、就労や就学に伴って直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用など〕の範囲であることが認められる場合にあっては、この限りではない。

(課問58-2；一部抜粋、下線は筆者)

以上を踏まえると、Sさんの「アルバイト収入」に「収入認定除外」が適用されていなかったこと背景には、Hさんの部分的な制度理解——ひいては、担当SWの説明不足、あるいは／ならびに、Hさんの確認不足——があったと考えられる。

(C) 小括

以上に検討してきたとおり、事例No.5-3では：①Sさんの「アルバイト収入」による「預貯金」が実行されていた。また、これに加えて：②長男Jさんの前例を踏襲して「奨学金」（「母子・寡婦福祉資金」）の活用と；③きょうだいによる援助という「非制度的」な「資源」の活用が予定されていた。

しかしながら、上記の「アルバイト収入」は「収入認定除外」の取扱いが適用されておらず、「預貯金」は進んでいなかった。このこと背景には、Hさんの部分的な「制度理解」——ひいては、担当SWの説明不足／Hさんの確認不足——があったと考えられる。

²³ あるいは、Hさん自身が、担当SWの制度説明を誤解している可能性も考えられる。

²⁴ この判断が、Hさん単独での判断なのか、Sさんと話し合った結果としての判断なのかは語られていない。Hさんだけの判断である場合、Sさんは、このような制度上の取扱いのあることを認識していない可能性が高い。

長男 J さんの事例で検討したように、H さんが「資源調達」に積極的であり、なおかつ、担当 SW との関係性も良好であったにもかかわらず、情報共有に不十分さが生じていたのである。

この点は、一見すると些細な齟齬にも見える。しかしながら、「収入認定除外」による「預貯金」を積み立てられるか否かは、大学等就学にあたっての「各種貸与金」の借り入れ（＝借金）金額を抑制できるか否かに影響する。この意味で重要な齟齬だと考えられる。

(5) 事例 No. 10（2014 年 10 月実施；2015 年 7 月実施）

(A) 「進路」と「資源調達」の概要——記述

事例 No. 10 の長男 G さんは、「公立 K 高校」の 2 年生である（2015 年度現在）。父親の W さんによれば、G さんは、中学校 2 年生の頃には既に【俺は国立 X 大学に行くから】と宣言していたという。上記の希望は高校受験の際にも反映されており、G さんの就学先の「K 高校」は A 県屈指の「進学校」である²⁵。

「X 大学」への「進学」という「進路希望」は、高校入学後も一貫しており：①高校 1 年生の時点（2016 年度）では【学年で 10 位以内】の成績を維持しており；②高校 2 年生の時点（2015 年度）では——1 年生の頃より成績は下がったものの——模擬試験で志望校の合格判定が A 判定であった。

G さんの「進学」希望に対しては、両親ともに「肯定的」な考えであり【何かの方法も含めてですよ。行かせてあげたいなというふうには考えてます】と語っていた（2014 年度）。そのため、後述するように、事例 No. 10 では、G さんの「高校就学」を最優先にする家計管理がなされていた。

しかしながら他方で、事例 No. 10 では——以上のように、G さんの学力、早くからの「進学希望」、両親の肯定的な態度が揃っているにもかかわらず——「2015 年度調査」実施時に具体的な「資源調達」はなされていなかった。

なお、2016 年度末の電話連絡で、C さんは：①G さんが志望校（「国立 X 大学」）に合格したこと；②担当 SW からは「世帯分離」が必要だと言われたこと；③近日中に「社会福祉協議会」²⁶に相談に行こうと考えていること、以上 3 点を語っていた。

²⁵ 父親によれば、G さんが「進学校の高校」を目指すようになった【原動力は、むかつきだと思ふ】という。曰く、G さんは、中学時代に同級生の一部の生徒から「生活保護利用」について嫌味を言われた経験があるという。この経験を踏まえて、G さんは【「嫌味を言うような生徒と」同じ学校とか行きたくねえから、俺違ふとこ行くぞ】と言うようになったという。

以上のような経緯のもと、G さんは、「K 高校」、ならびに、より入試難易度の難しい「私立高校」にも複数合格している。ただし、就学費用を賄えないという理由から公立の「K 高校」へ進学している。なお、私立高校の受験料は、B 市の「塾代助成」を活用して当時通塾していた「学習塾」が支払っている。

²⁶ W さんは、「生活福祉資金」の借り入れをしようとしたことが契機となって、生活保護制度の利用に至ったという。したがって、W さんは、「生活福祉資金」の存在自体は知っていたと考えられる：

(B)「資源調達」の過程——分析

それでは、「なぜ」、事例 No. 10 では「資源調達」がなされていなかったのか。その理由としては、「語り」から以下 3 点が析出できる。第 1 に、事例 No. 10 では、「大学等就学」に向けた「資源調達」を開始するより以前に、G さんの「高校就学」の維持が困難であったことである。W さんによれば、G さんの通う K 高校は「公立」だが「進学校」であるために、保護費で【援助してもらえらるような金額の範囲ではない】【補助教材】の購入を求められるという：

W：当然親のほうとしては経済的な負担。えー、息子のほうについても同じ状況で、経済的ですが、それは何に使うかっていったら、やはり参考書、問題集。(…) 前期だけで数十冊の参考書、問題集をですね、ま、一気にやってしまうと。(…) それについては、学校で使うっていう教材以外に、〔教員が〕独り言いいますから、それぞれメモ取ってやらないと、ついていけませんよと。

(2015 年度)

以上のように、事例 No. 10 世帯では、G さんの部活動費、食費（弁当代）などの支出に加えて、保護費の給付対象外である【補助教材】（参考書等）の費用負担を——【保護費はむしろ逆に下がってる】状況下で——やり繰りしなければならないのだという。

このような状況に対して、事例 No. 10 世帯では、「学費等優先の家計管理」——【食費やらなんやら】を【切り詰める】こと、あるいは、「公共料金」の支出を「遅らせる」など——によって G さんの高校就学を維持しているという：

W：必要なものはもちろん家賃から、光熱費から何から何まで先にそういったものを払っておいて、次に優先順位としては、子ども〔の学費〕に必要なかかるもの。これを、まあ、先に払って引く。で、残った、金額で、食費にあてていくという形を。

(2014 年度)

W：〔子どもの学費が〕最優先です。

※：最優先。

W：あの、水道、電気、ガス。これは、もうあと回しで。(変な話、お恥ずかしい話ですけれども。あの、保護を受けてるくせに、なんで滞納、滞納というか、遅れるのか。

W：何か、無利子に近いような状態で、しかも分割でお返しできるっていう制度があるようにも聞いてるんで。そちらを紹介してもらえませんかっていうことで来たらば。もう、あの、「すいません、うちとしてはあなたを保護する」ということで〔生活保護の申請に至った〕。

(2014 年度)

滞納ってということじゃないですけど、遅れ遅れ。ぎりぎり支払ってるのが、もう公共料金ですね。で、それについては、こういった理由が、あの。私の方ではあるので・・・
(2015年度)

いずれにせよ、事例 No. 10 では、G さんの「高校就学」を経済的に維持することもままならない状況であった。そのため、将来に向けて「保護費のやり繰りによる預貯金」をすることは【とても】無理なのだと——むしろ、何かしらの貸与金を借り入れなければならないと【漠然と考えている】状況なのだ——という。

以上に加えて第 2 に、W さんが、大学等就学に向けて制度上「なしうること／なしえないこと」に関して限られた情報しか得ていなかったことが指摘できる。W さんによれば、担当 SW からは、大学等就学にあたっての「世帯分離」の必要性について【軽くさらっとした説明】を受けたという。しかしながら、W さんは、この情報（「世帯分離」の必要性）が制度上定められた取扱いなのか、SW の認識なのかを把握しきれていなかった：

W：おそらくそれは、すごく事務的に、今度、仮に大学生となると、それは、もう親とは切り離れた形での、扱いになるということ、暗に思われてる。あるいは、ちょっとそういう言葉も、聞きましたので。そこまでは、〔G さんの進学は〕気にはされてないんじゃないでしょうかね。

(2015年度)

また、W さんは、担当 SW は決して【悪い人】ではなく【お世話になって】いるけれども、大学等就学に向けて【積極的なアドバイス】を受けたことはないと言っていた。

したがって、W さんは、漠然とした「世帯分離」の必要性を知らされていた一方で、「資源調達」の方法——例えば、アルバイト収入の「収入認定除外」による「預貯金」、「生活福祉資金」等の「各種貸与金」など——に関する情報提供は受けていなかったと考えられる²⁷。

²⁷ この点と関連して、W さんは、過去の経験——G さんの「塾代助成」、「通学定期代」の支払い——において、担当 SW の対応が「事後的」なものであったと言っていた：

W：あの、まあ、担当されてる方が多いからなんでしょうけれども。それよりも、実際これだけ払ってしまいましたんで、こういうのはどうなんですかっていう相談した上で、「いや、それはもう、事前に言ってもらわなきゃいけないですね」みたいなものがあったりとか、(…) 資料として、〔学費等の領収書などを〕コピーします。コピーしたうちの、たとえば 10 あるうちの、ま、1 ぐらいは、あの、出せるようですか。そういう状況ですね。

(2014年度)

以上のとおり、担当 SW は——G さんの「進学」に限らず——積極的に関与・情報提供してくることはなかったようである。

なお、ここで留意すべきは、担当 SW が、G さんが「進学校」(K 高校)に就学していること、ならびに、学業成績が良好であることも知っているということである。W さんによれば、過去に、上述の【補助教材】の支出に関して担当 SW に相談したことがあるという：

W：「本人もこうやって頑張ってるんで」っていう、その前の成績〔G さんの学業成績〕はお見せしたことがあります。それは、そのときは〔SW は〕驚かれてましたけれども。ただ、それで、目一杯できるのが、月々渡せるもの〔高等学校等就学費〕を寄せて、前期、後期っていうことで、先渡しと。それしかできないっていうことを、やってくれたんですけどもね。

(2015 年度)

以上を踏まえると、W さんと SW との間では、情報共有 (G さんが「進学校」にいること、学業成績がいいことなど) が一定程度なされていたにもかかわらず、それでもなお、担当 SW からの情報提供がなかったのだと考えられる。

第 3 に、W さんが、担当 SW に対して積極的な相談——大学等就学に向けてどのような手続きが必要で、どのような「資源」が活用できるのかの相談——をしていなかったことである²⁸。この点に関して、W さんは、そもそも SW を相談相手としてみなしていないと語っており、その理由を以下のとおり説明している：

W：理由としては、恐らく、いろいろ数多く担当されてるでしょうから、うちだけの悩みで、時間を取らせるのは、申し訳ないということと。それから申し出るのはおこがましいっていうふうに考えてます。(…) 変な話が、そうでなければ、先に捻出できるものから、塾に通わせたり、あるいは、先に、学校でかかるものについては、相談する前に持っているお金で、先に支払うっていうことは、してこなかったような気がします。(…) それも全部、自分たちの問題ですから。

(2014 年度)

引用にあるとおり、W さんは、多数の世帯を担当する SW に対して【悩み】を相談することは【おこがましい】ことなのだと考えていた。また、このことの背後には、引用文中の末尾にあるように、自らの世帯の悩みを【全部、自分たちの問題】として回収してしまう諦めがあると考えられる²⁹。

²⁸ 正確には、W さんは、担当 SW に対して——その中心は、高校の就学費用に関するものであるが——G さんに関する相談をしている。また、パートナーの「収入申告」のために定期的に (少なくとも毎月 1 回は) 福祉事務所を訪問している。

²⁹ この点と関連して、W さんは、「生活保護制度」を利用している現状から【脱したい】と語っており、そしてまた同時に、制度利用の「権利性」を否定的に語っていた。このことが、SW との連携を困難にし

(C) 小括

以上に検討してきたとおり、事例 No. 10 では：①そもそも G さんの「進学校」への就学維持が経済的に困難な状況にあった。以上に加えて：②「W さん/SW」からの積極的な「相談／情報提供」がなされることがなかったために；③W さんが制度上「なしうること／なしえないこと」に関する情報を得られぬままであった。

以上のような理由から、事例 No. 10 では、G さんの「X 大学」への就学希望が明確であり、なおかつ、両親ともそれに肯定的であったにもかかわらず、具体的な「資源調達」を行うこと——あるいは、見通しを立てることさえも——できなかつたのだと考えられる。

(6) 事例 No. 11 (2014 年 10 月実施；2015 年 7 月・12 月実施；2016 年 9 月実施)

(A) 「進路」と「資源調達」の概要——記述

事例 No. 11 の R さん（長女）は、「若者調査」（2016 年度）実施時には、高校を卒業して日々雇用をしながら求職活動中であった。R さんは、「公立 A 高校」に入学後、美容系での「専門学校」への「進学」を希望していた。また、学校の担当教員からは、成績的には大学等就学は可能だと言われていたという（R さんの「進路希望」の詳細は第 3 章参照）。

これに対して、父親の C さんは、R さんの「大学等就学」には反対ではなかった。むしろ、C さんは、R さんに「英語」関係（通訳など）での「進学」をすすめていたが、当人は関心がなかったようである。

しかしながら同時に、C さんは、R さんが「奨学金」を借り入れて「美容系」の専門学校に行くことには反対していたという：

C：〔R さんは〕「奨学金をもらって行くかな」とか言ってるけど。まあ、今、今時点で借金ないけど、それはのしかかってくるから、「働きながらやれよ」とは言ったんだけどもね。いきなりに 200 万の借金背負っちゃったら、食えなくなるからね、本当に。だから、「やれる範囲でやればいいよ」つつったの。

(2015 年度)

上記の C さんの働きかけを背後に——前章で検討したとおり——高校 3 年生になってから R さんは、「奨学金」借り入れのリスクへの忌避感から専門学校への「進学」を保留するに至っている。その後、R さんは、「2015 年度調査」実施時には「就職活動」を始めており（7 月現在）、R さん同席の調査実施時（12 月現在）には「クリーニング」の会社から内定を得ていた。

ている可能性が考えられる。同様の「語り」——「望ましくない」対象としての「生活保護制度」、「権利性」の否定など——は、他の「B 市調査」の協力者からも語られている（三宅 2017 参照）。

それでは、事例 No. 11 では、大学等就学に向けた「資源調達」はなされることはなかったのか。「2014 年度調査」実施時に C さんは、R さんの高校卒業後に向けて【子どものために毎月 1 万ずつは積み立てて】いると語っていた。なお、ここで留意すべきは、この【積み立て】は、必ずしも「進学」に向けたものではなく、広く「高校卒業後」に活用することを意図したものであった³⁰。

他方で、R さん自身の「アルバイト収入」の「収入認定除外」は適用されておらず、これに伴って「収入認定除外」に基づく「預貯金」もなされていなかった。したがって、事例 No. 11 で行われていた「資源調達」は、父親による「保護費のやり繰りによる預貯金」のみであった。

(B)「資源調達」の過程——分析

それでは、「なぜ」、事例 No. 11 では、「保護費のやり繰りによる預貯金」しか行われなかったのか。C さんの「語り」からは、以下の 3 点が指摘できる。

第 1 に、父親の C さんが、「奨学金」を借り入れて「美容系」の「専門学校」に就学することに対して消極的であったことが指摘できる。このことが、「各種貸与金」の活用に至らなかったことの一因だと考えられる。

以上に加えて、第 2 に、C さんが、担当 SW から制度上「なしうること／なしえないこと」を部分的にしか知らされていなかったことである。C さんによれば、担当 SW (2014 年度現在) からは、「収入認定除外」による「預貯金」に関する情報提供は受けたという：

C：受験に関して貯蓄は認められることはあると。で、貯金してる、その証明できれば、その分認定から引きますよってというのは。

C：高校終わったら、うち出んなら、あの、出るだけの費用があるじゃないですか。それを貯めなくちゃいけないじゃない。で、そういうのは全部免除になんだよとは、免除っちゅうより、収入から引けるんで。で、そういう内容の話だよね。

(2014 年度)

しかしながら他方で、C さんによれば、2015 年度から担当になった SW は、世帯の「収入認定」の処理で手一杯であって、子どもの「進路」に関与できる状態ではないという(【まだそんな余裕ないと思うよ】)³¹。そのため、担当 SW からの積極的な関与(情報提供)は一

³⁰ この C さんによる【積み立て】は、「2015 年度調査」実施時点でも継続していた。なお、「2015 年度調査」の実施時には、すでに R さんが「就職活動」をしていたため、C さんは、将来的に R さんが「自動車免許」を取得する際に当該【積み立て】を活用する予定だと語っていた。

³¹ この他にも C さんは、担当 SW (2015 年度現在) になってから、以下のような経験をしたという：

一同時に、Cさんからの積極的な相談も——なされていないという。

第3に、Cさんが、Rさん当人に「アルバイト収入」の「収入認定除外」に関する情報を知らせていなかったことである。Cさんによれば：①Rさんは、携帯電話の料金も払い切れていない状況（父親が肩代わりしている【赤字状態】）だったため；②Rさんに「預貯金」は【できないと思ってたから】、「収入認定除外」の話は【してない】のだという。

それゆえ、Rさんは、「収入認定除外」による「預貯金」が可能であること——それによって、「奨学金」借入れ額を一定程度、抑制できること——を知らないままに、「進学」希望から「就職」希望への変更を行っていたと考えられる（第3章参照）。

(C) 小括

以上に検討してきたとおり、事例 No. 11 では、父親の Cさんが「保護費のやり繰りによる預貯金」を行うのみで、その他の「資源調達」は行われていなかった。また、このことの背後には：①Cさんが「奨学金」の借入れに消極的であったこと；②そもそも、SWから制度上「なしうる／なしえないこと」に関する情報提供を部分的にしか受けていなかったことが指摘できる。

さらに、留意すべきは：③養育者の得たい情報（「収入認定除外」による「預貯金」）が当事者である Rさんに伝えていなかったことである。それゆえ、Rさんは、制度上「なしうる／なしえないこと」を正確に認識しないままに「進路選択」を行わざるをえなかったものと考えられる。

勿論、担当 SWからの情報提供、ならびに、Cさんから Rさんへの情報提供が十分になされたとしてもなお、Cさんや Rさんが「奨学金」の借入れを忌避していた可能性は否定できない。しかしながら、上記の可能性を理由に、情報提供の滞り——それが、意図的か、偶発的かを問わず——は正当化しえないだろう。

6. 分析結果（2）——事例間比較分析

以下では、ここまで個別に検討してきた6事例を相互に比較することで、その相違／類似を析出する。なお、「資源調達」に関する事例間相違／類似の概要は表3-5のとおりである。以下では、この表3-5にある項目（各行）に沿って比較分析を進める。

(1) 「実行類型」と「非実行類型」

第1に、至近の調査実施時に何かしらの「資源調達」を行っていた事例（事例 No. 1、5-1、5-3、11）——以下、「実行類型」と、「資源調達」を行っていなかった事例（事例 No. 3、10）——以下、「非実行類型」が析出されている。

C：この前なんかは、全然金〔保護費が〕入ってなかったんだよ。(…) 本当ひどかった。ほんで、かけあったら、2日後に取りに来てくれて。行ったら、また忘れてて(…)

(2015年度)

表 3-5. 「資源調達」の概要

No.	「実行類型」				「非実行類型」	
	No. 1	No. 5-1	No. 5-3	No. 11	No. 3	No. 10
	大学等就学	大学等卒業	大学等就学*	就職	不明	志望校合格*
「資源調達」	アルバイト収入 「収入認定除外」 →「預貯金」	—	アルバイト収入 「収入認定除外」 →「預貯金」	—	—	—
	—	養育者による 「預貯金」	—	養育者による 「預貯金」	—	—
	「各種貸与金」 ×2	「各種貸与金」 ×2	「各種貸与金」**	「各種貸与金」 忌避の対象	「各種貸与金」**	「各種貸与金」**
	給付型奨学金 (学校独自)	—	きょうだいの 援助**	—	—	—

塗りつぶし = 「特異な事例」
 * = 2015年度以降の調査依頼などで電話連絡した際に得られた情報に基づく ** = 調査実施時点での予定（未確定）
 No. 5-1の「養育者の『預貯金』」：母親の語る「生活費のやり繰り」を「保護費のやり繰りによる預貯金」として読み替えた

本章でとりあげた6事例では、子ども自身が大学等就学を望んでおり、なおかつ、養育者もそれを望んでいた——少なくとも否定はしていなかった——。それにもかかわらず、「なぜ」、2事例（No. 3、10）では、「資源調達」が行われていなかったのか。考えられる理由としては、以下2点が挙げられる。

第1の理由は、「非実行類型」のいずれもが「特異な事例」であったことと関係している。事例No. 3のZさんは、「ADD」の影響もあり「進級」自体が危ぶまれる状況であった一方で、事例No. 10のGさんは、「進学校」への就学継続「そのもの」が経済的に困難であった。これらの理由から、上記2事例＝「非実行類型」では、「資源調達」を行うに至らなかった——至ることができなかった——のだと考えられる。

以上に加えて第2の理由としては、「非実行類型」の養育者が、部分的な「制度理解」しかしていなかったことが指摘できる。例えば、事例No. 3の母親は、「学費等」を——私立高校に就学する場合同様に——「各種貸与金」で賄えば済むと考えていた。また、担当SWとの情報共有がなされぬままであったため、上記の「制度理解」は補完されぬままであった。事例No. 10の場合、父親は、SWから「世帯分離」が必要であることを漠然と知らされていた程度で、それ以外の「なしうること／なしえないこと」の情報提供は受けていなかった。

以上を踏まえると：①「特異な事例」であったこと——子どもの「学業成績」や就学先高校に関する事情を抱えていたこと——に加えて；②養育者とSWとの情報共有が不十分であり、なおかつ、養育者が部分的な「制度理解」しかできていなかったことにより、「非実行類型」が生じたのだと考えられる。

(2) 「各種貸与金」

第2に、すべての事例において「各種貸与金」の活用への言及がなされていたことが指摘できる。具体的には：①現実に活用した事例（No. 1、5-1）；②将来的な活用予定（可能性）が言及されていた事例（No. 3、5-3、10）；③活用することを前提としながらも「忌避」していた事例（No. 11）³²が見られた。

以上を踏まえると、利用世帯からの大学等就学を計画する場合には、「生活保護制度」外からの「各種貸与金」の借入れが前提とされる——つまり、原則的に避けることのできない——方法として位置づけられていると考えられる。

(3) 「保護費のやり繰りによる預貯金」

第3に、養育者による「保護費のやり繰りによる預貯金」は、一部の事例でのみ行われていたことが指摘できる。2事例（No. 5-1、11）では、養育者が「子どものため」という明確な意図のもと「保護費のやり繰りによる預貯金」を行っていた。

これに対して、3事例（No. 3、5-3、10）では、「保護費のやり繰りによる預貯金」が認められている——少なくとも禁止はされていない——と知りながらも、子どもの大学等就学に向けて「保護費のやり繰りによる預貯金」はなされていなかった。このうち、事例 No. 3、No. 5-3 の養育者は、これまでに「子どものため」に「保護費のやり繰りによる預貯金」をした経験があったのに対して、No. 10 では、明確に「保護費のやり繰りによる預貯金」をする経済的な余裕がないことが語られていた。

ここで留意すべきは、事例 No. 1 で、母親の F さんが「保護費のやり繰りによる預貯金」を【本当はいけないこと】として言及していたことである。この点に関しては、F さんが、「保護費のやり繰りによる預貯金」に関する誤った制度理解をしていた可能性——SW から正確な情報提供が行われていなかった可能性——が考えられる。

以上を踏まえると、「保護費のやり繰りによる預貯金」は、「各種貸与金」ほどではないが、利用世帯において採られる可能性の高い「資源調達」の方法だと考えられる。しかしながら、この「保護費のやり繰りによる預貯金」という方法は、あくまでも「保護費のやり繰り」が可能であることが必要であって、すべての世帯で実行可能なものではなかったと言えよう。

例えば、事例 No. 3 のように、第1子（長男）の高校卒業と第2子（長女）の高校卒業が連続する場合に「預貯金」の実行可能性は低くなると考えられる。また、事例 No. 10 のように、そもそも「保護費のやり繰り」ができない場合もある。あるいはまた、事例 No. 1 のように、そもそもこの方法を「採ってはいけない」方法と「誤認」している場合もある。

³² 事例 No. 11 では、「各種貸与金」の借入れ（＝借金）に対する「忌避感」が語られていた。そのため、現実には、「各種貸与金」は——予定されることも——活用されることはなかった。しかしながら、上記の「忌避感」が語られたことは、事例 No. 11 でも「各種貸与金」の活用を所与の前提としていたことと表れと解釈できるだろう。

(4) 「収入認定除外」による「預貯金」

第4に、子ども自身の「アルバイト収入」の「収入認定除外」による「預貯金」に関しては、唯一、事例 No. 1 でのみ適用されていたことが指摘できる（表 3-6 参照）。以上の相違に関しては、以下 2 とおりの論点が指摘できる³³。

表 3-6. 「収入認定除外」による「預貯金」の適用状況

No.	No. 1	No. 5-3	No. 11	No. 5-1	No. 3	No. 10
	「実行類型」			「非実行類型」		
アルバイト就労	あり	あり	あり	なし	なし	なし
養育者の認識	○	○	○	当該取扱い 開始前	×	×
「収入認定除外」 →「預貯金」	○	×	×		×	×

塗りつぶし = 「特異な事例」
 養育者の認識 = 「アルバイト収入」の「収入認定除外」による「預貯金」が可能であると認識していたか否か

第1に、子どもの「アルバイト就労」の有無と、養育者による「収入認定除外」による「預貯金」の取扱いの認識の有無に相関が見られたことである。子どもが「アルバイト就労」していた3事例（No. 1、5-3、11）の養育者は、上記取扱いに関してSWから情報提供を受けていた。

他方で、子どもが「アルバイト就労」していなかった2事例（No. 3、10）では、上記取扱いに関する「語り」は得られなかった。その理由としては、2事例の養育者が、担当SWから情報提供を受けていなかった可能性が考えられる。それというのも：①事例 No. 3 では、Zさんが「進学」希望であることをSWに伝えておらず；また、②No. 10では、SWから積極的な情報提供がなかったと語られていたからである。

以上を踏まえると、「収入認定除外」による「預貯金」に関する情報提供は、「選別的」に現に「アルバイト就労」している子ども——あるいは、「アルバイト就労」を始めた子ども——がいる世帯になされていた可能性が考えられる³⁴。

第2に、養育者が、上記取扱いを認識していたにもかかわらず、その適用をしていなかったことが指摘できる。具体的には、No. 5-3、ならびに、No. 11では：①高校1年生の頃から「アルバイト就労」をしており；②なおかつ、養育者は、SWから上記取扱いの可能であ

³³ なお、事例 No. 5-1 に関しては、「時代的な制約」によって上記の方法は採りえなかった。それというのも、Jさんが高校在学時には、上記取扱いが「通知」によって認められていなかったからである。そのため、以下の議論では、No. 5-1 は除外する。

³⁴ ここでの議論は、あくまでも推測の域を出ないが：①先に指摘した合致；ならびに、②事例 No. 1 の経験——Pさんの「アルバイト就労」開始をきっかけに上記の取扱いを知らされたこと——をふまえると、必ずしも突飛な推測ではないだろう。

ることを知らされていた。それにもかかわらず、上記の取扱いは未適用であった。

かれらが、子どもの「アルバイト収入」に「収入認定除外」を適用しなかった理由としては、以下2点が析出されている：①養育者が、当該取扱いを部分的にしか理解していなかったこと（No.5-3）；②養育者が、子どもには「預貯金」は不可能だと考えて、子ども自身に当該情報を知らせていなかったこと（No.11）。

以上を踏まえると、仮に養育者が取扱いに関して認識していたとしても：①養育者の制度理解が部分的である場合——ひいては、SWからの情報提供が不十分な場合；あるいは／ならびに、②子ども自身への情報提供がなされていない場合に、「アルバイト就労」の「収入認定除外」による「預貯金」が未適用となる可能性があると言えよう。

また、ここで留意すべきは、当該取扱いが適用されていた事例 No.1 では、子ども本人が担当 SW と面接をしていた唯一の事例であったということである。当人（Pさん）は、この面接での経験を否定的に語っていたものの（第3章参照）、これにより情報共有が円滑に進んだ可能性が考えられる。

（5）その他の「資源」

最後に、以上に検討してきた「資源」以外には：①学校独自の「給付型奨学金」（No.1）；②「きょうだいからの援助」（No.5-3）が析出されている。これらの「資源」が活用されているか否かの相違は、端的に「偶発的な要因」による。志望校に「給付型奨学金」があるか否か、あるいは、頼れる「きょうだい」——より広くは「親類」など——がいるか否かは、本人の意図、工夫ではどうすることもできないだろう。

以上を踏まえると、これらの「資源調達」の方法は、「各種貸与金」やさまざまな方法による「預貯金」を補うという補完的な位置づけにあると考えられる。

7. 考察

以下では、本章の目的に照らしながら、分析結果の整理、考察を行う。

（1）「どのような」「資源」を「活用していたのか／していなかったのか」

まず、利用世帯において「活用されていた／活用を予定されていた」「資源」は、表 3-7 のとおりである：①「各種貸与金」；②「保護費のやり繰りによる預貯金」；③子どもの「アルバイト就労」の「収入認定除外」による「預貯金」；④その他の「資源」（学校独自の「給付型奨学金」、「きょうだいの援助」）。

また、「各種貸与金」が、すべての事例で——活用の可能性を含めて——言及されていた一方で、その他の「資源調達」の方法が採られるか否かは事例間で相違していた。また、本章でとりあげた6事例では、「恵与金」と「学資保険」を活用する／できる事例はなかった。

なお、以上の指摘は、「先行研究」で得られた知見（高額の「奨学金」借り入れ）、ならびに、第1章の分析結果（「各種貸与金」と「文脈依存的」な方法への偏重）と合致している。

(2) 「資源」を「活用した(できた) / しなかった(できなかった)」経緯

次いで、上記のような「資源調達」の方法——活用された「資源」——の相違が生じた理由としては、以下の3点が析出された。

第1に、「特異な事例」に関わる理由——「学業成績」の課題、「進学校」就学、「時代的な制約」——である。上記の理由により、そもそも「資源調達」が開始されない／できないでいたか、あるいは、採りうる「資源調達」の方法が限定されていた。

ここで留意すべきは、事例 No. 10 のように「学業成績」が高い子どもが、「進学校」に通っているがゆえに「資源調達」に困難が生じていたことである。従来の研究では、「学力」や「学業成績」の課題に関する議論はなされてきた一方で、以上のような「進学校」に通う事例の抱える課題は見落とされていたと考えられる。

表 3-7. 「活用された／活用を予定されていた」「資源」の概要

	「資源調達」の方法	現実に活用	活用予定
収入認定	「アルバイト収入」の「収入認定除外」 上記による「預貯金」	No. 1 5-3*	—
	「恵与金」の「収入認定除外」	—	—
資産活用	「学資保険」の活用	—	—
	「保護費のやり繰りによる預貯金」	No. 5-1 11	—
他法 他施策	「各種貸与金」		No. 11 (忌避) **
	・「日本学生支援機構」奨学金	No. 1	—
	・「教育ローン」***	No. 5-1	—
	・「生活福祉資金」	—	No. 10
その他	・「母子・寡婦福祉資金」	No. 1 5-1	No. 3 5-3
	・学校独自の「給付型奨学金」	No. 1	—
	・「きょうだいの援助」	—	No. 5-3

* = 部分的な適用 ** = 「忌避」対象としての言及、なおかつ、具体的な種類は不明

*** = 貸し手が公的機関（日本政策金融公庫）なのか、民間銀行などなのかは不明

「各種貸与金」の「収入認定除外」は、「他法・他施策」の「各種貸与金」として分類

第2に、すべての事例に共通して、養育者とSWとの情報共有に不十分さが見られたことである。具体的には：①養育者が、制度上「なしうること／なしえないこと」を認識していない場合；あるいは、②部分的に理解しているものの、誤った理解が含まれている場合が析出された。また、その背後には：①養育者からSWへの相談がなされていなかったこと；反対に、②SWから世帯への介入（情報提供）が不十分であったことが共通して見られた。

第3に、上記と関連して、「進路選択」の当事者たる子ども自身が、制度上「なしうること／なしえないこと」を知らされていない場合があったことである。事例 No. 1 を除き、子

子どもが直接に SW と面接した事例はなかった。そのため、子どもが得られる情報は、すべて養育者を媒介したものであった。事例 No. 11 のように、当事者たる子どもが、制度上「なしうること／なしえないこと」を知らされぬままに「進路選択」を行っていたことの背後には、上記のような、子どもと SW との「関わりの欠如」があったと考えられる。

(3) 「資源調達」において養育者、SW が果たす役割

最後に、利用世帯の「資源調達」において、養育者と SW が重要な役割——子どもの「就学機会」を左右しうる役割——を果たしていたことが指摘できる。

具体的には、以下 2 点が指摘できる。第 1 に、養育者が、SW——そしてまた、福祉事務所——との関わりの「窓口」として機能していたことである。本章で検討してきたとおり、SW と日常的に接触していたのは、養育者（ふたり親の場合は、父親）であった。それゆえ、SW からの情報提供が行われる「経路」は、「養育者」という世帯の「窓口」に限定されていたと考えられる。

以上を子どもの視点からとらえ返すならば、利用世帯の子どもは「生活保護制度」に関する情報を——常にではないが、ほとんどの場合——養育者経由でしか得られないことを示している。それゆえに：①養育者（＝「窓口」）が SW から「なしうること／なしえないこと」の情報を得られない場合；②その理解が部分的／不十分である場合；あるいは、③養育者が子どもに情報を伝達しない場合、子どもが制度上「なしうること／なしえないこと」を知ることは困難だと考えられる。

第 2 に、SW が正確な情報提供を行うか否かによって、養育者・子どもが採りうる「資源調達」の方法が左右されていたことである。具体的には：①SW が養育者に制度上「なしうること／なしえないこと」を知らせていない場合；あるいはまた、②SW の提供する情報が部分的／不十分なものである場合、利用世帯が採りうる「資源調達」の方法は限定されており、時には何もなされないままであった。

(4) 小括

ここまでの議論を踏まえると、以下のように考えられるのではないだろうか。すなわち、利用世帯の子どもは、そもそも限定的かつ制約的な「客観的な選択肢」しか開かれていないにもかかわらず、そこで定められている「資源調達」の方法の実行可能性すらも「他者」——「SW」と「養育者」という「2重の媒介」——に大きく依存しているのだと言えよう。

このことは、利用世帯において大学等就学に向けた「資源調達」が行われる場合、「子ども—養育者—SW」の情報共有の程度によって、それぞれの事例における「変換能力」——配置されている「資源」を「大学等就学」に変換する能力——には、格差が生じうることを示している。

終章

1. はじめに

結論部にあたる本章では、以下の作業を行う。第1に、各章で得られた分析結果と考察を整理する。第2に、上記の作業で整理された知見を総合する全体考察を行う。第3に、ここまでの議論を踏まえて、得られた政策への示唆を議論する。最後に、本研究では究明できなかった課題＝本研究の限界を提示する。

2. 分析結果・考察の整理

(1) 「客観的な選択肢」——「研究課題1」の検証

本研究の第1章では、「研究課題1」を究明することが目的であった。具体的には、「生活保護制度」が、利用世帯の子どもが大学等就学に向けて「なしうること／なしえないこと」（i.e. 「客観的な選択肢」）を「どのように」規定しているのかを明らかにすることである。

上記の究明に際しては、3つの対立軸（i.e. ①「自立の単位」（「世帯／個人」）；②「自立の意味」（「狭義／広義」）；③「教育」（「目的／手段」）の位置づけ）を設定したうえで、厚生労働省発の「保護の実施要領」（「通知」）を資料として分析を行った。

それでは、本章の分析から「どのような」知見が得られたのか。大別して以下2点が指摘できる。第1に、利用世帯の子どもが大学等に就学する場合には：①大学等に就学する者が「世帯分離」（「保護の廃止」）をしなければならず（「夜間大学等」除く）；なおかつ、②「就学費用」に充てる「資源調達」の方法が「各種貸与金」の借入れ、「アルバイト収入」の「収入認定除外」、「保護費のやり繰りによる預貯金」などに限定されていたことである。

ここで留意すべきは、「通知」で規定されている「資源調達」の方法が：①「各種貸与金」（「日本学生支援機構」の「奨学金」、「生活福祉資金」、「母子・寡婦福祉資金」など）の借入れか；あるいは、②「文脈依存的」な方法（「アルバイト収入」の「収入認定除外」、「保護費のやり繰りによる預貯金」、「恵与金」など）に限定されていたことである。

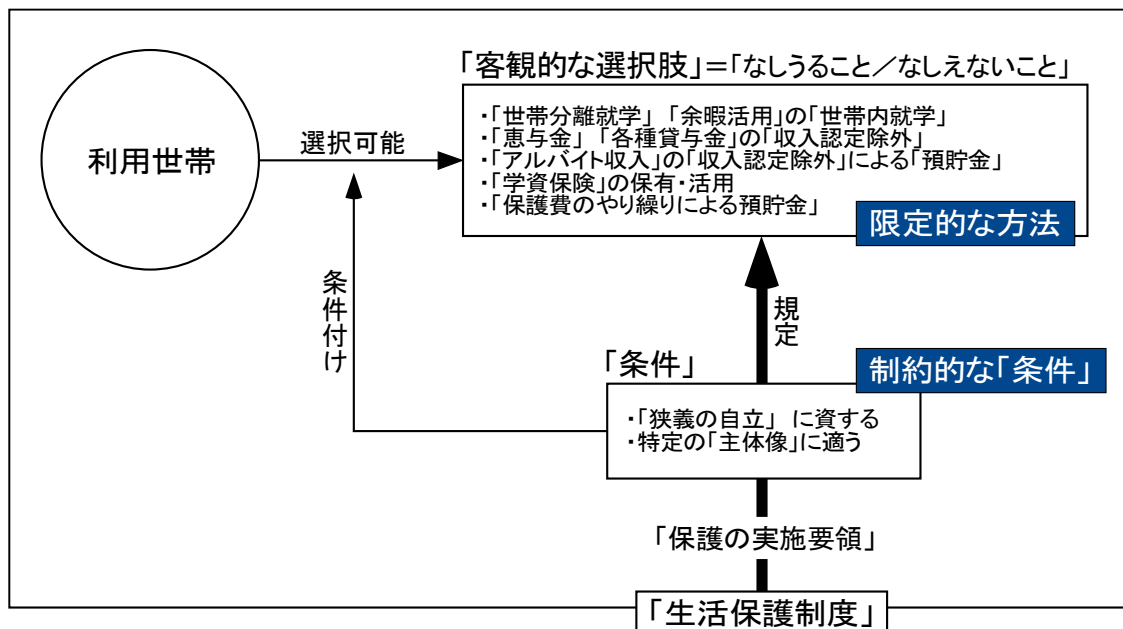
別言すると、利用世帯の子どもは、大学等に就学する場合：①不十分な「教育政策」——すなわち、「高等教育」に対する「公的支出」の少なさ、「貸与型」に偏重した「奨学金」制度；そして、②「文脈依存的」な「資源調達」の方法に依存せざるをえないと言えよう。

第2に、大学等就学に際して「なしうること／なしえないこと」が：①「狭義の自立」（「世帯の自立」、「子どもの就労自立」など）助長に資する限りで；なおかつ、②就学希望者が特定の「主体像」（「狭義の自立」への「強い意思」、「計画性」、「金銭管理能力」、「福祉事務所」と連携可能）に適合する場合に限り認められていたことである。

つまり、現在の「生活保護制度」は、少なくとも「通知」上において：①「狭義の自立」（「世帯の自立」、「就労自立」、「保護脱却」）を主たる「目的」として設定したうえで；②上記の「目的」、そして、それに資する大学等就学を志向／達成できるような「主体像」を措定し；③そのような「主体像」に適合する者を「選別」するような「条件」設定を定めてい

るのだと言えよう。

図終-1. 限定的かつ制約的な「客観的な選択肢」



以上の整理を踏まえるならば、「構造」としての「生活保護制度」は、大学等就学を試みる利用世帯の子どもに対して、限定的かつ制約的な「客観的な選択肢」しか提供していないと考えられる（図終-1 参照）。したがって、利用世帯の子どもは、上記のような限定的かつ制約的に設定された「客観的な選択肢」を所与として、高等学校等卒業後の「進路選択」を行うことになると言えよう。

(2) 「主観的な選択肢」——「研究課題 2」の検証

次に、第 2 章では、「研究課題 2」を究明することが目的であった。具体的には、利用世帯の子どもの「進路希望」が「どのようにして」形成されてきたのか、また、その過程で「生活保護制度」が「どのような」影響を及ぼしていたのかを明らかにすることである。

上記の目的を明らかにするにあたり、本章では、利用世帯で育った「若者」自身の「語り」に基づき「進路希望」の「形成過程」を分析した。

それでは、本章の分析から「どのような」知見が得られたのか。大別して以下 2 点が指摘できる。第 1 に、利用世帯の子どもの「進路希望」の「形成過程」において：①「経済的要因」（「就学費用」の準備、「奨学金」の借り入れリスクの忌避など）；ならびに、②「文化的要因」（養育者の「文化資本」、大学等に関する情報など）が一定の役割を果たしていたことが析出されている。ただし、この点は、従来の研究でも指摘されてきたことであり新奇な発見とは言えない。

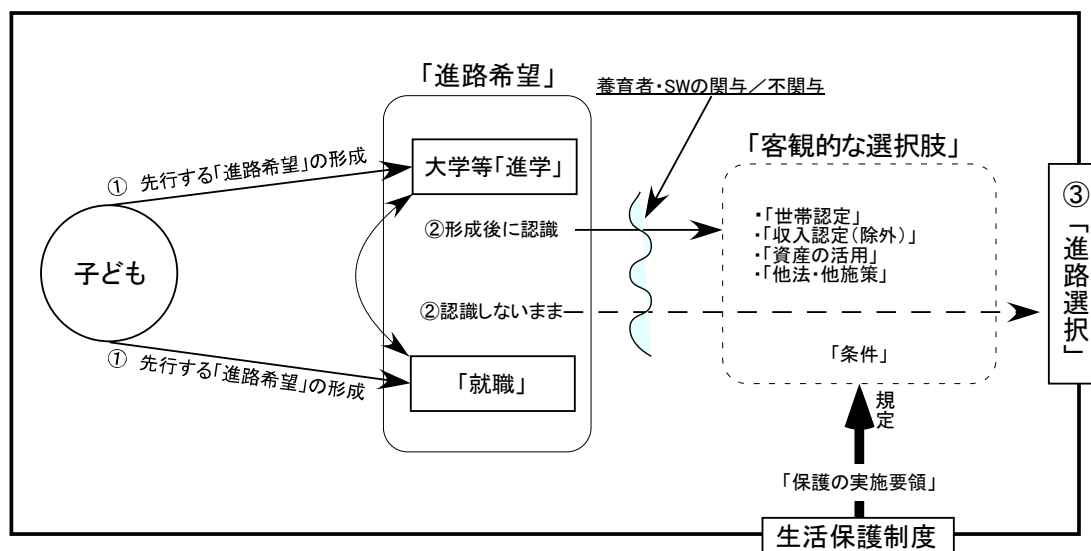
むしろ重要なのは、第2に、利用世帯の子どもが「生活保護制度」の定める「客観的な選択肢」（大学等就学に向けて「なしうること／なしえないこと」）を「認識するより先に／認識することなく」、「進路希望」を形成していたことである。

この点は、一見すると、かれらが「生活保護制度」を強く意識することなく「進路希望」の形成に至っている可能性を示している。確かに、本章の分析からは、「出身世帯の生活保護制度の利用」が「進学」を断念する「理由付け」として言及されることはなかった。

しかしながら同時に、かれらが、本来、制度上「なしうること／なしえないこと」を知らぬままに「進路希望」を形成してしまうことは「それ自体」問題である。子どもが、制度上「なしうること／なしえないこと」を知ったうえで「進学」を断念することと、それらを認識しないままに「進学」を断念することは決して同義ではない。また、「客観的な選択肢」の認識に先行して「進路希望」（「進学」希望）が形成された場合には、形成後に「客観的な選択肢」と齟齬をきたす——ひいては、その変更を強いられる——可能性も考えられる。

なお、上記の子ども自身の「制度理解」には、養育者、ならびに、SWの関与／不関与が影響を及ぼしていると考えられる。以上の議論を踏まえると、利用世帯の子どもによって把握される「主観的な選択肢」は、かねてより指摘されてきた「経済的要因」や「文化的要因」のみならず、「生活保護制度」が定める「客観的な選択肢」を認識しているか否か、あるいは、知らされているか否かによっても左右されうると言えよう（図終-2参照）。

図終-2. 子どもの「進路希望」の形成過程



(3) 「資源調達」において養育者・SWの果たす役割——「研究課題3」

最後に、第3章では、「研究課題3」の究明が目的であった。具体的には、大学等就学に向けて「どのような」資源調達が「行われていたのか」、また、その過程で養育者とSWが「どのような」役割を果たしていたのかを明らかにすることである。

上記目的の究明にあたり、ここでは、「変換能力」（「資源」を「大学等就学」という結果に変換する集団としての能力）という分析枠組みを設定したうえで、利用世帯の養育者の「語り」を分析した。

本章の分析からは、大別して以下3点の知見が得られている。第1に、本章で分析した6事例では、「活用された／活用を予定されていた」「資源」に一定の「類似」と「相違」が見られたことである。すべての事例で「各種貸与金」（「日本学生支援機構」の「奨学金」、「母子・寡婦福祉資金」など）の活用が前提されていた一方で、その他の「資源調達」の方法を活用するか否かに関しては事例間で相違が見られた（表終-1 参照）。

表終-1. 「資源調達」の概要

「資源調達」の方法	No. 1	No. 3	No. 5-1	No. 5-3	No. 10	No. 11
「アルバイト収入」の「収入認定除外」 上記による「預貯金」	○	—	N/A	●	—	—
「恵与金」の「収入認定除外」	—	—	—	—	—	—
「学資保険」	—	—	—	—	—	—
「保護費のやり繰りによる預貯金」	—	—	○	—	—	○
「各種貸与金」	○	△	○	△	△	△*
「その他」	○	—	—	△	—	—

○=活用 ●=部分的な活用 △=活用予定 —=該当なし *=忌避の対象として言及 枠線=類似

第2に、以上の事例間相違を生じさせた理由として、養育者とSWとの間の情報共有が不十分であったことが析出されている。具体的には：①担当SWから養育者への「なしうること／なしえないこと」に関する情報提供が「欠如している／部分的である」場合；あるいはまた、②養育者からSWへの相談（「進路」に関する情報提供）が「欠如している／部分的である」場合に；③養育者の「なしうること／なしえないこと」に関する「制度理解」は部分的なものに留まるか、あるいは、欠落していた。

したがって、上記の事例間相違は、それぞれの養育者が「意図的」に「資源調達」の方法を選び出したことに起因するとは考え難い。むしろ、「子ども—養育者—SW」の間での情報共有に不備があったために、事例間に「変換能力」の格差が生じていたのだと考えられる。

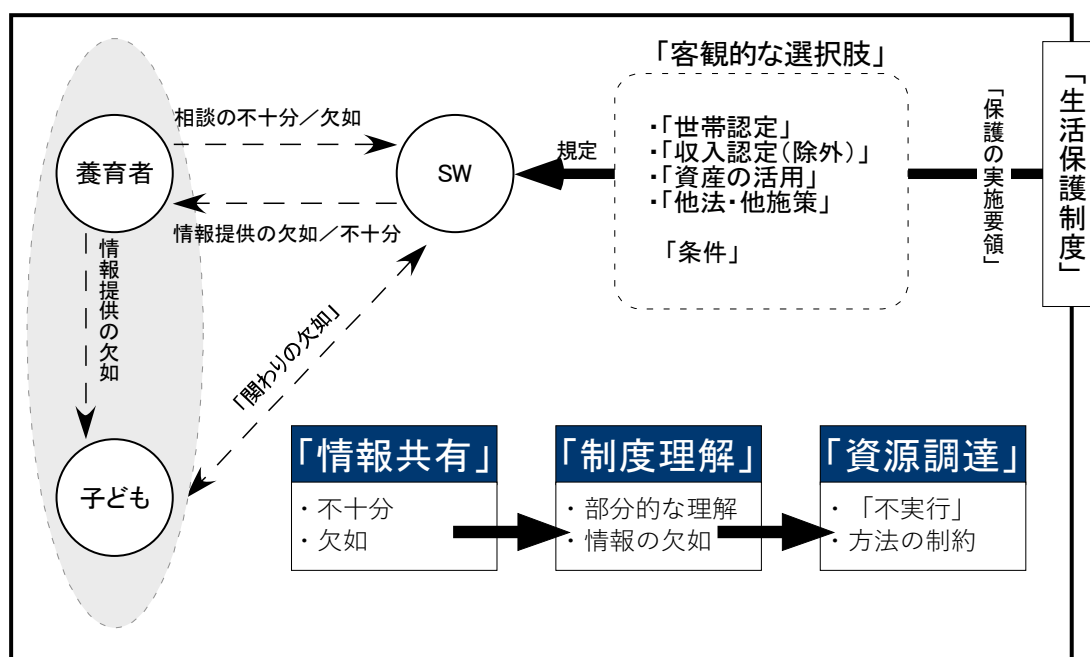
なお、事例間相違のうち「非実行類型」が生じた理由としては、「学業成績」と関わる「特異な事例」——子どもの「進級」が危ぶまれている事例、就学先が「進学校」であり経済的負担が過重である事例——であったか否かが析出されている。

以上に加えて第3に、SWと子どもとの間で「関わりの欠如」が見られたことである。本章の6事例中、子どもとSWが直接に面接していたのは1事例のみであった。上記の状況は、子どもが、大学等就学に向けた「なしうること／なしえないこと」に関する情報を得るために、「養育者」という「媒介者」に全面的に依存せざるを得なかったことを示している。

以上の議論を踏まえると、以下のように言えるのではないだろうか。すなわち、利用世帯

の子どもが、大学等就学に向けて「どのような」「資源」を「どの程度」活用できるかは：
 ①「世帯」の「窓口」となる「養育者」；ならびに、②「客観的な選択肢」と「利用世帯」
 を結びつける「SW」という「2重の媒介」に依存せざるを得ないのだと（図終-3 参照）。

図終-3. 「資源調達」における養育者・SWの果たす役割



3. 全体考察

(1) 「縮減」された「就学機会」

以上に整理してきた分析結果、ならびに、考察を総合すると「何」が言えるのか。

利用世帯の子どもは、一見すると、自ら設定した「望ましさ」に基づいて大学等「就学／非就学」という「進路」を「選択」しているようであり、少なくとも、他者によって特定の「進路」を強制されてはいなかったと言えよう。

それでは、かれらが直面する「就学機会」は、広く開かれたものであったのか。以上に整理してきた本研究の分析結果・考察に基づくならば、答えは「否」である。それでは、「なぜ」、「就学機会」が開かれていなかったと考えるのか。その理由は、大別して2つある。

(A) 「構造」による「客観的選択肢」の「縮減」

第1に、利用世帯における大学等「就学機会」が、「生活保護制度」という「構造」の定める「客観的な選択肢」において常に既に「縮減」されていたことである。現行制度においては、あくまでも「世帯分離」による大学等就学が原則であり、採りうる「資源調達」の方

法は「各種貸与金」と「状況依存的」な方法に限定されていた。さらに、それらの「選択肢」すらも、制約的な「条件」（「狭義の自立」の助長、あるいはまた、特定の「主体像」への合致）を充たす限りで認められるものであった。

ただし、以上のように「生活保護制度」の課す「客観的な選択肢」が限定的かつ制約的であったとしても、仮に「生活保護制度」外の「社会政策」（とりわけ「教育政策」）が整備されているならば、この事実は必ずしも「就学機会」の「縮減」に直結しないと考えられる。

しかしながら、序章で言及したとおり：①日本では大学等の授業料が高騰しており；②奨学金制度、ならびに、関連する制度（生活福祉資金貸付制度、母子・寡婦福祉資金貸付制度など）は「貸与型」に偏っている。また、③例外的な「給付型」奨学金は「文脈依存的」なもの（学校独自の「給付型」奨学金）に限られている。

以上を踏まえると、そもそも「生活保護制度」という「構造」が、さらには、それと連動するようにして「社会政策」（「教育政策」）が、利用世帯の子どもの「就学機会」を「縮減」するように設計されていると言えよう。

（B）運用過程による「縮減」

第2に、上記の限定的かつ制約的な「客観的な選択肢」＝制度上認められた「なしうること／なしえないこと」の実現可能性すらも、「生活保護制度」の運用過程において「縮減」されていたことである。具体的には、以下2とおりの「縮減」が見られた。

第1に、利用世帯の子どもの「主観的な選択肢」における「縮減」である。利用世帯の子どもが「主観的な選択肢」（「進路希望」）を形成する過程において依拠する情報（制度上「なしうること／なしえないこと」に関する情報）は、養育者とSWという「2重の媒介」に依存していた。

そして、かれらの「主観的な選択肢」と「生活保護制度」が定める「なしうること／なしえないこと」（＝「客観的な選択肢」）の間には、「子ども－養育者」の情報共有の不十分／欠如、ならびに、子どもとSWとの「関わりの欠如」によって齟齬が生じていた。

このことは、本来、制度上「なしうること／なしえないこと」を当事者（子ども）が「なしえない／なしうる」と誤って認識、理解することを含意する。別言するならば、利用世帯の子どもは、「養育者」と「SW」という「2重の媒介」によって「断片化」された情報に基づき、直面する状況に適応しながら「進路希望」を形成していたと言えよう。この意味で、子どもの「主観的な選択肢」は「縮減」されていたと考えられる。

しかしながら他方で、本研究の知見を踏まえると、利用世帯の子どもは、SWとの「関わり」を欠いていたからこそ、「生活保護制度を利用していること」や「就労自立」を過度に意識することなく「主観的な選択肢」（「進路希望」）を形成できていたとも考えられる。

つまり、情報共有の不十分／欠如、あるいはまた、子どもとSWの「関わりの欠如」は：①子どもの「客観的な選択肢」に関する認識を誤らせる可能性がある一方で；②子どもが自らの「主観的な選択肢」を予め抑制してしまう可能性を低めるとも考えられるのである。

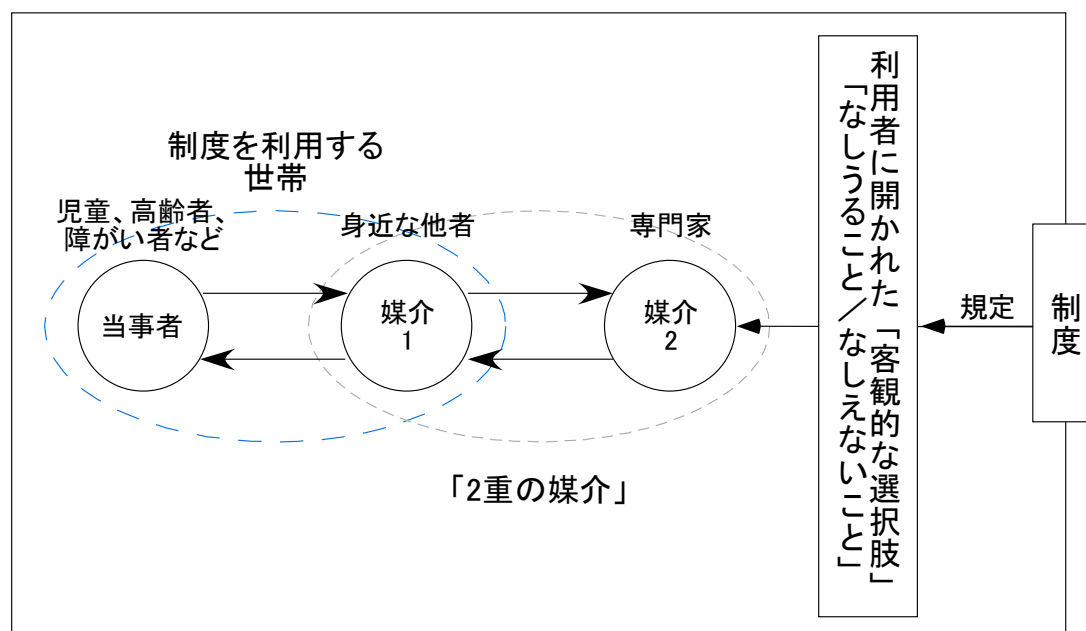
また、情報共有・情報提供の徹底を強調し過ぎると、SWによる「進路選択」への過度の介入（子どもを特定の「進路」へ差し向けるような介入）を招来する可能性もあるだろう。そうであるとすれば、利用世帯の子どもとSWとを「無媒介」に接触させ、情報共有を図ることは必ずしも「望ましいこと」だとはいえなくなる。この点に関しては、「政策への示唆」で改めて検討する。

第2に、大学等就学に向けての「資源調達」の実行可能性が、「生活保護制度」の運用過程で「縮減」されていたことである。先の論点と同様に、利用世帯の子どもは、「2重の媒介」を通じて、はじめて「資源調達」の方法（＝制度上「なしうること／なしえないこと」）に接近可能であると考えられる。

そして、本研究の分析からは、「子ども—養育者—SW」における情報共有の不十分／欠如が、利用世帯における「資源調達」の実行を困難／不可能にしていたことが析出された。別言するならば、複数の行為主体（子ども—養育者—SW）の「協働」に基づく「変換能力」の低下が、子どもの「就学機会」を実質的に「縮減」していたと言えよう。

ただし、既に指摘したとおり、そもそも「資源調達」の実行可能性は、「生活保護制度」という「構造」によって常に既に「縮減」されていると考えられる。したがって、上記の情報共有の不十分／欠如には、「生活保護制度」＝「構造」により常に既に「縮減」されている「資源調達」の実行可能性すらも、より一層「縮減」する働きがあると言えよう。

図終-4. 抽象化された「2重の媒介」の概要



なお、以上に指摘した、子どもの「なしうること／なしえないこと」（それに関する情報）が「2重の媒介」に依存するという関係は、抽象化すると「当事者」（援助・支援を受ける

者)が、自身の「なしうること／なしえないこと」を「身近な他者」(家族など)と「専門家」(SWなど)に依存するという構造的な関係として読み替えられよう(図終-4参照)。

そうであるとするならば、本研究で析出された「2重の媒介」という構造的な関係がもたらす諸問題は、「生活保護制度」に限らず、「当事者」が「何かをなす」ために「身近な他者」と「専門家」に頼らざるを得ない状況に置かれる場合(例えば、虐待を受けている児童、ケアが必要な障がい者・高齢者など)にも生じる可能性があると言えよう¹。

別言するならば、ここで示した「2重の媒介」の問題は、「当事者」自身の「選択」(あるいは、「自律」、「自己決定」と言い換えてもよい)が、「身近な他者」や「専門家」の不作為／過度の介入によって左右される可能性を示していると言えよう。

そうであるとするならば、「政策への示唆」において後述するように、ここでいう「専門家」には、利用者(「身近な他者」や「当事者」)に対して単純に情報を伝達するのみならず、利用者の置かれた状況、状態、意向を確認しながら、それに応じた制度の説明を行うことが求められるだろう。

(C) 結論

以上、(A)及び(B)の議論を整理すると以下のように結論付けられる。

確かに、利用世帯の子どもは、高等学校等卒業後の「進路」を自ら「希望」し「選択」していた。しかしながら、かれらが「選びえた」「選択肢」は：①「生活保護制度」という「構造」によって常に既に「縮減」されており；なおかつ、②制度の運用過程——SWによる養育者、子どもへの援助・支援の過程——において、そしてまた、養育者と子どもの関わりにおいて、さらに「縮減」されたものであった。

ここで問題とされているのは、利用世帯の子どもの大学等「就学機会」が、本人のコントロールの及ばない「生活保護制度」＝「構造」によって「縮減」されていたことである。そしてまた、本来であれば「当事者＝子ども」に開かれているべき「選択肢」が、「意図的であるか／偶発的であるか」を問わず、あるいはまた、「悪意によるか／善意によるか」に関わらず、結果として「他者」の介入によって閉じられていたことである²。

¹ 勿論、制度間での相違には留意が必要である。他の制度とは異なり「生活保護制度」では、その「選別主義」的な制度設計(「補足性の原理」に基づく資力調査)によって、利用者に対する「スティグマ stigma」(恥辱感)付与が生じると考えられる(cf. Spicker, 1984=1987)。このことにより、利用者からSWへの相談(さらに言うと、制度利用そのもの)が抑制される可能性がある(cf. 岡部 1991)。この点に関しては、「B市調査」の結果においても、養育者からSWへの「相談しがたさ」が語られていた。また、「相談しがたさ」の背後には、養育者たちが「生活保護制度」の利用を「依存」や「恩恵」(≠権利)とみなしていることがあると考えられる(cf. 三宅 2017)。

² ここでの議論は、Young (2011=2014)による「構造的不正義」を参照している。Youngによれば「社会的不正義」とは「社会構造上のプロセスのために経験する支配や剥奪に対する脆弱さ」(p. 91)である。そのうえで、「構造的不正義」を以下のとおり説明する：「構造的不正義」とは「ある種の道徳的不正だが、それは個々の主体や国家の抑圧的政策の不正行為とは異なっている。「構造的不正義」は、多くの個

別言するならば、利用世帯の子どもだけに責任を問うことができない要因によって、かれらの「就学機会」が「縮減」されることが問題なのである。

(2) 政策への示唆——「拡張」の契機

ここで視点を変えると、利用世帯における大学等「就学機会」に「縮減」をもたらしていた上記2点にこそ、その「拡張」の契機を見出すことができよう。それでは、「どのようにして」、利用世帯における大学等「就学機会」は「拡張」しうるのか。

(A) 「限定性」と「制約性」の緩和／除去

第1に、「生活保護制度」という「構造」の課す、限定的かつ制約的な「客観的な選択肢」から「限定性」と「制約性」を可能な限り取り除くことである。

まず、「限定性」を取り除くためには：①「世帯分離就学」を見直して「世帯内就学」（保護費の給付を受けながらの大学等就学）を認めること；ならびに、②「生活保護制度」内に「給付型」の「制度的資源」（「教育扶助」、「高等学校等就学費」のような保護費による給付）を創設することが考えられる。

以上に示した「生活保護制度」の改正による方法は、子どもの「自立助長」という観点から正当化されうる。そしてまた、子どもを含む日本国民が「教育を受ける権利」を有する「権利主体」であるという事実からしても、この権利を保障するために必要な対応である。

しかしながら他方で、「生活保護制度」の目的が、「最低生活保障」とともに「自立助長」にあることから、上記の改正案には留意が必要である。現在、「世帯内就学」が認められている「高等学校等」への進学率（日本全体）が98%を超えている一方で、大学等進学率は70%弱に留まっている。この点を踏まえると、「大学等就学は最低限度の生活なのか」という議論が生じうるだろう（cf. 小川 2007；阿部 2012）³。

人や諸制度が、一般的な規則と規範の範囲内で、自らの個別の目的や関心を追求しようと行為した結果として生じるのだ」（p. 75）。

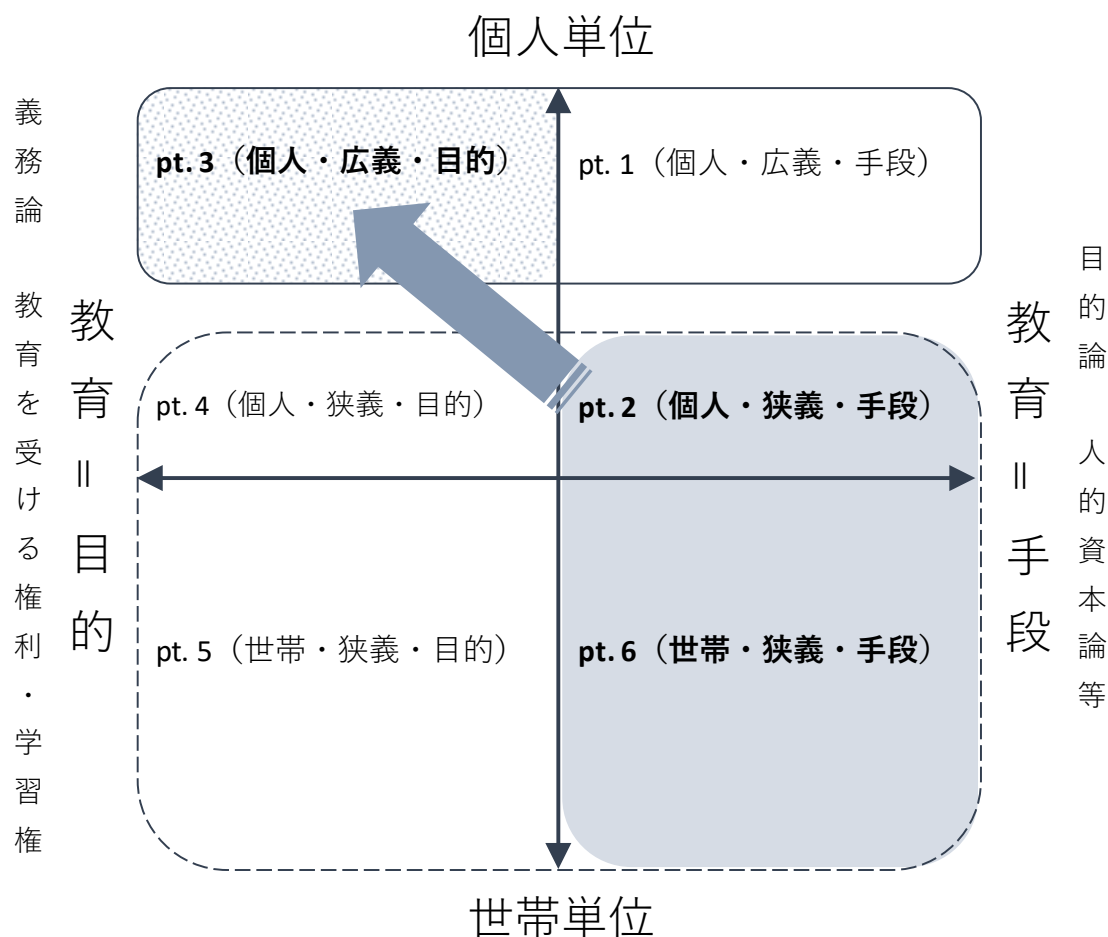
Youngの議論は、より「マクロ」な水準の「不正義」（貧困、搾取など）に関するものである。しかしながら、上記の「構造的不正義」に関する議論は、本研究で取り扱っているような「ミクロ」な水準にも援用できるだろう。例えば、SWによる情報提供の不十分／欠如は、「通知」に反するものもあれば、「通知」には反していないものもあるだろう。また、養育者による情報提供の不十分／欠如は、「善意による」場合もあるだろう。しかしながら、いずれにせよ、これら諸行為の結果として、子どもが「支配や剥奪に対する脆弱」な位置に置かれるとすれば、それは「不正」なことだと言えよう。

³ 例えば、小川（2007）は、「教育扶助」の対象を論じる際に以下の指摘をしている：「特に生活保護法は、最低生活保障と同時に自立を助長することを目的としており（一条）、いいかえれば本法にいう最低生活保障とは同時に自立助長的意味を持つものでなければならぬとしており、この点からも、本法による教育扶助によってカバーすべき教育の範囲が問題とされるわけである」（p. 238）。また、阿部（2012）は、以下のように論じている：「生活保護による修学問題への対応が『文化的な最低限度』の枠組みに関わってくるだけに、大学進学率が三割台の実態からは、生活保護による対応は限定されざるをえない面はあり得るだろう。（…）自活手段がなければ修学を断念しなければならないような法の在り方と

そうであるとするれば、「生活保護制度」内での対応（「世帯内就学」、「保護費」による給付の創設など）のみならず：③「生活保護制度」外の「制度的資源」の拡充を目指すことが必要であろう。とりわけ「教育政策」に関しては、奨学金制度の改善（所得連動型奨学金の拡充⁴、給付型奨学金の拡充など）、授業料等に関する改善（授業料減免の拡充、授業料無償化などの）を目指すことが必要だと考えられる。

「最低生活保障」と「自立助長」を目的とする「生活保護制度」が、「教育政策」をはじめとした「社会政策」の整備不十分を肩代わりすることは決して必然ではない。この論点には留意が必要であろう。

図終-5. 目指すべき「条件」の方向性



次いで、「制約性」に関しては：①「通知」の「条件」における「自立の意味」を「狭義」

運用は、学習権保障の趣旨に著しく背馳することは確認しておきたい」(p. 156)。

⁴ イギリスにおける所得連動型奨学金、ならびに、所得保障制度に関して巻末資料3を参照。

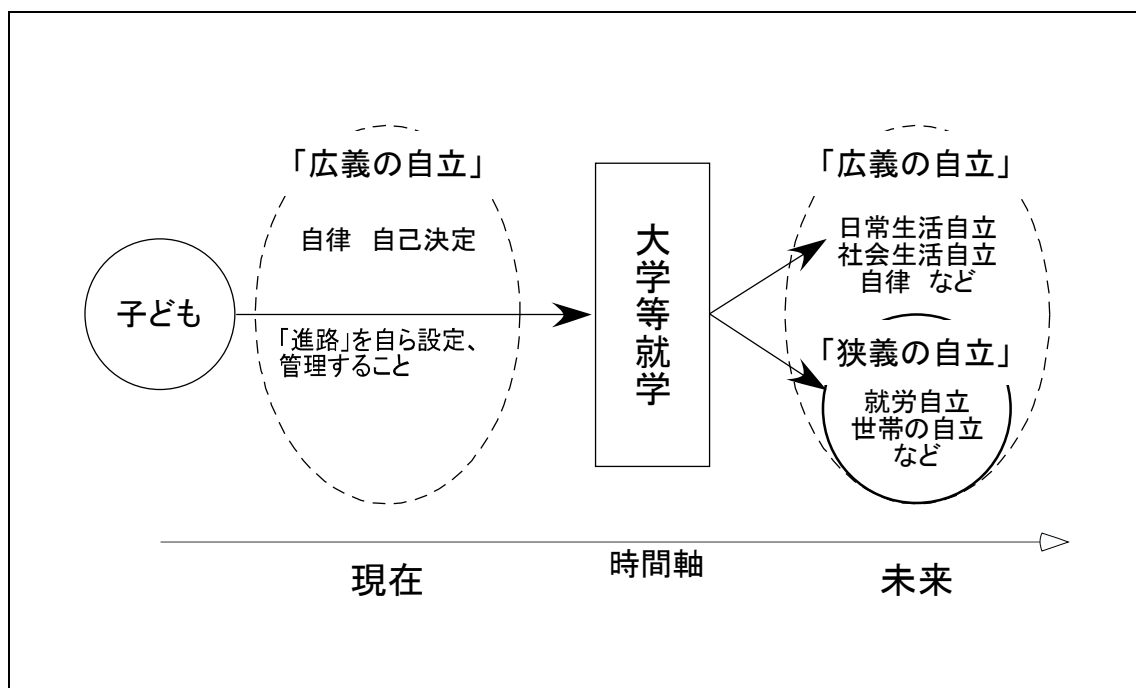
から「広義」へ拡張すること⁵；②「義務論的」観点を導入するとともに、「自立の単位」を「個人」に限定することが考えられる（図終-5；pt. 2・6 から pt. 3 への移行）。

先に述べたとおり「生活保護制度」の目的は、「最低生活保障」と「自立助長」にある。それゆえ、「通知」の「条件」において「自立」に言及すること自体は——少なくとも法目的との整合性という観点からすれば——必ずしも批判すべき問題ではないと言えよう。

しかしながら他方で、現在の「通知」の「条件」設定は、「自立の意味」から「広義の自立」を意図的に排除したうえで、「教育を受ける権利」を有する「子ども」＝「権利主体」を「狭義の自立」のために「手段化」するものであった。

このことは、「自立の意味」が「広義」（「内容的可能性の発見・助長育成」、「日常生活自立」、「社会生活自立」など）に解釈されるという議論（小山 1975；岡部 2009）、そしてまた、子どもが「教育を受ける権利」を有する「権利主体」であるという事実（日本国憲法第 26 条、国際人権規約（A 規約）第 13 条、教育基本法第 4 条）に反すると言えよう。

図終-6. 現在時点における「広義の自立」



⁵ ここでは、以下に示す Mill (1867=2011) の議論を参考にすべきであろう：「大学は、生計を得るためのある特定の手段に人々を適応させるのに必要な知識を教えることを目的とはしていません。大学の目的は、熟練した法律家、医師、または技術者を養成することではなく、有能で教養ある人間を育成することにあります。」(p. 12) ——cf. Standing (2011=2016)。勿論、Mill のように大学等就学が「就労自立」（生計を得るための手段への適応）に資する可能性を全面的に否定する必要はない。しかしながら同時に、大学等就学から得られる「自立助長」を「就労自立」や「世帯の経済的自立」との関連付けに限定する必要もないであろう。

さらにいえば、子どもの「自立」を「未来」(大学等就学・卒業後の将来)における「自立」に限定する必要もない。例えば、利用世帯の子どもが「現在」において「進路希望」や「進路選択」を自ら設定、管理することは、それ自体追求されるべき「広義の自立」(援助・支援を得ながら為される「自己決定」、「自律」)と考えられるであろう(図終-6参照)。そうであるとすれば、「目的」とされる「自立の意味」を「将来的に」得られる(と見込まれる)「狭義の自立」に限ることは、あまりに狭隘だと言えよう。

以上に加えて、そもそも、政治・行政が、「生活保護制度」を利用する世帯の子どもを対象を限定したうえで、かれらにとって「望ましい／望ましくない」「教育」の方向性を決定すること、そしてまた、かれらに対して特定の「主体像」を求めることの危うさを見直す必要がある。

(B) 「2重の媒介」の再考

第2に、「客観的な選択肢」(制度上「なしうること／なしえないこと」)に関する情報提供／情報共有の在り方を再考することである。まず、先に述べたとおり、「養育者—SW」、「子ども—養育者」、「子ども—SW」の間での情報共有が正確でないことは、子どもの「就学機会」を「縮減」すると考えられる。

しかしながら他方で、子どもとSWとを「無媒介」に関わらせることには、それ自体として新たに問題(「生活保護制度を利用していること」や「就労自立」を子どもに強く意識させる、SWによる過度な介入を招きうるなど)を生じさせる可能性が考えられる。勿論、このことは、あくまでも「可能性」であって、子どもとSWとの「関わり」が「望ましい結果」をもたらすことや、時にSWが「子どもの利益」のためにパターンリスティックな介入をすることの必要性を否定するものではない。

ただし、以上のような指摘ができると同時に、「客観的な選択肢」と「利用世帯」とをつなぐ主たる「媒介」は、あくまでも「生活保護制度」運用の担い手である「福祉事務所」のSW(制度の運用者)であると考えられる。

以上の議論を踏まえると、子どもとSWとの直接的な「関わり」を必ずしも前提とすることなく、なおかつ、「客観的な選択肢」に関する情報共有が正確になされるような取り組みが求められる。それでは、「どのような」取り組みが必要か。

ひとつには、SWと利用世帯(「窓口」となる養育者)との情報共有を体系化することが考えられる。具体的には：①SWと利用世帯が情報共有する機会を「定期的」かつ「複数回」設けること(e.g. 毎年度の変わり目、学校の学期の変わり目など)；②「紙媒体」(「なしうること／なしえないこと」と「条件」の一覧表など)を用いることが考えられる。

これらにより、SWと養育者が、毎年度改正される「通知」(「客観的な選択肢」)に関する情報、ならびに、子どもの「進路希望」に関する情報を共有する機会(蓋然性)が高まると考えられる。また、「紙媒体」を用いることによって、子どもが、「2重の媒介」の影響を

れることなく、正確な情報を得られる蓋然性は高まると考えられる。

なお、ここで留意すべきは、SW（さらには、後述する支援員など）が利用者（利用世帯の養育者、子ども）の置かれた状況、状態、意向を確認しながら援助・支援を行うことの重要性である。一般的に、「生活保護制度」の利用者は、傷病・障がいといった課題を抱えている場合が多いと考えられる。また、この点と関連して、利用者が、SWによる専門的な情報提供を常に理解できる状態にないことも考えられる。

そうであるとすれば、SWには、「生活保護制度」に関する情報を「伝えること」だけではなく、利用者が置かれている状況、状態、意向を踏まえながら、利用者が必要としている援助・支援（情報など）を適切なタイミング・方法（理解が容易な言葉、資料など）で提供することが求められる。この点が前提とされなければ、SWによる援助・支援は、子どもの「就学機会」の「拡張」にはつながらないと考えられる。

ふたつには、子どもが「客観的な選択肢」に関する情報に接近できる「媒介」を「複数化」することが考えられる。具体的には：①「生活保護制度」内で専門の「支援員」を配置すること⁶；②「生活保護制度」外の「媒介」——学校教員、スクール・ソーシャルワーカー、NPOなど——を確保すること⁷が考えられる。

本研究から導出された知見によるならば、利用世帯の子どもの「客観的な選択肢」への接近可能性は、「2重の媒介」に大きく依存していた。それゆえに、「養育者」や「SW」の関与／不関与の及ぼす影響力が大きくなっていったと考えられる。

⁶ 例えば、神奈川県では、2010年度から「生活困窮世帯の子ども健全育成事業」の一環として、郡部所管の保健福祉事務所に「子ども支援員」（「生活保護制度」と「子ども」に関する専門知識を持つ支援員）を配置している。「子ども支援員」は、SWと連携しながら、積極的な家庭訪問・個別相談（子どもへの面談を含む）を行うことにより、各世帯の必要に関する情報収集、「寄り添い型の支援」を行うことを目的としている。また、同事業では、6つの「子どもの健全育成プログラム」を策定している。そのひとつである「高校生支援プログラム」では、高校生の就学定着、卒業後の進路選択に関わる支援に用いるツール（アセスメントシート、学校の進路関係行事に沿った支援スケジュール、高校卒業後のフローチャート、利用者に対する説明資料など）が開発されている（以上、菊池・大澤・長谷部 2017；神奈川県ホームページ「生活困窮世帯の子どもの健全育成について」<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f152/p1062265.html>を参照）。

⁷ 東京都では、2016年度から「都立学校『自立支援チーム』派遣事業」が実施されている。この事業では、東京都・地域教育支援部・生涯学習課のユースソーシャルワーカー（以下、YSW）（福祉支援系、就労支援系）を：①課題（不登校・中途退学等）が集中する都立高校に継続的に；または、②学校の要請に応じて派遣している。YSWは、具体的には：①教員・学校管理職に専門的な情報提供・解決策の提案；②課題が顕在化した生徒・保護者に対する面談・家庭訪問、関係機関とのネットワーク構築；③学校内での生徒との関係性の構築、潜在的必要の発見；④学校外での学習支援、社会体験・職業体験、居場所づくりなどを行うことを目的としている（以上、梶野・柊澤 2017を参照）。上記の取り組みは、必ずしも利用世帯を対象としているわけではないが、利用世帯の子どもがYSWと関わることによって情報提供等を得られる可能性は考えられる。

そうであるとするれば、「媒介」を制度内外で「複数化」（支援の供給主体＝依存先を拡散⁸）することによって、「養育者」や「SW」の果たす役割（及ぼす影響）を相対化できると考えられる。また、複数の主体が情報提供・情報共有に関与することによって、子どもが正確な情報に接近できる蓋然性は高まると考えられる⁹。

以上のように：①「生活保護制度」の課す「客観的な選択肢」から「限定性」と「制約性」を取り除き、また、「生活保護制度」内外の「制度的資源」を充実させることによって；なおかつ、②運用過程における情報提供・情報共有の方法を体系化し、また、その「媒介」を「複数化」することによって、利用世帯における大学等「就学機会」を「拡張」すること—少なくとも、その「縮減」を予防すること—は可能になると考えられる。

ただし、繰り返しになるが「生活保護制度」という「構造」の定める限定的かつ制約的な「客観的な選択肢」こそが、利用世帯における「就学機会」を根本的に規定していることに留意が必要である。したがって、「構造」、さらには、より広く関連する「社会政策」（とりわけ、教育政策）への介入をすることなく、情報共有・情報提供の体系化や「媒介」の「複数化」を行ったとしても、根本的な問題（「制度的資源」の不十分／欠如）は解消されないであろう。

4. 残された課題＝限界

本研究では、上記の知見が得られた一方で、以下に示す課題が残されている。

第1に、本研究で取り上げた「語り」（当事者の「声」）が限定的であったことである。例えば、本研究では、「父子世帯」や「男性の若者」の「語り」は得られていない。また、ごく少数の事例を精査した研究であるため「量的な一般化」は慎まなければならない。今後、より「多様」な「語り」によって、また、「量的調査」によって、本研究の知見を補完・修正する必要がある。

第2に、以上の論点と関連して、本研究では、「援助者（SW）」側の「語り」（解釈、意味世界）が度外視されていたことである。この意味で、本研究は、「利用者」側の「語り」（解釈、意味世界）という限定的な「観点」から行われていたと言えよう。

ひるがえって、「SW／利用者」両側の「語り」を対比することにより、「必要」と「資源」

⁸ ここでの議論は、熊谷（2013）の議論を参照している。熊谷は、障がいのある者が「ケア」の「依存先」を一か所に集中させる（e.g. 母親にだけケアを頼む）のではなく、その「依存先」を「広く薄く」分散できることが「自立」なのではないかと論じる（とりわけ、第4章を参照）。

⁹ 例えば、ある主体（A）が、子どもに対して「誤った情報」、あるいは、「偏った情報」を提供したとする。あるいはまた、そもそも、情報提供を行わなかったとする。しかしながら、その場合であっても、他に複数の主体（B～n）が関与していれば、上記の情報は修正・補完される可能性が高い。したがって、ここで提起する「複数化」は、少なくとも現在の情報提供・情報共有の在り方に比して、それぞれの主体の恣意性が影響する余地を狭め、そしてまた、子どもが得られる情報の精度を高めると考えられる。

(情報提供) のミスマッチが生じる要因を析出できると考えられる。今後、「援助者」側の解釈、意味世界に即した「就学機会」の捉えなおしが必要である。

第3に、本研究の分析では、「学校」の果たす役割が十分に検討できなかったことである。分析焦点が「生活保護制度」「構造」と運用にあてられていたため、「学校」(教職員)が利用世帯における「就学機会」の「縮減/拡張」に際して「どのような」役割を果たしていたのかは十分に検討されていない。

そのため、今後、「生活保護制度」とともに「学校」の果たす役割に焦点化すること、ならびに、それに即したデータ(「学校」に関する養育者・子どもの「語り」¹⁰、「学校」の教職員の「語り」など)を収集・分析することが必要である。

第4に、本研究が、そもそも「語り」というデータにのみ依拠して分析を行っていたことである。インタビュー調査から得られた「語り」は、「事実」(「過去の体験」)を含むと同時に、語り手自身の「解釈」や「理解の仕方」をも含むと考えられる(朴 2016; 2017a; 2017b; cf. 野家 2005)¹¹。つまり、調査データを「語り」にのみ依拠する限り、「語り手」を介した「過去の体験」にしか接近することができないと言えよう。

以上を踏まえると、「いま・ここ」で生起している出来事(養育者一子ども、SW一養育者、SW一子どもの関わり)を厳密に究明していくためには、語り手による「解釈」を含む「語り」(インタビュー調査)のみならず、インフォーマルなフィールドワーク、参与観察などの方法からもデータを得る必要がある(e.g. Edin., Kefalas., 2011; Lareau, 2011)。

最後に、本研究では、高等学校等卒業後に「就職」する子どもの実態が究明されていないことである。「就職(希望)者」であっても、高等学校等卒業後の「進路選択」にあたって制度上の「なしうること(可能性)/なしえないこと(制約)」に直面することには変わらない。以上を踏まえると、より厳密に「就学機会」を検討するためには、利用世帯から「就職」する場合の「利点/負担」と「進学」する場合の「利点/負担」を対比して分析する必要がある。

さらに言えば、「義務論」的な観点から「就学機会」を実質的に保障するためには、大学等に「就学しても/就学しなくても」問題なく「生きていける」ことが担保されていなければならないと考えられる。ここに「就学機会」の保障と、「生存権保障」——さらにいえば、「貧困問題」の解消——との結節点を見出すことができる¹²。

¹⁰ 本研究で用いた「B市調査」や「若者調査」においても、「学校」の「教職員」に関する「語り」は断片的にはあるが得られている。しかしながら、そのほとんどが、「資料提供」(大学等パンフレットの提供)、「三者面談」の経験に関する部分的な「語り」であった。

¹¹ 朴(2017a)は、資料の形式(口述/文書)にかかわらず過去の「社会」——「ある出来事に関わる人々がかつて共有していた知識と当時の常識、お互いに相手を観察しあって何か成し遂げたときの理解や行為のやりとり」(p. 49)——を記述することは可能だと論じる。それゆえ、「口述」による資料/「文書」による資料の対立にこだわるのではなく、むしろ、「さまざまな立場の人々から資料を集めることのほうが重要」なのだと指摘している(p. 49)。

¹² さらに、ここに「ベーシックインカム(BI)」の議論との結節点が見出される(BIの概要は、山森

以上が、本研究に残された課題＝限界である。

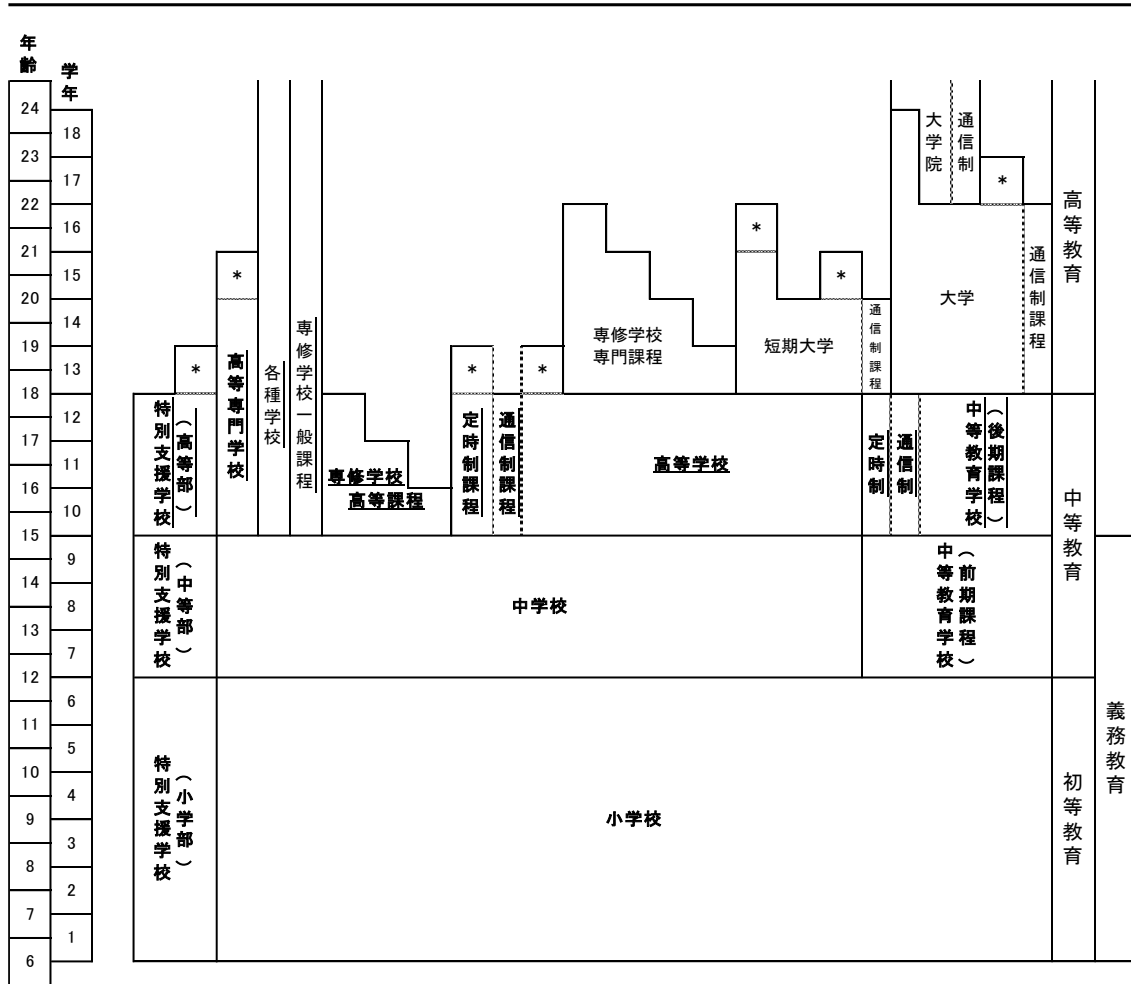
2009 ; Fitzpatrick, 1999=2005 を参照)。「すべての人」に「定期的」な「個人単位」の「現金給付」が「資力調査なし」で提供されるならば、人びとが「自分の学びたいこと／学ぶ必要があること」を吟味することや、あるいは、「学ぶ時期」を計画、調整することが容易になる——別言するならば、大学等「就学機会」が実質的に保障される可能性が高まる——と考えられる。大学等の「授業料」負担をどのように設定するのかといった問題と併せて、今後、議論を深めていく必要があるだろう。

資料

資料

1. 資料図表

(1) 資料図-1. 学校系統図



文部科学省「日本の学校系統図」を基に筆者作成

*印=専攻科 太字=教育扶助の給付対象 傍線=技能修得費の給付対象 太字+傍線=高等学校等就学費の給付対象

(2) 資料表-1. 主たる先行研究の調査対象概要

		調査対象
長谷川	1993	「学校<不適應>」が見られた「青年」（中学卒業～20代前半）24名 ・20名＝「生活困難層」（含む利用世帯） ・4名＝「専業主婦家族・共働き家族」
小西	2003	生活保護・低所得世帯の高校生6名 ・利用世帯2世帯（3名の高校生） ・過去に利用歴のある1世帯（1名の高校生） ・低所得世帯2世帯（高校中退者1名、高校生1名）
妻木 西田	2005 2012	フリーター状況にある「若者」（15歳～24歳）39名 ・生育家族での経済的困難が語られた20名＝「困難層」（含む利用世帯） 中卒・高校中退6名、高卒・専門中退11名、定時制・通信制高校在学3名 ・生育家族での経済的困難が語られなかった19名＝「非困難層」
大澤	2008	高校を卒業している「若者」（19歳～24歳）16名 ・利用世帯3名、児童扶養手当受給世帯4名、その他5名＝「困難層」 専門学校1名、高等技専1名、就職10名 ・生活の安定している世帯4名＝「安定層」
盛満	2011	公立中学校の利用世帯出身生徒11人 中学1年生3名、2年生6名、3年生2名
知念	2012	公立高校（進路多様校）の男子生徒集団<ヤンチャな子ら>14名 ・利用世帯出身4名
林	2016	利用世帯出身の高校生20名

2. 分析対象の成育歴——概要

以下には、本研究で取りあげた6事例（5世帯6名の子ども）に関する「成育歴」（「生活史」）を整理した表を提示している。具体的には：①養育者；②分析対象となった子ども（若者含む）の「成育歴」を時間軸に沿って再構成、記述してある。

ただし、以下2点に留意が必要である：①得られた「語り」の量・質（長さ、詳細さ）には差があったため、「成育歴」の記述にも上記の差が反映されていること；なおかつ、②記載されている「固有名詞」、「年齢」、「時期（年月）」などの情報は、個人情報保護の観点から、整合性を損なわない範囲で修正してあること、以上である。

(1) 事例 No. 1

・母親 F さん

時期	居所	Fさんの成育歴
出生	B県A市	出身世帯：祖母、父（自営業）、母、長男、長女、次女（回答者）
小学5年生		父親が事業に失敗 両親が離婚
小学5年生～6年生		祖母と死別 母と死別 * 母親の入院時・死亡後は長男（大学生→最終的に中退）と生活
中学1年生～2年生		親類（おば）の家で生活
中学3年生～高校1年生		姉夫婦の家で生活（姉も大学中退） * 同時期に義兄から虐待を受ける
高校2年生～3年生	C県	姉夫婦の家から出るために西日本にある高校（看護系）に入学・卒業（費用は姉夫婦）
18歳～	B県B市	高等看護学校に入学
20歳		うつ病になり休学 看護師として働く（半年間）
20歳～		以降、休職期間をはさみながら、アパレル、看護関係などの仕事を転々とする
20代中頃		結婚（1人目のパートナー） * 後に離婚（離婚時期不明）
20代～30代前半	A県B市 D福祉事務所所管	結婚（2人目のパートナー：入籍のみ） * 長女出産前に父親は刑務所へ ◎長女Pさんを出産後に生活保護申請・開始（D福祉事務所）
長女が小学校に入学した頃		父親出所時に正式に離婚（籍を抜く） * その後、父親は再度刑務所へ（時期は不明）
40代前半		長男出産 * 長男の妊娠・出産については詳細不明
40代後半 2013年	C福祉事務所所管	父親が再出所後に接触してくることを恐れ転居（C福祉事務所所管） * 同年、父親死亡
2014年～2015年		療養中
2016年		療養中（※短期でパート就労）

・長女 P さん

時期	居所	Pさんの成育歴
出生	D福祉事務所所管	世帯：母親、（父親；ほとんど生活を共にしていない）、長女 ◎出生と同時期に生活保護開始
～3、4歳		母親はパート就労（看護系）しており、保育園に預けられていた 母親も長女も本が好きだったので、図書館に通っていた
小学1年生～6年生		クラブ活動：バスケットボール 習い事：ダンス教室 通塾等：通信教育 学業成績：「普通ぐらい」（3～4）
中学1年生～3年生		部活動等：バスケットボール 習い事：ダンス教室 通塾等：通信教育、私塾（中学3年生・2学期頃～；塾代助成を活用） 学業成績：「3がほとんどで、4がちょこっと」 進路希望：「靴が好き」なのでデザイン関係を学べる公立B高校への 進学希望を表明（中学2年生の頃）→B高校を受験（不合格）→公立 A高校を受験（合格） *私立高校の受験は貸付金の「返済のこと」を考慮して「頭にな かった」
高校1年生～2年生 2013～2014年	A県B市C福祉事務所所管	公立A高校 アルバイト：商店街の食料品店（高2の末頃～） 部活動等：ダンス 通塾等：なし 学業成績：数学5、英語3、「大体4とか」クラスで「5番前後ぐら い」 進路希望：「靴をやりたい」ので、A専門学校
高校3年生 2015年		アルバイト：食料品店（高2から継続） *平均6～7万円の収入、そのうち4万円を預貯金（収入認定除外） 卒業後の予定：A専門学校に進学（願書提出） *7月（調査実施月）末にAO試験の面接を予定 前期授業料の約80万は、預貯金と専門学校独自の給付型奨学金で賄 う予定。 *日本学生支援機構、母子・寡婦福祉資金の貸し付けについては未 理解 世帯分離（住居同一で長女のみ保護を廃止）の予定
専門1年生 2016年		世帯分離→A専門学校（3年制）に就学中 ※住居は母親と一にしている アルバイト：食料品店（高2から継続） 日本学生支援機構、母子・寡婦福祉資金の貸し付け金を活用

(2) 事例 No. 3

・母親 A さん

時期	居所	Aさんの成育歴
出生	D県A市	出身世帯：祖母、長女（回答者）
幼少期		股関節脱臼で股関節を痛める
小学4年生～高校3年生		児童養護施設に入所 * 祖母が高齢で面倒を見れなくなったため
18歳～20代中頃	D県B市	電気関係の企業に就職 会社が提携する専門学校（夜間部）に3年間通い卒業 * 保育士の資格取得 20代半ばに結婚（詳細な時期不明）→長男出産
20代中頃～	A県	長女Zさんを出産 父親がA県の支社に転勤 * 転勤の詳細な時期不明
30代前半～		次男出産 父親がリストラされる（以降、仕事を転々とする） Aさんが生命保険会社で働きます * この頃から、父親から母親・子どもへのDV
長男が小学6年生の冬	A県B市C福祉事務所所管	父親からのDV→母親・子どもでシェルターに避難 ◎女性センターを経由してC福祉事務所にて生活保護を申請・開始 * 家を出る前に離婚済み
2013年		Aさんの実母（生活保護利用）の所在を知る
40代前半 2014年		療養中（股関節症）

・長女 Z さん

時期	居所	Zさんの成育歴
出生		世帯：母親（回答者）、父親、長男
小学3年生	A県B市 C福祉事務所所管	両親の離婚に伴って転校 ◎生活保護開始 転校先の学校で不登校（半年間）→4年生からは登校
小学4年生		朝礼中に倒れたため病院で検査 →検査結果：自律神経失調症、起立性調節障がい、軽度のADD
小学5～6年生		クラブ活動：なし 習い事：なし 通塾等：なし 学業成績：不明（回答なし）
中学1年生～3年生		特殊支援学級（自律神経系）に通級 部活動等：不明（回答なし） 習い事：なし 通塾等：無料塾（隣の市） 学業成績：不明（回答なし） 進路希望：本人は特別支援学校や定時制高校を嫌がっており、当初はF商業高校を希望。しかし願書提出時にD工業高校に変更→受験（合格）
高校1年生～2年生 2013～2014年		公立・D工業高校 アルバイト：なし 部活動等：バスケットボール部（マネージャー） 通塾等：なし 学業成績：クラス最下位から2番目の成績 *母親曰く、長女に「成績を求めるといふこと」は「本当はしたらいけない」、学年を「何とかあがってる〔進級している〕感じ」 進路希望：「専門学校か短大」に進学して保育士になることを希望

(3) 事例 No. 5

・母親 H さん

時期	居所	Hさんの成育歴
出生	A県F市	出身世帯：父（公務員）、母、長女、次女Hさん（回答者）
中学3年生		当時の担任教師に「勧められるがまま」にバレーボール推薦で受験 私立L高校に合格 * 曰く、両親には学費の面で「苦劳かけたみたい」
高校1年生～3年生		卒業後は付属の専門学校に進学を希望 →長女から学費を「自分で全部払うつもり」で進学するように言われて進学を断念して就職
18歳		電子部品の会社に就職 1年後に退職
19歳～21歳頃		文化的な活動に従事（「2年間ぐらい寄り道した」）
21歳頃～		塗装会社に就職（事務職） 職場の同僚と結婚（詳細な時期不明）
20代中頃		長男Jさん出産
20代後半		長女出産
30代前半		次男Sさん出産
30代中頃		次女出産
30代後半		父親（自営業）の事業失敗 * 「借金地獄」で「それこそ生きるか死ぬかの」生活
30代後半 （上記の翌年）	A県B市C福祉事務所所管	住んでいた住宅で家賃滞納→家族そろってシェルターへ ◎シェルターにて生活保護申請 その後に離婚
2014年 50代前半		保育園の給食補助・保育補助（パート就労） * 就労開始時期は、長男が高校に進学後（詳細な時期不明）
2015年 50代前半		保育園の給食補助・保育補助（パート就労）

・長男Jさん

時期	居所	Jさんの成育歴
出生	A県	世帯：母親Hさん（回答者）、父親、長男Jさん
中学1年生～3年生	A県B市C福祉事務所所管	<p>両親が離婚（中学1年生の頃） ◎同時期に生活保護開始</p> <p>部活動等：不明 通塾等：私塾（中学3年生～約1年間）塾代助成活用 学業成績：理数4～5、英語2</p> <p>進路希望：C工業高校を受験（合格） *母親は、「大学に行かせられるかどうかわかんない」ので普通科ではなく工業高校への進学を助言 母親曰く、当時の担任教師からは「もったいない」（もっと上位校を目指せる）と言われた E高校、M工業高校も言及されていたが、前者は入試難易度が難しいため、後者は易しすぎるため受験せず</p>
高校1年生～3年生		<p>アルバイト：なし 部活動等：なし 通塾等：なし 学業成績：5～4 *入試の成績はトップ、学年「10番以下は下がったことない」</p> <p>進路希望：高校3年生1学期の頃に専門学校への進学希望 C専門学校、D専門学校を見学→C専門学校を受験（合格） *母親も「専門的なことをやってほしい」という思いから進学してほしかったという 母子・寡婦福祉資金の貸付金、学校の教育ローンを活用</p>
専門学校1年生～3年生		<p>C専門学校（世帯分離・住居同一） アルバイト：居酒屋（詳細な時期不明）、コンビニ（2013年12月頃から）</p>
専門学校4年生 2014年		卒業後の予定：IT関係の会社に内定
23歳 2015年	A県	<p>IT関係の会社に就職 保護世帯から転出して長女と同居</p>

・次男 S さん

時期	居所	次男の成育歴
出生	A県	世帯：母親Hさん（回答者）、父親、長男Jさん、長女、次男Sさん
小学校2年生～3年生頃	A県B市C福祉事務所所管	◎生活保護開始
中学1年生～3年生		部活動等：不明 通塾等：私塾（中学3年生・冬期講習～）塾代助成活用 学業成績：中学3年生2学期に英語1（他の詳細不明） 進路希望：公立・F商業高校を受験（合格） C工業高校（長男の進学先）、F商業高校（長女の進学先）が候補に挙がり、本人が後者を希望した *塾の講師から「F商業ではもったいない」と言われたが、商業高校（「資格が取れる」）にこだわったため、普通科は受験せず
高校1年生～2年生 2014年		公立・F商業高校 アルバイト：コンビニ 部活動等：バスケットボール部 通塾等：なし 学業成績：「クラスで10番目ぐらい」、英語2 進路希望：保育士
高校3年生 2015年		アルバイト：ドラッグストア 部活動等：バスケットボール部 通塾等：なし 学業成績：クラスで「真ん中ぐらい」（15番目ぐらい） 進路希望：「L専門学校」を受験予定 *学費は「120万ぐらい」→調査時点では、母子・寡婦福祉資金、アルバイト代の預貯金、長男・長女による援助が予定

(4) 事例 No. 10

・父親 W さん・母親

時期	居所	Wさんの成育歴
出生	海外	出身世帯：父（海外・自営業）、母、長男Wさん（回答者）、次男
8歳頃	A県F市	
中学2年生頃～	A県G市	転居 B市の公立高校に進学
18歳～20歳頃		高校卒業後の約2年間、実家（レストラン）の仕事を手伝う
21歳頃～25歳頃		私立・4年制大学（経済学部）に進学・卒業
大学卒業後～30歳頃		秘書業 * 同時期に母親と出会う
30歳頃～		企業（コンピューター関係）に就職
30代前半	A県B市C福祉事務所所管	結婚 * 現住所に引っ越した詳細な時期不明
30代中頃		長男出産
40代中頃		外資系企業に転職 * この時期に借金を負う
40代中頃		急性大動脈解離（入院・手術） →◎退院後に生活保護申請・開始
50代前半 2014年		療養中（定期的な治療）
50代前半 2015年		療養中（継続）
時期	居所	母親の成育歴
出生	A県G市	出身世帯：父、母、長女（母親） * きょうだいの有無に関する情報は不明
高校～短大		私立高校卒業～短期大学卒業
短大卒業後		金融関係の企業に就職
20代中頃	A県B市C福祉事務所所管	結婚（両親は結婚に反対） * 現住所に引っ越した詳細な時期不明
20代後半		長男出産
40代中頃 2014年		パート就労（食料品店）
40代中頃 2015年		パート就労（継続）

・長男 G さん

時期	居所	Gさんの成育歴
出生	A県B市C福祉事務所	出身世帯：父親（回答者）Wさん、母親、長男Gさん
就学前		幼稚園に通園
小学1年生～6年生		<p>高学年の頃に生活保護開始</p> <p>クラブ活動：なし 習い事：地域のサッカークラブ 通塾等：なし 学業成績：「目立たないぐらい」</p> <p>◎小学校5～6年生の頃に生活保護開始</p>
中学1年生～3年生		<p>部活動等：サッカー部 習い事：地域のサッカークラブ 通塾等：私塾（中学3年生～）塾代助成を活用 学業成績：「5がほとんどで4が、1つ2つ」</p> <p>進路希望：進学 通塾先の依頼で、難関の私立高校3校、公立・K高校を受験（すべて合格）→経済的な理由でK高校に進学 *父親曰く、長男は、同級生女子から生活保護に関連する嫌味を言われたことがきっかけで、進学校を目指すに至ったという 曰く、Gさんは2年生の頃から国立X大学への進学希望を表明</p>
高校1年生 2014年		<p>公立・K高校</p> <p>アルバイト：なし 部活動等：サッカー部 通塾等：なし 学業成績：「学年で10位以内」、偏差値70台</p> <p>進路希望：大学進学；国立X大学に進学することを希望</p>
高校2年生 2015年		<p>アルバイト：なし 部活動等：サッカー部 通塾等：なし 学業成績：不明 模擬試験の結果：国立X大学A判定、B大学A判定 *父親曰く、1年生の頃よりも成績が「落ちてる」</p> <p>進路希望：大学進学 国立・A大学、B大学を希望 *父親曰く、長男は「お金かかるんだったら」進学をあきらめて大学に「行かないで働いてもいい」と言い出している</p>

(5) 事例 No. 11

・父親 C さん・母親

時期	居所	Cさんの成育歴
出生	E県	出身世帯：詳細は不明
18歳～	B県	地元の高卒卒業後、親戚の工場に就職 大腸全摘出→以降、ストーマ使用
20代中頃		転職（調理）
30代前半		転職（調理）
40代中頃		結婚 長女出産 *詳細な結婚時期は不明
50代中頃	A県B市 C福祉事務所所管	◎生活保護申請・開始 ※利用開始の経緯、詳細不明（但し、祖母の転入が言及されていた）
2014年		タクシー会社就労中（運転手） ※これより以前には、介護関係（ヘルパー2級取得）→職場閉鎖に （詳細な時期不明）
2015年		就労（継続）
2016年		就労（継続） 体調不良、平衡感覚に違和感（肺、頭に関して大学病院で検査中）
時期	居所	母親の成育歴
出生	不明	出身世帯：父、母、3きょうだい *Cさん曰く「漁師町」出身
小学校～中学校		きょうだい3人で生活しており、ほとんど「学校行って」いない
20代中頃		結婚 長女出産 *詳細な結婚時期は不明
2014年～16年		パート就労（居酒屋）

・長女 R さん

時期	居所	Cさんの成育歴
出生	A県B市C福祉事務所所管	出身世帯：父親Cさん（回答者）、母親、長女Rさん（回答者）
小学1年生～6年生		クラブ活動：不明 習い事：不明 通塾等：不明 学業成績：「国語がすごい抜群に良かった」
中学1年生～3年生		◎小学校3～4年生の頃に生活保護開始 * 中学3年生の一時期はいじめられていた 部活動等：バレーボール部 習い事：なし 通塾等：私塾（中学3年生・夏休み～短期間で辞める）塾代助成を活用 学業成績：「数学がよくなった」 進路希望：公立・A高校受験（合格） * 父親曰く、長女は進学希望はあやふやだったが、父親が「最低でも」高校に行くようにすすめた。また、入試結果を見るかぎりでは、入試難易度が難しい高校に合格可能であったという
高校2年生 2014年		公立A高校 アルバイト：ドラッグストア（高1の途中～） 部活動等：なし 通塾等：なし 学業成績：英語1～2番、全体で7番 * クラスでの順位か、学年での順位か不明 進路希望：進学・就職
高校3年生 2015年		アルバイト：ドラッグストア 部活動等：なし 通塾等：なし 学業成績：10番以内
18歳 2016年		卒業後の予定：就職 百貨店の弁当屋、郵便関係、クリーニング店が候補に挙げられる →クリーニング店の採用試験（内定）→実家から通勤予定 * 長女曰く、就職後に貯金をして専門学校（美容系）に進学することも希望 * 父親曰く、長女就職後に生活保護を廃止する可能性あり クリーニング店で就労（正規）→3か月後、体調不良・職場の人間関係が理由で退職 →遊興施設の事務職（パート就労）→1週間ほどで辞める →調査時点では、日々雇用（イベント設営、工場のラインなど） ※事務関係での求職活動中

3. イギリスにおける所得連動型奨学金／所得保障制度

(1) イギリス¹の所得連動型奨学金制度

かつて、イギリスでは大学の授業料は無償であった。しかし、1988年には授業料 (Tuition Fee) が課されるようになり (授業料導入の過程は、山崎 2017 参照)、2017年現在、大学は学生に対して最大 £9,250 の授業料 (tuition fees) を課することが可能となっている。

現在、イギリスで主となっている奨学金制度は、貸与型奨学金制度である。具体的には：①「授業料向けのローン Tuition Fee Loan」(年間で最大 £9,250 の貸付)；②「生活費向けのローン Maintenance Loan」(e.g. ロンドンで就学しており、かつ、親と生活していない場合、年間で最大 £11,002 の貸付) の2種類がある²。

以上は、いずれも「有利子」の「貸与型=要返済」ではあるものの、返済は年収が £21,000 を超えるまで開始されない。また、返済開始後の返済月額は所得と連動して決定される (所得の9%)。なお、返済有効期間は30年であるため、30年間かけて返済しきれなかった場合には返還義務から解放される。

(2) イギリスの所得保障制度と大学等就学

イギリスの所得保障制度——「所得補助 Income Support」、「無拠出制求職者手当 Income-based Jobseeker's Allowance」、「所得調査付き雇用支援給付 Income-related Employment and Support Allowance」、「住宅手当 Housing Benefit」、「児童税額控除 Child Tax Credit」、「就労税額控除 Working Tax Credit」——は、「福祉改革法 Welfare Reform Act」(2012年3月成立)に基づき「ユニバーサル・クレジット Universal Credit」に統合され³、段階的に導入されつつある (導入完了は2018年9月を予定⁴)。

「ユニバーサル・クレジット (以下、UC)」の受給資格の概要は表1のとおりである (以下、Malcolm, Condell and Toal, 2016；金子 2015；丸谷 2015 を参照)。本研究との関連で重要なことは、原則的に「教育課程」(フルタイムの高等教育など)に在籍する者が UC を利用できないということである。ただし、上記「教育課程」に在籍する者であったとしても、子どもの養育に責任を有する場合、稼働能力が限られており障がい関連給付を受給している場合などには、UC を利用することが可能である (表2、上段を参照)。

¹ 以下の説明は、「New full-time students 2017 to 2018 guide」(http://media.slc.co.uk/sfe/1718/ft/sfe_new_ft_students_guide_1718_d.pdf) を参照。また、ここでの説明は、England に関する資料に基づいているため、必ずしも他の地域 (Scotland, Wales 等) での取り組みと一致するわけではない。

² この他に、障がいのある学生、子育てをする学生などを対象とした給付型奨学金 (Grant) がある。

³ 同時に、1世帯が各種制度から給付を受けられる上限額 (Benefit Cap) が導入されている。対象は、UC に統合される所得保障制度に、児童手当、介護者手当などを加えた12種類の所得保障給付である。

⁴ Department for Work and Pensions. “Universal Credit Transition Rollout Schedule” (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/652180/universal-credit-transition-rollout-schedule.pdf)

表 1. UC 受給資格の概要

<p>受給資格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳以上であること ※16/17歳の場合の例外規定あり（親からの扶養を得られない場合等） ・ 年金クレジット支給開始年齢（60歳）に達していないこと ・ <u>教育課程にないこと</u> ※フルタイムの高等教育、高等教育以外の学修または訓練、各種奨学金等を利用 ・ 英国に居住していること ・ 保有資産が£ 16,000以下であること ・ 所得がUCの基準額を下回ること ・ 受給誓約書を承諾していること 等
<p>Malcolm, Condell and Toal (2016)、金子 (2015)、丸谷 (2015) に基づき筆者作成</p>	

表 2. 「教育課程」在籍者に対する例外規定

<p>「教育課程」に在籍しながら申請可能な場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもや若者（child or young person）に対する養育責任があること ②22歳未満であり（コースを始めたのが21歳未満）、非上級コース（GCSEs、National Vocational Qualification等）に在籍しており、なおかつ、親の支援をえられないこと（no parental support：親がいない、虐待などの理由で親と同居できない等） ③限られた就労能力しかなく、なおかつ、障がい者生活手当（Disability Living Allowance）あるいは個人自立手当（Personal Independence Payment）を受給していること ④ひとり親の里親であること ⑤学生カップルの一員であり、なおかつ、パートナーが里親であること ⑥年金クレジットの資格年齢を超えており、パートナーはその年齢に達していないこと ⑦学生ではないパートナーがいること ⑧病気や介護責任を理由に休学していたが、病気が回復したか介護を終えた場合であって、なおかつ、給付型奨学金やローンの利用資格がないこと
<p>就労要件 work-related requirements の例外規定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 22歳未満であり（コースを始めたのが21歳未満）、非上級コースに在籍しており、なおかつ、親の支援をえられないこと ・ 上記表の①～⑥に該当しており、なおかつ、UCの給付額算定にあたって加味される学生所得（student income）——つまり、学生ローンや給付型奨学金を受け取っていること ※ただし、夏季休暇には、就労要件の対象となる
<p>Malcolm, Condell and Toal (2016) pp. 206-207に基づき筆者作成</p>	

また、就労可能な UC 受給者は、ジョブセンター・プラス（公共職業安定所と福祉事務所の機能を併せ持つ）から求職活動を求められ、それを拒否した場合には支給停止等の制裁が課される。この点は、「教育課程」に在籍しながら UC を受給する者も同様であり、一部の例外を除いて求職活動を求められる（表 2、下段を参照）。

以上の UC における「教育課程」在籍者の取り扱いについて、丸谷（2015）は、以下のとおり論じている：

1980年代後半、政府は教育課程にある者の生計の問題を教育システムの問題とし、社会保障制度のそれではない、ということにした。その結果、教育課程にある者が社会保障制度から排除されてしまった。(…)〔高等教育を受けている者を排除する実質的な理由としては〕制度そのものが就労中心になってくるにつれ、高等教育を受けている者が受給要件を満たすことが困難になっていることがある。そのため、例外規定に見られるような就労阻害要因があって就労活動を義務づけることが困難な者に対しては、受給権を満たすことができるようになっているものと考えられる。(p. 144)

以上に示したイギリスにおける「教育政策」(奨学金制度)と「所得保障制度」との関係性、あるいはまた、「大学等就学者」の「所得保障制度」における位置づけの問題は、利用世帯の子どもの「就学機会」——ひいては、「教育を受ける権利」——の保障を考えていくうえで示唆に富んでいる。今後、この点に関する研究、考察を深めていく必要があるだろう。

参考文献

- ・阿部彩 (2013) 「子どもにとっての公正」 武川正吾編『シリーズ福祉社会学 1 公共性の福祉社会学——公正な社会とは』(pp. 73-99). 東京大学出版会.
- ・阿部和光 (2012) 『生活保護の法的課題』成文堂.
- ・阿部峰子 (2013) 「大学生等のいる母子・寡婦世帯の母親の生活」北海道大学大学院教育学研究院・教育福祉論研究グループ『教育福祉研究』19, 19-35.
- ・坏洋一 (2011a) 「社会政策の捉え方 (1) ——「視点」としての社会政策、主体、客体」坏洋一・堅田香緒里・金子充・西村貴直・畑本裕介『社会政策の視点——現代社会と福祉を考える』(pp. 1-16) 法律文化社.
- ・青木紀 (2003) 「貧困の世代的再生産の現状——B市における実態」青木紀編著『現代日本の「見えない」貧困——生活保護受給母子世帯の現実』(pp. 31-83) 明石書店.
- ・青木紀 (2007) 「学校教育における排除と不平等——教育費調達の実態から」福原宏幸編著『社会的排除／包摂と社会政策』(pp. 200-219) 法律文化社.
- ・有倉遼吉 (1977) 「憲法と教育——憲法 26 条を中心として」永井憲一『教育権』(pp. 65-81) 三省堂.

- ・Berlin, Isaiah. (1969). *Four Essays on Liberty*, Oxford University Press. (=1971, 小川晃一・小池銈・福田歆一・生松敬三 共訳『自由論』みすず書房.)
- ・Bourdieu, Pierre., Passeron, Jean-Claude. (1964). *Les Héritiers: Les Étudiants et la Culture*, Les Editions de Minuit. (=1997, 石井洋二郎監訳『遺産相続者たち——学生と文化』藤原書店.)
- ・Bourdieu, Pierre., Passeron, Jean-Claude. (1970). *La Reproduction: éléments pour une théorie du système d'enseignement*, Les Editions de Minuit. (=1991, 宮島喬訳『再生産——教育・社会・文化』藤原書店.)
- ・Bourdieu, Pierre. (1979). *Les trois états du capital culturel*. In Actes de la recherche en sciences sociales (30): 3-6. (=1986, 福井憲彦訳「文化資本の三つの姿」福井憲彦・山本哲士編集『actes』1, 日本エディタースクール出版部).

- ・Cherniak, Christopher. (1992). *Minimal Rationality*, MIT Press. (=2009, 柴田正良監訳、中村直行・村中達也・岡庭宏之訳『最小合理性』勁草書房.)

- ・Danermark, Berth., Ekström, Mats., Jakobsen, Liselotte., Karlsson, Jan Ch. (2002). *Explaining Society: Critical Realism in the Social Sciences*, Routledge. (=2015, 佐藤春吉監訳『社会を説明する——批判的实在論による社会科学論——』ナカニシヤ出版.)

- ・ Edin, Kathryn., Kefalas, Maria. (2011). *Promises I Can Keep: Why Poor Women Put Motherhood before Marriage*. University of California Press.
- ・ Esping-Andersen, Gøsta. (1990). *The Three World of Welfare Capitalism*, Basil Blackwell.
(=2001, 岡沢憲英・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界——比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房.)
- ・ Esping-Andersen, Gøsta. (2009). *The Incomplete Revolution: Adapting to Women's New Roles*, Polity Press. (=2011, 大沢真理監訳『平等と効率の福祉革命——新しい女性の役割』岩波書店.)

- ・ Fitzpatrick, Tony. (1999). *Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate*, Macmillan Press. (=2005, 武川正吾・菊地英明訳『自由と保障——ベーシック・インカム論争』勁草書房.)
- ・ Fitzpatrick, Tony. (2011). *Welfare Theory: An Introduction to the Theoretical Debates in Social Policy 2nd ed*, Palgrave Macmillan.
- ・ 藤原千沙 (2012) 「ひとり親／ふたり親世帯の格差と貧困の影響」内閣府『平成 23 年度親と子の生活意識に関する調査』, 218-229.

- ・ 長谷川裕 (1993) 「生活困難層の青年の学校『不適應』——彼らはそれをどう体験しているか」久富善之編『豊かさの底辺に生きる——学校システムと弱者の再生産』青木書店.
- ・ 畠山弘文 (1989) 『官僚制支配の日常構造——善意による支配とは何か』三一書房.
- ・ 林明子 (2016) 『生活保護世帯の子どものライフストーリー——貧困の世代的再生産』勁草書房.
- ・ 樋口くみ子 (2014) 「<第2世代>のライフ・イベントと家族にかかる負担」長谷川裕編著『格差社会における家族の生活・子育て・教育と新たな困難』(pp. 132-149), 旬報社.
- ・ 平沢和司・古田和久・藤原翔 (2013) 「社会階層と教育研究の動向と課題——高学歴化社会における格差の構造」『教育社会学研究』93, 151-191.
- ・ Hirose, Iwao. (2015). *Egalitarianism*, Routledge. (=2016, 齊藤拓訳『平等主義の哲学——ロールズから健康の分配まで』勁草書房.)
- ・ Holstein, James A., Gubrium, Jaber F. (1995). *The Active Interview*, Sage Publications, Inc. (=2004, 山田富秋・兼子一・倉石一郎・矢原隆行訳『アクティヴ・インタビュー——相互行為としての社会調査』せりか書房.)

- ・ 稲葉昭英 (2011) 「ひとり親家庭における子どもの教育達成」佐藤嘉倫・尾嶋史章編『現代の階層社会 1——格差と多様性』(pp. 239-252) 東京大学出版会.
- ・ 稲葉昭英 (2012) 「ひとり親世帯と子どもの進学期待・学習状況」内閣府.『平成 23 年度親と子の生活意識に関する調査』, 191-198.

- ・乾彰夫編・東京都立大学「高卒者の進路動向に関する調査グループ」著 (2006) 『18歳の今を生きぬく——高卒1年目の選択』青木書店.
- ・乾彰夫 (2006) 『『高校1年目』の若者たちが直面していること——まとめにかえて』乾彰夫編・東京都立大学「高卒者の進路動向に関する調査グループ」著『18歳の今を生きぬく——高卒1年目の選択』(pp. 255-273) 青木書店.
- ・石田浩 (2012) 「相対的貧困と親および子の行動と意識」内閣府『平成23年度 親と子の生活意識に関する調査』, 180-190.
- ・岩永理恵 (2009) 「生活保護制度における自立概念に関する一考察——自立支援および自立支援プログラムに関する論議を通して——」日本社会福祉学会『社会福祉学』49 (4), 40-51.
- ・岩田正美 (1991) 「ニードと資源」大山博・武川正吾編『社会政策と社会行政——新たな福祉の理論の展開をめざして』(pp. 43-67) 法律文化社.

- ・籠山京 (1984) 『籠山京著作集——第6巻 貧困児の教育』ドメス出版.
- ・梶野光信・柘澤利也 (2017) 「ユースソーシャルワーカーによる高校生支援」末富芳編著『子どもの貧困対策と教育支援——より良い政策・連携・協働のために』(pp. 289-305) 明石書店.
- ・金子充 (2015) 「IV 貧困・最低生活保障」宇佐見耕一・小谷眞男・後藤玲子・原島博 (編集代表) 『世界の社会福祉年鑑2015 第15集』(pp. 186-194) 旬報社.
- ・兼子仁 (1971) 『国民の教育権』岩波書店.
- ・Kant, Immanuel. 1785. *Grundlegung Zur Metaphysik Der Sitten*. (=2012, 中山元訳『道徳形而上学の基礎づけ』光文社.)
- ・荻谷剛彦 (2001) 『階層化日本と教育危機——不平等再生産から意欲格差社会へ』有信堂.
- ・堅田香緒理・山森亮 (2006) 「分類の拒否——『自立支援』ではなくベーシックインカムを」『現代思想』34 (14), 青土社, 86-99.
- ・菊池健志・大澤弘美・長谷部慶章 (2017) 「子どもへの支援」『生活保護ソーシャルワークはいま——より良い実践を目指して』(pp. 160-182) ミネルヴァ書房.
- ・木村忠二郎 (1958) 『生活保護法の解説 (第2次改訂版)』時事通信社.
- ・岸政彦 (2015) 「鉤括弧を外すこと——ポスト構築主義社会学の方法論のために」『現代思想』43 (11), 青土社, 188-207.
- ・岸政彦 (2016a) 「マンゴーと手榴弾——語りが生まれる瞬間の長さ」『現代思想』44 (1), 青土社, 58-68.
- ・岸政彦 (2016b) 「タバコとココア——『人間に関する理論』のために」『at+——特集 生活史』28, 太田出版, 112-131.
- ・小林雅之 (2008) 『進学格差——深刻化する教育費負担』ちくま新書.
- ・小西祐馬 (2003) 「貧困と子ども」青木紀編『現代日本の「見えない」貧困——生活保護

- 受給母子世帯の現実』(pp. 85-109) 明石書店.
- ・小山進次郎(1975)『改訂増補 生活保護法の解釈と運用(復刻版)』中央社会福祉協議会.
 - ・熊谷晋一郎(2013)『ひとりで苦しまないための「痛みの哲学」』青土社.

 - ・ Lareau, Annette. (2011). *Unequal Childhoods: Class, Race, and Family Life. 2d ed*, University of California Press.
 - ・Lipsky, Michael. (1980). *Street-Level Bureaucracy*, The Russel Sage Foundation. (=1986, 田尾雅夫訳『行政サービスのディレンマ—ストリート・レベルの官僚制』木鐸社.)
 - ・ Lovett, Frank. (2010). *A General Theory of Domination & Justice*, Oxford University Press.

 - ・前馬優策(2014)「子どもへの『願望』にみる現代社会——A 団地における『学歴期待』」長谷川裕編著『格差社会における家族の生活・子育て・教育と新たな困難』(pp. 261-283), 旬報社.
 - ・牧園清子(1999)『家族政策としての生活保護——生活保護制度における世帯分離の研究』法律文化社.
 - ・牧園清子(2006)「生活保護における世帯認定の動向」『松山大学論集』18(4), 161-182.
 - ・ Malcolm, David., Condell, Lynne and Toal, Angela. (2016). *Student Support and Benefits Handbook: England, Wales and Northern Ireland 13th edition*, Child Poverty Action Group.
 - ・丸谷浩介(2015)『求職者支援と社会保障——イギリスにおける労働権保障の法政策分析』法律文化社.
 - ・松本伊智郎(2013)「教育は子どもの貧困対策の切り札か? ——特集の趣旨と論点」貧困研究会編集『貧困研究』11, 明石書店, 4-9.
 - ・ Mill, John Stuart. (1867). *Inaugural Adress delivered to the University St. Andrews, Feb 1st 1867*, Rector of the University: London Longman, Green, Reader, and Dyer, MDCCCLXVII. (=2011, 竹内一誠訳『大学教育について』岩波書店.)
 - ・耳塚寛明(2002)「誰がフリーターになるのか——社会階層的背景の検討」小杉礼子編『自由の代償／フリーター——現代若者の就業意識と行動』(pp. 133-148) 日本労働研究機構.
 - ・宮島基(2013)「家族を支える女性たち——若者の移行とケアワーク」乾彰夫編『高卒5年 どう生き、これからどう生きるのか——若者たちが<大人になる>とは』(pp. 145-180) 大月書店.
 - ・宮島喬(2017)『増補新版 文化的再生産の社会学——ブルデュー理論からの展開』藤原書店.
 - ・三宅雄大(2014)「生活保護受給世帯における『大学等』への就学機会に関する研究——養育者とソーシャルワーカーの役割に着目して」日本社会福祉学会『社会福祉学』55(2), 40-53.
 - ・三宅雄大(2015)「生活保護受制度における高等学校等・大学等就学の『条件』に関する

- 研究——『生活保護制度の実施要領』の分析を通じて」日本社会福祉学会『社会福祉学』55 (4), 1-13.
- ・三宅雄大 (2017) 「生活保護利用有子世帯の養育者による『自立』の解釈——養育者の語りをとおして——」日本社会福祉学会『社会福祉学』57 (4), 14-27.
 - ・宮本太郎 (2013) 『社会的包摂の政治学——自立と承認をめぐる政治対抗』ミネルヴァ書房.
 - ・盛満弥生 (2011) 「学校における貧困の表れとその不可視化——生活保護世帯出身生徒の学校生活を事例に」『教育社会学研究集』88, 273-294.
 - ・宗像誠也 (1975) 「教育行政 (第 10 条)」宗像誠也編著『改訂新版 教育基本法』(pp. 263-297) 新評論.

 - ・長瀬正子 (2011) 「高学歴達成を可能にした条件——大学等進学者の語りから」西田芳正編著 妻木進吾・長瀬正子・内田龍史著『児童養護施設と社会的排除——家族依存社会の臨界』(pp. 113-132) 解放出版社.
 - ・中村睦男・永井憲一 (1972) 「社会的生存権としての教育権の構造——その歴史的形成と問題解明への視点」小川利夫・永井憲一・平原春好編『教育と福祉の権利』(pp. 26-57) 勁草書房.
 - ・仲村優一 (2002) 「公的扶助における処遇論」『中村優一社会福祉著作集 第五巻「公的扶助論」』(pp. 226-238) 旬報社.
 - ・中澤渉 (2015) 「日本の公教育費が抱える問題」貧困研究会『貧困研究』15, 明石書店, pp. 57-70.
 - ・仁平典宏 (2009) 「<シティズンシップ／教育>の欲望を組み替える——拡散する<教育>と空洞化する社会権」広田照幸『自由への問い 教育——せめぎあう「教える」「学ぶ」「育てる」』(pp. 173-202) 岩波書店.
 - ・仁平典宏 (2015) 「<教育>化する社会保障と社会的排除——ワークフェア・人的資本・統治性」日本教育社会学会編『教育社会学研究』96, 175-196.
 - ・日本財団・子どもの貧困対策チーム (2016) 『徹底調査 子供の貧困が日本を減ぼす——社会的損失 40 兆円の衝撃』文藝春秋.
 - ・西田芳正 (2012) 『排除する社会・排除に抗する学校』大阪大学出版会.
 - ・西尾勝 (2001) 『行政学 新版』有斐閣.
 - ・野家啓一 (2005) 『物語の哲学』岩波書店.
 - ・Nussbaum, Martha C. (2000). *Women and Human Development: The Capabilities Approach*, Cambridge University Press. (=2005, 池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳『女性と人間開発——潜在能力アプローチ』岩波書店.)

 - ・小川政亮 (2007) 「社会保障法と教育権——一つの接点としての教育扶助と教育補助の場

- 合を中心に」小川政亮著作編集委員会編『小川政亮著作集 4—家族・子どもと社会保障』（pp. 230-255）大月書店.
- ・小川利夫（1972）「児童観と教育の再構成——『教育福祉』問題と教育法学」小川利夫・永井憲一・平原春好編『教育と福祉の権利』（pp. 2-25）勁草書房.
 - ・岡部卓（1991）「公的扶助における援助者側の意識——母子世帯の援助をめぐる」『日本社会事業大学社会事業研究所年報』27, 217-244.
 - ・岡部卓（2009）「生活保護における自立支援（第54回 日本社会保障法学会大会 ミニシンポジウム B 生活保護受給者に対する自立支援プログラムの意義と問題点）」日本社会保障法学会編『社会保障法』24, 152-166, 法律文化社.
 - ・岡部卓（2013）「『貧困の世代間継承』にどう立ち向かうか——生活保護制度における教育費保障の観点から」貧困研究会編『貧困研究』11, 29-39.
 - ・岡部卓（2014）『新版 福祉事務所ソーシャルワーカー必携——生活保護における社会福祉実践』社会福祉法人全国社会福祉協議会.
 - ・大澤真平.（2008）「子どもの経験の不平等」北海道大学大学院教育学研究院・教育福祉論研究グループ『教育福祉研究』14, 1-13.
 - ・大内裕和（2017）『奨学金が日本を滅ぼす』朝日新聞出版.
 - ・ Oshio, Takashi., Sano, Shinpei. and Kobayashi, Miki. (2010). *Child Poverty as a Determinant of Life Outcomes: Evidence from Nationwide Survey in Japan*, Social Indicator Research, 99(1), 81-99.
 - ・朴沙羅（2016）「生活史における『事実』のために」『at プラス——特集 生活史』28, 太田出版, 28-42.
 - ・朴沙羅（2017a）『外国人をつくりだす——戦後日本における「密航」と入国管理制度の運用』ナカニシヤ出版.
 - ・朴沙羅（2017b）「幻の『転回』——オーラルヒストリー研究の対象と方法をめぐって」『現代思想』45（20）, 青土社, 100-111.
 - ・ Pettit, Philip. (2011). *The Instability of Freedom as Non-interference: The Case of Isaiah Berlin*, Ethics, 121(4), 693-716.
 - ・ Pettit, Philip. (2012). *On the People's Terms: A Republican Theory and Model of Democracy*, Cambridge University Press.
 - ・桜井厚（2002）『インタビューの社会学——ライフストーリーの聞き方』せりか書房.
 - ・笹沼弘志（2008）『ホームレスと自立／排除——路上に＜幸福を夢見る権利＞はあるか』大月書店.
 - ・ Sen, Amartya. (1985). *Commodities and Capabilities*, Oxford University Press. (=1988, 鈴木興太郎訳『福祉の経済学——財と潜在能力』岩波書店.)

- ・ Sen, Amartya. (1992). *Inequality Reexamined*, Oxford University Press. (=1992, 池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討』岩波書店.)
- ・ Sen, Amartya. (1999). *Development as Freedom*, Oxford University Press. (=2000, 石塚雅彦訳『自由と経済開発』日本経済新聞出版社.)
- ・ Sen, Amartya. (2009). *The Idea of Justice*, Penguin Books. (=2011, 池本幸生訳『正義のアイデア』明石書店)
- ・ 白沢久一 (1978)「公的扶助行政と貧困学童対策——「教育扶助」の処遇を中心に」小川利夫・土井洋一編著『教育と福祉の理論』(pp. 214-270) 一粒社.
- ・ Spicker, Paul. (1984). *Stigma and Social Policy*. Prentice Hall. (=1987, 西尾祐吾訳『スティグマと社会福祉』誠信書房.)
- ・ Standing, Guy. (2011). *The Precariat: The New Dangerous Class*, Bloomsbury Academic. (=2016, 岡野内正監訳『プレカリアート——不平等社会が生み出す危険な階級』法律文化社.)
- ・ 鈴木一郎 (1967)「生活保護法における世帯単位の原則と世帯分離——とくに子供が高校以上に進学した場合における」『生活保護法の法社会学的研究』(pp. 270-302) 勁草書房.

- ・ 高山武志 (1981)「教育と貧困」江口英一編『社会福祉と貧困』法律文化社.
- ・ 武川正吾 (2009)『社会政策の社会学——ネオリベラリズムの彼方へ』ミネルヴァ書房.
- ・ 田中総一郎 (2013)「生活保護受給世帯の中学生の学習・生活実態と教育支援」社会政策学会編『社会政策』5 (2), 114-126.
- ・ 田中拓道 (2011)「脱商品化とシティズンシップ——福祉国家の一般理論のために」『思想』No. 1043, 岩波書店, pp. 145-163.
- ・ 田中拓道 (2016)「承認論の射程——社会政策の新たなパラダイム」田中拓道編『承認——社会哲学と社会政策の対話』(pp. 5-35) 法政大学出版会.
- ・ 立岩真也 (2013)『私的所有論——第2版』生活書院.
- ・ 知念渉 (2012)「<ヤンチャな子ら>の学校経験——学校文化への異化と同化のジレンマのなかで」日本教育社会学会『教育社会学研究』91, 73-94.
- ・ 戸室健作 (2017)「拡大する子育て貧困世帯」『現代思想』45 (7), 青土社, 210-218.
- ・ 妻木進吾 (2005)「本当に不利な立場におかれた若者たち——フリーターの析出に見られる不平等の世代間再生産」(社) 部落解放・人権研究所編『排除される若者たち——フリーターと不平等の再生産』(p. 24-65) 解放出版社.
- ・ トロウ・マーチン (天野郁夫・喜多村和之訳) (1976)『高学歴社会の大学——エリートからマスへ』東京大学出版会.

- ・ 埋橋孝文 (2007)「ワークフェアの国際的席捲——その論点と問題点」埋橋孝文編著『ワークフェア——排除から包摂へ?』(pp. 15-45) 法律文化社.

- ・ Willis, Paul E. (1977). *Learning to Labour: How Working Class Kids Get Working Class Jobs*, Saxon House. (=1996, 熊沢誠・山田潤訳『ハマータウンの野郎ども』筑摩書房.)
- ・ 山田哲也 (2016) 「格差・貧困から公教育を問い直す」『教育 変革への展望 2——社会のなかの教育』(pp. 103-138) 岩波書店.
- ・ 山森亮 (2009) 『ベーシック・インカム入門——無条件給付の基本所得を考える』光文社.
- ・ 山野良一 (2017) 「子どもの貧困対策を斬る」『現代思想』45 (7), 青土社, 200-209.
- ・ 山崎真秀 (1994) 『憲法と教育人権』勁草書房.
- ・ 山崎智子 (2017) 「第4章 英国の大学——第1節 大学のしくみ・制度」日英教育学会編『英国の教育』(pp. 139-147) 東信堂.
- ・ 矢野眞和 (2015) 『大学の条件——大衆化と市場化の経済分析』東京大学出版会.
- ・ 横山孝子 (2001) 「生活保護法における学習権保障の検討——要保護世帯児童の高校修学をめぐって」熊本学園大学社会関係学会『社会関係研究』7 (2), 97-126.
- ・ Young, Iris Marion. (2011). *Responsibility for Justice*. Oxford University Press. (=2014, 岡野八代・池田直子訳『正義への責任』岩波書店.)